

目 次

(令 和 3 年)

○第2回定例会

第1日目(6月11日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
議案第19号 中城村表彰条例の一部を改正する条例	5
議案第20号 令和3年度中城村一般会計補正予算(第1号)	8
議案第21号 物品等購入の契約について	21
承認第2号 専決処分の承認について(中城村税条例等の一部を改正する条例)	22
報告第4号 専決処分の報告について(ウフクビリ線災害防除工事(R2-1工区)改定契約)	50
報告第5号 令和2年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	51
報告第6号 令和2年度中城村水道事業会計予算繰越計算書の報告について	52

第2日目(6月12日) 休 会(土)

第3日目(6月13日) 休 会(日)

第4日目(6月14日)

一般質問

9番 比嘉麻乃 議員	57
10番 安里ヨシ子 議員	66
6番 玉那覇 登 議員	69
12番 金城 章 議員	75

第5日目(6月15日)

一般質問

8番 大城常良 議員	87
13番 石原昌雄 議員	96
14番 伊佐則勝 議員	104
2番 新垣 修 議員	111

第6日目（6月16日）

一般質問

11番 仲松正敏議員	123
3番 渡嘉敷眞整議員	131
4番 屋良照枝議員	138
5番 桃原清議員	146

第7日目（6月17日）

一般質問

15番 新垣善功議員	155
7番 新垣貞則議員	163
1番 安里清市議員	172

第8日目（6月18日）

請願第2号 南上原地区交番設置を求める請願書	185
陳情第5号 「運転代行業者への事業継続緊急支援措置」について(陳情)	185
陳情第6号 国保運営にあたって、コロナ禍など困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める陳情書	186
意見書第8号 国保運営にあたって、コロナ禍など困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める意見書	187
陳情第7号 国立病院の機能強化を求める陳情書	192
意見書第9号 国立病院の機能強化を求める意見書	192
陳情第8号 コロナ禍の中だからこそ、子どもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳まで子ども医療費無料制度実現子ども医療費無料制度の改善を求める陳情書	195
意見書第10号 コロナ禍の中だからこそ、子どもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳まで子ども医療費無料制度実現子ども医療費無料制度の改善を求める意見書	195
決議第3号 世界遺産中城城跡と一体となった沖縄の文化芸能発信交流拠点の整備を求める決議	198
意見書第7号 うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着事故に関する意見書	201

第2回 定例会

令和3年第2回中城村議会定例会会期日程表

開 会 令和3年6月11日

会 期 8 日間

閉 会 令和3年6月18日

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	6月11日	金	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 諸般の報告、行政報告 議案第19号、20号、21号に対する説明、質疑、 討論、採決 承認第2号における説明、質疑、採決 報告第4号、5号、6号に対する説明
第 2 日	6月12日	土	/	休 会	
第 3 日	6月13日	日	/	休 会	
第 4 日	6月14日	月	午前10時	本 会 議	一般質問（4人）
第 5 日	6月15日	火	午前10時	本 会 議	一般質問（4人）
第 6 日	6月16日	水	午前10時	本 会 議	一般質問（4人）
第 7 日	6月17日	木	午前10時	本 会 議	一般質問（3人） 委員会審議
第 8 日	6月18日	金	午前10時	本 会 議	委員長報告に対する質疑、討論、採決 <div style="text-align: right;">閉会</div>

令和3年第2回中城村議会定例会（第1日目）

招 集 年 月 日	令和3年6月11日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	令和3年6月11日（午前10時00分）		
	散 会	令和3年6月11日（午後0時03分）		
応 招 議 員 (出席議員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	石 原 昌 雄
	6 番	玉 那 覇 登	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	1 番	安 里 清 市	2 番	新 垣 修
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	比 嘉 保	議 事 係 長	根 間 忠
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	こ だ も 課 長	金 城 勉
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	仲 村 盛 和
	総 務 課 長	與 儀 忍	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	義 間 清	上 下 水 道 課 長	知 名 勉
	会 計 管 理 者	荷 川 取 次 枝	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	生 涯 学 習 課 長	稻 嶺 盛 昌
	福 祉 課 長	照 屋 淳	教 育 総 務 課 主 幹	宮 城 政 光
	健 康 保 険 課 長	仲 松 範 三		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	議案第19号 中城村表彰条例の一部を改正する条例
第 6	議案第20号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第1号）
第 7	議案第21号 物品等購入の契約について
第 8	承認第2号 専決処分の承認について（中城村税条例等の一部を改正する条例）
第 9	報告第4号 専決処分の報告について（ウフクビリ線災害防除工事(R2-1工区)改定契約）
第 10	報告第5号 令和2年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第 11	報告第6号 令和2年度中城村水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長 新垣博正 おはようございます。ただいまより令和3年第2回中城村議会定例会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番 安里清市議員及び2番 新垣修議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日6月11日から6月18日の8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、本議会の会期は本日6月11日から6月18日の8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

令和3年3月3日より令和3年6月10日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1. 例月現金出納検査及び定期監査報告について

村監査委員より、令和3年3月、4月、5月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照ください。

2. 一部事務組合議会、介護保険広域連合議会、南部広域行政組合議会の報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。その他の資料等は議会事務局で閲覧してください。

3. 各所管事務調査の報告について

○総務常任委員会

・5月11日(火)及び6月1日(火)に総務常

任委員会を開催し、議会議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例について調査を行っております。

○建設常任委員会

・4月30日(金)南上原配水池建設計画を上下水道課より聞き取り及び現地にて調査しており、同日中城城跡線の視察を行っております。資料は配付済であります。

○文教社会常任委員会

・5月19日(水)こども課より、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況を調査しております。

なお、各委員会で提出された報告書については事務局で閲覧して下さい。

4. 陳情、要請等の処理について

期間中に受理した陳情・要請等について、請願を1件、陳情を4件受理し、6月8日議会運営委員会で協議した結果、「南上原地区交番設置を求める請願書」については、総務常任委員会へ付託し、「運転代行業者への事業継続緊急支援措置」については(陳情)については建設常任委員会への付託とし、また「国保運営にあたって、コロナ禍など困窮から県民の生活を守るために地方自治体の本旨に基づき、制度の改善を求める陳情書」については総務常任委員会へ付託とし、「国立病院の機能強化を求める陳情書」並びに「コロナ禍の中だからこそ、こどもたちの健やかな成長のために「現物支給」への国のペナルティ全廃と18歳までこども医療費無料制度実現こども医療費無料制度の改善を求める陳情書」の2件については文教社会常任委員会へ付託します。

5. 沖縄県町村議会議長会関係について

○令和3年5月12日(水)自治会館にて正副常任委員長研修が開催され、コロナ禍のため各委員会より1名の参加者として、4名の議員と事務局長が出席しております。

詳細については別紙を参照下さい。

6. 中部地区町村議会議長会関係について

○令和3年4月26日（月）定期総会が北中城村で開催予定でありましたが、コロナ禍のため書面決議としております。

詳細については事務局で閲覧して下さい。

7. 中部広域市町村圏事務組合議会について

○令和3年5月12日（水）第93回中部広域市町村圏事務組合議会臨時会が沖縄市の中部市町村会館で行われ、知識経験者監査員の選任について審議しております。

会議における資料については事務局で閲覧して下さい。

8. その他

5月9日（日）に開催された、中城村文化協会の定期総会に副議長が出席し挨拶しております。

その他の期間内の行事等については、「新型コロナウイルス感染拡大防止」の観点から中止となっております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは行政報告を行います。

まず1枚のほうで、令和3年2月から令和3年4月までの主要事項の抜粋部分を報告いたします。

まず2月1日と2月8日には、例年どおりサッカーキャンプの歓迎式を行いました。もちろん規模縮小にての歓迎式ではございましたけれども、行うことができました。

2月3日にはMICEに関する副知事との意見交換会を県庁のほうで行いました。今後の4町村含めて、同じ方向性で行きましょうという再確認をしたところでございます。

2月12日には中部地区医師会への新型コロナウイルスの集団接種についての医師派遣、看護

師要請の要請を行ってまいりました。

3月に入りまして、3月7日には南上原子子ども組踊「糸蒲の縁」の上演会。これも開催が危ぶまれたところではございますが、感染症対策をしっかりとやって上演できました。

3月14日、東海岸サンライズベルト構想検討委員会がありまして、東海岸をどのようにして発展させていくかということで意見を交換しているところでございます。

4月に入りまして、4月14日には沖縄美ら島財団との連携協定調印式。これは島野菜の生産復興における連携協定ということでございます。非常に知識と経験、お知恵を拝借してというような話をさせていただきました。しっかり連携して頑張っていきたいと思っております。

4月20日には中北消防中城出張所の地鎮祭、順調に運んでいるようでございます。開所に向けて、また頑張っていきたいと思っております。

同じくその日には中城村無縁仏のシーミー、清明祭も行いました。

4月23日には沖縄振興拡大会議、これはWeb会議ではございましたけれども行いまして、これから特にコロナ対策をどういった形で進めていくか。迅速に、安全にということと共有したところでございます。

続いて、令和3年度の主要施策の執行状況調書（第1・四半期分）を読み上げて御報告申し上げます。

まず総務課の10節令和3年度広報なかぐすく印刷製本業務、令和3年4月1日、指名競争入札、357万5,000円、64.7%、丸正印刷株式会社。12節中城村役場建築物環境衛生管理業務、令和3年4月19日、指名競争入札、92万2,900円、97.4%、株式会社沖縄ダイケン。12節令和3年度中城北中城消防署中城出張所建設工事磁気探査委託業務、令和3年4月30日、指名競争入札、330万円、90.8%、株式会社ナチュラエンジニアリング。

続いて議会事務局、10節議会だより印刷製本業務、令和3年4月16日、随意契約、99万2,640円、丸正印刷株式会社。

住民生活課、13節令和3年度中城村指定ごみ袋印刷及び製造請負業務、令和3年4月20日、指名競争入札、755万1,170円、82.5%、リューゼロ株式会社。

都市建設課、14節令和3年度中城村伊舎堂地内交通安全対策工事、令和3年4月20日、指名競争入札115万5,000円、58.3%、沖縄道路興業株式会社。

教育総務課、12節G I G Aスクールサポーター配置事業、令和3年4月1日、指名競争入札、765万6,000円、96.7%、リンクプラス株式会社。同じく12節中城村公共交通モデル事業（登下校支援）バス運行業務委託、令和3年4月5日、随意契約、1,250万7,000円、89.3%、株式会社セノン沖縄支社。

生涯学習課、12節吉の浦公園内地質調査業務委託、令和3年3月25日、指名競争入札、152万9,000円、95.9%、株式会社双葉測量設計。12節中城村吉の浦公園ごさまる陸上競技場芝生適正管理業務委託、令和3年4月13日、随意契約、913万円、98.8%、東洋グリーン株式会社沖縄営業所。

以上でございます。

○議長 新垣博正 続いて、教育行政報告を行います。

教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。令和3年2月から4月までの教育行政報告を抜粋して行いたいと思います。

2月6日土曜日、教育の日、児童生徒の表彰のみを行いました。小学生16名、中学生4名と卓球部団体の表彰を行っております。

12日金曜日、中頭地区の学力向上実践推進大会が読谷村で行われています。

16日火曜日、第2回定例教育委員会会議を

行って、学校運営協議会、コミュニティスクールについての話し合いを行っております。

28日の日曜日、村子ども会のジャガイモカレーパーティー。今回は会食をせずに、子どもたちにカレー弁当という形で持ち帰りを行っております。

3月1日、人材育成基金助成交付ということで、琉球大学附属中学校の1年生、サッカーの佐賀県への遠征の交付を行っております。

6日土曜日は中学校の卒業式、告辞を述べております。

16日火曜日、中城中学校の卓球部全国大会派遣の予定でしたが、これはコロナの影響で参加できませんでした。

3月23日、小学校の卒業式、告辞を述べております。

31日、退職者の辞令交付式を行っております。

4月1日、中城村職員人事異動辞令交付式を行っております。そのときに臨時の教育委員会会議も行いました。

2日の金曜日は教職員の辞令交付式。一堂に集めずに、私たちが学校に出向いて行って実施をしております。

8日木曜日は中学校、9日の金曜日は小学校の入学式を行いました。

14日、人材育成基金の交付。これは中学校の卓球部、九州大会への派遣になっております。

以上です。

○議長 新垣博正 以上で行政報告を終わります。

日程第5 議案第19号 中城村表彰条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第19号 中城村表彰条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第19号

中城村表彰条例の一部を改正する条例

中城村表彰条例（昭和62年中城村条例第6号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月11日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

表彰候補者の推薦があった場合、本籍地の市区町村役場に刑罰等調書の照会を依頼しているが、条例等に欠格条項が明示されていないことを理由に刑罰等調書の発行ができない場合があるため、本条例の一部を改正する必要がある。

中城村表彰条例の一部を改正する条例

中城村表彰条例（昭和62年中城村条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（表彰の制限）</u></p> <p><u>第9条 村長は、第3条、第5条及び第6条並びに第7条に規定する適格者であっても、次の各号のいずれかに該当する者は表彰しないことがある。</u></p> <p><u>（1） 禁固以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</u></p> <p><u>（2） 破産者であって復権を得ない者</u></p> <p><u>（3） その他村長において不相当と認める者</u></p> <p>（表彰者名簿）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>（表彰審査委員会）</p> <p>第11条 （略）</p> <p>（規則への委任）</p> <p>第12条 （略）</p>	<p>（表彰者名簿）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>（表彰審査委員会）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>（規則への委任）</p> <p>第11条 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これでは提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第19号について質疑をしたいと思います。

まず改正後、2枚目の(1)、その中で真中のほうぐらいから「刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者」ということがあるのですけれども、この2年という根拠はどこから持ってきたのかどうか。

次に(3)の「その他村長において不適当と認める者」という言葉があるのですけれども、不適当と認める者とはどういう者が該当するのか。その2点お願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

市町村によりましては2年という年数を設定しないで、そのまま刑の執行を受けなくなったときから表彰できるという条例もございます。条例を改正する前に9つの市町村をちょっと調査したのですけれども、即表彰できる団体、あるいは刑を受けた場合に全く表彰しない、そういう条例もございました。本村におきましては2年ということで設けておりますけれども、これは地方公務員法に基づく欠格条項がございます。地方公務員法には2年を経過しないと、結局地方公務員にはなれないという条項がございますので、その辺を参考にしまして2年というふうなことでうたっております。

それからあと1点ですけれども、不適格につきましては、例えば2年を経過すれば表彰することは可能ではありますが、場合によってはそ

の犯罪において凶悪な犯罪等も発生する可能性もあると思われま。ですから、あくまでも例ですけれども、こういう場合は表彰しないこともできるということで考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 1点目の2年の根拠というのでも地公法を当てはめたということなので、やはり刑罰を受けた方というのは出所すれば、あそこで一定の法に対するみそぎというのか、あれは終わったというところで、課長が言われたとおりそれを採用しているところもあるということなのですけれども、やはり2年はちょっと長過ぎるのではないかと私を思っております。1年でも猶予期間ということで、それぐらいでもいいのかということも思っているけれども、やはり適格者であるということが基本であるものですから、それに違反することは恐らくないだろうということも私を思っているのです。そここのところはもう少し慎重に検討してほしい。ただ地公法に当てはめるだけではなくて、その方がしっかりとどういう方なのかということも含めて、今までの素行とかいろいろ調べた上で、表彰はしっかりやらないといけないのではないかと。そういうところも踏まえてほしいなというところがあるので、それは変える気持ちがないのであれば、そこはそこでもいいですので、もう一回答弁をお願いします。2点目の先ほど課長が言ったことは理解できましたので、1点だけお願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

条例の一部改正を前に、本村の顧問弁護士にも若干相談はしております。その2年とかという根拠は、実は全くないということで回答を得ております。ですから、市町村の条例によって

は、一度罪を犯したものが市町村の表彰条例において絶対表彰はできないという条例もございますし、刑の執行が終わった場合に、すぐ表彰の対象になり得る場合もありますし、今回提案しております本村の場合は2年を経過した後に表彰することで、どちらかと言うと、その中間あたりを採用しているのかということで考えております。ですから2年という我々が持ってきた数字は、あくまでも地方公務員法を参考に2年というふうなことで定めたと、そういうことでございます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 村が選ぶ適格者でありますので、そこはしっかり踏まえて、ぜひ罪を起こしたからもらえないというのではなくて、しっかりと審査の中で取り扱ってください。そのように思います。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時27分）

~~~~~

再 開（10時35分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第3項の規定

によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第19号は、委員会付託を省略します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第19号 中城村表彰条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第19号 中城村表彰条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第20号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは議案第20号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

## 議案第20号

### 令和3年度中城村一般会計補正予算（第1号）

令和3年度中城村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ222,784千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,478,888千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年6月11日 提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|---------|-----------|---------|-----------|
| 15 国庫支出金 |         | 1,949,504 | 111,399 | 2,060,903 |
|          | 2 国庫補助金 | 613,120   | 111,399 | 724,519   |
| 16 県支出金  |         | 1,213,328 | 18,059  | 1,231,387 |
|          | 2 県補助金  | 619,520   | 18,059  | 637,579   |
| 19 繰入金   |         | 218,866   | 71,767  | 290,633   |
|          | 2 基金繰入金 | 218,866   | 71,767  | 290,633   |
| 21 諸収入   |         | 127,015   | 8,059   | 135,074   |
|          | 4 雑入    | 122,975   | 8,059   | 131,034   |
| 22 村債    |         | 869,151   | 13,500  | 882,651   |
|          | 1 村債    | 869,151   | 13,500  | 882,651   |
| 歳入合計     |         | 9,256,104 | 222,784 | 9,478,888 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款     | 項           | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|-------|-------------|-----------|--------|-----------|
| 1 議会費 |             | 102,338   | 6      | 102,344   |
|       | 1 議会費       | 102,338   | 6      | 102,344   |
| 2 総務費 |             | 1,036,353 | 37,168 | 1,073,521 |
|       | 1 総務管理費     | 843,756   | 23,147 | 866,903   |
|       | 2 徴税費       | 121,037   | 5      | 121,042   |
|       | 3 戸籍住民基本台帳費 | 59,636    | 14,016 | 73,652    |

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額       | 計         |
|----------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 3 民生費    |         | 3,706,725 | 52,666    | 3,759,391 |
|          | 1 社会福祉費 | 1,452,302 | 3,859     | 1,456,161 |
|          | 2 児童福祉費 | 2,254,423 | 48,807    | 2,303,230 |
| 4 衛生費    |         | 1,054,518 | 10,219    | 1,064,737 |
|          | 1 保健衛生費 | 671,844   | 10,219    | 682,063   |
| 6 農林水産業費 |         | 176,303   | 38,387    | 214,690   |
|          | 1 農業費   | 166,292   | 38,387    | 204,679   |
| 7 商工費    |         | 89,065    | 2,552     | 91,617    |
|          | 1 商工費   | 89,065    | 2,552     | 91,617    |
| 8 土木費    |         | 405,364   | 0         | 405,364   |
|          | 2 道路橋梁費 | 175,742   | 0         | 175,742   |
| 9 消防費    |         | 297,340   | 0         | 297,340   |
|          | 1 消防費   | 297,340   | 0         | 297,340   |
| 10 教育費   |         | 1,858,583 | 81,786    | 1,940,369 |
|          | 1 教育総務費 | 274,215   | 50,743    | 324,958   |
|          | 2 小学校費  | 194,265   | 3,918     | 198,183   |
|          | 3 中学校費  | 726,992   | 15,202    | 742,194   |
|          | 5 社会教育費 | 335,693   | 153       | 335,846   |
|          | 6 保健体育費 | 168,668   | 11,770    | 180,438   |
|          | 歳 出 合 計 |           | 9,256,104 | 222,784   |



第2表 地方債補正

( 変更 )

(単位：千円)

| 起債の目的       | 補 正 前        |                    |                                                                          |                                                                                                            | 補 正 後        |       |     |       |
|-------------|--------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------|-----|-------|
|             | 限度額          | 起債の方法              | 利率                                                                       | 償還の方法                                                                                                      | 限度額          | 起債の方法 | 利率  | 償還の方法 |
| 庁舎除去事業債     | 千円<br>96,600 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内<br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 特別の融資条件のあるものを除き償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。 | 千円<br>99,900 | 同 じ   | 同 じ | 同 じ   |
| 公立学校施設整備事業債 | 496,500      |                    |                                                                          |                                                                                                            | 506,700      |       |     |       |

それでは歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、補正前の額6億1,312万円、補正額1億1,139万9,000円、合計で7億2,451万9,000円。

16款県支出金、2項県補助金、補正前の額6億1,952万円、補正額1,805万9,000円、合計で6億3,757万9,000円。

19款繰越金、2項基金繰越金、補正前の額2億1,886万6,000円、補正額7,176万7,000円、合計で2億9,063万3,000円。

21款諸収入、4項雑入、補正前の額1億2,297万5,000円、補正額805万9,000円、合計で1億3,103万4,000円。

22款村債、1項村債、補正前の額8億6,915万1,000円、補正額1,350万円、合計で8億8,265万1,000円。

歳入合計、補正前の額92億5,610万4,000円、補正額2億2,278万4,000円、合計で94億7,888万8,000円でございます。

続いて歳出。歳出、1款議会費、1項議会費、補正前の額1億233万8,000円、補正額6,000円、合計で1億234万4,000円。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額8億4,375万6,000円、補正額2,314万7,000円、合計で8億6,690万3,000円。2項徴税费、補正前の額1億2,103万7,000円、補正額5,000円、合計で1億2,104万2,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正前の額5,963万6,000円、補正額1,401万6,000円、合計で7,365万2,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額14億5,230万2,000円、補正額385万9,000円、合計で14億5,616万1,000円。2項児童福祉費、補正前の額22億5,442万3,000円、補正額4,880万7,000円、合計で23億323万円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、補正前の額 6 億7,184万4,000円、補正額1,021万9,000円、合計で 6 億8,206万3,000円。

6 款農林水産業費、1 項農業費、補正前の額 1 億6,629万2,000円、補正額3,838万7,000円、合計で 2 億467万9,000円。

7 款商工費、1 項商工費、補正前の額8,906万5,000円、補正額255万2,000円、合計で9,161万7,000円。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、補正前の額 1 億7,574万2,000円、補正額はゼロ、合計も同じ額。

9 款消防費、1 項消防費、補正前の額 2 億9,734万円、補正額はゼロ、合計は同額。

10 款教育費、1 項教育総務費、補正前の額 2 億7,421万5,000円、補正額5,074万3,000円、合計で 3 億2,495万8,000円。2 項小学校費、補正前の額 1 億9,426万5,000円、補正額391万8,000円、合計で 1 億9,818万3,000円。3 項中学校費、補正前の額 7 億2,699万2,000円、補正額1,520万2,000円、合計で 7 億4,219万4,000円。5 項社会教育費、補正前の額 3 億3,569万3,000円、補正額15万3,000円、合計で 3 億3,584万6,000円。6 項保健体育費、補正前の額 1 億6,866万8,000円、補正額1,177万円、合計で 1 億8,043万8,000円。

歳出合計、補正前の額92億5,610万4,000円、補正額 2 億2,278万4,000円、合計で94億7,888万8,000円でございます。

続いて第 2 表地方債の補正。まず起債の目的が庁舎除去事業債、補正前の限度額が9,660万円、補正後の限度額が9,990万円。そしてもう一つは公立学校施設整備事業債、補正前の限度額が 4 億9,650万円、補正後の限度額が 5 億670万円。両起債ともに補正前、補正後、起債の方法、利率、償還の方法は同じでございます。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率が年 5 %以内（ただし、利率見直し方式で借入れ

る政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率)。償還の方法は、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。補正後も同じでございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8 番 大城常良議員 それでは議案第20号令和 3 年度中城村一般会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行いたいと思います。

まず 1 点目に13ページの 2 款総務費、3 項 1 目戸籍住民票基本台帳費、これの12節の委託料、その下のほうの窓口案内システム設置委託料ということで1,289万円計上されているのですが、これは副村長の説明では案内板設置ということなのですか、これは全課対象で案内板を設置する予定なのか。これは銀行、病院等で設置されているようなもので、整理券も発行する予定なのか。そこを伺います。

次が16ページ、4 款衛生費の 2 目予防費、これの 3 節から伺います。職員手当等、これは時間外勤務手当ということで176万6,000円入っているのですが、今、新聞紙上でもワクチン接種の対応として大変厳しい状況に職員がなっているという中で、本村の状況はどうかということ、その中で80時間以上、過労死ラインを超える職員はいないのかどうか。これが 2 点目。

3 点目に、多い方では約何時間ぐらいの残業が行われているのか。

次に4点目が13節の使用料及び賃借料、これが新型コロナワクチン接種事業賃借料ということで568万1,000円の減額になっているのですが、その詳細、要因を伺いたいと思います。

5点目に18節負担金、補助及び交付金、新型コロナウイルスPCR検査助成金ということで407万5,000円入っているのですが、これは村民対象になっているということで、これは新聞で読んだのですが、要するに目的は何なのか。単なる村民を安心させるものなのか。それとも別の目的があるのかどうか。それを伺いたいと思います。

次が23ページ、10款教育費の学校建設費になるのですが、これは中学校費です。12節の委託料、物件等調査委託業務1,360万2,000円計上されていますけれども、この調査の目的は何なのか。

7点目に、候補地について調査をするということですから、それについての一定のめどはあったのか。そのほうを伺いたいと思います。以上7点、よろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

13ページの2款3項1目12節委託料、令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、内容としましては行政IT化推進事業としまして、1階の住民窓口フロア、住民生活課、税務課、健康保険課の3課でのセットで窓口案内機を設置するものでございます。設置箇所、発券機2か所予定。会計課と住民生活課付近に1台、税務課付近に1台、モニター10台で住民生活課に表示PC用呼出しモニター、バックヤードPC呼出しモニター、ホールディングシステム用呼出しモニターの3台、税務課も同じでございます。そして健康保険課には表示PC用呼出しモニター、バックヤードモニ

ターの2台でございます。多目的ホールにも設置する予定でございます。以上でございます。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

16ページ、4款1項2目3節職員手当等につきましては非常に厳しい状況もございます。80時間以上の残業をしている職員が1名、マックスで5月の残業は108時間となっております。これはもうどうしても5月はやらないといけない、担当しか担えないというところで作業をしていただいております。6月まではこの数字には行かないと思うのですが、6月までは数名において厳しい残業をしなくてはならない状況でございます。

あと13節の使用料及び賃借料につきましては、当初PCのリースとかタブレットも使用した運営をしようとしておりましたが、タブレットが不要になっていると。PCも台数が少なく済んでいるというところで、あとまた集団接種の用品賃借料も当初400万円を見込んでいたのが、200万円程度で足りるだろうというところでの500万円の減でございます。以上です。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 大城議員の質疑にお答えします。

PCR検査については、中城村民が安心して普段の生活を維持、継続できるように、希望者によってPCR検査を進めております。村民向けと事業者向けを対象にしておまして、事業者向けについては障害施設支援の職員、教育施設の職員、保育施設・学童クラブの職員ということで障害者や子供に接する方々のPCR検査を実施しております。また、村民向けのPCR検査については予約制度で毎週水曜日に抗体を接種しておりますが、その中にはごく僅かではありますが六、七名の障害を持っているお子さんがお母さんと一緒にPCR検査を受けることも実施できていますので、その辺に関しては大

変よかったと感じております。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大城議員の質疑に対して答弁いたします。

今回の物件調査委託業務の目的としては、中学校の用地の選定に対し、地権者に説明するための用地、物件の調査を行うための経費となっております。用地の移転候補地のめどは立っているかということについては、去る5月に教育委員会のほうでも会議を行い、教育委員のほうに説明し、候補地としてこちらが提案したものについて教育委員の承認は得ております。場所については、これからの用地交渉に支障を来すおそれがありますので、答弁は差し控えさせていただきます。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは1点目のほうから2回目を聞きたいと思います。

課長、ちょっと速過ぎて何がどうなっているか分からなかったのですけれども、要するに1階フロアだけを全部設置すると。一定程度ということなのかと思っているのだけれども、例えば3階までやってはいなくて、1階を重点的にやっていくと。その中で整理券も発行することで構わないわけですね。大体、大まかに言えば、それは1,200万円も使っているわけですので、やはり効果は絶大でないといけないということで、効果もほぼ見据えた予算組みでやられているとか、村民が一定程度、どれぐらい大きな利益というか、庁舎に来て、すぐ一目で分かりやすいというような取組になっているのか。その点をお願いいたします。

16ページ、時間外勤務、やはり大変厳しい状況だということは前々から課長のほうから伺ってはいるのですけれども、108時間というのは大分厳しい時間であって、6月はそこまではいかないだろうということなのですけれども、できるだけこの時間外勤務というのは、本人、そ

れからプロジェクトチームも大変厳しい中ではあると思うのですけれども、ぜひ軽減できるようにしっかりと対応して、足りなければまたほかの部署からも応援をもらってできるようにやっていただきたいと思います。

次の賃借料はタブレット、パソコン等が不要になったというところが一番大きいかと思しますので、それはこれで結構であります。

18節の村民対象になっているものについて、今、安心して暮らせるようにということなのですけれども、これはなぜ質疑したかと言うと、宜野座村もこれをやられておりまして、向こうはしっかりとした、どういう方が対象だということがあるものですから、例えば入学試験や就職活動とか、仕事で県外に出張する場合とかそういうものがあって、私たちの村では何を目的に、例えば受けた人が、ただ受けてそれで安心なのか。私が一番心配するのは費用対効果、費用はこれだけ使ったのだが、効果はただ村民を安心させるだけなのか。先ほど障害者が6名ぐらいいたということなので、やはりこういうのはしっかりとした計画を立てて、どういう方々が対象ですということまで踏み込んでいかないと、ただ月、火で申込みをして、水曜日に20名受けられると。これはトータルで2,400名ぐらい、村民のいわば10分の1ぐらいしか受けられないと。これが毎週水曜日ですので、水曜日はどうしてもできないと。受けたいけれども、その日はどうしてもできないという方々もいっぱいいらっしゃるかもしれない。そういうことも踏まえて、例えば日曜日に1回やるとか、そういったこともできなかったのかという思いもちょっとあるものですから、対象とこの日程の、例えば水曜日だけではなくて、月、火で予約するのはいいのだけれども、次は金曜日ですとか、そういう話が出なかったのかどうか。その点を伺います。

次、23ページです。物件のことで用地選定を

して、ほぼ教育委員会では了解を得たということで、候補地はまだまだ、やはり用地交渉等いろいろあるものですから、これは明らかにはできないと思うのですけれども、この1,300万円の金額をしっかりと調査して、そしてしっかりとした学校の建設に向けての準備段階だということをおっしゃっていますので、それもまたしっかりと行っていただきます。では今の質疑をお願いします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大城議員から効果についてということで御質疑がございましたのでお答えいたします。

先ほどはちょっと速過ぎるということだったので、ゆっくり御説明させていただきます。まず今回の事業として、新型コロナウイルス感染症対応ということで、その目的が他の来庁者との接触が避けられない窓口にて、接触機会を減らすため、窓口案内機器を導入し、感染拡大防止だけでなく、住民の待ち時間削減と窓口業務の省力化を推進するものでございます。流れを御説明しますと、まず発券機、発券用モニターに触れることで受付番号、札が発券されます。次に、操作機でもって無線操作端末で表示用PCモニター、大型モニターに番号を表示し、音声で来庁者の方をお呼びいたします。次に申請書を記入していただき、案内し、諸証明書の発行準備ができた時点で、操作機でバックヤードPC呼出しモニターに呼出し中番号、待ち時間、待ち人数等を表示いたします。次に発券機を案内し、窓口で諸証明書を交付し、一度呼び出しして受け取れない場合は、再度お呼び出しする際に使用するモニター、ホールディングシステムを呼出しモニターにて表示し、そのような対応を考えております。以上です。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 大城議員の御質疑にお答えします。

今村が実施しているPCR検査は、県が実施しているPCR検査促進事業を基に実施しております。県の実施要項にも濃厚接触者、症状がない方で県民、希望する方はどなたでもPCR検査が受けられます。それを基に村も症状のない方、濃厚接触者以外は希望すれば、どなたでもPCR検査が受けられるように要綱を策定しております。現在、4月14日から実施しております。8回実施しております。その中で第1回の予約には、20人枠でしたが約40名余りの方が希望しておりましたが、半分は実施できなかったと。翌週からはそういう状況でありましたので、定員枠を40名に増やして、希望する方は大体PCR検査が受けられるようになっております。5月に入りまして、ワクチンの接種が始まりました。その時期からは約20名以下、希望すればどなたでもPCR検査を受けられる状況となっております。水曜日以外にどうしても都合がつかない方は、県が指定している機関でPCR検査を受けてもらって、領収書を健康保険課に届ければ償還払いができるようになっております。償還払いで現在70名の方がPCR検査を受けております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 様々な補正、金額も出ている中で、しっかりと補正金額を遂行できるように、村民の利益をしっかりと考えたところで遂行していただきたいと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは議案第20号の質疑をさせていただきます。

まず予算書の15ページ、児童措置費の中の19.扶助費、子育て世帯生活支援特別給付金4,500万円、これは説明の中で非課税世帯に対して900人をめどに、1子当たり5万円の給付金を給付するというふうに説明を聞いておりますけ

れども、その支給対象者についての詳細を教えてください。そして支給の期間を教えてください。

続きまして16ページ、先ほど大城議員からも質疑がありましたけれども、同様に予備費の18節407万5,000円、新型コロナウイルスPCR検査助成金について質疑いたします。同様に私も新聞紙上、4月3日か4日の内容で確認しまして、翌日、課長のほうにもいろいろと聞き取りをしたのですけれども、その際に我々が知り得ている情報は、2,400名に対して600万円の予算を確保したという情報を最初知りました。今回407万5,000円のほうで計上されているのですけれども、そしたらその4月14日から実施しているということになりますので、その間に、今回1,630人分を予定しているということになりますよね。金額から換算すると2,500円ですので。そしたら今日の時点で770名が使用して、192万5,000円が使われているというふうに捉えるのですけれども、600万円の予定から見ると。そしたら、これまで実施した人数、先ほど70名と聞いていますけれども、全体で何名なのかというのが知りたいです。この予算の407万円以外にPCR検査に使われている予算、これはどこから捻出したのかという点を教えてください。

そして17ページ、農林水産事業の5目農地費の中の工事請負費3,780万円、中城地区農道舗装等工事請負費3,780万円、これは今、泊地区のほうで中城第三地区整備事業が令和3年度の7月から3月末までの中で、よく9,840万円で組まれてきたと思うのですけれども、それとは多分別の事業というか、前倒し事業というふうに聞いていますけれども、その詳細を教えてください。ただ予算だけですので、その場所等、地区の工事箇所予定など、そういうのは資料提供ができるかどうか、まず1点です。資料の提示を求めたいと思います。そして先ほど言ったように第三地区は発注予定はついたと思うの

ですけれども、これが今度は第四地区というふうな名称になるのか。それとも単独事業で発注されるのかどうか。その3点、教えてください。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

15ページ、19節の扶助費につきまして900名の内訳ですけれども、児童手当受給者で、かつ非課税の方が686名、特別児童扶養手当受給者の非課税者が29名、新たに出生かつ非課税が51名、16歳以上18歳未満の非課税者が84名、課税ではあるのですけれども家計急変者、要申請者が50名という見込みで、計900名で予算措置をしております。支払いにつきましては、申請不要の1回目を7月初旬の支給の予定で作業を進めております。それ以後は随時支払っていきたいと思っております。3月末までです。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時09分）

~~~~~

再 開（11時12分）

○議長 新垣博正 再開します。

健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 新垣 修議員の御質疑にお答えします。

PCR検査については、4月9日にホームページで村民の皆さんに情報提供をしております。4月12日から15日の間に琉球新報、沖縄タイムスに情報が載りました。少し遅れて4月20日、自治会長に依頼して、全世帯へチラシ配布を行っております。予算については緊急でやむを得ない経費ということで、4月8日に予備費から192万5,000円を流用して770人分の予算を確保しております。現在4月分と5月分を支払いいたしまして、約21万円が残額として今残っております。以上です。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武

宏 お答えします。

6款1項5目14節の工事費ですが、今回の補正は追加内示がありまして、第三地区の工事業業のほうになります。場所は泊地区ではなくて、屋宜から添石の区間で前倒しの工事になります。あと、資料のほうは提供できます。中城第四地区と言われていた名称なのですが、ここは伊舎堂から泊地区になるのですが、今は中城地区ということで令和5年度から設計に入る予定で県とはヒアリングの調整で行っています。以上です。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 では、まず簡潔なところから行きます。

では産業振興課長、できればその場所等ありましたら全議員にも資料の配付をお願いいたします。第三地区になるということですよ。第三地区は前回の聞き取りの中で9,840万円のを3工区に分けて行うということですよ。これは添石、屋宜地区ですので、この分の予算に関しては、その9,840円に加算して同じく3工区で分けて発注するのか。それとも新たに1つの工区として発注するのか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 当初は3工区に分けて発注を予定していましたが、今設計の中でこの配分、工事の区域を検討していますので、4地区になるかは今のところ分かりません。4工区になる可能性もあります。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 さっき座ってしまって2回目も終わってしまったのだけれども、ではまずこども課の金城課長、この給付金、今回これは国の直轄事業の予算ということで給付金になりますので、今見通しされている900人対象、可能な限りコロナ禍の中で、先ほど残業も皆さ

ん多くなされて、こども課は今大変な事業にあるあると思うのですけれども、1年間かけて、これは給付金でできるわけですので、1人でも多くのひとり親世帯とか、生活困窮世帯に給付ができるような取組をぜひともお願いします。

そしてこのコロナワクチン、仲松課長、先ほどの770万円のうち、21万円は残っていると。予備費から流用したということですよ。これは多分令和3年度事業の中のコロナに関わる予算の中からはなると思うのだけれども、その前に4月から、これは予備費から流用したということになっていますよね、192万5,000円を。では予備費から使った場合に、この予備費にまた戻さないといけないと思うのですけれども、これは戻さない？ はいはい、分かりました。ちょっとこの辺がまだ私も意見がまとまっていないものだから、とりあえずではこの1,630名、PCR検査を頑張って、情報提供のほうもよろしくお願いします。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。

新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 15ページ、先ほどの質疑と関連しますが、900人で1人5万円ということで4,500万円組まれていますけれども、この世帯数としては何世帯なのか。それと村長、村独自の支援はないのかどうか、考えたことがないのかどうか。もう今コロナ禍で非常に困窮している家庭があると思うのです。村独自の支援策が全く財政的に出て来ないのです。その辺村独自の支援策は考えていないのかどうか。

それと18ページの商工費の中で13節使用料及び賃借料がありますが、これは地域おこし隊ということで賃借するというのですが、何を賃借するのか。

それと19ページ、道路維持管理、当初は12節の委託料36万円、これは18節の負担金、補助及び交付金の組替えと言うのですが、組替えというのはどういう意味なのか。これは当初から皆

さん方は予算編成をする場合に、ミスをしていたのではないですか。そのままそっくり36万円、そして当初予算では月3万円とありますけれども、委託ということになっていますから、委託契約書はあるのか。委託契約しているのかどうか。南上原自治会とどういう委託をしているのか。委託条件はどうなっているのか。委託するのには、これは月に3万円ですか、毎月この草刈り作業をしないといけなくなるのですよね。草は年に2回、ただ、今村内一斉清掃週間だけやるのか。これはもう毎月やらないといけなと思うのですけれども、そういう条件をつけてのあれなのか。これは皆さん方、簡単に組替えと言うのだけれども、これは当初予算編成をする際にミスをしたのではないかと私は思うのだけれども、この辺どうですか。

それと21ページ、教育総務課、12節の委託料4,621万8,000円、学校施設耐力度調査業務委託料と学校施設長寿命化計画策定業務というのだけれども、これはどこのものなのか。3校の補助を受ける際に、今学校は取り壊すということですが、取り壊す場合に、この調査ですか、あるいは策定は必修なのか。これはどこのものなのか。

それと先ほどもありました23ページ、12節の委託料、物件等調査委託料となっています1,300万円、先ほど課長からありましたが中学校の移転先ということで、これはどういう調査をしているのかどうか。皆さん方の話を前回の定例会においては吉の浦公園近くということで、ある程度はついていると思うのですけどね。吉の浦公園周辺は、過去を検証した場合、復帰前のことなのですけれども、向こうは台風の際には高潮で浸水したのです。そういうのも皆さん方は頭の中にあるかどうか。中学校をあの地域に持っていくのですが、当間の、前はプールがありましたあの付近の家庭の人たちはみんな上のほうに移住してきたのです。今でも台風の場合に

浸水するのです。その辺皆さん方は頭の中にあるかどうか。これからいろいろ災害のことも考えて、立地場所は考えるべきではないかと思うのです。

それと25ページ、14節2目の体育館施設の中のトレーニングジムの空調設備の工事ということですが、この工事内容、詳細の説明をお願いします。図面等があれば提出できないかどうか。以上。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

15ページ、19節扶助費につきましては、児童1人に5万円の給付事業でございますので、計画としても児童数でしか計画しておりません。世帯数の計画、把握はございません。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

18ページ、7款1項2目観光費、13節の使用料ですが、今年の3月まで地域おこし隊が使用していた車両がありまして、3年のリースではありましたが、今年の5月までのリースが組まれていたことが分かりまして、2か月間のリース料になります。計上漏れでした。以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

8款の道路維持費の組替えですが、これまでも南上原自治会には月1回から2回程度のボランティア作業を行っていて、それを当初補助金で計上したのですが、やはり年間を通して管理してもらうには委託料に組み替えたほうが管理しやすいということで、今回は組み替えております。まだ自治会との契約は行っておりませんが、それは契約後から3月31日までの間に作業回数を決めて契約していきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

学校施設耐力度調査委託については、中城小学校、津覇小学校、中城中学校の3校を調査いたします。この調査については、公立学校整備事業補助金を申請するためには耐力度調査を行う必要があるため、今回調査を行っていきます。

続いて学校施設長寿命化計画策定業務についても、これも国庫補助金を申請するのと同様で、個別施設については小中学校の4校を調査いたします。その施設ごとの長寿命化計画を策定する必要があるため、今回調査を行っていきます。

次の物件等調査委託業についてです。調査項目については倉庫などの建物、耕作物、サトウキビなどの種木、コンテナなどの動産などが主な調査対象物件となっております。

過去の台風に対する災害などについては、大変申し訳ないのですが、私のほうでは把握しておりませんでした。あと津波対策や地震対策については、先ほど申しました5月に行いました教育委員会会議で教育委員のほうにも説明し、その候補地として承認をいただいているところであります。以上であります。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは新垣貞則議員御質疑の工事の件についてでございますが、こちらにつきましては村民体育館のトレーニングルーム及びサブアリーナへのクーラーの設置工事となります。クーラーの設置、トレーニングルーム1台、サブアリーナに2台、あと換気を含め体育館内の全ての窓に網戸を設置するという3つの工事をやっていく予定であります。こちらにつきましては詳細な工事の図面等は持ってはおりませんが、個数を数えたり、クーラーは見積り等を含めこれから金額を出しながら入札等をやって、実施してまいります。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 都建課長に。ではこれ

はまだ契約は結んでいないということですね。了解しました。これは南上原自治会とは1年ではなくて、これがずっと継続していくものだと考えていますが、その考えでいいかどうか。そうすると、その地域をしっかりと南上原自治会に管理させるということですよ、基本的には。年間30万円払って。そして、これは余談になりますけれども昨日の新聞は読みましたか。何か歴史、研究、あちこちを歩いている方の、この歴史の道の投稿がありましたよね。あれで北上原と、消防学校の後ろ側だと思えるのですが、あの辺がもう歩けないというような状況ですよ。それを考えた場合に、日本の道100選にも選ばれて皆さんは豪語していますけれども、その辺も頭に入れて、この歴史の道全体を考えてやっていただきたいと思うし、やってもらわないと、日本の道100選の意味がなくなるのではないかと。そして、これは観光協会とも関連すると思うのです。ある意味では中城城跡との関連性がありますから、その辺も考えて今後対策を取って、早めに契約を結んで南上原、そして北上原、新垣という順になると思うのですけれども、しっかりと契約を結んでやってもらいたい。

それと18ページの3年リースが5月まで組まれているということで、2か月分のリース代ということで、その後はもうリースしないということなのか。

こども課の金城課長、人数は把握しているけれども世帯数を把握していないというのは、これは把握できないのですか。やはり人数も把握しながら、家庭も1人の子供がいるところと、複数いる世帯もあると思うのです。その辺までちょっと調査してもらいたいです。

21ページの教育総務課長、中城中学校は取り壊しをするのだから、そういう耐力度調査業務委託をしないと国からの予算はもらえないのか。そしてPFIで皆さん方はやろうとしていると

思うのですけれども、その場合でも必要なのか。国からの補助金がもらえないのかどうか。その辺大丈夫ですか。皆さんは民間に指定をやるという考えではないですか、これ。村長も施政方針の中でうたっていますから。

それから村長、先ほども言いましたように国からの予算だけで支援していますけれども、村独自の支援策は考えていないのか。答弁していませんけれども、その辺どうですか。これはもう課長ではなくて、村長直々に答弁してください。これまでコロナ禍において村からの補助金が出たのは商工会員に対する3万円と、それから農業従事者に対する3万円、それ以外に何かありますか。私はそのぐらいしか記憶していませんけれども、本当に今困っている人に対しての支援策を考えていただきたい。ではそれで答弁願います。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは新型コロナウイルスに関しての支援策等ということですが、昨年から本村においても、先ほど議員からもありましたように中小企業や小規模、そして農業従事者、そのほかにも認可外保育、給食費の免除、赤ちゃん応援基金ということで10万円等、多くの支援策を実施しております。今後についても村民などへの支援策というのは考えていかないといけないとは思っています。必要に応じて各課と連携して取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 答弁いたします。

先ほどの質疑のときにもお答えしましたが、公立学校補助金を申請するためには耐力度調査及び長寿命化計画の策定業務については必要なものとなっております。これについては4月に県庁の担当者と事務調整の中で確認を取っております。学校施設耐力度調査については、この耐力度調査は公立学校施設における建物の構造

耐力、機能の低下、立地条件による影響の3点項目を総合的に調査し、建物の老朽化を総合的に評価するものであります。調査の結果によって所要の耐力度点数が達しないものについては、老朽化した公立学校を建て替える事業の対象となるということとして調査を行います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時37分）

~~~~~

再 開（11時38分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 分かりました。ではPFIを採用するにしても、この調査は必要だということに理解していいですね。

それと先ほど質疑をするのを忘れても24ページ、生涯学習課長だと思います。歴史資料図書館の修繕費（建物）15万3,000円が補正で上がって来ていますけれども、副村長の説明では館内の誘導灯2基ということですが、この図書館は建設してからまだ5年しかたっていないのです。5年しかよ。そして電池ということでありましたけれども、これはどういう電池なのか。2基で15万3,000円というのですけれども、そしてどうして壊れたのか。人災で壊れたのか。それとも老朽化なのか。どちらですか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

図書館は今年の5月30日で5周年を迎えました。この中で、館内の非常用電池、放送用設備を含めた館内の放送用施設、基盤というのですか、大きなものがあるのですが、その中のバッテリーの中の専用の電池でありまして、こちらは1個当たりの単価が6万4,000円かかります。こちらのほうが、今議員の御質疑にあったように点検調査の中でもう寿命に来てると。かなり厳しい状況なので、今の段階で交換を要

するということで、去る2月でしたか、年に2回の消防検査の中で指摘がございましたので、今回の補正を計上させていただいております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（11時40分）

~~~~~

再開（11時42分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 休憩でお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（11時42分）

~~~~~

再開（11時45分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第20号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第20号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第21号 物品等購入の契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第21号 物品等購入の契約について御提案申し上げます。

## 議案第21号

### 物品等購入の契約について

令和3年度電子黒板等教育情報化備品購入業務について、次のように物品購入契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |          |                       |
|----------|-----------------------|
| 1. 契約の目的 | 令和3年度電子黒板等教育情報化備品購入業務 |
| 2. 契約の方法 | 指名競争入札                |

- |                         |                                          |
|-------------------------|------------------------------------------|
| 3. 契約金額                 | 金 38,038,000円                            |
| うち取引に係る消費税<br>及び地方消費税の額 | 金 3,458,000円                             |
| 4. 契約の相手方               | 浦添市牧港458番地<br>株式会社 オキジム<br>代表取締役 新 里 哲 郎 |

令和3年6月11日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

令和3年度電子黒板等教育情報化備品購入業務の契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

物品購入の契約書の写しと入札結果調書がございますので、御参照いただきたいと思ます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩（11時48分）

~~~~~

再 開（11時49分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第21号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号 物品等購入の契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第21号 物品等購入の契約については原案のとおり可決されました。

日程第8 承認第2号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 承認第2号 専決処分の承認について御提案申し上げます。

承認第2号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和3年6月11日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が、令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い中城村税条例等の一部を改正する必要性が生じ、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したのでその承認を求める必要による。

中城村税条例等の一部を改正する条例

中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）新旧対照表

【第1条による改正】

改正後	改正前
(個人の村民税の非課税の範囲) 第24条 (略)	(個人の村民税の非課税の範囲) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、村民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者 (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）
2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が280,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養	2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が280,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養

親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額）以下である者に対しては均等割を課さない。

（寄附金税額控除）

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（法第37条の2第1項第3号の規定に基づき、それぞれ沖縄県税条例（昭和47年沖縄県税条例第59号）で定めるものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

（1）（略）

（2）所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

（3）所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

親族 _____ の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額）以下である者に対しては均等割を課さない。

（寄附金税額控除）

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（法第37条の2第1項第3号の規定に基づき、それぞれ沖縄県税条例（昭和47年沖縄県税条例第59号）で定めるものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

（1）所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金

（2）所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（ _____ 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

（3）所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（ _____ 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(9) (略)

(10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。

_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（_____

_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（_____

_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。

_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（_____

_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

(10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

<p>第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなもの</u>を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>第34条の8～第36条の3 (略)</p> <p>(個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の2 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの_____を除く。）</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第34条の8～第36条の3 (略)</p> <p>(個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、村長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該給与支払者の氏名又は名称</p> <p>(2) 扶養親族の氏名</p> <p>(3) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で村内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、村長に提出しなければならない。</p>
--	---

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

5 (略)

(個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払いを受ける者であって、扶養親族（年齢16歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に村長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項_____において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払いを受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公

的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2及び3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際の經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 扶養親族の氏名

(3) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に村長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際の經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」

(特別徴収税額)

第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第3項並びに第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) (略)

2 (略)

とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(特別徴収税額)

第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下本条、次条第2項及び第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合 その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第53条の7の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額

2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時までに退職所得申告書を提出していないときは、第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4

<p>(退職所得申告書)</p> <p>第53条の9 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。</u></p> <p>第53条の10～第81条の3 (略)</p>	<p>の規定を適用して計算した税額とする。</p> <p>(退職所得申告書)</p> <p>第53条の9 退職手当等の支払を受ける者でその退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において村内に住所を有する者は、その支払を受ける時まで、施行規則第5号の9様式による申告書とその退職手当等の支払をする者を經由して、村長に提出しなければならない。この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第328条の14の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者に受理されたときは、その退職所得申告書は、その受理された時に村長に提出されたものとみなす。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第53条の10～第81条の3 (略)</p>
--	---

<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(個人の村民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第2条の3 当分の間、村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、村民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項_____において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項_____において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</p> <p>附 則</p> <p>(個人の村民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第2条の3 当分の間、村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族_____の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、村民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2 当分の間、法附則第3条の3第5項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、同項中の「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第2条の3第2項」とする。</p>
--	---

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第2条の4 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第23項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第24項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

10 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第2条の4 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

3 法附則第15条第26項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第27項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第27項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第27項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第28項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第28項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

10 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備

<p>について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第27項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第27項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>14 <u>法附則第15条第27項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第27項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>16 <u>法附則第15条第27項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>17 <u>法附則第15条第27項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>18 <u>法附則第15条第27項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>19 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>20 (略)</p> <p>(土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第30項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第30項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>14 <u>法附則第15条第30項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第30項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>16 <u>法附則第15条第30項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>17 <u>法附則第15条第30項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>18 <u>法附則第15条第30項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>19 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>20 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。</u></p> <p>21 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、0とする。</p> <p>(土地に対して課する<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>)</p> <p>第7条 次条から附則第10条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定の定めるところによる。</p> <p>(1) 農地 法附則第17条第1号</p> <p>(2) 宅地等 法附則第17条第2号</p>
---	---

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第7条の2 村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、村長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であつて、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地

- (3) 住宅用地 法附則第17条第3号
- (4) 商業地等 法附則第17条第4号
- (5) 負担水準 法附則第17条第8号イ
- (6) 前年度の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項（附則第9条の場合には、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項）
- (7) 市街化区域農地 法附則第19条の2第1項

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第7条の2 村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、村長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であつて、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地

等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資

等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資

産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合にお

産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合にお

る固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（令和3年度から令和5年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置）

第8条の3 地方税法等の一部を改正する法律

（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定に、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第9条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

る固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（平成30年度から平成32年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置）

第8条の3 地方税法等の一部を改正する法律

（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定に、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第9条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額 _____）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額 _____を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

(特別土地保有税の課税の特例)

第11条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第11条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3 当分の間、土地の取得の日の属する年の翌々年（当該土地の取得の日が1月1日である場合にあっては、同日の属する年の翌年）の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、第134条第1項の土地の取得価額又は修正取得価額のいずれか低い金額とする。

4 前項の「修正取得価額」とは、施行規則附則第8条の5第1項に規定する額（当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に

定める額を超えない場合にあつては、当該各号に掲げる額)をいう。

(1) 宅地評価土地(宅地及び法附則第17条第4号に規定する宅地比準土地をいう。以下同じ。) 当該宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に1.428を乗じて得た額

(2) 宅地評価土地以外の土地 当該宅地評価土地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に当該年度の初日の属する年の前年分の当該宅地評価土地以外の土地に係る評価倍率(土地評価審議会に係る土地の評価についての基本的事項等に関する省令(平成3年大蔵省令第33号)第2条の規定により国税局長が国税局及び税務署において閲覧に供するものとされている土地の評価に関する事項において定められている倍率をいう。以下同じ。)を乗じ、さらに1.25を乗じて得た額(評価倍率の定めのない宅地評価土地以外の土地にあつては、村長が適当であると認める率を乗じて得た額)

5 法附則第31条の3第3項の規定の適用がある土地に対して課する特別土地保有税については、第137条第1号(第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)中「控除した額」とあるのは、「控除した額の3分の1に相当する額」とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第11条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項_____において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第11条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第11条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第11条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の

規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の2の2 (略)

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車^が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3及び4 (略)

規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の2の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車^が法第446条第1項(同条第2項_____において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項_____において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第11条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請が必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については

_____、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円
a	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)	3,800円	4,500円
b	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車

が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
---------	--------	--------

3 法附則第30条第3項第1号及び第2条に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条_____において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については_____

_____、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

4 法附則第30条第4項第1項及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については_____

_____、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条

第2号ア（ウ）	6,900円	1,800円
a	10,800円	2,700円
第2号ア（ウ）	3,800円	1,000円
b	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2条に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年

4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
第2号ア（ウ）	6,900円	3,500円
a	10,800円	5,400円
第2号ア（ウ）	3,800円	1,900円
b	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1項及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日

から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

5 (略)

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第2号ア（ウ）	6,900円	5,200円
a	10,800円	8,100円
第2号ア（ウ）	3,800円	2,900円
b	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車

が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車

が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(追加)

(追加)

1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車
が令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
の間に初回車両番号指定を受けた場合には令和
5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項
の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に
掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字
句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3
輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用
を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限
る。）に対する第82条の規定の適用について
は、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日
から令和4年3月31日までの間に初回車両番号
指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車
税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令
和4年4月1日から令和5年3月31日までの間
に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年
度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表
の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げ
る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と
する。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第12条の2 村長は、軽自動車税の種別割の賦課
徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項
から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上
の軽自動車に該当するかどうかの判断をする
ときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の
2第1項に規定する国土交通大臣の認定等を
いう。次項において同じ。）に基づき当該判断を
するものとする。

2及び3 （略）

（追加）

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第12条の2 村長は、軽自動車税の種別割の賦課
徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項
から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上
の軽自動車に該当するかどうかの判断をする
ときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の
2第1項に規定する国土交通大臣の認定等を
いう。次項において同じ。）に基づき当該判断を
するものとする。

2 村長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額
について不足額があることを第83条第2項の納
期限（納期限の延長があったときは、その延長
された納期限）後において知った場合におい
て、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の

<p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき <u>新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>	<p>認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第18条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p> <p>(追加)</p>
---	---

中城村税条例(昭和47年中城村条例第37号)新旧対照表

【第2条による改正】

改正後	改正前
<p>第2条 中城村税条例の一部を次のように改正する。</p>	<p>第2条 中城村税条例の一部を次のように改正する。</p>

(中略)

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第60項」に、「同条第42項」を「同条第60項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第

(中略)

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第

12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第69項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改める。第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項から第6項までを削る。

(中略)

附則第2条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第2条の2の2第1項中「及び第4項」及

12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に_____

改める。_____

_____から第6項までを削る。

(中略)

附則第2条の2第2項中「及び第4項」を削る。

び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中中城村税条例第34条の7第1項の改正規定及び同条例附則第2条の4の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中中城村税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第2条の3第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中中城村税条例附則第6条の2第20項及び附則第3条第3項並びに第4項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(村民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の中城村税条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に支出する新条例第34条の7第1項に規定する寄付金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の中城村税条例（次項及び第3項において「旧条例」という。）第34条の7第1項に規定する寄付金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

4 前条第2号に掲げる規定による改正後の中城村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和5年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得した同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第6条の2第20項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第6条の2第20項の規定の適用については、同条中「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項」とあるのは「生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専決処分書、新旧対照表等がございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(11時52分)

~~~~~

再開(11時57分)

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、承認第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、承認第2号 専決処分の承認については原案のとおり可決されました。

日程第9 報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第4号 専決処分の報告について御報告申し上げます。

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。



令和3年6月11日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の議決により指定された事案について専決処分したので、議会に報告する必要がある。

専決処分書の写し、改定契約書の写し等、図面等もごございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第10 報告第5号 令和2年度中城村一

般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第5号 令和2年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御報告申し上げます。

報告第5号

令和2年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和2年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和3年6月11日 提出

中城村長 浜田 京介

令和2年度 中城村一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

| 款        | 項       | 事業名                | 金額          | 翌年度繰越額      | 左の財源内訳      |             |            |     |            |
|----------|---------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-----|------------|
|          |         |                    |             |             | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源     |            |     | 一般財源       |
|          |         |                    |             |             |             | 国県支出金       | 地方債        | その他 |            |
| 2 総務費    | 1 総務管理費 | 中城村第5次総合計画策定事業     | 4,994,000   | 4,994,000   | 0           | 0           | 0          | 0   | 4,994,000  |
|          |         | 社会保障・税番号制度システム整備事業 | 6,424,000   | 6,424,000   | 0           | 6,424,000   | 0          | 0   | 0          |
| 4 衛生費    | 1 保健衛生費 | 新型コロナウイルスワクチン接種事業  | 25,567,000  | 1,789,000   | 0           | 1,789,000   | 0          | 0   | 0          |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費   | 北浜地区海岸保全施設整備事業     | 2,511,000   | 2,511,000   | 0           | 0           | 0          | 0   | 2,511,000  |
| 8 土木費    | 2 道路橋梁費 | 防犯灯整備事業            | 2,200,000   | 2,200,000   | 0           | 0           | 0          | 0   | 2,200,000  |
|          |         | ウフクビリ線災害防除事業       | 48,618,000  | 46,732,000  | 0           | 37,385,400  | 8,400,000  | 0   | 946,600    |
|          |         | 村道若南線道路整備事業        | 37,357,000  | 37,357,000  | 0           | 29,515,200  | 3,500,000  | 0   | 4,341,800  |
| 9 消防費    | 1 消防費   | 新型コロナウイルス感染症予防対策事業 | 2,012,000   | 2,012,000   | 0           | 2,012,000   | 0          | 0   | 0          |
| 10 教育費   | 4 幼稚園費  | 官民連携整備事業           | 180,912,000 | 153,239,900 | 0           | 137,915,000 | 0          | 0   | 15,324,900 |
|          | 5 社会教育費 | 文化財悉皆及び中城村沖縄戦調査事業  | 6,655,000   | 6,655,000   | 0           | 5,989,000   | 0          | 0   | 666,000    |
|          | 6 保健体育費 | 吉の浦公園機能強化整備事業      | 45,271,000  | 45,271,000  | 0           | 36,216,000  | 9,000,000  | 0   | 55,000     |
| 合 計      |         |                    | 362,521,000 | 309,184,900 | 0           | 257,245,600 | 20,900,000 | 0   | 31,039,300 |

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第11 報告第6号 令和2年度中城村水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第6号 令和2年度中城村水道事業会計予算繰越計算書の報告について御報告申し上げます。

報告第6号

令和2年度中城村水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したもので、同条第3項の規定により報告

する。

令和3年6月11日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により議会へ報告する必要がある。

### 令和2年度中城村水道事業会計予算繰越計算書

#### 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款 | 項     | 事業名 | 予算計上額 | 支払義務発生額      | 翌年度繰越額    | 左の財産内訳    | 不用額       | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額 | 説明 |   |                                                               |
|---|-------|-----|-------|--------------|-----------|-----------|-----------|----------------------------|----|---|---------------------------------------------------------------|
|   |       |     |       |              |           | 損益勘定留保資金等 |           |                            |    |   |                                                               |
| 1 | 資本的支出 | 1   | 建設改良費 | 奥間交差点配水管移設工事 | 8,965,000 | 0         | 8,965,000 | 8,965,000                  | 0  | 0 | 国道改良工事の進捗に合わせて施工する必要がある工事である。国道工事進捗に遅延が発生した為、工期が延び、繰り越す必要がある。 |

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

散会（12時03分）







## 令和3年第2回中城村議会定例会（第4日目）

|                                                 |                 |                     |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和3年6月11日（金）    |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和3年6月14日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和3年6月14日（午後3時15分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>(出席議員)                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整           | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                                 | 6 番             | 玉 那 覇 登             | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 1 番             | 安 里 清 市             | 2 番                                | 新 垣 修     |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 比 嘉 保               | 議 事 係 長                            | 根 間 忠     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こ だ も 課 長                          | 金 城 勉     |
|                                                 | 副 村 長           | 欠 席                 | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清               | 上 下 水 道 課 長                        | 知 名 勉     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 荷 川 取 次 枝           | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 生 涯 学 習 課 長                        | 稻 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三             |                                    |           |

議事日程第2号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |



○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

○9番 比嘉麻乃議員 それでは改めましておはようございます。議席番号9番、比嘉麻乃です。一般質問の前に、一言所見を述べさせていただきます。本村でも、高齢者ワクチン接種が5月10日からスタートいたしました。金城課長を筆頭に、毎日遅くまで業務に当たっているプロジェクトチームの皆さんを高く評価いたします。本当にお疲れさまです。何よりも電話の予約殺到を避けるためと、ネット予約が困難な高齢者のことを最優先に考え、そして地域住民にとって一番身近な自治会長に調査依頼をしたことで、接種希望者も増えたと思います。既にお疲れだとは思いますが、今後とも体調に気をつけながら、引き続き村民の命と暮らしを守るために頑張ってください。そして、我謝慎太郎教育総務課長、課長昇任、誠におめでとうございます。今回の質問事項のトップは教育委員会への質問となっておりますので、ぜひとも前向きな答弁を期待しております。よろしくお願ひします。早速質問させていただきます。

大枠1. 平和教育について。今年で戦後76年を迎えます。戦争体験者は減少し、戦後生まれの人口が全体の8割を超えております。戦争が記憶から歴史へと変わりつつある中、戦争の悲惨さを次世代に伝えていかなければなりません。そこで伺います。①慰霊の日を前に本村4小中学校での平和学習の内容を伺います。②沖縄戦を語る上で欠かすことのできない場所がひめゆりの塔とひめゆり平和祈念資料館です。当資料館は、ひめゆり学徒隊の戦争体験を伝えるために学徒隊の生存者によって1989年に開館しまし

た。その資料館がコロナ禍の影響を受け、入館者が86%減少しております。これまで村民を含め、多くの方々が戦争の悲惨さや平和の尊さ、命の大切さを学んできたひめゆり平和祈念資料館を失ってはなりません。そこで要望します。本村の児童生徒がコロナ禍の中でも平和について親子で考える機会を増やし、なおかつ少しでも資料館の支援につながるよう、児童生徒全員にひめゆり平和祈念資料館の親子ペア入館券を配布することの考えはあるか伺います。

大枠2. 子育て支援について。コロナ禍に見舞われた2020年の全国の出生数は87万2,683人で前年比の2万5,917人減り、過去最少を記録し、2021年はさらに減少すると懸念されております。一方、沖縄県の出生数は1万5,508人で前年比の25人増となりましたが、今後のコロナ禍による少子化を防ぐには、若い世代が安心して出産や子育てのできる環境が必要だと考えます。以下のことを伺います。①本村の直近3年間の出生数を伺います。②本村主導の母親(両親)学級を開催する考えはあるか伺います。③赤ちゃんを授かったお祝いとして、妊産婦が安心かつ快適に過ごせるように歯科検診や骨盤ケアが無料で受けられるチケットを配布する考えはあるか。

大枠3. 住民サービスについて。令和2年3月定例会の一般質問で、平日にお仕事で来庁することが困難な村民のために、全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機から住民票の写しや各種証明書が取得できるサービス実施の考えはあるか。という質問に対し、課長から「コンビニ交付は住民サービスの一環として必要である」との答弁がありましたが、その後の調査や進捗、計画について伺います。それでは答弁をお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは比嘉麻乃議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会、大枠2番につきましてはこども課、大枠3番につきましては住民生活課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、私の考えを少し述べさせていただきます。大枠1番の御質問についてです。御質問にありますとおり、やはり昨今のメディア等の報道でも御承知……、全県民が知っていると思いますが、ひめゆり平和祈念資料館が存続の危機だということまで書かれていた記憶がございます。そういう意味では、我々行政といたしましても、自治体といたしましても、何らかの支援をしていきたいと私自身では考えております。もちろん教育委員会の考えを尊重するということが第一でございますけれども、私としては財政的な支援も含めて、非常に時宜を得た質問だと思っておりますので、真剣に、前向きに考えて、そして教育委員会とともに、それをしっかり打ち出していただいたいと思っております。詳細につきましては、各課でお答えさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、おはようございます。大枠1の平和教育についてですけれども、学校現場における平和教育はとても重要であると考えています。教師自身も戦争体験者ではなく、戦争の本当の恐ろしさを子供たちに伝えていくのが大変難しい状況になっていることは確かです。そこで本村では、令和元年度は村立小中学校の全教員を対象に、夏休みに一日中平和研修フィールドワークを実施しました。実は、令和2年度はひめゆり平和祈念資料館と対馬丸記念館での研修会を計画していましたが、コロナの関係で中止せざるを得なくなりました。今年度は生涯学習課とタイアップして、村内の戦争遺跡を巡る研修会を予定しています。平和について考えることは学校だけの問題ではなく、家庭での教育もとても大事だと思っております。

ひめゆり平和祈念資料館の入館券の配布に関しては、学校現場や関係課と相談して実施する方向で検討していきたいと考えているところです。①については主幹から、②は教育総務課長から詳細を答えさせます。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 大枠1の①平和学習についてお答えいたします。

①平和学習については、小学校、中学校ともに、「総合的な学習の時間」で計画し実施しております。新聞や書籍等の活用、そして他校との平和交流授業、学校図書館等でパネル展を開催するなど、子供たちに分かりやすいよう平和学習が行われております。また、平和講演会を毎年実施しておりましたが、昨今の新型コロナウイルス感染防止のため、昨年度より実施しておりません。以上となります。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠1の②について答弁いたします。

ひめゆり歴史資料館は、今年の4月12日にリニューアルオープンし、沖縄戦及び平和を学ぶには大変すばらしい施設だと認識しております。現在、コロナ禍のため、学校行事においても中止や延期を余儀なくされており、児童生徒と保護者が一緒になって平和について考えることができるのもよい提案だと思います。財政的な観点から申し上げますと、児童生徒全員にひめゆり平和祈念資料館の親子ペア券を配布する経費を積算した場合、小中学生の分として21万980円、これは1,918人分です。その児童保護者の分として86万3,100円、合計107万4,080円の経費を捻出する必要があります。平和学習については、各学校においても独自に計画をしているものでありますので、学校現場や財政とも協議していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大枠2についてお答

えいたします。

①の出生数は、平成30年度が258名、令和元年度が281名、令和2年度が249名でございます。②の両親学級につきましては、15年以上前までは村主催で実施していたようですが、各参加医療機関、クリニックにおいて両親学級をするようになり、本村の両親学級への参加者が減り廃止した経緯があったようで、現在、両親学級の多くは現在、医療機関においてその役割を担っていただいているのが現状です。しかし、コロナ禍において教室が中止となり母親の学習の場が失われている状況も踏まえ、本村においても保健師などの専門職を中心にリモートでの開催も含め、村主体での母親学級を実施できないか検討していく予定でございます。③につきましては、妊娠中に歯科受診を受けていただくことで、低体重出生児や早産のリスク軽減、生まれたお子様の口腔ケアへの関心も高まることが期待できるため、今後前向きに考えていきたいと思っております。しかし、中部管内での公費負担による歯科検診の実施がない中、村単独の予算でありますので、必要性和効果の部分を含め十分な検討が必要だと考えております。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは私のほうから大枠3、①の質問についてお答えします。

①について。令和2年9月定例議会で玉那覇登議員の御質問の答弁と重複しますが、本村としましても、コンビニ交付は、住民サービスとして御利用いただける交付サービスとして認識しており必要であると考えております。今までは、村民の皆様へ広報誌、ホームページでの掲載、リーフレット及びポスター等を活用し、住民への周知広報を行ってまいりましたが、まだ個人番号（マイナンバー）カードをお持ちでない方へは、スマートフォンなどで簡単に申請ができる「QRコード付き交付申請書」の送付を今年1月から本格的に開始しております。国、

総務省から委託を受けた地方公共団体情報システム機構から順次お届けし、QRコードを読み込むことで窓口を訪れることなく、お家で簡単に申請することができることで、申請件数が急激に増加している状況にあります。今後も当面の課題である普及促進交付率向上に向け、ほとんどの村民（住民）が、令和4年度末までに個人番号カードの取得ができるように取り組んでおります。個人番号カード交付率の動向を見据えながら計画を施していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 御答弁ありがとうございました。それでは順を追って再質問をさせていただきます。

まず大枠1の平和教育についての①です。平和学習の内容ということですが、総合的に行っているということですが、毎年平和講演会なども行っているということでした。先ほど、教育長からもありましたように、2019年8月には、村の公立学校の教員を対象に、平和教育研修会を実施しておりまして、これはたしか県内初だったと思います。昨年、今年とそれは開催されていなかったのですが、またもともとは、コロナでなければ、ひめゆりの塔とか対馬丸の学習をしていきたいということで、今後、まずは地元ということで、地元の戦跡を巡るということとはとても素晴らしいことだと思いますので、今後とも毎年続けていただきたいと思います。よろしく願いいたします。学校での平和学習は、先生から教わることが多いと思いますので、ぜひ教員の皆さんが実際に戦跡を巡り、児童生徒へ平和について授業をしていただきたいと思います。先ほど、総合的に、慰霊の日を前に平和学習を行っているということだったのですが、平和学習内容が学年ごとに決まっているのかどうか。お願いいたします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 比嘉麻乃議員の

再質問にお答えしたいと思います。

各学校においては、小学校低学年、中学年、高学年、理解度に合わせた内容になっております。ただ、内容については基本同じものを学習していますので、子供たちに語りかける言葉だったりとか、その時間の工夫だったりとかに取り組み、各学校計画、実施されております。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 低学年、高学年と各学校で行われているということですが、同じ内容で、言葉の語り方だけが違うということですが、実は私、以前はバスガイドをしていたということで、娘たちが小学校に上がりましたら、平和学習について毎年話をしておりました。1年生のときは戦争とは何か。2年生のときには戦争がどうして始まったのか。3年生のときには対馬丸、4年生になるとひめゆり学徒隊と健児隊について、5年生になると戦時中のガマの中の出来事だとか、6年生になると今度は復帰の話、中学生になったら長崎とか広島に連れて行って、原爆について一緒に学習をするようになっていきます。そうすることによって、あとは自然と自分たちで、平和について考えることができるのではないかと、私自身は思っておりますので、ぜひ、全体で同じようなことをするのではなくて、この中城村の小学校では、まず戦争の、慰霊の日を前に、1年生ではこの科目、2年生ではこの科目とすると、その学年の先生たちは、今は2年生だから戦争はどうして始まったのかということだけを教える。それで6年生まで、あと中学2年生までプログラムの平和学習をすれば、よりいい平和学習になるのではないかと思いますので、すぐにはできないと思いますけれども、まず検討をなさってみてください。

では、大卒1の②について再質問をいたします。村長も教育長も、そして課長もとても前向

きな答弁でございましたので、すごくうれしく思っております。また値段も、この予算のほうも上げていただきまして107万4,080円でしたでしょうか、その金額で、小さなことで大きなこの命の大切さということが分かると思います。コロナ禍の中、学校全体で平和学習へ行くことはできないと思いますが、しかし、コロナ禍でも平和学習はできますし、やらなくてはならないと思います。今回、提案しましたように、入館券を配布することで、集団で1台のバスで行くとか、そうではなくて親子に配布することによって、親子で行きたいときに資料館へ行くことができるので、私はその提案をさせていただきました。また残念なことに、コロナ禍の影響で、全国の児童生徒の自殺者が増加し、令和2年は過去最多となっております。どうして平和学習と自殺者との関係があるかと申しますと、以前にも話したことがあるのですが、私がバスガイドをしていた頃に、案内をした修学旅行生から一通の手紙が届きまして、その手紙の内容は、この生徒が修学旅行を最後の思い出として自ら命を絶とうとしていたそうです。しかし、この沖縄に来て、ひめゆり平和祈念資料館やバスの中で、犠牲となった学徒隊の話を知っているうちに、自然と、自分と同じ年齢の生徒たちが死にたくないのに死んでいったということを知り、この生徒は死ぬことをやめ生きていきますという手紙の内容でした。また、ひめゆり平和祈念資料館を見学された方々の感想文を一冊にまとめた本が出ているのですが、その本の中にも、死に場所を求めてきたお医者さんが、自殺しようとして来たのですが、そこを見学して自殺なんてできないということで、死を諦め戻っていったという感想文もありました。このように、ひめゆり平和祈念資料館は、平和の大切さだけではなくて、自殺さえも止めてくれる大切な場所でもあります。また資料館は、実は、国や県、市から一切支援を受けておりません。

摩文仁の丘にあります資料館は県が運営しておりますし、そして対馬丸記念館も個人のものですけれども、最近ではコロナ禍の影響があるということで、国が補助をするということを最近新聞で読みましたが、このひめゆり平和祈念資料館は一切支援を受けずに、ほぼこの入場券の収入で運営をしております。ちなみに、2019年は収入が1億1,200万円だったのが、2020年は1,700万円と84.2%減でした。そんな中、6月6日頃から新聞やSNSでひめゆり平和祈念資料館の経営上の危機ということで、先ほども村長が答弁の中で話をしていましたけれども、この経営上の危機という情報が流れまして、今、資料館への寄附の輪が広がっております。本当に多くの皆さんが、この資料館をなくしてはならないという気持ちの表れではないかと思っております。寄附をした方の中には、命を粗末にしてはならないと気づかされた方や、資料館を訪れ、平和と命の大切さについて学んだのではないかと思います。今もなお、この支援の輪が広がっておりますが、しかし、このひめゆり学徒隊の生存者の方、あるいはひめゆり学徒隊の犠牲者の皆さんの一番の願いは、やはり平和学習のために資料館へ足を運んでくれることだと思っております。いつ収束か分からないコロナウイルスではありますけれども、入場券の期限もできるだけ長く取ってほしいと思います。もちろん今月は6月なので、平和を考える月でもありますけれども、でもきっと6月はコロナが収束していないと思いますので、夏休み、またさらに、本当に安心して行けるように、できれば今年度ということで、令和4年3月31日までの期限にいただければ、子供たち、また親も一緒に、平和について必ずこの資料館を訪れることができると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは最後になりますけれども、村長に伺いたいと思います。先ほども前向きな答弁であ

りましたけれども、もう一度、前向きな答弁をお願いしたいと思いますが、児童生徒に生きなければならぬと教えてくれるひめゆり平和祈念資料館の支援のため、そして、何よりも児童生徒が平和と命の大切さを学ぶきっかけになるため、親子ペア入場券の配布を、もう一度前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今、議員のお話を聞かせていただきました。やはり、守るべきものは存続をしないといけないものだと、ひめゆり平和祈念資料館、そう思っております。できましたら、我々自治体がこういう支援をして、沖縄県全体に広がっていったら、いろいろな自治体、もちろん個人の方々もそうです。企業もそうです。我々のような自治体もそうです。そういうところから、どんどん支援の輪が広がっていけばいいなということで、しっかり中城からも発信をしていきたいと思っておりますので、そういう面ではまた教育委員会と、先ほど期限の話もありましたので、詳細についての協議をしっかりやらせていただいて、発信をしていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 まさに今、村長がおっしゃっていたように、本当に中城からこの支援を各自自治体に広げて、一人でも多くの沖縄県の児童生徒が、平和と命の大切さについて学んでほしいと思います。4月12日にリニューアルをいたしまして、さらに分かりやすくなっていた資料館なので、低学年でも、しっかりと学習できる場所となっておりますので、安心して配布をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは大卒2に移ります。本村の直近3年間の出生数ということで、平成30年258名、令和元年281名、令和2年249名ということで、本

村では毎年250人以上の大切な命が誕生しており、今後はさらに増えていくものと大変期待をしております。当然、行政としてはその親子をしっかりと支援しなければなりません。そこで今回は、命を授かり誕生するまでの10か月間、大切に我が子の成長を祈り、守っているお母さんたちの支援について質問いたしました。

②に移ります。15年前は母親学級を行っていたという答弁で初めて知りましたが、その後は病院がやっているため参加者が減っていったということで、本村では、現在は母親学級を開催していないということですが、でも今後は、リモートの母親学級も計画しているということで、このコロナ禍の中、非常にすばらしい取組だと思います。妊娠は、喜びと同時に不安も多少出てきます。そういった不安を解消して、少しずつ母親として成長していくための手助けになるのが母親学級だと思っております。まだリモートでは行っていないのですが、コロナ禍の影響でリモートでの開催になるとは思いますが、収束すれば、対面、実際に会っての開催の継続も行っていくのか伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

先ほどの答弁の本村主催の検討ということで、昨年度のコロナ禍における母子保健事業の反省というところで、健診をはじめ、いろいろな事業が中止、延期と顔の見える関係性づくりができていなかったところもございますので、まずは、現状だとオンラインでの母親学級の開催、今後も同じような顔の見える関係性づくりが一番大事だと思っておりますので、その辺も含めて検討していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 実際に、妊婦さん同士で集まり会話をすることで、勉強し合って不安を解消しながら、とてもよい交流の場となっておりますので、ぜひ引き続きこの後もオンライ

ン、そしてコロナが収束したときには、対面での母親学級もよろしく願いいたします。では、昨年4月に新設いたしました子育て世代包括支援センターの主な妊産婦支援について伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

子育て世代包括支援センターの主な妊産婦支援につきましては、特定不妊治療、母子手帳の交付、14回の公費負担の妊婦健診、2回の公費負担の産婦健診、妊産婦の相談訪問支援としましては、助産師、保健師による新生児訪問、保健師、母子推進員によります「こんにちは赤ちゃん訪問」、困りごと、困り感のある妊産婦への養育支援事業、個別相談などを実施しております。また、ハイリスク妊婦に対する支援としまして、病院との情報共有、個別訪問、個別相談を実施しております。そのほかにも、妊産期から出産後の各種事業、手当などの支援も行っております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 書き留められなかったぐらい本当に多くの支援をしておりますので、子育て世代包括支援センター、昨年新設いたしました、もう既にすばらしい活動をしているんだなと思いました。この支援センターの保健師や心理士、そして管理栄養士の皆さんは、妊産婦にとりまして、頼りになる相談者でありますので、これからも支援をしていただきたいと思います。支えになっていただきたいと思います。

では③に移ります。先ほど課長のほうから歯科検診を前向きに考えてくださっているということで、でも財源との関わりが出てくるということですが、妊婦は1人出産すると一つの歯を失うと言いますが、妊娠することで女性ホルモンが急激に増加し、歯周病の原因となる細菌が増殖するなど、口腔環境が悪化し虫歯や歯周病になりやすいと言われております。ですから、妊娠中はふだん以上に歯のケアに気をつけなけ

ればならないわけですが、先ほども課長がおっしゃっていたように、低体重児出産とか早産の原因になることが、妊娠中の歯のケアというのは、生まれてくる子供にまで影響が出てくるそうです。ぜひ妊娠中の歯科検診の助成をお願いしたいと思いますが、もう一度その辺の答弁をよろしく願いいたします。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

議員がおっしゃっていただいたように、妊娠中は、歯周病や歯の炎症が起きやすいとも言われており、また歯周病になると、子宮を収縮させたり、陣痛をおこしやすい物質によって、早産、低体重のリスクが高くなるというところの文献もございますので、先ほど答弁したように、必要性和効果というのを十分考えながら、結構周りでやっているところがないものですから、新たにやるに至って、補助金であれば取り組みやすいではあるのですが、単費でやるということもございますので、その辺は状況を含めて検討させていただきたいと思っております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 単費の事業になりますので、すぐには答弁ができないと思いますが、実は本部町では、妊娠が分かりましたら3万円分のチケットを全員にプレゼントしているのだそうです。もちろん妊娠したらです。その中には、歯科検診や理学療法士による体のケアなどが受けられるチケットが含まれているそうです。本部町のように3万円分とは決して言いませんが、現在、既に本村が行っている産婦健診と合わせて、ぜひ妊婦の歯科検診の助成もよろしく願いいたします。

先ほど、包括支援センターの取組について質問したとき、メモを取れなかったのですが、親子健康手帳の交付と同時に、妊婦健診が公費で受けられる無料受診票があると思うのですが、これはどの自治体にもあるのですが、本村の助

成回数は何回分入っているのか伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

公費負担は14回までになります。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ありがとうございます。よく村民の皆さんから、助成回数が少ないということで、最終的にはこの受診票を全て使ってしまったら自己負担が発生すると聞いておりますので、今回質問をさせていただきました。妊娠中は、ふだんよりも一層健康に気をつけなければならないので、もともと健康な方であっても、妊娠中に重い病気にかかることがあると聞いてもおります。妊婦健診は、妊婦や赤ちゃんの健康状態を確認するための大切な健診となっておりますので、ただ14回というのは他市町村と同じぐらいの回数だと思いますので、ぜひこの14回から減らすことなくよろしく願いいたします。こども課の皆さんのワクチン接種事業で、本当に猫の手も借りたいほど忙しいと思いますが、今、こうしている間にも、コロナ禍の中で不安な気持ちで過ごされている妊産婦の方がいらっしゃるかと思います。どうか救いの手を差し伸べていただき、誰もが安心して出産し子育てのできる、子育てのまちナンバーワンの中城村になるよう大変期待しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは最後、大枠3について再質問をさせていただきます。コンビニ交付ということで、私は今回でこの質問は3回目になりますけれども、今回はその後の調査、進捗、そして計画について伺いますと質問をしましたがけれども、前回と重複する答弁ということは、いまだに全く進んでいないのかと感じました。最終的には課長のほうからマイナンバーの話になっておりましたが、この住民サービスですが、2010年2月のコンビニ交付サービスの開始から11年を迎えました。コンビニ交付は、平日はもちろ

ん、土日、祝日の朝は6時30分から、夜の11時まで取得できることで、今や実施している市町村は全国で、2021年5月現在で849市町村ありまして、沖縄県ではたしか17市町村がやっているのではないかと思います。住民票が取得できるコンビニの店舗数も、全国で5万5,000軒以上に増えております。そのコンビニ交付には、先ほど課長がおっしゃっていたように、マイナンバーカード、いわゆる個人番号カードが必要となりますけれども、このマイナンバーカードの取得のメリットについて伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問についてお答えいたします。

メリットについて、まず1点目、本人身分証明確認書類になります。2点目、令和3年10月より、健康保険証との一体化により、医療と服薬履歴の共有ができ、よりよい医療が可能になります。3点目、マイナンバーカードを使ってe-Tax、税申告が便利になります。4点目、令和3年4月末までにマイナンバーカード交付申請を行った方を対象に、令和3年9月末日までに、日常の買物ができるマイナポイントが登録により付与されます。5点目、オンラインでの住宅ローンや契約、証券口座開設などで使えます。最後になりますが、予定ではありますが、令和6年度末予定で運転免許証との一体化等が挙げられます。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 課長から、多くのメリットがあるということだったのですが、よくこのマイナンバーカードで、貯金額とか医療などの情報を国から監視されているのではないかと聞いたりすることがあるのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問についてお答えいたします。

国で監視はしておりません。できない仕組みになっているものと認識しております。まず、マイナンバー制度が個人の情報を1か所に集めて管理する仕組みではありません。また、手続きを受ける役場行政職員だけが、その手続きに必要な情報に限ってアクセスすることが許されております。不正なアクセスが行われないように、第三者機関の個人情報保護委員会が監視、監督しているものと認識しております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 今の課長の答弁で、少し誤解している方も多いと思うので、きっと安心した方もいらっしゃるのではないかと思います。広報なかぐすくの5月号に「マイナンバーカードをつくりませんか」という欄がありまして、そこに、身分証明書として利用ができるほか、自治体サービスに利用ができるとありましたが、自治体サービスとはどのようなサービスなのか伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

本村独自ということではございませんが、一体的サービスということで、子育て支援、それから医療、健康、そのようなサービスができるようになっております。登録ができますと、そこから各様式のダウンロードができます。本村の場合はまだ、それでもって申請ができるというところまでは至っておりませんが、今後につきましては、申請もオンラインでできるようなサービスができるものと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 いろいろな自治体サービスがあるということが分かりました。本村のマイナンバーカードの交付率や申請件数と交付件数について伺います。令和3年3月末は広報にありましたが、その後の最新で分かりましたらお願いいたします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。



○住民生活課長 義間 清 それでは再質問についてお答えいたします。

令和3年5月31日付の交付率は19.46%となっております。申請件数は累計で6,260件、交付件数は累計で4,294件となっております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 申請件数が6,260件、交付件数が4,294件ということですが、これは申請したにもかかわらず交付に至っていない理由は何でしょうか。伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問についてお答えいたします。

大きく次の2点の理由が考えられます。まず1点目、中城村に転入する前の住民登録地でマイナンバーカードの申請後に受け取らず、中城村に転入届を行った場合はエラーとなり、再度マイナンバーカードの申請を本村で行う必要があります。2点目、QRコード付きのマイナンバーカードの申請を行った場合に、写真の写りが悪い場合に、申請不備で交付に至っていないケースがございます。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 転入してきたこと、あるいはQRコードなどの写真ということが理由で挙げられていますけれども、実際マイナンバーカードの交付は、基本的に本人受け取りとなっていると思いますが、仕事で受け取りに行けない人のためにどのような取組をしているのか伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問についてお答えいたします。

平日の日中で受け取りに来庁できない方の利便性に配慮し、毎月第4木曜日の夜間交付受付を行っております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 月1回の夜間の交付と

いうことですが、今後木曜日と併せて、土日に開庁などをしての交付の計画というのは、これからあるのでしょうか。伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

先ほどの答弁と重複しますが、平日の第4木曜日に夜間交付受付をしているところ、急激な増加に伴っておりますので、今後検討しなければならないと思っております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 当面は第4木曜日に交付をするということですね。では、ちょっと戻りますけれども、コンビニ交付サービスには、マイナンバー交付率に関係があるのか。マイナンバーカードが何%になったら、コンビニ交付のサービスを行うという計画があるのか伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問についてお答えいたします。

最初の答弁と重複しますが、コンビニ交付等を含めた目的でマイナンバーカードの交付を受けた方が約19%取得しているものと認識しております。村民のほとんどの皆様がマイナンバーカードを取得、交付率が向上した上でコンビニ交付事業を施していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 これを待っている村民の方が多いため、ぜひ一日も早い導入をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 新垣博正 以上で、比嘉麻乃議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時50分）

~~~~~

再開（11時00分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

○10番 安里ヨシ子議員 安里ヨシ子、一般質問を行います。1番目に、補聴器購入助成について。平均寿命の大幅な伸びや少子化などの背景として、今や人口の4人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢化社会が到来しました。高齢者は、年を追うごとに体に様々な変化が起こります。その一つとして加齢性難聴があります。今や70歳を超えると約半数の人が難聴になると言われています。データによりますと、高齢者は70代男性で23.7%、女性で10.6%、80代男性で36.5%、女性は28.8%の人が難聴者となっていると言われています。原因は、動脈硬化による血流障害とされていますが、さらにストレス、睡眠不足、騒音、運動不足などが挙げられています。難聴になると、家族や友人との会話が少なくなり、会合の出席や外出の機会が減り、コミュニケーション障害が起きるとされています。そのため、聴覚障害者への補聴器購入補助の支援は必要だと思います。そこで伺います。補聴器は生活必需品であり、高齢者の社会参加を促すのですが、補聴器を買うにも高額でなかなか買えない状況です。それで、「加齢性難聴に対する村独自の補聴器購入補助制度」の創設は考えられませんか。伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時04分）

~~~~~

再 開（11時04分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは安里ヨシ子議員の御質問にお答えいたします。

大変難しい御質問だと認識しております。高齢化社会という部分で捉えた場合、やはり加齢性による様々な部分が低下していくというのは、

我々知っているとおりでございますけれども、それで、難聴という耳の部分だけに特化した形での御質問でございますので、議員が今おっしゃった聴覚障害者用の補聴器購入補助の支援は必要だと思いますという質問ですが、これについてはもちろんございます。聴覚障害者への支援は、やはり加齢による難聴という部分での支援というのは、先ほど確認しましたらないようでございますので、今後、高齢化社会全体における支援が、例えば耳、目、あるいは歯もそうです。もちろんいろいろな器官がそうなりますけれども、それ全体においても、支援はどうしていこうかというのが、我々のこれからの課題ではないかと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは安里ヨシ子議員の御質問に回答します。

今、村長からもありましたように、聴覚障害者として、身体障害者手帳を受けた方については、基本的には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律というものの中に補装具制度がございます。これは以前からあります。補装具補助の制度の中で、助成というものは実施しているところです。しかし、加齢性の手帳に該当しない方々に対しての補聴器補助については、今のところは考えておりません。以上です。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 耳が聞こえずに電話が取れないとか、病院で名前を呼ばれても聞こえない、後回しにされたり、何遍も聞き返して、本当に全てがづらいものです。難聴だと、ひきこもりになったり、認知症の原因にもなるし、脳の機能の低下につながると思いますが、課長の見解を伺います。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えいたします。

今、議員のおっしゃるとおり、いろいろ刺激が低くなれば、高齢者の方の認知機能の低下というのは考えられるものと思っております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 中城村が高齢者のために補助をしている用具など、先ほどは難聴に対する村の個別の補助とかそういったものは考えていないと言っていましたけれども、村が高齢者のために補助している用具などはありますか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 補装具制度の中においては、身体障害者手帳で聴覚障害という認定を受けた方に対して、補聴器の助成を行っております。この補聴器の助成を受けている方々、受けている方々というか対象になる方は、今、中城においての身体障害者手帳が聴覚障害を持たれている方は98名いらっしゃいます。その中で65歳以上の高齢者は67名となっております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 これは、補聴器の補助を受けている人は、県の制度とかそういったものの中で受けていると思うんですが、身体障害者手帳を持っていない人たちの中に、そういった難聴の人たちが、難聴の始まりとか、そういう人たちがいるので、どうしても補助を、村独自の補助でもよろしいですし、何らかの方法を考えてほしいと思います。介護保険料の補助とか、補聴器は対象にはならないですか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

介護保険における福祉用具につきましては、補聴器は対象となっております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 高い介護保険料をもらっているのですから。どうしても私からしたら介護保険の中にそういうものも考えてほしいと思っています。国や県の補助もなければ、

村独自でやってほしいと思うんです。なぜかという、この前の高齢者のワクチン接種のときに、ボランティアとかそういった人たちが、高齢者に話を聞く、問診する方、いろいろな話を聞くときに、顔をぶつけて話をするわけです。そうしないと、何ですか、何ですかと何回も聞き返しているのを見ていたら、やはりこのコロナを持っている人から感染しないかという、そういった心配が見受けられました。それで、国の補助とか、そういった受けられない人たちに対して、この制度が加齢性難聴に対する村独自の購入補助制度の創設をやって、非課税世帯のほうからでも補助を始めたらどうかと思います。この国、県の制度とか、今は受けていない方で、やはり難聴の人たちもたくさんいるわけです。その人たちが希望したら、その制度に乗かって補助が受けられる、そういうのを希望する人たちに補助ができないかどうか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

まず、今現在、こういう相談があったときには、我々のほうとしてはまず耳鼻科を受診していただいております。その耳鼻科受診の中で、手帳の診断書が書ける先生というのが、身体障害者福祉法第15条の指定を受けた方と決まっておりますので、その専門の耳鼻科の先生を御紹介して、まず受診して、耳の状態がどういう状態なのかというのをきちんと把握していただくことをやっております。その中で、手帳に該当する方につきましては、基本的には手帳の制度を説明して、取得をしてもらい、本人に合った補聴器を交付していくという形を取っております。安里議員のほうからこの質問が上がったときに、全国のこの制度についていろいろ調べてみたのですが、まず沖縄県において、調べた範囲内ではやっているとところがないと思われまます。全国においても、うちの法令審査のシステムのほうで、キーワードを高齢者、

難聴、補聴器、助成という形でやった場合に、全国で17件ほどしかヒットがありません。その中で調べてみると、年齢構成も様々、65歳以上からやっているところもあれば、70歳以上、75歳以上、80歳以上と様々です。住所要件、住民票があるかとか、所得要件について、おっしゃるように非課税世帯というのも多くありました。そのほかに、やはり手帳に該当しないというのをはつきり取ってもらうために、受診が必要になってきます。この受診に関する費用については、本人負担というところがほとんどでした。1回当たりの費用につきましては、大体2万円の助成が多く見受けられます。高いところで3万5,000円ほどあるのですが、一部団体においては1割程度の自己負担を課しているところもございました。これは1回のみ支給で、購入のみの対象となります。修理とか再交付、故障とかメンテナンスというのは対象外という形になります。2万円で購入できる補聴器にはどういふものがあるかという、基本的に我々のほうで、補聴器制度で対応している補聴器で、一番安いものと高度難聴用のポケット型というので基準額で3万4,200円ほどします。これが一番安いタイプになります。中等度の難聴の方であっても、大体2万円から3万円の間ぐらいの補聴器というのが主流かと思われま。そういった補聴器の部分の助成を、例えば2万円で非課税の方でとやっていくと、やはり積算してみても、かなり単費でお金がかかるという状況がありますので、もしやるにしても、制度設計上、かなり限定された形になってしまいます。加齢性難聴の状況からすると、やはり早い方は50代から老人性難聴と診断される方もいたりします。65歳以上となると、やはり人口規模の部分で考えると、1,000人単位の希望者を想定しないと、制度上は予算の確保ができなくなってしまいますので、かなり高額な予算を必要とする状況が想定されます。

そういったことを踏まえて、今現在、加齢性難聴の方においては、相談の中でまず耳鼻科を受診していただいて、しっかりと耳の状態を先生と相談していただいた上で、これが加齢性なのか、疾患性なのか、そういったことも踏まえて相談していただいた上で、手帳に該当するのであれば、手帳制度での、補装具での補聴器の支給というところを進めているところでございます。以上です。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 課長の答弁で、耳鼻科を受診して、それから加齢性難聴だと補助が出るけど、全国でもまだまだこの制度はできていないですが、沖縄県でもまだやっていないと思います。それで、中城のほうで最初にそういう助成ができれば、加齢性難聴に対する村独自の補聴器購入制度の創設をやって、そして全市町村に広めることができたらと考えております。難聴の問題は、これから超高齢化社会に入ると思うのですが、それでこの難聴の問題は深刻な高齢者の社会参加のバリアとなっております。生きづらさや人権の問題であり、難聴であっても生活の質の維持を向上させるために、やはり政治や社会のサポートが求められている時期だと考えます。やはり友達同士で語らいたいとか、そして情報を共有したいと思っていてもなかなか、耳が聞こえないということで、お家にひきこもったり、そういうのが認知症につながっていくのではないかと考えております。私たちは、認知症の予防とかが、ひいては健康寿命や医療費の抑制にもつながることではないかと考えております。難聴でも、私たちは気にせずに友達と楽しく語らい、そして老後を、生きがいを持って過ごしたいと誰しもが願っておりますので、そういう認知症の予防、医療費の削減とか、そういったものにつなげることも考えられ、ぜひ前向きに検討なされてくださるようお願いをして、私の質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時22分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 新垣博正 午前に引き続き再開します。続きまして、玉那覇 登議員の一般質問を許します。

○6番 玉那覇 登議員 皆さんこんにちは。6番、玉那覇 登であります。通告書を読み上げる前に、私の所感を一言御挨拶したいと思います。昨年コロナ対策について、村長をはじめ、担当課長、担当職員、大変お疲れさまであります。今回のワクチン接種については、離島を除き、県内でもスムーズにしているということで、マスコミ、テレビ、新聞、ラジオ等で取り上げられて、本当に村民として誇らしく思っております。本当に課長をはじめ職員の皆さん、体に留意されて、これからもまた無理のない程度に頑張ってくださいと思います。本当にお疲れさまでした。それでは通告書に沿って質問したいと思います。

大枠1. ワクチン接種について。①65歳以上のワクチン接種は、他の自治体よりもスムーズに行われているといい評価を受けています。7月19日で終了予定ということですが、現在までの接種状況や課題等をお伺いします。②今後行われる64歳以下（一般接種）の接種対象者数は何名か。予定について伺います。

大枠2. 新学習指導要領の実施について。①小学校では2020年度、中学校では2021年度から実施されている新学習指導要領では、小学校で「プログラミング教育」が必修化されました。昨年度1年間の小学校での授業の実践等についてをお伺いいたします。

大枠3. G I G Aスクール構想について。①令和2年度で一人一台の I C T教育機器が整備

され、本年度は5月中で調整等を済ませて、その後、授業に展開されていると思いますが、どのような現状かどうかをお伺いします。

大枠4. ヤングケアラーについて。①近年耳にする言葉「ヤングケアラー」があります。法律上の定義はないが、病気や障害のある家族などを介護する18歳未満の子供のことを「ヤングケアラー」と呼んでいるようです。日本では認知度が低く、実態が把握されていないということで、厚生労働省と文科省が初めて全国の教育現場を対象とした実態調査が行われたが、本村の現状はどうかお伺いします。

大枠5. 行政サービスについて。①今後のオンライン化を見据えて押印廃止は入り口だと思います。村が各種手続で使用する書類のうち押印を求める様式が何件あり、そのうち何%、何件が廃止できるかどうかをお伺いします。②今年の5月の税金から、支払いに新しくスマホ決済サービスが始まりました。村民の利便性と村民サービスの向上を図るためにいいことだと思っています。今後、増やすこともありますか。ほかのものを増やすこともありますか。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは玉那覇 登議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠1番につきましてはこども課のほうでお答えいたします。

大枠2番、3番、4番につきましては教育委員会のほうでお答えいたします。

大枠5番につきましては総務課と税務課のほうでお答えいたします。

私のほうでは、ワクチン接種について所感を述べさせていただきますが、今、お褒めの言葉もいただきましてありがとうございます。職員一同、また一生懸命頑張る所存でございます。議員も御承知のとおり、より安全に迅速にするために、いち早くプロジェクトチームを立ち上

げたことが、今回非常にいい具合に考えられる問題点、いろいろなことを想定しながら、早めに取り組めたことがいい結果につながっているのではないかと考えております。今後、64歳以下が始まってまいりますので、それも含めて頑張っていく所存でございます。ちなみに、8月からは、日曜日にも個別接種が行えないかということで、各病院に、課長と私で出向いてお願いをしているところでございます。この日曜日の個別接種がうまくいきますと、またより迅速に安全にやっていけるのではないかとということで、これにもいち早く取り組んでいきたいと思っております。詳細についてはまたこども課のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 こんにちは。大卒4のヤングケアラーについてですけれども、病気や障害のある家族などを介護するために、児童生徒が生活に支障を来しているとか、学校にも行けない状況にあるとかということであれば、大きな問題だと考えております。子供たちの学習は保障されなければなりません。本村においては、村立の各学校へ調査を行いました。ヤングケアラーに該当する児童生徒はおりませんでした。大卒2と大卒3については主幹から答えさせます。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大卒1についてお答えいたします。

①の6月12日現在、延べ4,762回の接種が完了しております。進捗率で申しますと、1回目接種完了者が約81%、2回目接種完了者が40%でございます。高齢者における大きな課題はございません。②の今後の一般接種の対象者、16歳以上64歳以下の人口で言いますとおよそ1万3,300人となっております。高齢者接種を進めながら、6月28日からは60歳から64歳を対象に接種を開始し、7月末までには60歳以上の接

種希望者全員の接種を完了する予定でございます。村長答弁にもございましたけれども、各病院、クリニックへも、月1回の日曜日の接種外来の協力をお願いに回っております。ほとんどの病院が、日曜日の月一接種の予定で調整を進めております。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 大卒2、3についてまとめてお答えしたいと思います。

小学校においては、主に「総合的な学習の時間」において、コンピュータアプリを使用して、自らゲームなどを通して作成したプログラミング教育を実施しております。また、各教科の授業において、論理的な思考を伴う学習問題を多く取り入れるなど、プログラミング教育の趣旨に沿った取組が行われております。また、今年度から一人に一台のタブレットの配置が完了しており、子供たちに使用方法や扱い方について確認ができている学級から、順次、授業における利用が始まっております。具体的には、算数の時間において、図形や統計資料等を学ぶ場面での活用、また図工の時間においては、絵画を作成する場面での活用など、今後、ICT機器を活用した学びの場面が増えていくこととなります。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 押印の見直しについてお答えいたします。

行政手続のデジタルオンライン化の動向等を踏まえ、行政手続における住民の負担を軽減し、利便性の向上を図るため、行政手続において求められている押印について、見直しを行うとともに、内部手続においても押印を見直し、事務の効率化を図りたいと考えております。そのため、本村における押印見直し基本方針を令和3年4月に定めております。住民等に求める押印、内部手続における押印については、調査中の段階で436件が存在し、そのうち、既に廃止済が

16件、廃止に向け検討中が275件、率にして67%程度でございますが、今後さらに増えるものと考えております。

○議長 新垣博正 税務課長 大湾朝也。

○税務課長 大湾朝也 それでは大枠5、②についてお答えいたします。

納税者の利便性向上を図るため、今年度5月より新たなる収納方法として「スマホ収納」、「スマホ決済」の利用を開始しております。現在、スマホ決済で納付可能な税目は、村県民税の普通徴収、固定資産税、軽自動車税、税務課以外では、国民健康保険税の普通徴収、後期高齢者医療保険料の普通徴収、保育料が御利用できます。税務課における税金の支払いにつきましては、全てスマホ決済に対応している状況でありますので、増やせる項目はございませんが、今後も納税者の動向を注視しながら利便性向上に努めてまいります。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 御答弁いただきました。これより再質問に入っていきたいと思えます。ワクチン接種については、1回接種が4,762名、81%、2回接種が40%ということで、先ほどもお話ししましたように、村内の接種が非常にスムーズに進んでいるということでありました。課題等については、高齢者についてはないということで、非常にいいことであると感じております。いろいろ村民の声等も聞かれていますので、これから質問をしたいのですが、ワクチン接種については、国が示すワクチン接種の順番というものがあまして、まず最初にお医者さんとか看護師、そういった医療従事者であります。これは村が関与することではないと思えますので、村が関与するものとして、65歳以上の高齢者が1番目の優先順位になっています。2番目に、基礎疾患者と高齢者、施設等の従事者ということになっています。次に、64歳以下の一般の接種とあります。今現在は、高

齢者を接種している途中でありますが、5月18日に文教のほうで接種についての説明会がありましたが、その中で、本来2番目である高齢者施設等での従事者237名が、高齢者と一緒に済ませたということがありましたが、同順位になったというのは、どういう理由でなったのかと思えますが、どうでしょうか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

順位として、まず市町村で対応する、国で言う2番目、65歳以上の高齢者の対象者の接種をする上で、高齢者の入所者施設、入所している方を打つだけでは、ワクチンの感染予防にはならないということと、あとクラスターが発生しているという県内市町村の状況もございましたので、村長を含めたプロジェクトチームで、同時に接種するほうが効率的で効果的だということから、各施設からの要望もございましたので、大規模施設につきましては同時に接種をいたしました。おっしゃる順位3番の高齢者施設につきましては、大型ではない少人数の施設もございますので、それは同じく60歳から64歳と、基礎疾患をお持ちの方、同時に3つのグループで接種計画を進めております。以上です。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 村の判断ということだと思います。基礎疾患者というのがありますが、この基礎疾患者については、60歳以下であっても、優先順位を上げたほうがいいと思うのですが、この基礎疾患者については、村のほうで把握されているのかどうか。それとも自己申告で、私はこういった基礎疾患を持っていますということで、厚労省が上げている14の疾患というのがありますけれども、そういう方が自己申告なのか、村で把握しているのかどうか、この辺の確認をお願いします。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

今回の接種に関わる基礎疾患につきましては、村で把握できるところではございませんので、広報誌などで周知をした上で、自己申告に基づく接種予約をしていただこうと思っております。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 分かりました。ということは、30代であろうと年齢に関係なく、私はそういった基礎疾患がありますということで、自己申告をすれば早めに打てるということですね。これは、役所のほうに来庁してやるということでもよろしいでしょうか。分かりました。ありがとうございます。最近の新聞で、64歳以下も中城村は進んでいるということがありましたが、60歳から64歳の方も高齢者のように、村役場で日程を組んで接種をするということでもあります。ちょっと心配しているのが、役場から日程が送られてきたときに、仕事の都合とかでどうしてもできないという場合に、キャンセルした場合に、また後のほうに回されるのかと心配しているということもありますが、その10日前までに連絡してほしいという、役場からありますが、キャンセルした場合はどのようになりますか。お願いします。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

60歳から64歳の方々につきましては、接種券をお送りしております、予約の割当てもしているのですが、事務が手いっぱい発送文書が遅れているところがございますけれども、今日、最終的に全対象者の方へ予約表をお送りして、60歳から64歳については、接種希望も聞かずに、役場のほうで全て予約を割り当てました。接種を希望しない方、もしくは接種日程に都合がつかない方については変更しますというような御案内で文書を通知しております。基本的に、一日100名打てるところで、90名の予約を割り振っております。10名の空きを設けておりますので、後ろにずれないような形で変更ができる

ような、予約の割当てで動いておりますので、できるだけ期間内の7月末までには60歳以上の希望者全員に打てるような予約と、あと余りも設けた形で接種の予約もして、接種計画も進めております。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 非常にいい取組だと私も思っております。60歳から64歳の方も村のほうで日程を決めて郵送するというので、非常にいい取組だと思っております。さらに、8月からは、先ほど村長から日曜接種もするというので、これからはまた1万3,300人ですか、16歳から60歳まで。この取組のほうは、いろいろな混乱が起こるのではないかと心配していますが、説明会の中ではインターネットと電話による申込みで対応するというのでありますが、やはり本土のいろいろな、電話もつながらない、インターネットもつながらないということで、実際に役場に歩いて行って列をなしているとか、そういうことが想像されますが、その辺の16歳から60歳までの接種の方法、取組というのはどうでしょうか。お願いします。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

60歳未満につきましても、8月から予約できるような計画で進めておまして、おっしゃっていただいたように、ウェブの予約と電話。60歳未満ですと、私もシステムを操作してみたのですが、ネットで簡単に予約できるシステムでございますので、多分、電話はそんなにかかってこないだろうというところで、まず8月から始まる一般の対象者を40、50と区切ってやるとか、その辺の対処の方法も検討中でして、パンクしているシステムがございましたけれども、うちも改めてパンクしないようなシステムに乗り換えておりますので、中城村民レベルでは、パンクとかということもないだろうと想定しておりますけれども、しかしながら、混乱が起

こらないように、より効率的に進めるような計画立てをしておりますので、その辺は御安心してもらいながら、早期の接種につなげていけたらと思っております。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 そういうことで、混乱がないようにやっていくということで、少しは安心しているというところであります。ワクチン接種については、希望者も多いですので、希望者全員が打てるように、これからもまた御尽力をお願いしたいと思います。

続きまして2番目の学習指導要領についてであります。小学校では、昨年度から、プログラミング教育もそうですけれども、外国語活動と、教科として外国語が入ってきたということで、小学校の先生方は非常に大変なところに、2つも3つもこういったものが入ってきて、非常に大変だろうなということで、そういったことを思って、どのような取組をしているのかということで質問いたしました。総合学習の中で、アプリを使ったものでやっている。5、6年生、高学年については、プログラミングを実際に組んでみてやっている。自分の意図した、自分が組んだのが処理されて実行されるということで、プログラミング教育の狙いとするものが、中城村においてはきちんと、しっかりやられているという感じを持ちました。いろいろ研修等、英語、外国語活動についてもそうですけれども、いろいろな職員研修等も持ちながら、しっかりして行ってほしいと思います。プログラミング学習の必要性というのは、これからスマホとかコンピューターが進歩して、いろいろな情報が大量に処理され、蓄積されるということができて、またさらにネットワークが進化して、グローバル化して、情報が飛び交う時代であります。このような情報化社会において、情報活用能力の育成は大変重要だと思いますので、また併せて、情報モラルについて、いろいろSNS

での誹謗中傷であるとかインターネットとか、そういったものの指導も大変重要でありますので、そういった情報関係に対する御指導をよろしくお願いします。以上で、2番目の新学習指導要領については終わります。

次、GIGAスクール構想についてです。今回も、6月8日から休校になりました。本村においては、まだ、児童生徒へのオンライン学習はいろいろなWi-Fi等の整備の課題が大きくて、なかなか進まないということで、学校内でも整った学級からタブレットを使っているという答弁がありました。こういうオンライン授業も大事ではありますが、オンライン授業をするに当たっては、環境整備の課題が非常に大きいので、せっかくタブレットもあるわけですので、ほかのもので利用するのも一つの手かと思えます。ちなみに、昨年の議会のときに、こういったコロナの第2波、第3波が来たときに、オンライン授業をこれから進めないといけない中で、児童生徒の家庭でのWi-Fi環境、インターネットの環境、両親のスマホの環境とか、そういうものの所有率といいますか、そういったことを調査してほしいということを昨年言いましたが、答弁では、各家庭のネットワーク通信環境の調査等を行うことは可能ということで、今後また感染拡大に向けてどのような方法がよいか検討してまいりますということがありましたが、現在のところ、児童生徒の各家庭のそういった環境等はどうなっていますか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 答弁いたします。

Wi-Fi環境における調査について、先週、各学校のほうへ調査を行いました。ただし、小学校5、6年生及び中学校2年、3年生を対象に、クラス担任より急遽児童生徒の家庭におけるWi-Fi及びネット環境の状況について調査をしております。Wi-Fi及びネット環境がある家庭の調査結果は83.3%から97.5%、平

均すると90.6%でした。以上です。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 どうもありがとうございます。平均すると90%というパーセントを上げているということは、これから各家庭にタブレットを持たせて、オンライン授業等もできる環境にあると理解してよろしいですね。今回、新聞で記事になっていました糸満小学校がオンライン授業の指定を受けて取り組んだということで、糸満小学校では8割の家庭でネットがつながるというのを確認して、残りのつながらない家庭の児童生徒については、学校にいらして学校でオンライン授業を行ったと記事が載っていましたが、どうしても100%環境を整えるというのは厳しいと思いますので、そういった方法もいい取組だと感じましたので、今後はまたそういった取組もいいのかなと思いますので、よろしくお願いします。それと、GIGAスクールについて、この前、新聞記事に載っていましたが、熊本県の小学校と中城小学校の生徒が平和学習を行ったということで、琉大の先生と学童疎開を経験した安里清一さんも一緒に、オンラインでの、遠隔での交流授業といますか、そういうのを行ったということが大きく新聞に載ってました。やはり私も、こういう使い方が非常にいいなと思います。平和学習であるとか、講演会であるとか、そういったことを行うときに、夏休み前の暑い中、体育館に全生徒を集めて話を聞くということは、非常に過酷なことかとも思います。かといって必要な部分もあると思いますけれども、そういった意味では、こういう利用の仕方としては、各教室で、電子黒板も全学級に配置されたわけですので、電子黒板も利用して、タブレットも利用して、快適な中でいろいろな講演会をするということも、中学校も併せて、そういう取組も今後したほうがいいのかと、この前の記事で感じました。GIGAスクールについてはこれ

で終わります。

次に、ヤングケアラーについてです。去年、令和2年12月から、今年の1月にかけて、厚生労働省と文部科学省が初めて全国に調査をしたということではありますが、その中で、中学生が5.7%、17人に1人、高校生が24人に1人ということで、かなり中学生が高いということでありましたが、先ほど、教育長から本村には該当者はなしということがありました。これは、必ずしも家庭の妹や弟、ヤングケアラーについても、パーセンテージ的には妹、弟を見るのが多い、次に、病気の両親とかそういうことがありますが、学校に来ているから該当はいないということで、確認するというのは厳しいところもあるのかな。学校に行きながら、やはり家に帰ってからいろいろな放課後の活動もできなくて、ずっと妹、弟の面倒を見ないといけないとか、そういう生徒も中にはいると思います。だから、学校を休みがちな生徒については、学校のほうで発見しやすいと思いますけれども、学校にはきちんと来ているけど、やはり本人は家に帰ってから遅くまで面倒を見ているとか、今、特にコロナ禍で、収入も減って、両親がいろいろところでバイトをしたりとか、そういうことで見させられているとか、そういうことも、本村にもゼロではなくて、もしかするといえるのかな。いないほうが一番いいことではあるのですが、やはり今までの結果からしても、学校に該当者がいたけれども発見できなかったという例もありますので、ヤングケアラーを発見するのは非常に難しいと感じます。やはり家庭の中がなかなか見えにくいということもあります。本人も、自分がそういったことをやっていて、自分がヤングケアラーをしているという自覚がないということもあります。自分の身内は自分で見るのが当たり前という意識もあると思います。だから、そういった面では、もしかすると学校でも妹や弟の面倒を見ているということに

なりますと、学校の先生方の見方によっては、非常におりこうだね、面倒見のいい子だねと見がちなどころもあると思います。そういったものも非常に難しいところですが、特に学校の場合は教員が常に、児童生徒と接していますので、それを見つけるのはほかの人よりも見つけやすいということもありますので、そういったことも考慮に入れて、そういった視点で、意識を持って児童生徒を見るということも必要かと思えます。

ちなみに、ちょっと話が変わりますけれども、2017年9月17日の琉球新報の記事で、中城村子供実態調査ということで、小学校5年生と中学2年生を対象に行った調査があります。担当者は、対象を広げてもっと細かく調査する必要がある。継続的に調査を続けていきたいということで、これは貧困についての調査が行われていますけれども、その後、行ったのかどうか、行う予定があるのかどうか、お願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時57分）

~~~~~

再 開（13時58分）

○議長 新垣博正 再開します。

こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

確認すると、平成28年か平成29年頃の調査かと思うのですが、県の貧困実態調査に伴って、本村の状況はどうだろうというところで調査を実施した経緯があったようですけれども、その後は、改めて調査をするという実施もなく、今のところ計画もございません。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 ひとり親世帯に5万円の900名、4,500万円をこれから配布するということがありましたけれども、やはりそういったものの基礎資料にもなるかと思えますので、あえて調査する予定がなければそれでいいかも

しませんが、今のところはないということで確認をしたいと思います。

最後に、行政サービスについてです。押印の廃止は国は2025年度までに98%の押印を廃止するという目標を掲げて、今年の9月からデジタル庁もできるということであります。企業では、テレワーク等が進んでいるのですが、決裁のための印鑑を押しに出社しなければならないということがあります。今年の4月から、押印廃止に向けての取組がなされているということで先ほどからありましたけれども、住民に対するサービスの視点と、役場内の、減らすことによって業務の効率が上がるという両方の視点から、これから取り組んでいくということがありますので、やはり働き方改革ということで、今後、テレワーク等も推し進めて、今、印鑑を押しなくてはいけないということで、妨げになっているとか、そういうことを電子化することによってペーパーレス化を促進するとか、そういったこともありますので、併せて電子印鑑等の活用についても議論していただければと思っております。最後に、スマホ決済については、これからいろいろなサービスについて対応できれば、より住民サービスとしていいのかなということで、水道料金とか給食費とか、保育料はできていると。学校への校納金とかそういったものも、順次増やしていけたら、より住民サービスに応えることになると思いますので、今後また検討していただければと思います。以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長 新垣博正 以上で、玉那覇 登議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時15分）

~~~~~

再 開（14時25分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、金城 章議員の一般質問を許し

ます。

○12番 金城 章議員 皆さんこんにちは。それでは12番、金城 章、質問に入りたいと思います。去年から、新型コロナでいろいろ皆さん方は忙しいはずですが、また通常業務も一生懸命やらないといけない。将来的な提案を少しばかりしていきたいと思いますので、いい答弁をよろしくお願いします。それでは通告書を読み上げて質問に代えます。

大枠1. 道路計画について。①中城村・北中城村、両村にて県道29号のバイパス的な道路、登又近辺より以北に道路変更を計画し沖縄県へ要請すべきと思うが、村長の考えはどうか。②宜野湾横断道路の進捗状況はどうか。③潮垣線の拡幅計画の考えはあるか。④庁舎周辺の道路拡幅計画はあるか。庁舎の東側の拡幅計画があるかどうかです。現在、職員の皆さんがこの道路を歩いているのをよく見かけますけれども、通行帯ではまた歩道も必要かと思っています。

大枠2. 中城城跡周辺整備についてであります。①城跡の修復工事計画の進捗はどうか。②廃ホテル跡地の利用計画はあるか。またその場所へ、県立郷土劇場の誘致を考え、沖縄県へ世界遺産中城城跡の周辺整備と併せて、活性化のために、沖縄県へ要請・要望する考えはないかどうか、村長に伺います。

大枠3. 公共施設整備について。①公共施設は周辺景観環境を考えての緑化計画も施設計画での緑豊かな計画をすべきと考えるがどうか。②各学校のグラウンドの全面芝化すべきと考えるが計画はどうか。③認定子ども園の緑化植樹計画はどう計画しているか。④庁舎の芝管理、除草にかかった費用は幾らか。今年3月にもやりましたが、5月、6月も行っていると思います。費用はどのぐらいかかったか。どの予算を使用しているか。⑤職員の駐車料金を施設管理費、環境整備とかそういうのに委託して使用の考えはないかどうか。⑥中城道の駅を今後計画

すべきと考えるが、その計画の考えはあるか。⑦南上原配水池の計画があります。外壁に絵図の計画はどのようになっているか。また、電光掲示板等の設置の考えはあるかどうか。⑧旧庁舎の敷地の利用計画はあるか。以上、答弁をよろしくお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠1番につきましては都市建設課のほうでお答えいたします。

大枠2番につきましては教育委員会、大枠3番につきましては総務課、教育委員会、こども課、産業振興課、上下水道課でお答えいたします。

私のほうで、御質問の大枠2の②旧ホテル跡地の利用計画また誘致計画等についての御質問でございます。議員はピンポイントで、県立郷土劇場でどうかという御質問であります。考え方からしますと、やはり県有地ですが、我々中城、北中城が気持ちを一つにして、何か県立劇場、あるいは歴史、文化に関するものを発信していけるようなものを誘致できないかということで、沖縄県、そして新垣光栄県会議員、北中城も含めて模索をしている最中でございます。何らかの行動は起こしていかなくてはいけないだろうと思っております。詳細と言いますか、あとはまた御質問にお答えしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠3の公共施設整備の②学校グラウンドの全面芝生化については、砂ぼこりが立たないことに関しては、とてもいいことだと思っております。ただ、学校現場の現状としては、芝生の管理がとても難しい状況だと考えています。詳細については教育総務課長から、また大枠2の①については生涯学習課長から答えさせます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。
○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠1についてお答えいたします。

まず①については、沖縄県中部土木事務所との意見交換会で、県道29号線の拡幅については毎年要望しております。それから②の宜野湾横断道路の進捗状況につきましては、前年度から予備設計を進めており、現在予備設計の精査中で完了次第検討委員会を開催し、関係者の意見を伺う予定との報告を受けております。それから③の潮垣線と④の庁舎周辺の道路拡幅計画につきましては、両方とも、現在のところ計画はございません。以上です。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。
○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは御質問の大枠2についてお答えいたします。

①の城跡修復工事の進捗についてですが、現在、一の郭北側城壁の解体・積み直しを計画的に進めております。令和3年度は一の郭北側、西側のコーナー部分の解体・積み直しを実施し、令和5年度から南の郭の整備に移っていく計画で進めております。②のホテル跡地の利用計画についてですが、先ほど村長から答弁があったように、この箇所は県有地となっております。こちらの県営中城公園事業基本計画では、歴史博物館的施設が計画の中では記載されております。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。
○総務課長 與儀 忍 大枠3から公共施設の緑化計画についてお答えいたします。

御質問にもありますように、村としましても公共施設での緑化計画は必要であると考えております。公共施設は、不特定多数の住民が、日常的に利用する施設であることから「みどり」を身近に目に触れ、感じるができるよう計画・配置することが重要であると考えております。また、公共施設は、その地域のシンボリックな役目も果たしており、景観に配慮した施設の

緑化は必要であります。新庁舎におきましても、敷地内に緑地帯が設けられており、来庁者や職員の癒しに寄与しているものと考えております。本村におけるほとんどの公共施設には、緑地帯が設けられ、木々が植えられており、まさに「緑豊かな中城」を表していると考えております。次に、庁舎の芝管理にかかった費用についてお答えいたします。特に、費用はかかっておりませんが、燃料代として1回につき1,000円程度の費用であると考えております。予算については、8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費の需用費が充てられております。次に、駐車料金の施設管理費への充当についてお答えいたします。駐車場使用料は、村の一般財源として様々な歳出の財源として活用しております。庁舎内の清掃業務やエレベーター保守、庁舎警備、光熱水費等の施設管理費に駐車場使用料が充てられていると認識しております。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。
○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠3の②について答弁いたします。

各学校グラウンドの全面芝生化については、現在、その計画はありません。村の学校施設グラウンドの芝生化をする場合においては、トラック内部のみの芝生化が有力と考えますが、導入する場合には、利用上の課題のクリア及び管理が教員に与える負担などを、学校側でも十分に認識してもらう必要があります。財政面においては、導入後は毎年の維持管理コストの負担を継続する必要があります。また、村内の村立小中学校の校長へグラウンドの芝生化について意見を伺いました。維持管理の観点から、基本的には反対という回答を得ております。以上です。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。
○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

大枠3の③の認定こども園につきましては、民間施設でございますので、村の計画はござい

ません。園に確認したところ、現在の平安幼稚園の園庭を参考にしてこれから策定していくとの報告を受けております。現時点で構成としては、園庭一部の芝生化とグラウンド周りに周辺地域の景観を損ねることなく、子供たちの創造性を刺激するような植樹をしたいと考えているとのことでした。以上です。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは金城 章議員の大枠3の⑥についてお答えいたします。

現在のところ、道の駅の計画はありません。以上です。

○議長 新垣博正 上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 それでは大枠3の⑦についてお答えいたします。

新設する南上原配水池は、村を象徴するような絵図を描く計画で進めております。具体的にはまだ決まっておられませんのでこれから検討してまいります。電光掲示板については、設置する計画はございません。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは金城 章議員の大枠3の⑧についてお答えします。

現時点において、旧庁舎敷地の利用計画はございません。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは再質問いたします。

県道29号線は要望しているということで、この件は中部広域移行の後、協働のまちづくりにどうしても欠かせない道路だと私は考えておりますので、北中城村とも連絡を取り合っており、この県道29号線のバイパス的なものは、ぜひやるべきだと考えております。今の県道29号線は、北中城村の基地司令部に突き当たって、いつも混雑している状況であります。その混雑

が登又まで関わってきますので、東側の登又の地域活性化にもつながる道路を、北中城村と相談し、またそれがもっと以北的な道路の計画にしていくべきだと考えております。これは考えていただきたいと思います。那覇広域から中部広域の協働のまちづくりでも関わってくる道路だと思いますので、今後考えてください。

次の②の宜野湾横断道路。私が気にしているのは、国道329号の十字路、津覇出口です。西原バイパスの関連を、ぜひ村では推し進めていただきたい。横断道路は交差点が十字路にならないと、議会のたびに言いますけれども、混雑は避けられないと思いますので、強く要望していただきたい。今日、副村長がいらっしゃらないから副村長にも言えないのですが、これはぜひ、今から声を出して。今日は資料を持っていませんが、計画では、交差点が北側にずれているのが現状です。本村から言わないと、また混雑につながると思いますけれども、この辺どうですか。副村長がいらっしゃらないので、村長から声を上げて、ぜひ十字路にしてほしいということは、県に要望できますか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

十字路にできるかできないかというよりも、下りてくるところが、当初、私が最初に見た図面では、私自身も納得いかないというお話しはしております。国道のほうは、これ以上北側に持っていくのは厳しいかもしれないという話は聞いておりますけれども、もうちょっと下りてくる箇所を、今後、この協議会の中で提言していきたいと。これはこれから資料を出していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 村長がそういう考えであったらすばらしいと思っております。本当に、道路を造るたびにまた混雑したら、せっかく奥間の交差点が解消になって、またそこで混

雑したら困りますので、これは、今村長がおっしゃったように進めていていただきたいと思います。

次の③と④、今は計画なしという話ですから、潮垣線の拡幅を今回出したのは、以前のゴルフ場跡地ですか、そこに大型重機のヤード的なものと試験場ができました。その件で、大型車のすれ違いが、一度すれ違ったのですが、一時停止して大型車がすれ違うのを待った経験がありまして、物件がなくて農道的な潮垣線ですけれども、物件なしのときにはさらに拡幅ができるのではないかと考えて出しております。ぜひ事故が起こらない前に、拡幅計画を立てて、またこの潮垣線は交通量もすごいです。本村で一番ではないかと思うぐらいの交通量もあります。大型車の通過関係で、そこで事故が発生するおそれがあります。今後、ぜひ取り組まないといけない計画だと思いますけれども。その拡幅計画は、今はなしですけれども、もう一度、今後考えていけるかどうか。本当でしたら西原まで潮垣線の拡幅はやっていただきたいのですが、今後、湾岸道路とかそういう計画もあると思います。しかし、今の現状を解消するには、こういった大型トレーラー的なものは解消しないといけない。屋宜被留から入って、曲がるのに精いっぱい、また、泊側から入るのも精いっぱいな現状だと私は考えております。この計画、もう一度だけ、どなたか答弁できますか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時47分）

~~~~~

再 開（14時47分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

現状では、すぐ検討できるという回答はできないのですが、長期的に、庁舎の職員全て含めて考えていきたいと考えます。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 事故が起こらない前に、ぜひ考えていただきたい。3月議会で新垣修議員からも、伊舎堂キャッスルタウンでしたか、向こうの子供たちの通学路のことも話をしていました。そこも歩道をつけるべきだと思うのですが、そういう計画も一緒にして、ぜひ考えていただきたいと思います。④もぜひ考えていただかないと。庁舎の東側の道路は、中央車線ありません。そこは道路が狭くて、職員の皆さんが駐車場まで歩くのも不便だと感じております。これは、歩道的なものもつけないといけないのではないかと。認定こども園ができて、またそこに歩道的なものが広がってくるのかどうか。この計画もまだ見えませんので、この計画も入れました。ぜひこれも考えていかないといけないと思います。村道ですので、村の予算でしかできないと思います。将来的なことを考えてこの周辺の計画をしていかないといけないと思っております。

続きまして大枠2に移ります。これは以前、令和元年の9月定例会でも、私は②の県立郷土劇場を誘致したらどうかということで、村長はそのとき、博物館とか、屋宜の宮城 清先生の漆器を体験できるとか、そういう施設も一緒になって、また世界遺産を生かしたものができればという御答弁をもらいました。先ほど村長の答弁にありましたように、今、新垣光栄県議が考えている歴史まちづくり法を利用した世界遺産の中城城を中心とした文化伝統を含めた発信地にしたいという考えの下進めています。これは村長も重々御存じだと思いますが、ぜひ郷土劇場も、沖縄県、もしくは中城村の文化芸能の発信の地になりますので、これは、いろいろな複合施設を構えた施設を造るように県に要望しないと、これまでの状況が、私が議員になって思うのは、県サイド、国サイドが考えるのは造れるよということで、青図ができてから協議を

すると実にならない。これからはこういう時代ではなくて、中城村が欲しいのは、こういうものが欲しいんだということを、ぜひ県とか国に提案しないとイケないと思います。また今回、迷惑な廃ホテル跡地もきちんと取り壊して整備、更地になっておりますので、ぜひこれからは、博物館は、以前はいろいろな整備計画があったのですが、これはもうほとんどなくなっていますよね。博物館を含め、郷土劇場なり、文化の発信点を進めていかなければいけないと思って、この質問を出しておりますので、せっかく世界遺産の中城城ですので、中城城が沖縄県の中心なのです。また、高速道路も北中インターで下りればすぐです。那覇からも遠くない。名護からも30分、40分ぐらいで着きますので、座喜味城跡、勝連城跡もしかりですけれども、ちょうど中心的なところですので、ぜひいろいろな交流の発信の拠点としてこれを考えていただければ。先ほど村長からいい答弁をもらいましたけれども、村長、もう一度だけ、押し進めていくみたいな答弁をいただけますか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今、議員がおっしゃった、特に複合施設的なものというのは、非常に大きなキーポイントのような気がします。いろいろな、県立劇場的な、博物館的な、歴史文化を発信する、これは議員も御承知だと思いますけれども、最近では、普天間自練の隣のデーグスクなんかきれいに整備されていますし、また北中城村も今、城跡を中心とした農と住の計画等もございますし、我々もダムを利用していろいろなことができないかとか、観光的な部分とかの考えも全てをマッチングするといいますか、そういうものが周辺にもあるということ、しっかり今回の誘致につなげて、時機を見て玉城デニー知事への要請だとか、あるいはそれを所管する課との協議会を持つだとか、いろいろな形で具現化できるよ

うな方策を考えていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 これから県へ要望して、県立郷土劇場とは言いませんが、文化の発信ができる、伝統文化、またそこで学べるような施設をぜひ提案していただきたいと思っております。

続きまして大枠3に入ります。この緑化関係を私は毎回出しております。先ほど総務課長からありました「緑豊かな中城」、これをシンボルとしてやっていくと。なぜこの公共施設周辺に出したかということ、現在の中学校、その吉の浦線の周辺には、以前は植樹がありました。これは、フェンスを立てるために取り壊して、中城小学校も同等です。木がほとんどなくなっている現状。先ほど、こども課の認定こども園の園庭の周辺には木を植えるという答弁でしたけれども、公共施設の周辺にもっと緑化を図ってほしい。この庁舎の東側、道路側には一本も木がないということはどうかなと思います。もう造って後には文句にしかならないのですが、これからの計画は、公共施設を造れば、その周辺は緑化を目指していかないと。自分のお家に木は植えないのに、ほかの村民に木を植えないとは言えないですよね。「緑豊かな中城」と言っておきながら、緑豊かなのを公共施設に感じないのはどうなりますかね。ぜひこれは気にして、確実に図面を書く青図には、緑化計画は書かれていますよ。しかし、施工の際は、削るとは思っていませんでした。駐車場の周辺も。清掃作業も大変ではありますけれども、ぜひ「緑豊かな中城」を目指して考えていただきたいと思っております。

それと、学校の全面芝生化は考えていないと言いますが、中城南小学校は少し、グラウンド内が芝生化していますけれども、また野球をするグラウンドの周辺は、野球の内野だけはそのまま土です。グラウンドのトラックも芝生を入れていないです。芝生と生の土といいますか、



そこでの子供たちの運動能力の差は皆さん御存じかなと思って。芝生の上で運動するのと、そのまま土で運動するのと、運動力の向上はどう思いますか。どなたか答弁できますか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 答弁いたします。

児童生徒に与える影響、効果については大変期待できる場所もあると思います。ただ、芝生化の設置する場所によって、メリット、デメリットがかなりあり、学校長からも、場所によっては今後の運営に支障を来すということで確認を取っております。確かに砂ぼこり防止とかけがなどの防止についてはメリットとして挙げられますが、実際、芝生化の場合、水はけが悪く、前日に雨が降った場合乾きにくい。芝生が生えそっていない部分には凸凹があり運動しにくい。滑りやすく走りにくい。競技に向きや不向きがあります。さらに養生期間が必要であり、その期間は使用ができない。その場合においては、学校で体育で、授業のカリキュラムの再編成が必要となるということで、かなり負担があるということがあります。また、競技をする上で、ラインを引いた際、そのラインが引きにくい、またすぐに消えてしまうという点もありました。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 課長が言っているのは一般的な考え、分かります。このグラウンドを芝生化したときに、運動能力が約2倍ぐらい向上すると言われていました。これがどうしてかという、サッカー場でかけっこするのと、芝生の上でかけっこするのと、生の土の上でかけっこするのと、転んだ度合いでけがするということで、運動能力の向上が少ないと言われている。皆さん、よく軍の中の小学校の、瑞慶覧でしたか、軍の中はほとんど全面芝生なんですよ。そこで野球もやって、いろいろな運動授業、子供たちの運動をしています。最初に日本

で取り入れたのが、アメリカから来た英語の補助教師で、名前は忘れましたが、この方が鳥取県で取り組んで、全面芝生化で、本当に運動能力が向上したとデータにも出ておりますので、探してみてください。これが最近では、秋田県とか大阪府とか、いろいろところで芝生化が進んでいますので、今、砂ぼこりだけの考えだけではなくて、子供たちがいかにけがせず能力向上になるかどうかを、もう一度検証していただきたいと思います。芝生はまた滑っても転んでもけがの率が少ないです。おっしゃるように、維持管理は大変です。維持管理は大変でも、今、ごさまる陸上競技場もサッカー場は維持管理していますよね。維持管理はかかっても、子供たちの発育に欠かせないものでしたら、ぜひやるべきだと思っております。一度検討してみてください。教育長、これどうですか。教育長はスポーツマンでいらっしゃるから知っていると思いますけれども、運動能力の向上とかいろいろ図れると。御存じかな。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 確かに芝の上を走ると、膝とか足首、非常にいい感覚を得ながら走れるという面で、運動能力の向上は図れるというのは一つの、はだしの検証等、論文もありますけれども、確かにあると思いますが、現状としては、やはり現場の声も聞きながらこっちは進めないといけないのかなと。一番、現在の中城南小学校の芝生も剥がれて荒れてきている状況で、やはり管理の面が難しい状況ですので、その辺をどうクリアしていくかというのが大きな課題だと思っています。確かに、グラウンドの周辺の家は、砂ぼこり等で大変だろうなということは思いますけれども、この芝をどう管理するかというところが一番大きな課題だと考えています。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 教育長の今の答弁も

分かります。やはり新しいものを取り入れるときは、今までやってきたことが当たり前だと皆さんは思っている。しかし、当たり前であった今までの現状を変えたい場合は、これが正しいんだということもあり得ることもいっぱいあると思います。今までの状況が当たり前だということを変えていただきたい。一度取り組んでみないと分からないと。現状の全面芝生のアメリカンスクールとか、まずそこに行ってみて観察してみたらどうかと一瞬思いますね。今、役所的には新しいものを取り入れるのは、ほとんど、前例がないとかそういうことで解決するような現状がありますが、ぜひもっと考えて新しいものも取り入れてみたほうがいいと。現状、長田小学校が芝生。向こうもトラックはまだ芝を張っていないのですが、だけど向こうは、野球の内野の取り入れはしておりません。トラックの中はほとんど芝生です。トラックの外もです。走るトラックだけ芝生が張られていない現状ですので、まず見ていただいて、子供たちがどういう環境でやっているのか、ぜひ検討していただきたい。これから小学校の造り替えも2校あると思いますので、新しくなったときに新しい施設をぜひ考えていただきたい。これまでのものが全部正しいのではないと私は思っておりますので、ぜひお願いします。考えてください。

総務課長、④です。この費用は1,000円しかかかっていないということで、この人件費の部分を私は知りたかったのです。ぜひこの人件費、3月分だけでいいのですが、どのぐらいかかったか。あの時分、最初で雑草も生えて、いっぱい予算が、午前、午後、どちらかに分けた日もあったのですが、私の計算では午前中、午後も計算して5日ぐらいはかかっていると思っておりますが、この整備の方の人数も5人か6人ぐらいでそのぐらいかかっていると思うのですが、予算というのは人件費が入るか入らないか

も、人件費はどのぐらいかかっていますか。また、あのメンバーが公共施設の道路の芝刈りはやっているのですが、この公共駐車場とか庁舎の管理までやるべきなのか。公園は公園で今やっていますよね。街区公園とか。これから梅雨が終わって、9月、10月まで毎回道路の整備が間に合っていないのです。今、ほったらかして、議会の前までに刈って、3か月に一遍刈って、今、庁舎の西側も雑草が生えたところは芝生がなくなっていますよ。見てください。何か所かは芝生が赤くなってもう枯れている現状です。これはもう、3月議会で言ったように、年間30万円で管理、毎年10回以上の草刈りをしてこのぐらいの値段でした。総務課長は、職員でやるといつもおっしゃるのですが、この9月から10月の間は、ほとんど道路の草刈り作業が間に合っていない現状で、またこっちに草刈りのメンバーを入れるとなったらどうなるのかなと思いますけれども。もう一度、人工の費用は分かれますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

特に外部に発注しているわけではございませんので、人件費がかかっているということではございません。この前、5月後半、6月にかけて庁舎の芝を刈っていただきました。たしか半日の2日間かかっていた、そのように認識しております。仮に時給1,000円として考えた場合に、2万円程度が発生するものと考えております。現在、完璧な状態ではないのですが、何とか芝の管理、あるいは庁舎敷地内の管理ができておられると考えておりますので、あえてそこに予算をかけてやる必要があるのかどうかということで、疑問にも思います。現在、何とか年間4回程度やればできるものだと考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 やはり総務課長と考えが合わないですね。まず西側の何か所か見て

ください。芝生の管理がどのくらいなのか。年間4回で。3月には計画がないというお話でしたけれども、年間4回、5月後半、今月の初めまで芝生を刈って、梅雨は雨が多いですから成長が早いです。またすぐ入れないと、雑草だけが芝生を覆ってくるので、ぜひ考えてみてください。この費用も、委託したほうがきれいで安く済むのではないかと考えています。

それで⑤を出しました。どうして⑤を出したかという、駐車料金を一般財源に入れるのではなくて、環境整備基金ということで、そこに一定額を投資して、この駐車料金から基金を積立てて、この資金で公共駐車場も庁舎も委託できる金額はすぐ出るとしています。それに先ほど学校の芝生の手入れの話もありましたけれども、そういうものにも使えると思います。緑化事業は、どうしてもこれから進めないといけない事業。これを一般財源に入れたら、この予算はない、あの予算はないということで、環境整備には投資できないですよ、総務課長が考えているとおり。ぜひ環境整備基金みたいな形で、駐車料金から幾らかでも積み立てて、要するにこれで環境を整備するのだと。庁舎、公共施設の整備を。ぜひこの考えで入れてありますけれども、どうですか。この資金の半分ぐらいを積み立てること、どうですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほど答弁しましたけれども、駐車場料金というのは、これまでも施設の維持管理に充てられていると考えております。公共施設整備基金が、たしか去年の12月の議会で可決していただいて、基金を設けております。駐車場料金を積むべきだという考えであれば、内部のほうでも検討はできますけれども、これまでも、駐車場料金というのは様々な施設の管理に充てていると、そのように考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ特別予算みたいな感じで、一般財源から割るのではなくて、そこでこの予算をつくれば、いろいろな使い勝手があるのではないかと考えて私は提案しておりますので、これまでやってきたとおりが当たり前ではなくて、また新たなものを考えていただきたいと思います。

もう一度、時間も少ないですけども、今は計画のない道の駅です。西原バイパスができる、横断道路を設置する。今、また庁舎跡地が空きますよね。どこかに道の駅の計画をしないといけないと思いますけれども、今後、考えていくべきだと思いますけれども、村長、どうですか。道の駅の計画とか、今後、考えて進めていくかどうか、一言いただけますか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

道の駅の件につきましては、私は就任以来、同じような答弁をさせていただいておりますけれども、どうしても必要ということの定義がないといえますか、もうちょっと機運が高まってからという話をよくさせていただいていると思います。そのために、朝市なんかを参考にしながら、その根拠づくりではありませんけれども、こういったもので中城は十分成り立っている、非常に盛り上がっているということであれば、必要に応じてつくることも可能ですし、また議員が、いみじくもおっしゃいました今後の旧庁舎跡など、いろいろな施設が来るかもしれない。いうなれば、これも不確定ですけども、その中の一角につくれるような可能性も、またなきにしもあらずということで、今、場所も決まらないうちに、必要だということも、またいかがなものかと思っておりますので、議員も朝市を非常に頑張っていってほしいし、どうしても箱物が必要なんだというところの根拠になれば、私ももうちょっと積極的に答弁もできるかと思っておりますけれども、今日のところはこれで

御勘弁いただきたいなと思います。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 先ほどお話ししたように、道路計画がいろいろありますので、村長、そのときに、道路の周辺に道の駅のスペース、旧庁舎跡でもいいですよ。また西原バイパスの周辺でもいいです。購入するときにしか購入できない。ぜひこれは考えて進めて指導して、どこに造ったらいいということは村長が考えて、皆さんで議論しながら、ぜひこれは考えていただきたいと思います。

ちなみに、年間、朝市に参加する人数は3,000人かちょっと余っています。それも日曜日だけの2回で、去年の統計でそのぐらい余っていますので、それが毎日となると何万人となりますので、必要ではないかと思います。今日、皆さんが質問したことは、今後ぜひ考えていただきたい、取り組んでいただきたいと思っていますので、ぜひよろしくお願いします。以上で終わります。

○議長 新垣博正 以上で、金城 章議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時15分）





## 令和3年第2回中城村議会定例会（第5日目）

|                                                 |                 |                     |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和3年6月11日（金）    |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和3年6月15日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和3年6月15日（午後3時22分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整           | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                                 | 6 番             | 玉 那 覇 登             | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 1 番             | 安 里 清 市             | 2 番                                | 新 垣 修     |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 比 嘉 保               | 議 事 係 長                            | 根 間 忠     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こ だ も 課 長                          | 金 城 勉     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清               | 上 下 水 道 課 長                        | 知 名 勉     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 荷 川 取 次 枝           | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 生 涯 学 習 課 長                        | 稻 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三             |                                    |           |

議事日程第3号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |



○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に大城常良議員の一般質問を許します。

○8番 大城常良議員 おはようございます。8番大城常良、議長の許可が出ましたので、これから一般質問を行いたいと思います。

まずその前に、まだまだ緊急事態宣言下の中で、6月8日から20日まで臨時休校を余儀なくされている子供たち、小中学校のことなんですけれども。やはり時数の確保が気になっておりまして、担当課に聞いてみたら、子供たちに大きな負担のないようにしっかりと対策を整えているということ、これからも延長とかいろいろあると思うんですけれども、しっかりと時数の確保は行っていただきたいということで、無理のないようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは質問に入っていきたいと思います。

まず大枠1番、大城立裕氏の銅像建立を。中城村生まれで沖縄初の芥川賞受賞者である大城立裕氏は惜しまれつつ2020年10月27日、95歳の天寿を全うし、お亡くなりになりました。沖縄文学のけん引者として本村及び、沖縄県に残された多大な功績を後世に継承して村民の励みになるように出身地である中城村に銅像を建立する考えはないか。これは村長にお伺ひいたします。

大枠2番、米軍基地問題について。施政方針の中で玉城県知事と協調し、普天間飛行場の閉鎖、辺野古新基地建設の反対を訴え続け、安心できる生活環境を追及するとあります。そこで①旧庁舎にかかげられている「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」これは2010年1月の看板を公共施設に掲げることにはできないか。これ

は前に質問したときには、私は前向きに検討していただいているんだなと思っていたもので、これがどういう状況になっているのかお伺ひします。②本村上空も普天間飛行場の訓練飛行ルート(タンゴポイント・キロポイント)が設定されているが、村民から米軍基地関係の苦情等はないか伺ひます。

大枠3番について、新型コロナウイルスワクチン接種について。①ワクチン接種の進捗状況を伺ひます。これは昨日の玉那覇議員と重複する場面もあると思いますけれども、丁寧な説明を求めます。②自治会長の訪問希望調査で村外病院希望者(300人)は村外病院でのワクチン接種ができないと聞いておりますが、事前に説明等は行われたのかお聞きします。③キャンセル対応接種者の優先順位は予定通りに行われているのか伺ひます。④村長はワクチン接種済みの報道が、これは新聞報道があったんですけれども、接種の経緯を伺ひます。⑤村内無料PCR検査、2400人の根拠及び予算額を伺ひます。ワクチン接種については、これまでの経緯、それから今後の対応、その両方を併せて聞いていきますのでお願ひしたいと思います。

大枠4番、福祉施策について。①ひきこもり実態調査アンケートの進捗状況はどうか。②8050問題の要援護者リストの取り組みはどうか。以上、簡潔な答弁を求めます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会、大枠2番につきましては総務課と企画課、大枠3番につきましてはこども課と健康保険課、大枠4番につきましては福祉課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねの大城立裕氏の銅像建立をということでございます。御承知のとおり現在のところ本村唯一の村民栄誉賞受賞者で

ございますし、非常に大きな貢献があったと考えております。大変すばらしい御提言だと受けております。所感で言うと、記念会館などあってもおかしくないような方だと思っておりますので、その提言については担当課とも真剣に協議しながら、財政的な部分も当然あるかと思いますが、議員の提案は非常にこれは私としても感銘を覚えているところがございます。また担当課のほうから詳細は答弁させていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、おはようございます。大枠1についてですけれども、ただいま村長からもありましたが、大城立裕先生、沖縄初の芥川賞受賞者、そして偉大な功績を残しています。中城村、そして沖縄の誇りであります。また学校現場においても中城小学校や中城中学校の校歌を作詞しており、多大な功績がございます。銅像を建立することは、とてもいいことだと考えているところです。詳細については、生涯学習課長のほうから答えさせます。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは大枠1についてお答えいたします。

先ほど村長をはじめ教育長からの答弁にもありましたとおり、大城立裕先生の本村への功績は多大なものであります。平成29年には本村初の村民栄誉賞を受賞されております。議員提案の銅像建立につきましては、家族、親族など、関係者の皆さまからの意見聴取などや、また設置に関して、村長からあったように予算や建立する場所とかを含め今後、検討していきたいと考えております。ぜひまた建立するに当たっては、調整段階やいろいろな場面において、地元である屋宜自治会をはじめぜひ大城議員のほうにも御協力をお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 日米地位協定見直しの

看板設置についてお答えいたします。

2010年に中部市町村会において、「日米地位協定の抜本的見直し」を求めることが決議され、各市町村の庁舎への看板設置の要請に基づき設置しておりました。設置から10年以上が経過し、看板の劣化や庁舎の建て替え・移転等により、現在では、宜野湾市と読谷村のみの設置となっております。本村は旧庁舎において看板を設置しておりましたが、施設の管理や景観、設置に係る経費等の観点から、公共施設への新たな設置は考えておりません。なお、多くの米軍基地を抱える沖縄県においては、米軍人等による事件・事故が多く、その場合の裁判権が日本側に無いなど、不平等が多い現在の日米地位協定は、見直しが必要であるとの考えに変わりはございません。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは大城常良議員の大枠2の②についてお答えします。

苦情等の状況については、主に村ホームページに寄せられており、そのほかには電話にての間合せがある場合がございます。内容については、航空機の夜間10時以降の飛行及び騒音が主に寄せられております。以上です。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大枠3についてお答えいたします。

①の6月12現在、延べ4,762回の接種が完了しております。進捗率で申し上げますと、1回目の接種完了者が約81%、2回目の接種完了者が40%でございます。②の訪問希望調査は、あくまでも希望をお聞きしているだけでございまして、オーバーフローをしている病院や、村外病院を希望している方へも、最終的には村内の接種病院へ割り振った予約として予約案内をしております。③のキャンセル対応につきましては、村内の60歳から64歳までのキャンセル対応希望者、障がい者入所施設である村内のグリー

ンホームの入所者、役場職員の職員等の3グループに分けて計画的に対応しております。④の接種の経緯につきましては、わくさん内科の初日の11時接種予定の方が、予診のみで接種が出来ない方がいらっしゃるとの11時過ぎの電話がありましたので、そのキャンセル対応として、12時前までにわくさん内科へ接種者を送ることとなりましたので、役場のキャンセル待ちリストから村長へ直接私のほうから指示を出して接種を受けていただきました。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 大城議員の御質問にお答えします。

大枠3の⑤、PCR検査についてお答えいたします。検査対象者は、希望する村民と保育施設、障がい施設等の職員となっております。新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、村民の不安を取り除き安心して普段の生活ができることと、施設の職員を検査することにより、子供たち、障がいのある方への感染症予防対策を図っています。村人口の1割を目標に約2,400人、1件当たり2,500円、600万円の予算を確保しています。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 大枠4についてお答えいたします。

まず①のひきこもり実態調査のアンケートの進捗状況なんですけど、前回の地域福祉計画策定時のコンサル会社と契約を行っており、現在、アンケート調査項目の調整を行っているところです。一般住民へのアンケート調査は、前回の調査内容にひきこもりに関する項目、新型コロナウイルスの影響に関する項目を追加する予定です。また、地域の実態をより把握している自治会長や民生委員に対しても、個別にひきこもりに関するアンケート調査を予定しております。アンケートの対象者1,600人を予定しております。これは一般住民の方です。早ければ7月に

も郵送で実施する予定となっております。②の8050問題のリストについてですが、現在、障害福祉の相談員にて対象者のリストアップ作業を行っているところです。基本となる対象者は4月末現在の障害福祉サービス利用者及びサービスを受けていない方をベースにして、二段階の抽出作業を今行っています。また、並行して村内外の計画相談支援事業者へアンケート調査も行っており、今後は、第二段階における対象者についての緊急度基準の検討を行う予定となっております。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時14分）

~~~~~

再 開（10時15分）

○議長 新垣博正 再開します。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 改めまして再質問を行っていきたくと思います。

まず大枠1番の大城立裕先生の碑の建立ということなんですけれども、これは村長から大変前向きな御答弁をいただきまして、私も感謝しているところであります。これを提案した理由は、屋宜自治会のほうからも年次総会で、本当は亡くなる前が一番よかったんだけど、しかし亡くなってしまった段階では、あれだけの立派な功績を残した方の建立、あるいは顕彰碑というのは必要ではないかという話が出まして、また村内のいろいろな方々からも、ぜひ前向きに検討したほうがいいよと。さらに屋宜出身の先生なものですから、これは中城村屋宜問わず、沖縄県もしっかりやっていくべきではという話があったもので、今回提案をさせていただきました。少し生い立ちについて申し上げますと、大城立裕先生は中城村屋宜生まれということで、1925年9月19日に出生して、1961年にカクテルパーティーで沖縄発の芥川賞を受賞しております。1994年に紫綬褒章、2000年沖縄県功労賞、

2015年には川端康成文学賞、ほか数々の賞を受賞して、著書には琉球処分、対馬丸等、沖縄を題材にした多くの小説を執筆してられました。村民の誇りとして、私はどこに造るのかという段階で、やはり歴史資料図書館のほうに何らかの形でできないかなど。彼の著書も、大分、資料図書館にも置いてあるものですから、その辺りが一番適当ではないかということをおっしゃるので、ぜひ担当課、村長また教育長、しっかりと前向きに対応をお願いしたいと思います。先生は、今年の10月には一年忌、来年の10月には三回忌ということで、三回忌までにはぜひ何とか対応ができたらいいなと思うんですけども、さっき村長が言われた財政的なもの、あるいはこれからの準備もあろうかと思うので、その辺りはしっかりとお願いしたいということで、これからの話にはなるんですけども、大体どれぐらいのめどを立てているのか、担当課のほう、お願いをしたいと思います。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 ただいまの御質問にお答えいたします。

時期を含め、私の個人的発想の中でなんですけど、例えば来年は復帰50周年という大きな節目に当たります。以前に戦後50周年事業として吉の浦会館とそば屋さんの間に亀甲墓という大城立裕先生の小説の一部分が彫られた記念碑もございまして、できれば来年の復帰50周年事業に乗っけて、例えば国なり、県内もそういった事業、各市町村の行う事業に当時は幾らかの補助金もございましたので、そういったところが具体的に進んでいけば、計画も思った以上に来年度辺りにできる可能性はあるのかと考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 担当課としても、ぜひ大きな汗をかいて、教育長、村長もそれについてはしっかりと対応をお願いしたいと思います。

ります。

続いて2番目の米軍基地問題について。これは問1のほうが旧庁舎の看板の見直しですね、日米地位協定。これは課長の答弁では劣化していると、あるいは景観の、新庁舎に配慮して景観も掲げるのはいいものではないというふうに思っているだろうと思うんですけども。やはりこれは私はあの看板は、沖縄のみならず本村の歴史を物語っていると実感して、あれは本当にすばらしいと私は県民として、村民として誇りの持てる看板だと私は思っているわけです。さっき課長が言われた、戦後76年たったいまでも事件事故が絶えないと。日米地位協定の全文を私持っているんですけども、やはりこれは第27条にある、政府がしっかりと提案すれば、いつでも改定はできるという文言も入っているんですけども、やはり日本政府は一切それには関知しないと。運用改善、運用改善で環境の協定を少し、運用を変えただけであって、あと少しまたあるんですけども。そんな政府のやり方に対して、やはり県民としては甚だ納得がいかないという思いを私は持っているものですから、それについて質問をしたいと思います。全国で今、米軍基地の70.3%がこの沖縄に集中している。事件事故が日常的に起こっている。先だって津堅島に米軍のヘリコプターが不時着して、謝罪は一切なかったということを含めて、現状は日米地位協定が、100%大きな壁になっているわけであって、村民、県民の多くが日米地位協定の抜本的な改定を求めている。その機運は10年前よりもさらに高まっていると私は認識しております。それについて今、村としての考えをやはり改めるべきものは改めていくと、改定すべきものは改定するというような判断の下で、しっかりとこういう思いは掲げていけないんじゃないかと思っているんです。私は、また村長がどういうお考えで所見を持っておられるのか、お伺いしたいと思います。

ます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今、議員がおっしゃることが私も思いは同じでございます。2010年、先ほど総務課長から答弁がありましたけれども、あの当時の記憶をちょっとたどっているんですが、中部市町村会で一斉にやって、意思表示をしようということでしたか10市町村足並みそろえた形であったと記憶しております。現在、聞いたら読谷村と宜野湾市だけだということでございますけれども、いま一度もしそういう機会があれば一番いいですし、先ほど議員はほとんどの県民が地位協定の改定を望んでいるというお話をしましたけれども、私は全ての県民が望んでいるんじゃないかと思うぐらい、保革、与野党関係ないと思っておりますので、この地位協定改定に関してはですね。やはり沖縄県全体で考えてみてもいいことなのかということも考えますので、その辺、いろんな、一番タイムリーな方法なども考えながら相談していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 この問題というのは、絶対に避けては通れない問題であって、我々県民、村民として、やはり村民の命を守る立場からしても、この地位協定というものは抜本的に改定していかないといけない。声を上げなければそのままだと、それで納得しているというような対応にしかならないものですから、やはり我々は声を上げ続けていくべきだと思うので、今、村長から前向きな答弁がありましたので、ぜひとも何らかの形で、この看板が庁舎にふさわしくないのであれば、吉の浦会館、そういったところにでもしっかりと掲げていただいて、どういう方策があるのか、そこをぜひ検討していただきたいと思えます。

続いて②のほう、課長のほうから、夜間飛行そして騒音等が出れば、ホームページに記載さ

れているということなんですけれども。それについて村内で低空飛行訓練、あるいはそういうものが目撃されて、村に報告あるいは苦情があったのかどうか。その辺りはどうですか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

村内での低空飛行についての苦情、目撃等の情報については、村のほうには報告等はございません。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これはある方から、名前は言わなかったんですけれども、我々事件事故があるたびに議会として、米軍及び国に対して抗議決議、あるいは意見書を提出しているんですけれども。その中でもせんだって、低空飛行に対しての意見書と抗議決議書を出しました。その後から、あるところでも低空飛行が見受けられるよと。まだまだ議会としての発信は甘いんじゃないかと。さらに強い言葉で発信するような対策は取れないかということがありまして、そういうことであれば、行政のほうにもしっかりとその不満、苦情、そういうものは届けるべきではないですかということが、ちょっと話したんですけれども。やはり上地区のほうですね、普天間飛行場から高さ的にはほぼ一体化していると。下のほうは、それなりに高さは違うんですけれども、やはり上のほうですね、通常の飛行でも低空飛行をしているというような感じに、恐らくなっているんだろうと思っておりますので、その辺りもぜひ担当課として、どういう状況でこの2つの飛行ルートが運用されているんだろうかということも含めて、検証を行っていただきたいなど。恐らく不満のある住民はいっぱいいるんだけれども、なかなかどこにどういうふうに対応してもらおうのか分からないと。そのまま県のほうに苦情を言っている人もいるかもしれないし、そういう苦情があるのであれば、村の何々課のほうに御連絡をお願いします

というようなこともやっていただきたい。今、県のほうでもこの低空飛行に関しては、しっかりと調査して、その中で県民からも情報提供を呼びかけているという段階ですので、その辺りも村としてもしっかりと県とタイアップして、この問題については絶対にやってはいけない、逸脱した訓練だと思えますので、ぜひ担当課として前向きに行ってください。

飛行訓練ルート、これ一年間の調査表を前にいただいたんですけれども、どういうふうにも米軍が運用されているか、明らかに逸脱した訓練が行われているという状況があるものですから。例えば公共施設、学校や庁舎、あるいは保育園の上を当たり前のように飛んでいるというところで、村としてそういうことに関して抗議したことがあるのか伺いたいと思えます。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

オスプレイが配置された時期ですね、平成24年に学校や病院を含む密集地等への上空を避ける、また22時以降6時までの間の飛行、その辺の部分についても防衛省、外務省に要請をしていくということがありました。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 村としても、一定の間隔を置きながら少し調査していただいて、本当にこの2つのルートは村民に影響を与えないのか、あるいは命に問題がないのか。そういうところもしっかり調査した上で、ぜひ我々にもどういう結果があったというのも含めて、御説明をお願いしたいと思えます。特に県内で頻繁に行われている低空飛行訓練については、県民の命を全く無視したやり方であって、到底これは容認できるものではないと私たち議会のほうも思っているのです、しっかりと村の対応をお願いしたいと思っております。この米軍基地については、今を生きる我々は、しっかりと後世に、この沖縄が基地あるいはそういうものを残

していくのかというのが最大の課題であるだろうと思っているのです、今の我々としては基地をなくして、そして豊かな沖縄、平和な沖縄、あるいは緑多い沖縄、海のきれいな沖縄、しいて言えば観光立県沖縄を目指していくということで、恐らく全員が同じ取組をしていくんだらうと思っているのです、しっかりとこれは行政とタイアップして、議会もそして村民も、県民も一緒になってこの問題に取り組んでいきたいと思っております。

次に大枠3番に移ります。ワクチン接種の状況です。これは昨日も状況についてはあったんですが、課長のほうから、昨日ですね、8月より月1回の日曜日接種を予定しているという話があったんですけれども、それについて一定の計画が立てられているのか。例えば場所、それから接種人数、この一日、日曜日ですね、そういうものはほぼ計画は立てられているのか伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

8月以降の一般接種の計画として、現在の平日の個別接種での計画は既に立てておりまして、かつ日曜日の個別での接種外来というところで、各病院を村長と回っておりまして、ほとんどの病院に承諾いただいて、具体的に第何日曜日にするかとかという最終調整に入っておりまして、クリニックで大体50名程度、大型病院は200名程度の接種をしていただく計画で進めております。今月末には各病院の第何日曜日の会員の決定もできますので、7月には住民への予約の案内もできると考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これはプロジェクトチーム、そして村長を含めてですね、高く評価している事業でありまして、これは最後に言いますけれども、日曜日接種については、すばらしい発想だと思っているのです、それについては

しっかり対応していただきたい。これから1万3,000人余りの一般の接種者に対して、どれだけ早く打てるのかというも含めて、今言われた対応としては、私は本当に素晴らしいと思っているので、村長以下、しっかりと対応をお願いしたいと思います。

続いて、今新聞紙上ではワクチン供給量がどうなのかと、確保はどうなっているのかというのが心配されているという報道がなされていたんですけども、それについて確保は十分なのか、どうでしょうか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 国はスムーズな接種につなげるためにはワクチンは供給するという報道等がありますけれども、私たちは日々心配しながら、県へのワクチン配布の要求をしているところではあるんですけども。実際は、余裕があるかということではなくて、もらっているのをこなしていくというところで、ぎりぎりのところで今接種は進めておりまして、私たちみたいに進捗率のいいところは逆に入ってくるかどうかという、ちょっと不安はあるんですけど、しかし計画は立てないといけないということもございまして、県へも進んでいるからといって、ワクチン配布を怠ることとか、不足が生じないよう要求はしていこうと思っております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 どれだけ進んでいてもワクチン、薬がないとそれ以上は前に進まないということにもなりかねませんので。せっかくこれだけ県内でも最高位ぐらいの進捗率、80%以上というのは、これは県内でも一、二位を争う本当に素晴らしい進捗状況になっているので、特に2回目40%というのは、ほかに類を見ない進捗率になっているものですから、そういうところも県に強く要請して、県内でも早く全村民がワクチンを打とうという方々がしっかりと打

てるような体制をぜひ整えていただきたいと思います。その中で、5月19日に所管事務調査で課長を含めいろいろ進捗状況を伺ったんですが、その中で保育士とか、学校の教職員、あるいは給食センターの職員、その辺りは優先して打つべきではないかという提案をしたんですけども、それについて課長としてはどういう考えなのか伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

国からの接種順位というのは決められているんですが、最終的には市町村の判断というところもございまして。昨日も答弁いたしました、次期接種順位の高い60歳から64歳及び高齢者入所施設及び基礎疾患の方々というのはもう計画を立てて進めているところではあるんですが、併せて教員につきましても6月23日、慰霊の日に村内の小中学校の教員の接種を計画しております。180人規模での接種をしたいと思っております。村内の保育所、認可、認可外含めての保育士にも6月21日からの40名規模の枠で接種していこうと、これは村内村外問わず、そこで働く村内の子供たちを見ていただいている機関の従事者ということで、その方々についても接種を進めております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 課長、提案したら、即座に動いてくれて、そのときは村内のワクチンしか今は供給できていないということで、村外から来る職員、あるいは保育士に対してもなかなか対応できないということでありましたけれども、そこは中城で仕事をしている段階で、今行われている緊急事態宣言の学校休校も、先生はほかからもいっぱい来るといって、うつつてしまうのは村内の子供であって、村内の住民であって、そういうところもしっかり踏まえて、今言われたその対応というのは、私は本当に素晴らしいことだと思っているので、しっかりと

引き続いて頑張っていたきたいと思っております。

次は④のほうです。村長の早期接種については、やはりこれは報道でも県内の7市町村長が優先して行っているということではありますが、村長として、これは村民に対して一番先に、接種が行われたその日に接種をやったと、先ほど課長は、わくさん内科が空いたから優先的に打ってきたということなんですけれども、村民に対して理解は得られていると感じているのか、所見を伺います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えします。

理解を得られる、得られない以前に適切に、そして滞りなくやるために接種をしたと、そういうことでございます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それは各市町村そうですねですけれども、賛否両論あると。やはり風評としては、いろいろな場面に立ち合い、多くの方たちと接触するというのを踏まえて、優先的に接種を行っているという新聞報道もあったんですねですけれども。そうであるならば、優先順位というのが確定して、65歳以上の高齢者とかそういう方々と伴に。その中で優先順位を設けるべきではなかったのか。あるいは村長を含め副村長、教育長、この村三役は同時に打つても私は、しっかりと優先順位が上位であればよかったんではないかと思うんですけれども。これは優先順位の中に入っていなかったものですから、そういう問題が発生していると思っておりますので、そのあたりは担当課としての考えを伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 新聞紙上、賛否両論あって、まず本村と他市町村、全国的な違いを言いますと、私どもは全接種希望者に予約を割り振っているんですね。ほかの市町村は、予約も取れないのに首長が打つかというような御不

満があると思うんですが、うちは接種希望者全員に予約を割り振っている違いがまずあります。もう1点違うのは、ワクチンの無駄をなくすためにキャンセル待ちというのを確立しています。それも行政だけではなくて、一般にも呼びかけて、登載をして、かつクラスターの心配のある障害者施設も登録して、最終的に迅速に動ける役場、行政がマヒすることを阻止するためでもあります。そういった3つのグループ分けを当初からしておりました。接種順位につきましてもそうなんですけれども、もちろん私が一番でございました。今でもそうなんですけれども、ワクチン接種の統括責任者として、いろんな場面で瞬時に臨機応変な判断、対応を取ってまいりました。私がいないと非常に混乱をしておりました。私が休むと、多分すごい問題が起こるだろうと、それは自分で感じております。私たちがさえ日頃から、いろんな場面で村長から指示命令をいただいております、なおさら現在のコロナ禍の中で緊急な決定とか、決裁も多くございますし、そのとき村長が不在などあればというところで、まず私の次に村長の接種を私の判断で入れておりました。当日は、私がいろいろな対応を取っているというところから、村長に接種できますかと、村長の日程を見て空きましたので、村長に接種してもらえますかというところで受けていただきました。副村長においては65歳以上というところ、その枠がございますのでそれで受けてもらおうというところ、あと教育長につきましてもその段階ではワクチンの供給量が未定でございましたので、市町村単位で受けるというところがございまして、教育長は北中城村在住ですので、北中城村で受けてもらおうというところ、キャンセル待ちには村長しか入っていないというところ、村長だけ受けていただいているという現状でございます。御理解をお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 やはりこうしてしっかりと説明してもらえれば、我々も何ら疑問を抱くこともないし、村民も同じように何らの疑問も抱かないし、やはり最高責任者あるいは副村長、教育長も本当は同時に打てれば一番よかったんでしょうけれども、それはそれとして、ちょっと説明が足りなかったのかなという思いがあるものですから、あれだけ大きく報道されますと、やはり村民からも、「何で村長はまだ58歳なのに、こんなして優先順位はないはずなのに打っているの」というような話も聞こえたものですから、この問題を提起しているわけであって、そういう場面でもしっかりとやらなければいけないと、村長は率先してワクチン接種をして、最高責任者としての業務をしっかりとしていくという強い姿勢でやっていけば何の問題もないと私は思っているの、今後そういう場面に遭遇したら、ぜひこういう説明を行って、優先順位も上にしてやっていきますよというような段取りをしっかりと整えていただきたいと思えます。

次は⑤の村内PCR検査について、先ほど課長のほうからあったんですけども、これは4月13日の新聞報道で、無料PCR検査を行う情報を我々知ったんですけども。そのとき既にこの新聞の中に、14日分の検査枠は埋まっているということが情報発信されたんですけども。この14日分の検査枠というのは、どういう過程で行われたのか。その流れをお聞きます。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。
○健康保険課長 仲松範三 予算の質問のときにも説明をしましたがけれども、4月9日の金曜日、ホームページで村民の方に情報提供しました。翌週の月、火で申し込みを受け付けしております。水曜日に唾液の採取という方向であります。4月12日月曜日では、当初定員枠は20名でありました。月曜日1日で20名の受付は完了しております。それで委託先の機関と調整をし

まして、翌週からは40名の枠取りをして村民の大体の方が希望どおり受けられるように調整しております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 ということは、課長の説明では4月9日もホームページ、それが基になって、一番最初の4月14日の20人は埋まったという理解でよろしいですか。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 はい、そうです。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これは前々から我々は言っているんですけども、今は当たり前のようにホームページ、ホームページするんですけども、やはり65歳以上というのは、なかなかパソコンもない方々もいると。一方に偏ってしまうのではないかという危惧もしているものですから。その辺り、例えばそのほうも優先的にですね、誰をPCR検査をやるというようなことも、前の議会の中で話していたんですけども。そういうのも含めてしっかりと、一番我々が思うのが、村民に疑念を抱かれないというのが一番の趣旨ですので、誰もが納得した行政運営、それをしっかりと行っていただきたいと思っております。それについて、現在のPCR検査、昨日現在の申し込み状況というのはもう落ち着いているのか、あるいはまだまだ枠を超えているのか、その辺りはどうですか。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 4月は大体40人弱で推移しておりました。5月に入りましてワクチン接種が始まりました。その後からは、定員40名に達していない状況で、20名前後で現在推移しております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 ということは、これは先週の議会のほうでもあったんですけども、個人的に検査を行った方がですね、償還払いと

ということで、そのときは70名の利用者がいるということだったんですけども、昨日現在で人数のほうも増えたのかどうか、その辺りいかがですか。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 役場で実施する毎週水曜日の日程に合わない方は、各機関で受けでもらっております。4月、5月で約70名の方に償還払いを行っております。現在も領収書を持ってきていただき、口座振替の申請の手続をしている村民の方はいらっしゃいます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 我々も議会前にPCR検査を10名ほど議員もやりまして、みんな陰性だということであったんですけども。やはり村のほうも住民の前に立つ方々、受付等の方々はしっかりとPCR検査はやっておかないといけないだろうなということも思っているの、そのほうも検討していただきたいと思っております。

続いて福祉施策の大枠4番のほうに移りたいと思います。ひきこもりの実態調査アンケート、これは施政方針の中にも書かれていたものですから、これがどれぐらいの進捗になっているんだろうということ今回質問を出してみたんですけども。担当課長の言うとおりのアンケートの調整中とか、まだ始まって2か月しかたっていないもので、やはり1,600人の方々とか、7月に郵送するというので、しっかりと進捗はしているんだろうと思っておりますので、ぜひとも村内の現状を把握していただいて、しっかりとこれからこの調査に対して実質的な対策をできるような体制にまで持って行っていただいて、このひきこもりの実態、これは国でも調べたかと思うんですけども、相当人数がいるものですから、そういったところもぜひしっかりと調査を行い、そして自治会長、あるいは民生委員にも協力を仰いで対応をお願いしたいと思っ

ております。そして8050問題の要援護者もそんなんですけども、リストアップして、しっかりと担当課ではこれからの業務は既に進行していると認識していますので、これはしっかりと対応してください。課長、お願いします。

今年も6月23日、慰霊の日がやってきます。戦後76年がたった今でも、我々沖縄の米軍基地は毎年毎年強化されております。先島諸島においては、自衛隊のミサイル部隊が配備、あるいはミサイルの弾が持ち込まれているというようなこともある。そして沖縄県を網羅したところで、この軍備増強というのが、早急に行われてきている。これはひとつの中国を見据えたものだろうと思っているんですけども。その中で、我々が今なすべきことは、これからの未来に何を残すのか、今を生きる我々はしっかりと考え、これは軍事力ではない、外交力を使った平和な沖縄を築いていきたいと、そういうふうに沖縄県とともに頑張っていきたいと思います。そしてもう1つが、ワクチン接種については、県内の接種率を見ても本村は突出して1回目、2回目の接種率が高い。これはひとえに早期対応の早さ、早期にプロジェクトチームをつくり、計画から接種まで、プロジェクトチーム及び村長そして職員が一丸となって頑張ってきたたまものだと、これは高く評価します。ぜひこれからも頑張っていたきたい。以上で終わります。

○議長 新垣博正 以上で大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時54分）

~~~~~

再 開（11時06分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして石原昌雄議員の一般質問を許します。

○13番 石原昌雄議員 皆さん、こんにちは。議席番号13番、石原昌雄一般質問をします。そ

の前に新型コロナウイルス感染対策については、本村でもワクチン接種が順調に進められており、職員の皆さんや医療従事者の皆さんに敬意を表します。マスコミ等でも中城村の取組方が報じられており、高齢者への接種率は離島を含め上位となっております。緊急事態宣言はしばらく続くものと思われませんが、これからも村民が感染しないよう、気を引き締めていかなければなりません。行政そして議会も一致協力して、コロナ対策に向かっていきたいと思えます。よろしくをお願いします。それでは通告書に沿って一般質問をさせていただきます。

大枠1番、南上原土地区画整理事業の進捗は。土地区画整理事業も最終段階になってきました。そこで、今後について伺います。①事業計画延長や変更はあるか。②町界町名変更はいつ頃やるか。その場合自治会からの意見は聞くか。③街区公園7か所の今後の維持管理はどのようにするか。④区画整理事業終了後に記念碑の設置はするか。

大枠2番、障がい者福祉支援策と障がい者雇用は。コロナ禍の中、障がい者等の福祉支援の確保を忘れてはなりません。①村内の障がい者福祉団体への支援はどのようになっているか。団体名や会員数の把握、補助金支援、活動支援は。②団体の行事へ行政はどのように関わっているか。③活動拠点はどのようになっているか。④社協に関わる福祉活動団体の支援はどうか。⑤役場職員の障がい者法定雇用率は充たしているか。雇用計画はあるか。

大枠3番、シルバー人材センターの支援と活用。中城村のシルバー人材センターは、平成24年に設立され、その目的達成のため頑張っているが、行政の支援が必要な団体であり、今後について伺います。①シルバー人材センターの主な業務内容は把握していますか。どのようなものか。②これまでの、主な実績はどのようになっているか。③年次ごとの役場からの受注を

具体的に示してください。④今後、役場業務の一部を発注できるよう全庁で取り組みができるか。⑤シルバー人材センターの意義と役割をとらえ、これからどのように支援し活用するか。

答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番につきましては、都市建設課のほうでお答えをいたします。大枠2番につきましては福祉課と総務課のほうで、大枠3番につきましては産業振興課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは大枠3番のシルバー人材センターの支援と活用でございますが、シルバー人材センターは中城村シルバー人材センターでございますので、当然村との関わり、そして村からの支援、これは一番理想的なのはシルバー人材センターと村とお互いが利活用して、ウィン・ウィンになれる環境づくりが非常に大切だと思っております。今後、お互いに何が足りないのか、あるいは村からもっともって何かできないのかも含めて協議をしていく中で、発展していく伸びしろはたくさんあると思っておりますので、また議員からの御提言などもいただきながらしっかりやっていきたいと思っております。詳細につきましては、また課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠1についてお答えいたします。

まず①現在の事業計画の延長についてです。現在の事業計画では、令和5年3月31日までの事業期間となっており、換地処分公告は事業期間内に行う予定で進めております。換地処分公告においてほぼ事業は完了いたしますが、そのあとの清算金の徴収・交付がありますので、事業期間の変更は必要となります。

それから②の町名変更はいつ頃やるのかについてです。現在、換地計画において町界町名・地番の変更調書を作成しております。その後法務局との協議・申請を行い、村議会の議決を得て県知事へ提出し換地処分公告後に効力を発生するという流れになります。町界町名・地番の変更調書がまとまった段階で区画整理審議会や自治会などには報告していきたいと考えております。

③の維持管理についてです。現在、施設管理や草刈などは地域住民の協力を得ながら、都市建設課で行っておりますが、事業完了後は自治会との協議により決めていきたいと考えております。

④の記念碑についてです。設置の予定はしておりますが、今後の区画整理審議会では詳細については検討していきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは大枠2の①から④までについてお答えいたします。

まず①です。村において補助金を助成している障害者福祉団体は2つあります。中城村身体障害者福祉協会、会員が21名です。令和3年度の村補助金としては15万円を支出します。2つ目に中城村障害児（者）を育てる会、通称ねっこの会と呼ばれている団体です。こちらのほうは会員数14名、令和3年度の補助金としては5万円となります。活動支援につきましては、村社会福祉協議会が中心となって行っているところです。

②についてですけれども、団体が実施する行事については、総会を含む行事についてお声掛けがあれば、福祉課職員も参加して対応しております。また、身体障害者福祉協会の会員が参加する沖縄県身体障害者スポーツ大会が年1回ございますが、こちらのほうは社協の職員、担当課職員、また中学生のボランティアも一緒に

参加し、支援及び交流を図っているところです。

③についてです。活動拠点は、令和2年度までは老人福祉センターで行っていましたが、令和3年度からは吉の浦会館を中心に活動となる予定です。障がい者団体のみならずその他の団体についても各種団体専用のスペースというのが確保できていない状況がございます。吉の浦会館や体育館、クラブハウス等の使用状況を確認しつつ、活動場所の確保を要する必要があります。社協や各団体から相談があれば、役場の会議室も含め、確保の支援をしていきたいと考えております。

④です。社協に関わる福祉活動団体の支援についての御質問ですが、障害者団体以外にも村補助金を支出し、社協にて支援を行っている団体として、老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会があります。これらの団体への支援につきましては、担当課としては、各団体との意見交換を行いつつ、支援方法を検討していきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 本村役場における障がい者雇用率についてお答えいたします。

村長部局における障がい者雇用は、令和2年6月1日現在1名であることから、雇用率は0.62%であり、法定雇用率を充たしておりません。令和2年度に「障がい者活躍推進計画」を策定しております。その中で「採用に関する目標」を掲げ、今年度において、会計年度任用職員2名の採用を予定しておりますが、従事する業務の選定とその体制構築に時間を要し、現在のところ採用には至っておりません。法定雇用率以上の雇用ができるよう、引き続き努めてまいります。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは石原昌雄議員の大枠3の①②につ

いて一括して答弁いたします。

主な業務内容ですが、民間の草刈り作業や修繕業務、県営中城公園内の除草作業、村のミバエ地上防除作業等を受託していると認識しています。

続きまして③についてです。村がシルバー人材センターへ委託している業務に関しましては、直近3か年の実績ではありますが、令和2年度約150万円、令和元年度約170万円、平成30年度が約140万円となっており、主に、祭りやイベント等による、マイクロバスの運転業務や交通整理、来場者のカウント業務やチラシ配布業務を委託した実績はあります。またほかにミバエ防除作業業務を年間約28万円を委託しております。

④についてです。近年はコロナ渦でイベント等が中止になるケースが多いのですが、今後も、引き続きシルバー人材センターを活用できる委託業務があれば活用していきたいと考えます。

続きまして⑤についてです。シルバー人材センターは、自らの知識と、経験を活かしつつ、働くことを通じ、生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献することを、主たる目的として自分の体力、あるいは能力に応じて働くことの楽しみを感じさせることを与える事が、シルバー人材センターの役割だと認識しています。なので村としては、社会参加型の提供や、生きがいを得るための就業提供を継続できるよう、出来る限りの支援を行っていきたいと考えています。以上です。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 答弁いただきましてありがとうございます。これからまた順を追って再質問をさせていただきます。

まず区画整理事業が順調に進んでいるところで、本当によかったと思っております。今後、工事全体としては令和5年3月末で大体終わるかと思っています。またさっきあったように清

算金とかそういうの細かい手続等があれば、また期間的には延びていくということによろしいですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

おっしゃるとおりでございます。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 ありがとうございます。

②の町界町名の変更について、調書を作成中ということであるんですけども、実は何丁目何番地という形で出てくるんだろうなという思いがあるんですけども。地元南上原地区では、南側のほうから1班2班3班という形で番号が並んでいるんですね。そういうことも加味しながらの調書の作成中なのか教えてください。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

その辺は加味はしていないんですが、我々の案としては北側からという配置になっています。これはまた今後調整することはできるかと考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 確かに行政区の地番は北から入っているんです。これは以前の行政区の土地調査の名残の中から、伊集からこう入って行って、久場までで北上原戻ってきたというラインの中から番号がこのような形で、全体を見たらあるんですけども。実際の行政区、南上原区としては、南側から1班ということで歴史のある流れがあるので、ぜひ南側から、イメージ的には、住んでいる人たちは、あちら辺から始まるんだというイメージがあるので、ぜひこういうところも調書を作成する中で酌み取ってほしいと思います。ぜひこちら辺は自治会からもそういう聞き取りをしてもらえますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 調整していきたい

と考えます。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 よろしくお願ひします。

あと具体的に、今調整中ですけれども、ある程度のもので出来上がった時点で何丁目何丁目と、そういうのは決定してからではあれなので、その前からでいいから、ある程度できたら自治会の役員会とか、そういうところにも示してほしいという希望があるんですけれども、どうですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

自治会全体の意見を聞くというのは、まとまりがつかないのかなと考えていますので、審議会が各地権者の代表となっておりますので、審議会を通して調整は行っていききたいと思います。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 そこら辺も地元の声を取り入れてほしいと思います。さっき課長は、こういう変更等については議会の議決も必要だということですが、これも大体いつ頃か予想できますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず法務局との調整が終わった後に、議会への提案になってきますので、これは令和4年度になってくるかと思っています。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 実際には、ほぼ確定した段階で議会の承認という形になるかとは思いますが、ひとつよろしくお願ひします。

次に③の街区公園についてなんですけれども、街区公園はずっと緑地も含めて保たれているところではあるんですけれども、今後自治会との調整もしながらするかと思うんですけれども。この街区公園の中に、整備した最初の時点で配

置図とかがあって、木々とか、こういうのを植えてきたんですけれども、若干場所場所においては、結構枯れているとか、そういうところも見受けられると思うんですけれども、そういうところの調査も最終段階なので、改めてやってもらえるかお願ひします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

こういった調査は行っていききたいと思います。ただすぐ改善できるかどうかというのは、今後検討が必要かと思っています。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 造った施設は、一、二年目は結構元気に木も育っていきただけでも、何らかの形でなくなったり枯れたりするわけですから、そこら辺も見回りをして、ぜひ緑のある、草花のある公園の維持管理に努めてほしいと期待しております。実際には今後は自治会とのこともあるんですけれども、それも併せてよろしくお願ひします。

④のほうで、記念碑ですけれども、実際、記念誌あたりも当然つくるものだと思いますけれども、実際現地としては南上原で土地区画整理事業があったというものを後世に残すには、そういうシンボリックな記念碑がないと、なかなか実際には記念誌はみんなが見ることはなかなかないんですけれどもね、場所に行くと、記念碑があると、なるほどなど。実際、下地区の土地改良地区でも記念碑がありますよね。あとよその区画整理地区でも。ですから最低でもやはり記念碑が建っててもらえると、以前から住んでいる区民としては、やはりこういう移り変わりをしたというのを歴史として語れるので、ぜひ記念碑を建ててほしいと。もう一度お願ひします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

村としても一大事業でしたので、これは我々

もぜひ必要なものと感じておりますので、設置場所とか、このようなものはまた今後調整していきたいと思えます。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 ぜひよろしくお願ひします。

次は大枠2のほうに移っていきます。村内の障がい者団体について、先ほど課長から細かく回答をいただいたんですけども。実際、今、2つの団体の人数と補助金のこともあったんですけども、実際、今15万円とか5万円というのは、以前はもうちょっとあったんですけども、中城村もそうですけれども、かつて予算がない時代に、一気に10%、10%、10%と3回削減の時代があって、いろいろな団体がみんなで村の協力をしようということでやってきた時代だと思うんですけども。こういう団体も、みな30%ぐらいの減額をされて今に至っているわけです。その中で、ずっと足踏み状態をしている活動が、この弱い団体は特にあるわけです。そういうことを含めると、この支援の仕方、補助金の件についても、今は財政もある程度以前に戻っているわけですから、当然にこういう部分も支援してほしいと思えます。担当課としても、こういう支援の、補助金等の相談は今後乗っていけるのかどうか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

この2つの団体におきましては、村のみの補助金のみではなくて、社会福祉協議会からも一部補助を受けて活動されております。身体障害者福祉協会におきましては、身体障害者スポーツ大会の派遣におきましては、別途補助金を出している状況がありますので、総額的な部分で何らかの形で必要性があるのであれば、各団体と協議しながら予算のほうは検討していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 いずれにせよ活動しているところは、なかなかこういう福祉団体、弱い団体はなかなか予算を多くしてくれとか、なかなか自分たちで言にくいところがあって、活動をもうちょっと増やしたいけれども、できないところもあると思うので、ぜひそこら辺の相談も担当課のほうで声を吸い上げてほしいと考えていますのでよろしくお願いします。

先ほど行政の支援のほうでの関わり方を少し答弁いただいたんですけども、村長のほうにもちょっとお願いしたいんですけども。この辺の団体への挨拶とか、激励も、今後積極的にやってほしいと思うんですけども、そこら辺はどうですか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

当然、総会などは毎年、ここ一、二年は開かれていませんけれども参加させていただいてますし、先ほど担当課から答弁があったスポーツ大会に二度ほど参加をさせていただいております。また開催されたら、喜んで激励に回って行きたいと思っております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 各種団体においても、やはり村長が顔を見せるだけでも、大分支援しているなということがあると思うので、ぜひ案内とか、そういうのがあれば漏れずに激励をしてほしいと思えますので今後もよろしくお願いします。

活動の場所等々についてなんですけれども、先ほど課長から、吉の浦会館の周辺の施設で今後やっていくということではあるんですけども、社協に関わる団体は結構あるものですから、場所の確保とかローテーションの仕方というのは、もっと必要かと思えます。ぜひ現状は吉の浦会館周辺の施設しか活用できないと思うんですけども、もっと積極的にそういう団体を取り組めるような、活動の場所、あの中でもっ

とプレハブとかそういうのができればいいかもしれませんが、そういうことも含めて担当課と社協とも相談して、活動拠点の確保に努めてほしいと思います。よろしくお願いします。

次に⑤のほうで質問をさせていただきます。

先ほど課長から、法定雇用率の分を中城村は現在は1人採用であると。年度内で2人を予定ということであるんですけども、この法定雇用率の計算において、この計算式というのを課長、ちょっと確認させてもらってもいいですか。何名になるかという、現在。中城村役場では、何名が法定雇用率の人数になるのか、ちょっと確認できますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

6月1日が通報時期になっておりますので、毎年6月1日付の常時雇用されている職員が分母になります。もちろん障がい者が分子になりまして、今回令和3年度につきましては毎年8月頃の報告になりますので、現在は令和2年6月1日現在の法定雇用率しか把握はしておりませんが、1人に対して160何名かの常時いる職員。そうしますと0.62%ということになっております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 今、パーセントで言って、ちょっとあれですけども。私が調べた中では、例えば正規職員がいますね、それから短期職員がいますね、要するに臨時職員ですね。そういうのを調べてみたら、正規職員は1人について1、短期職員は0.5人カウントということになっていると思うんです。ですから役場の職員と臨時職員がいたら、130名ぐらいいますね。ここも百何十名いますよね。この2分の1の部分のカウントされて、足してその現在は2.6%ですか、役場は。そうしたらざっと5名ぐらいになると思うんですけども、どうですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほど常時雇用されている職員が分母になるというお話をしましたけれども、これは会計年度任用職員も含めて常時雇用されている職員としてカウントをするんですけども。村長部局とそれから教育委員会部局というのは別々の考え方がございまして、村長部局におきましては2.6が法定雇用率、教育委員会部局におきましては2.5が法定雇用率でございます。村におきましては、これは障がいの程度にもよるんですけども、1人を1人という見方もできますし、障がいの程度によりまして2人分のカウントということもございます。村として計算上は3名ないし4名で法定雇用率は達成するものだと考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 村長部局と教育委員会部局は、数で分ければそれだけのことですけども。村長部局で今は3ないし4ですか。教育委員会部局は何名か、ちょっと分かりますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

教育委員会部局につきましては、村長部局のほうでは把握しておりません。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時39分）

~~~~~

再 開（11時39分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 教育委員会部局としては2人と認識しております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 先ほどあったように、実際に今、雇用計画があると思うんですけども、やはり私たちとしては今何名いて、何名までというのがやはり計画書の範囲で、これを令

和3年に2人でしたら、これで満たすのか。あるいは足りないのかというのも本当は教えてほしいんですよ。これは教育委員会もそうですけれども、人数が今2.6%というのを計算していくと、中城村役場では3名なのか4名なのか、何名なのか、それを満たす計画がちゃんとあるのかを教えてください。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

一番最初の答弁と重複する部分がありますけれども、障がい者雇用計画というのを令和2年度に策定しております。これは3か年計画ですけれども、その中におきましては3名を雇用する計画を立てております。しかしながら令和3年度におきましては、予算上は会計年度任用職員2人の採用を予定しておりますので、2人の採用ができたとしましたら障がい者雇用率は1.9%程度になるということで考えております。障がいの程度によっても1人カウント、2人カウントということがあります。たしか平成30年度まで本村におきましては障がい者が2人雇用されておりました。障がいの程度が違いましたので、率としましてはたしか3%近く、1人につきましては2人分のカウントでございましたので、何名採用したかということになりますと、やはり3名から4名ということが法定雇用率を達成する人数であると考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 この法定雇用率というのは国が決めた基準で、当然民間の事業所も義務ということで示されているわけですから、役場においてもやはり前倒しでも確保しないと、さまにならないと思います。ぜひ教育委員会も検討してください。

次にシルバー人材センターのほうです。先ほど村長から快い答弁があったものですから、大分気持ち的には楽になりました。それで①のほうですけれども、内容については先ほど課長か

らありましたけれども、こういう内容も併せて、ぜひ趣旨も含めて村の広報誌に、シルバー人材センターが出すチラシというのと村の広報誌に出してもらおうというのは、やはり村民にとってこういう団体も私たちの村のものだなという意識があると思うんですけれども、村の広報誌にも紹介できますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 前向きに広報誌に載せていきたいと思いません。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 ぜひまたこういう、ローソンが発注しましたよとか、そういうところも併せて載せてもらおうと、やはり金のかからない支援ですから、よろしくお願ひしたいと思います。また実際に担当部局として、シルバー人材センターの紹介とか、そういうところに顔を出していると思うんですけれども、そういうときも行政に何かリクエストみたいなものがあったりしますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 リクエストということですが、やはり私たちが考えていることは、人というのはひきこもるのがネックで、生活や変化、刺激がなければ認知の機能が低下していくと思いますので、シルバーもできるだけ外へ出て働く、外へ出て働く生きがいを与えることで、有意義な生活ができることを認識していますので、できる限りの支援は行っていきたいと思ひます。いろいろシルバーの方々と話合っ、進めていきたいと思ひます。以上です。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 本当によろしくお願ひしたいと思います。

先ほど各課からの発注についても若干あったんですけども、まだ150万円台ぐらいの村からの発注しかないわけですよ。ですから先ほど村長からもあったんですけども、ぜひ各課からの発注を、各課にできる分を指示してほしいと思います。積極的に関わってほしいと、こういうふうな指示をしてほしいと思うんですよ。そうすることによって各課とも意識するんです。これは産業振興課だけの業務ではないと、役場全体がやると。今、役場、何か福祉課で委託業務が何かありましたね。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

今、介護予防教室の送迎のほうを令和2年度の何月か忘れたんですが、途中から委託をしております、去年は週2回ほどでしたけれども、今年から週3回で対応できるように調整しているところだと思います。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 予算を見たときに、取り組んでいるなというのが分かったんですけども、各課においてもぜひ取組をしてほしいと思っております。そのようにして、役場からの実績があれば、一般の家庭も活用してみようかなと、使いたいな、利用したいなと、そういうところにつながっていくと思うんです。そういうところの動きを今後は一緒にやってほしいと思っております。先ほど村長は、中城村のシルバー人材センターということで、支援していくという決意を最初にもらいましたので、引き続き頑張してほしいと思います。これで質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で石原昌雄議員の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時48分）

~~~~~

再 開（13時29分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして伊佐則勝議員の一般質問を許します。

○14番 伊佐則勝議員 ハイサイ、グスーヨー、チューウガナビラ。これより通告書に基づきまして一般質問を行います。

大枠1番、新型コロナ感染予防対策事業の件。県内においては、過去最多の感染者数を更新する等感染拡大が続き、緊急非常事態宣言が発令されている状況であり、今般また宣言の延長というふうなものも昨日、今日と検討されるという報道もございました。少々前置きさせていただきます。今回の高齢者ワクチン接種については、中城スタイルあるいは中城モデルと、村内外でも注目されており、報道でもたびたび取り上げられています。村民からも事業取組に対して、高く評価されており、プロジェクトチームあるいは応援職員の連日連夜の業務遂行、大変御苦労さまでございます。健康には留意しながら、長丁場になると思いますので、しっかり頑張ってくださいと思います。それでは一般質問に移らせていただきます。

①現在、高齢者(等)のワクチン接種を実施中ですが、当初計画どおり個別接種・集団接種とも順調に進行しているか。②一般接種の対象人数は。接種受付方法については、60歳から64歳までは高齢者同様役場割り振り、60歳未満については電話、あるいはネットでの個人受付の予定かどうか伺います。③対象年齢が12歳から15歳まで接種拡大される報道もあったが、村の対応はどうか。④村民が受けられる無料PCR検査の現時点での実績は。⑤学校PCR検査の迅速化について県からの詳細通知はあったかどうか伺います。そのコロナ関係につきましては、何名か質問が入っておりますので重複するところもあろうかと思いますが、御了解ください。

大枠2番、村道城跡線について。①県営公園

入り口過ぎから上部坂道にかけて、歩道側にススキなど雑草が生い茂り、一部歩行困難な場所も見受けられたが定期的に除草作業はなされているか。②上記歩道に経年劣化状態のアスファルト歩道の隆起とひび割れが延々と延びており、維持管理で応急補修の対応はなされているようだが、構造的欠陥はないか伺います。③旧ホテルも解体撤去され、県サイドの城跡線への接道事業実施の情報はないか伺います。

大枠3番、奥間地内の道路用地取得の件です。これは場所は国道下のほうです。既存道路は、地権者は個人2名、法人1社で距離にして約70メートルほどの自己開発道路で、当時は主にキビ運搬道路として利用され、現在もキビ運搬ほか農家や生活道路になっております。①地権者2名の家族が、農家の分家住宅の計画があり、法人所有部分の土地、長さ40メートル、幅約2.5メートル、約100平米の無償譲渡の協力要請をお願いしたが、その結果を伺う。

簡潔明瞭な答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番につきましてはこども課と健康保険課、教育委員会のほうでお答えをいたします。大枠2番につきましては都市建設課、同じく大枠3番につきましても都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねの村道城跡線について所感を述べさせていただきますが、議員も御承知のとおり何億円もかけてこの城跡線を完成いたしました。特に御質問の旧ホテルが解体されて、いうなれば県との接続サイドと言いますか、それがしっかり計画どおり進まない、中城村にとっても大きな利益にはつながっていきませんので、議員おっしゃるとおりしっかり県サイドと密に、あるいはけしかけることもまた必要かと思っておりますので、もし何も決まらない状態で

放っておくということにはならないと思いますので、しっかりと情報収集して、一緒にいいものができていけばいいなと思っております。詳細については、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の⑤学校のPCR検査についてですけれども、今までは学校では県外大会へ参加する生徒、引率教諭のPCR検査を本村では無料で実施していますので、それを活用して必要なときに迅速に対応してきました。県からの通知等に関する詳細については、主幹から答えさせます。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大枠1についてお答えいたします。

①接種につきましては、計画通り順調に進行しております。

②の対象者につきましては、16歳から64歳までが約1万3,300名、12歳から15歳までが約1,000名となっております。予約につきましては60から64歳までは、高齢者同様役場にて予約を割り振り、60歳未満についてはウェブ予約と電話予約として計画しております。一般の方からは、役場受付ではなく直接病院受付となります。

③若年者については、懐疑的と言いますか、いろいろな御意見もございますので、全国の対応動向を見ながら検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 伊佐則勝議員の御質問にお答えします。

大枠1の④、先週までのPCR検査件数は約1,000件であります。内訳は、希望する村民が300件、施設職員のほうが700件となっております。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 大枠1、⑤の質

間についてお答えいたします。

学校PCR検査については、6月3日付、県より通知がございました。県教育委員会内に、学校PCR支援チームが設置されております。県から学校へPCR検査の流れについて主に2点ございました。1つは検査キットの配布方法、そして検査機関への配送についての確認です。6月4日には、県の担当者による「PCR検査に係る説明会」で詳しい説明がございました。今後、中頭教育事務所と連携して、PCR検査を実施する流れになるかと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 御質問の大枠2と3についてお答えいたします。

まず大枠2の①ですが、不定期ではありますが、状況を確認しながら除草作業は行っております。

②についてです。設計時において現況調査、設計検討を行い、経済比較や周辺環境を勘案して工法が選定され工事が施工されております。

③です。城跡線の先に県の駐車場整備の計画はありますが、現時点では整備時期は未定と伺っております。

それから大枠3です。法人のほうへ確認したところ、平成27年に協議したとおりの面積は、無償譲渡可能であるとの回答を得ております。以上です。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 それでは再質問に移ります。

まずコロナ関係で①のほうですけれども、県の設置する広域接種センターがそろそろ稼働するというので、その絡みで先日ですか、中部市町村会の会長、副会長を務める浜田村長、県のほうに要請行動に行かれたようでございます。内容としましては、市町村の接種運営に支障のないよう県に要請したということなんです、いわゆる二重予約問題、それと医師、看護師が

広域の接種センターに派遣で分かれるということで、どうも市町村の集団接種会場に派遣人員が少なくなるのではないかと懸念があって、村の集団接種会場への医療従事者の派遣確保についての懸念はないかどうか伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 ただいまの御質問の県の大規模接種と本村の接種での懸念することはございません。本村は、8月以降は集団接種することなく全て個別接種で対応しようと思っておりますので、個別接種の病院の確保はできておりますので、何ら問題はないと考えております。確かに二重予約はあるんでしょうけれども、逆に県を利用して打っていただくと、村として打つ数が減るので、村としても早く接種が終わるだろうというところで、私としては大歓迎でございます。予約についてはおのおのが判断して利用すると思いますので、双方で受けていただいで、早めに接種が終わればいいかと思っております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 そうですね、おっしゃるとおり順調に広域もしっかりいけば、村のほうでの受診も広域のほうに移行する分がありますので、順調にいけばいいのかと思っております。

②のほうになります。先ほども答弁はありましたけれども、いわゆる一般接種につきましては電話、ネットでの予約ということで、その予約受付の混乱の回避方法について伺いたいと思います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

まず全国的に混乱の起こっている状況を見ますと、予約回線、ネット及び電話がパンクをしているということがございましたので、私ども予約システムを大規模な接種予約でもパンクをしないシステムに乗りかえをいたしましたので、

そこでの実績もございますのでネット予約のパンクも起こらないだろうと。電話予約のパンクを防ぐために年齢層を区切った予約受付をするという方向で現在検討しておりますので、現在全国的に問題視されている状況を回避していく計画で進めておりますので、問題ないかと思っております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 しっかりと対応のほうをよろしく願いいたします。

③について、ちょっと聞き漏らしがありました。低年齢化しているということで、12歳から15歳までですか、要するに接種の拡大をしようという報道等がございました。ごめんなさい、先ほどの答弁を聞き漏らしましたので、もう一度説明お願いできますか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 ワクチンの接種対象年齢の枠が12歳まで引き下げられておりますけれども、接種につきましては私のほうにもいろんな御意見がございまして、必ずしも望んで接種をしたいというところだけではなく、ほかの意見もございまして、その辺も踏まえて積極的にいくのではなく、まず全国的な動向を見て、その機運が高まるというんでしょうか、皆さんがやはり受けたいというところがあれば、1,000人程度なので、私の頭の中ではこういう計画というのはあるんですが、もし全国的に接種に向かうのであれば、即対応はできるところで今考えております。いろんな御意見があるというところで、全国の動向を見たいという答弁をしました。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 その年齢層につきましては、個々の自治体に委ねられているという理解でよろしいでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時49分）

~~~~~

再 開（13時49分）

○議長 新垣博正 再開します。

こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 最終的には、御本人と親御さんの同意があつての接種だと思っております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 保護者の同意というのか、そこら辺が必要だとの報道は聞いておりますけれども、今後全国的な動向を見ながら実施するかどうかの判断をしていくと。実施するということであれば、準備はしっかりと整えているという理解でよろしいですね。

④のほうですけれども、先ほど検査実績報告の答弁がございました。ワクチン接種については予算も決まっております。ワクチン接種ではなくてPCR検査のほうですね。やはりワクチン接種の時期がかなり長丁場になるということもありますので、PCR検査も引き続き継続実施を要望していきたいと思っております。とりあえず期間としては6月30日までという期間の連絡はいただいておりますけれども、予算との関係上、それ以降延長していくという考えはお持ちですよ。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 今回のPCR検査については、県の補助対象が6月末までの期限ということで、連絡を受けております。その後、また委託先の企業からの情報では7月からも新たな補助が確保されるようであります。補助率が今2,000円か2,500円の負担ですけれども、その分が少し変わっていくようであります。その状況を見ながら、また裏負担の分も調整しながら、できればまた村民が安心してやうように続けてまいりたいと考えております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 ではそこら辺をまた

様子を見ながら、しっかりと対応をしていただきたいと思います。

学校PCR検査のほうを主幹のほうから報告いただきました。今後、中頭教育事務所と協議、調整しながら実施されていく方向性になるということでしょうか。そこら辺もまたしっかりと対応をお願いしておきたいと思っています。

大枠2番に移ります。①のほう、城跡線なんですけれども、根っこの除草作業、確認しましたら既に作業が済んでおりました。転落防止柵が設けられておりますけれども、その転落防止柵沿いは、せめて柵の上から伸びきったスキの刈り込みは可能だと思います。根っこのほう、刈り込みはされているけれども、手の届く柵の上はそのまま伸び放題になっている。視界が非常に悪い。非常に眺めのいいところなんですよね、高台で。ですから次回から、そこら辺も含めて刈り込みできる場所は、柵の上から手の届く部分に関しましては、そこら辺の考慮もされたほうがいいのかと思っています。

あと城跡と接道している最上部のほう、歩道が20メートルからもうちょっとあるのか、その歩道部分、若干の擁壁が全くされていないものですから、雑草が、あるいは湧き水が全部流れ出て、雑草がうんと繁殖しております。そこら辺は除草作業の対象になっておりますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

村道部分であれば、我々が対応していくのですが、ただ一部、その先が県有地になっている箇所がありますので、そこは現場を確認しながら村側であれば対応していきたいと思えます。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 私の理解が間違っていたらごめんなさい。今、城跡線が入っております。その後は県が接道する事業になっていると思っています。最上部のほうは村道ではな

いんですか。途中からは県道になっているんですか、接道部分。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（13時56分）

~~~~~

再開（13時57分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

今、議員がおっしゃっている部分は恐らく県営区域に入っている箇所ではないかと思われま

す。確認しないと分からないんですけれども、

図面上ではそういうところだと考えております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 今、ある現行整備されている部分について、歩道部分も含めて村の事業だと、村道だという認識を持っているものですからその質問をしました。そこら辺、もし村が対応すべき場所であれば除草作業等もしっかりやってもらいたいと思っています。

②のほうになりますけれども、構造的な欠陥はないんですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

歩道のひび割れ等は確認はできていますが、それが構造的欠陥であるかというのは精査しないと分からないものですから、この辺はコンサルとかにも相談していきたいと思っています。以上です。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 なぜかと言いますと、その歩道部分のアスファルトだけじゃなくして、やはり道路の側溝があります。その側溝と歩道側の接着部分というのかな、そこもずっと剥離というんですか、そういう状態が見えます。延々と。そこも恐らく何か注入したような跡もありまして、やはり車道と歩道との間にすき間ができています。普通はそういうことはあまり

見ないんですけれども、よく見ると歩道のアスファルトだけの問題じゃなくして、車道と歩道との間にもやはりすき間がこうできているということが見受けられたものですから。その部分については、ちょうど下のほうは畑で、恐らく盛土で道を底上げされたところでないのかと、思っているんです。そういう疑問があったものですから、そこら辺はしっかり、中央辺りに、車道にもやはりひび割れは見受けられますよね。また右側の歩道だけじゃなくて、山手側の歩道もやはりそういう状態が見受けられますので、そこら辺は今後しっかり先ほどお話されたように、調査を入れるか入れないかも含めて精査したほうがよろしいのではないのかと、思っております。城跡の入り口になる城跡線ですので、しっかりと整備をやるべきところはやっていたきたいということでございます。

③のほうです。将来的には、城跡の正門付近への接道となり、県営公園の一角になる場所があります。特に今のところ計画はないということですが、やはりそこでもしかしたら支障になるのは、その電力の鉄塔、そこら辺が問題になっているんですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

この鉄塔が支障になっているかというのは、こちらのほうでは承知してございません。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 分かりました。先ほど村長のお話もありましたけれども、城跡線が接道を県が推進していく。その推進する中で、県営公園の駐車場の計画がありますし、昨日金城 章議員からも一般質問が出ておりました。世界遺産の中城城跡と一体となった文化芸能発信の交流拠点の施設の提案がございましたので、そこら辺の計画とも絡み合っていきますので、担当課としては県との調整、情報交換をしっかりとやっていただきたいと思います。よろしく

お願いします。

続きまして大枠の3番になります。答弁で、その法人も無償提供しましょうという回答があったということですが、その土地が約100平米、30坪ぐらいになりますか。取得の予定について伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

確かに法人のほうからは、約100平米譲渡は可能だという回答を得ているんですが、その100平米だと幅員が2.5メートルにしかならないものですから、村道としては、村が譲渡を受けるには4メートル以上の道路がないと今後も管理ができないだろうということで、今は譲渡を受ける予定は今のところございません。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 今、個人で2名、当然山手側、海手川にその1筆、1筆個人の部分はあって、それぞれやはりクワ、ンマグワの分家住宅としてその2筆で今後数軒は住宅を予定しているということがあります。当然、自己開発道路ですから、その地権者も村への土地の提供はオーケーでございます。同意してございます。その法人の土地を加えて、距離にして約70メートルぐらいになっていたのかな。法人の部分が40メートル、残り30メートルぐらいに対して70メートルぐらいの長さになっているかと思えます。その70メートルと接続する道路がありまして、それは農地改良が入った土地がありまして、その整備された農道と接続できます。行き止まりの道ではないんですね。ですからそこを足りなければ、要するに幅員が一部、これは今現行の道路側を入り口とすると、入り口部分で幅員がやはり狭まっております。現状は。そのために4メートル以上の幅員がないということで、村道の認定ができない。その村道の認定ができないから、今回の無償提供の件は進められないという答弁の内容でよろしいんでしょう

うか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

やはり村が管理するとなれば4メートル以上の幅員がどうしても必要になってくると考えております。そこはまた法人はそれ以上は譲ることはできないという回答も得ていますので、そこへの接続は難しいのかと今考えております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 その70メートルの道路が、恐らく当初100坪ぐらいあったと思います。5メートル幅員の道路で70メートル、およそ350平方メートルで約100坪ぐらい。ただし現状は入り口部分で幅員が狭まっておりますので、90坪ぐらいになっているのかな。私がお願いしたいのは、やはり道路整備、これからのまちづくりも考えていきますとね……。その前に土地の売買の話もありましたか。その際に法人から。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

この協議に行く前に、まず法人のほうからは、「用地買収というのはないのか」と問われたことはあります。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 では村が現況、道になっている部分、向こうの所有の部分は無償譲渡しましょうと。村が必要な部分は、どうぞ買ったらどうですかと、用地の買収にも応じますという理解でよろしいんですか。村が4メートル道路にするために、要するに足りない部分、恐らく10坪か15坪ぐらいあれば4メートル道路いけると思います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

この答弁はちょっと難しく、私の判断で法人へ売ってくれとも言えないですし、その辺は内部での調整とか、そういったのが必要と考えております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 副村長、やはり今、取得すべきところは取得していたほうが非常にいい判断だと私は思っております。今、手をつけているときに。というのは、いわゆるライフライン、上下水道の管も通さないといけない。その法人の土地を無償譲渡受ければ、ライフラインの上下水道の管も村所有の土地になりますから、管も通せます。そういうメリットもあります。そういう面からすると、村道認定にできる条件整備として、そこら辺の10坪か15坪になるのかよく分かりませんが、大体それぐらいの坪数になろうかと思えます。それを投資したらいかがでしょうか。私はそれを取得して、4メートル以上の道を確認したほうが、そこら辺は今でも集落を形成しておりますので、恐らく宅地が多くなるであろう場所であります。そこら辺、いかがですか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

議員もお分かりのとおりだと思いますが、実はどういうメリットがあってどういうデメリットがあるかという、その会議からまずはやらせていただいて、職員、副村長、もちろん総務課も含めてですね、いろんな形で村の利益、あるいは誰かの不利益にならないかも含めていろいろ検討してお答えしたいと思いますので、この場での返答を避けたいと思います。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 ではメリットだけをお話ししておきましょう。

まず先ほど申し上げましたライフライン、いわゆる上下水道は敷設しないといけないものですから、やはり土地を取得しておけば事業を進めやすいということが1つ。いわゆる公共の福祉です、住民サービス、そこにもやはりクワア、ンマグワンチャーが住宅を建てていくという予定がありますので、しっかりとそれに応えてあ



げていただければと、住民サービスの提供です。あと造るのは、子育て世代です。やはり子育て世代の応援をして、住みたい村、住みよい村づくりの観点から、しっかりと考慮していただきたいことと、やはり道路整備に基づいて持続可能なまちづくりができるということがありますので、そこら辺を再度断れない男、浜田京介村長に熟慮して、皆さん一緒に熟慮して、ぜひともその部分を道路取得が可能になるような、いい返事を期待しておきますので、十分に前向きに精査していただきたいと思っています。

以上をもちまして一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時17分）

~~~~~

再 開（14時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして新垣 修議員の一般質問を許します。

○2番 新垣 修議員 それでは議席番号2番、新垣 修、議長の発言の許可を得ましたので、通告書に従い質問させていただきます。質問の内容で、部分的に文言や文字の訂正等がありますので、読みながら訂正をお願いいたします。

それでは大枠1番、村民住宅用地取得問題。

①中部広域移行関連に関する最近の進捗状況及び業務の取り掛かり状況は。②那覇広域都市計画区域区分検討協議会にて市街化調整区域において規制を緩和し、土地利用の区域区分を段階的に拡大し検討するという協議の最新状況は。

③中部広域移行への表明より2年余り経過し、行政懇談会の中でも協議に上がり一年と5か月ほど経過しました。その間に村民から、住宅建築に伴う土地利用等の相談が多々あったのではないかと思います。令和2年度において、相談件数と増加傾向にあったのではないかと、追加し

て伺います。④現在の土地利用に関して（住宅取得可能用地）、緩和地区や農振農地利用除外地区のマップ等、村民が一目で分るような資料が在るかどうかわかります。⑤現所有の土地に住宅建築を行いたいという相談が（北上原、屋宜、泊地区の村民から）ありました。他の地区でも同様な相談があると聞いております。行政懇談会以降、住宅建築相談が増えているように思われます。そこで住宅土地取得に関して、現状の那覇広域化の中での土地利用に関してと区域区分制度がない中部広域に移行しての土地利用に関しての相対比ができるような（農振法・農地法）ガイドブックなど分かりやすい手引書を作成し、各字の公民館に置けないかどうか伺います。

大枠2番、「生活を守る給付金」一人でも多く行き届くように。厚生労働省から子育て世帯生活支援特別給付金、子育て世帯の支援のための新たな給付金の支給が実地されました。給付には申請不要の支給対象者世帯と、要申請支給対象者世帯があります。要申請者世帯への周知に関して伺います。①現在までの窓口申請受付件数は何件あるのか伺います。②前回、これはひとり親世帯支給の給付金の内容と少し違うんですけれども、進達件数が173件の実績がありました。今回の給付金進達を要する児童生徒数の人数について伺います。③国の直轄事業の給付金で、村に住んでいる1人でも多くの世帯に給付が行き届けばよいと考えるが、どのような周知方法で案内するのか。④こども課においてひとり親世帯の把握は出来ていないと担当より聞いたことがあります。何とか住民課とタイアップしながらより多くの世帯に情報が発信できるように案内、取組を図れないか伺います。

大枠3番、G I G Aスクール構想推進元年。I C T機器購入事業により、児童生徒一人一台の端末の活用、更にサポーターの配置とG I G Aスクール構想は今後の学習環境を大きく変え、

授業の効率化、家庭学習での充実化に向けて推進されていくものと考えます。システム設定が4月で完了し、5月よりタブレットが使用可能になるとお聞きしました。前年9月一般質問において確認した際に、タブレット利用・管理に関して、各家庭に持ち帰ることができるという聞き取りがあり、端末で検索する際のネット環境状況について調査アンケートを進めているとのことでした。その結果の報告を伺います。①環境が整っていない世帯数及び属する台数は。②保護者の補助対応についての取りまとめ、スクール構想に関連し構想の目的、端末管理、端末の取扱い等様々な状況が発生すると思われませんが、ガイドラインの作成はどう取り組むのか伺います。

以上、回答のほうをよろしくお願ひいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣 修議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番につきましてはこども課、大枠3番につきましては教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねの住宅問題、用地取得問題、これは中部広域関連の御質問ですが、前回の議会、あるいはその前の議会でも少しお話をさせていただいていると思いますが、県からの要望はまず北中城村との共同のまちづくりをいかにしてやっていくかの提案をすることになっておりますので、今、それに向けての書類作成と言いますか、協議も含めてそれをやって、ただ大変歯がゆい思いではあるんですが、やはりどうしても協議会自体が持たれないという昨今の事情にもよりますけれども、少しイライラ感があるというのが本音でございますが、肅々と申しますか、一つずつ解決できるように、一步一步進んでいければいいなと思っております。詳細につきましては、また都市建

設課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠3のGIGAスクールについてですが、新学習指導要領では情報活用能力が重要視されました。その育成に向けて、学校現場と連携して取り組んでいきます。それと同時にネチケットの指導、それから健康上の問題である視力低下の対策や電子機器の使用の在り方についても保護者、学校と連携して指導しなければなりません。推進していく上で、いろいろと課題もあります。学校現場と連携して課題解決に取り組まなければならないと思っています。詳細については、教育総務課長から答えさせます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠1についてお答えいたします。

まず①の取りかかり状況についてです。中城村・北中城村共同まちづくり基礎調査を終え、6月2日付で中央コンサルタントとまちづくり計画策定業務委託契約を契約し、今年度内で契約書策定の予定となっております。

続きまして②について、最新状況です。令和2年2月の2回目以降委員会の開催はなく、規制緩和の土地利用において拡大の進展はなく、従来と同様の状況にあります。

③についてです。相談件数は把握しておりませんが、増加傾向にあると感じております。

④の一目で分かるような資料があるかどうかについてです。緩和区域の区域図については、都市建設課窓口にて閲覧可能となっております。

続きまして⑤です。住宅建築の際の都市計画法及び建築基準法、農地法などの許可については、内容が複雑で詳細は所管行政庁に確認が必要ですが、建築までの大まかな流れや関連法令の確認事項等のガイドブックについては、作成を検討いたします。以上です。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大枠2についてお答えいたします。

①の現在の申請受付件数は3件です。

②の今回は134件の進達を予定しております。

③の周知方法につきましては、村発信のツールとして、村のホームページ、村の公式LINEアカウント、子育て情報サイトすくすく！なかぐすくに掲載しております。広報誌は7月に掲載予定です。また、村内全ての保育所を通して保護者への一斉メールや、園の情報発信ツールでの周知依頼と村内各学校の保護者への一斉メールにて周知を依頼しております。今後、申請扶養者への給付と、既に申請のある方への給付が進み、給付事務が落ち着いた時点で要申請者の未受給を防ぐ対策として、18歳未満の児童のいる世帯でかつ今回の給付金の未受給世帯へ、家計急変等はないですか、子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者ではないですかなどと、分かりやすい案内のチラシの通知により、漏れのない対応としてまいります。

④のひとり親世帯の把握につきましては、こども課として関わる部分については把握しております。住民生活課との連携は取れていると考えますので、先ほど答弁したような、出来得る限りの周知方法にて、御案内をしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 新垣 修議員の大枠3の①と②については関連いたしますので、一括して答弁いたします。

前年9月定例会の一般質問において答弁した、各家庭におけるICT環境についてのアンケートについては、各学校へ調査する準備を行っていましたが、未実施のため、現在把握できておりません。ただし小学校5、6年生及び中学校2、3年生を対象に、クラス担任より急きょ「児童生徒の家庭におけるWi-Fi及びネッ

ト環境の状況」について調査を行いました。Wi-Fi及びネット環境がある家庭の調査結果については、中城小で91.7%、津波小では90.2%、中城南小では89.4%、中城中学校では90.6%で、4校の平均で90.6%でした。また保護者の補助対応の質問については、ネット環境へログインするときの操作のみ、保護者の対応が必要となる場合があると想定しております。

続きましてガイドラインの作成はどう取り組むのかについての質問については、現在、教育委員会において、ガイドラインの作成中であり、また学校・児童生徒向け及び教員向けのマニュアルについては、「タブレット活用ルール」としてひな形を作成しておりますので、そのひな形を基にそれぞれの学校でタブレットの使用ルールを定め、マニュアルを作成し、運用していただくことになっております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 第一回答ありがとうございます。それでは第一回答を照らし合わせながら再質問させていただきます。

まず大枠1のほうから都市建設課長に、今年度内計画書策定の予定があると聞いておりますけれども、この計画書の完成予定と配布の範囲、これは各議員とか、あるいは各字とか、その配布の範囲をどのようにするのか伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず委託業務の完了予定は、令和4年3月28日を完了予定としております。この計画書の提供なんですけど、今、製本は5部しか予定していないものですから、その部数が何部まで増やせるかどうか。またデータの提供がありますので、データで成果品の提供がありますので、それを印刷コピーして提供は可能かと考えております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（14時50分）

~~~~~

再開（14時50分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 年度内で完了ということですね。5部を冊子で作成すると。これが基本のマスタープランというか、共同まちづくりの指標になるわけですよ。それを5部しか作らないと。これは都市建設課内で吟味するのか、私たちにはその情報は提供されないのか、そこをお願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

今、委託契約の中ではそこまで配布するというものが頭になかったものですから、これは今後製本の数は調整できるかと考えております。もしそれができなければ、成果品としてデータをもらいますので、それをコピーして提供はできるものと考えております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 これは大きな予算を我々承認しているわけですので、それが5部しかない。我々に行き届かないとなると、どこまで私たちがそれを理解して承認したかというのも出てくると思うし、できるだけそういったものはちゃんと出来上がった時点で、やはりこういうまちづくりができていますということをちゃんと示してほしいと希望します。できる限り、これは多分全議員同じような考えだと思いますので、全議員に行き届くように配布のほうをよろしくをお願いします。

続きまして②は先ほど村長の答弁にもあったように進捗がないということで、一步一步、もうちょっと様子を見ながらということですので、2番に関しては飛ばさせていただきます。

④ですね、緩和地区のマップに関して、都市建設課の窓口で閲覧可能ということになっていきますけれども、これは閲覧だけなんですか。コピーとか、あるいは各地区の、仮に私は和宇慶

ですから和宇慶地区、あるいは泊地区とか、添石地区とか、その地区単位のを購入とか出来るのか、その辺を教えてください。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まずこの資料は県からの提供になっておりますので、コピーとかは不可になっております。あくまでも閲覧だけとなっております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 持ち出し禁止で閲覧のみと。写真とかも撮ってよろしいのですか。はい、分かりました。

では続きまして、先ほど相談件数が増加傾向にあると感じていると聞きましたけれども、同じように産業振興課長にもお尋ねいたします。産業振興課長、農林水産課のほうにも私の知り得ている範囲でも何件か村民を、相談に行きなさいと行かせたことがあるのですが、産業振興課のほうで、その相談件数が増加傾向にあったのかどうか。お尋ねいたします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

相談件数については、電話での相談とか、直接窓口に来ての相談はありますが、受付は行っていませんので、増加しているところの件につきましては把握しておりません。以上です。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 都市建設課長に質問いたします。

相談の中で、増加しているふうに感じられるという中で、相談件数の中でなんですけれども、自分の土地に住宅が建てやすくなる、あるいは懇談会の中で土地利用選択肢が増えて住宅が建てられやすい、あるいは建てられるというようなニュアンスの言葉を耳に、あるいは聞いたことではないですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

耳にしたことはあります。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 割といろいろなところでそういうお話を私も耳にしている、産業振興課のほうにも今言うように相談件数で何件か、去年案内した記憶があります。行政懇談会をやった際に、行政懇談会の中身をちょっと精査してみました。21地域で行った際に、15地区で土地利用や住宅関連について意見交換しております。そこで土地利用や住宅関連の質問において、5つの項目で回答しております。まず①土地の自由度が高まる。②アパートや住宅選択肢が持てる。③土地利用の裁量権が村になる。④畑をしたい人、家を建てたい人と地域で話し合って決定ができる。⑤地域で住宅建設や畑等の土地利用を決めることができる。主にこの5つの内容で回答しています。そこで村長にお尋ねいたします。土地利用に関しての裁量権が村になると、よく使われて、説明なされておりますけれども、村長が考える本村での裁量権とはどのようなことなのか、具体的に教えていただけますか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 そもそも今現在で、我々自分の土地に何か住宅を建てたり、何か云々する場合でも、自分の思いにはいかないことは、これは裁量がないわけですよ。当然これは中部広域へ移行するとすると、先ほど議員が全部並べた限りですよ。自分たちの話合いで、地域の話合いでこら辺は住宅を建てられるようにしようか、認めてもいいんじゃないのか、ここは優良農地だから、ここはちょっと守っていかうだとか、そういう裁量という意味のものです。自分たちで自分たちのまちづくりはやっていきたいということの意味合いでございます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 裁量権、辞書で調べると自分の考えで、意思で決定する権利のこととなっていますので、そういう回答が返ってくるのかと思っておりました。

今度は産業振興課長と都市建設課長、双方に伺います。どの広域に属しようが、那覇広域だろうが中部広域に移行しようが、規制のかかった農地に住宅建築はできかねないと私は考えていますが、中部広域に属したとしましょう。裁量権でこの住宅が建築できるかどうか、その辺を伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

中部広域、那覇広域はあくまで都市計画の中での話ですので、農振法が敷かれた農地とはまた法律が違いますので、どの広域に属しても農振農用地であれば、そういった裁量でできるものではありません。法律が違うことになっております。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

どの広域においても、農振農用地の除外、農地法については法律上クリアしなければならない要件になると認識しています。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 ここで今言うように、農振農用地であればどうしても条件クリアができないというのが現状だと思うんだけど、相談件数が増えた要因に当てはまるかどうかは分ですが、これは私の受け取り方なんですけれども、懇談会以降、農地に住宅が建てられる、あるいは建てられやすいという言葉がひとり歩きして、一部かもしれないが、解釈の仕方です。正確な内容が伝わっていないのではないかと考えます。私たちへの相談で、子供が住宅を建てたいがすぐは建てられないとか、自分の土地なの

にとか、懇談会ではできるというなどの言葉が返ってきております。泊地区の住民から、自分の土地に家を建てられるようにしてほしいという要望に、「回答で、建てたいと思う地番を都市建設課に言ってほしい」と回答しております。都市建設課に行けば、何とかなるのかという期待を抱きます。3月定例議会において、新垣貞則議員が取り上げた泊地区の案件ですが、住宅用地として条件をクリアしていたのか、その土地の用途の分類について、都市建設課長にお尋ねいたします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず都市建設課のほうに地番の確認の意味合いで、担当はそういった回答をしたかと思うんですが、その土地は農振農用地内にありまして、住宅用地としては適さない土地でありました。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 これは最初に私に相談が来たものを、その後、産業振興課長の仲村課長とも相談して、厳しいのがあるなど思っていたところ、新垣貞則議員が前回質問した件ですが、そこで産業振興課長にお聞きいたします。今、仲村都市建設課長が言ったように、農振農用地で住宅としては適しないと判断を、あるいは見解をしたという回答でしたけれども。規制のかかった農振農用地に住宅を建てたいと、農振除外の嘆願書が出された件で、「課内で精査し、農振法の除外要件を満たさず、農地法においても転用許可は見込めないと判断する状況下にある」と以前、新垣貞則議員に回答しております。にもかかわらず、その案件を推進協議会に諮るようなことを聞いていますが、不条理過ぎると考えるが、どのように判断したのか伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武

宏 お答えします。

申請地は、先ほど新垣 修議員からありました、以前から住宅建築の相談を受けていた土地で、申請者へは建築のための農振除外は難しい旨を伝えていましたが、申請者は納得せず農振除外の申請を提出しています。再度課内においても除外へ向けての検討を行い難しいと判断しましたが、申請者からの不服や、泊地域からの嘆願書も提出されていることから、課としましては農林水産促進協議会へ諮ることといたしました。以上です。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 嘆願書が出されたから取扱うというような判断と考えますけれども、到底これは納得できるような回答には、私はならないと思っています。やはりルールはルールであるわけです。仲村課長は今言うように、農林水産課も取りまとめた、いろんな責任もあるし、農振除外において、農用地からの除外にできないことがありますよね、要するに虫食いは除外できませんとか、それから担い手が営農している土地の除外とか。これは有識者会議にかけたとしても通るものでもないとは私考えるのですが、その件で、もしかしたら今ちょっと思ったのですけれども、これは村長にも相談に来たと記憶があるのですが、その件で相談に来た記憶はありますか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 嘆願書という形で持ってきていた記憶があります。恐らく厳しい中でも、担当課のほうでちょっと相談してみてくださいという回答をした覚えがあります。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 担当部署で相談をしてくれという話ですよ。先ほど伊佐則勝議員が言うように、頼まれたら断れない村長だと思っただけけれども、嘆願書が出たから、もしかしたらそれを上げなさいというような指示をしてい

ませんか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 私なりに解釈した話をさせていただきます。

今、議員の御質問は、こういう嘆願を全て受け付けるのはいかがなものかだとか、あるいは行政懇談会で話をしたことが誤解を招いているようだとかというような御指摘に聞こえるんですね。恐らくそうだと思うんですけども。それを踏まえて、私は私なりに、そういう誤解が生まれるということはもちろんいけないことだけれども、しかし積極的な誤解ですよ。今まで、自分たちの土地はもう何もできないと思っていた人たち、もう窓口で諦めていた人たちが、行政懇談会やいろんな噂で、自分たちの土地はもしかしたらお家が造れるんじゃないか、造れると聞いているよ、これは確かに誤解がありますよ、いろんな誤解。だけど積極的な誤解だと私は思いますよ。ある意味村民、昭和49年からの法律で諦めていた村民の皆さんが、今こそ自分たちの土地を活用できないのかと、クワア、ンマグワンチャのためにやれないのかというのと、私はひとつの表れだと、いい方向性で、いい意味で私は取りたいです。だから話を戻しますけれども、今の嘆願云々も大いに結構です。私はいつでもお会いしたいですし、話も聞きたいですし、可能性があるのであれば何とかやっつけていけないか。誰かの不利益にならないのであれば、個人の利益のために役場は動きなさいと私は指導していますから。そういう意味で、こういうことは、今後もしあったとしても、絶対にできないものをできるとは言いませんよ。しかし可能性がある限りは、ちょっと相談してみてくださいという話は、もちろんこれからもやっつけていこうと思います。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 では嘆願書を上げれば、では取扱うという話にも聞こえるのですが。要

は嘆願書も私、見させてもらったんですが、嘆願書を見たときに、あくまでもこの嘆願書は全体の嘆願書ではなくて、そのポイント、その申請者のみの嘆願書、個人的な嘆願書になっていたものだから、これでは有益性も何もないでしょうと私は判断したんです。それで何が言いたいかという、中部広域問題と那覇広域問題の中で、今、情報がどうしても、自分の土地を利用したいがために、その建てやすいという言葉が、さっき言ったようにひとり歩きしていて、そういう今回の流れの中で、嘆願書というふうになったと思うんですけども。ただ嘆願書を上げるにしてもですよ、さっき言ったように、できるのであれば上げなさいということも理解できます。ただしその中で、その担当課、担当課でいろんなことを精査して、この場所、あるいはその人の資産、いろんなものを加味して、やはりこの除外には厳しいと判断するということは、その課の責任の下で、これはできないものと私は解釈するんです。要するにテストを受けて落ちたのに、もう1回検査をなさいというのはおかしな話ですよ。やはりその課、その課にちゃんと適応、責任を持っている職員がいるわけですから、職員がちゃんと精査して、これは厳しいですよと、上げるのを控えましょうというふうな話があるのであれば、これは課長判断でもやはりこれは上げることはできませんと。それをちゃんと、そういうふうな相談が来たのであれば、相談に来た人にもちゃんと説明をして、やはり厳しいですと。これは推進協議会にかけても却下されるおそれがありますと。上げる要素が見込めないわけですよ、いろいろと私も調べてみたのですが、どこにも通るような、除外ができるようなポイントが一つもないわけですよ。にもかかわらずただ嘆願書が来たから上げるというのは、どうも納得いかないんじゃないかと。もちろん調べた担当も、やはり理不尽じゃないかなと、理不尽な思いをする

んじゃないかと思って今日この件を取り上げたんだけれども。さっき言ったように、村長があくまでも各課で検討しなさいというのであれば、課長の判断の下で、できなければできないということで、村長に付度することなく、これはできませんと、上げられませんか、やはり長たる者、道理を通してほしいと思います。

⑤ガイドブックの作成に関しては、善処な対応をぜひともお願いします。特に若年層世代に、現状での土地利用の基本的一連の流れが分かりやすく活用できれば幸いと考えますので、ガイドブックの作成を期待いたします。

大枠1のほうは以上です。

続きまして大枠2番、子育て世代生活支援特別給付金の件で再質問いたします。この質問のほうは、議案第20号の補正予算のときにも一度確認しておりまして、全体予定が900人で4,500万円を見込んでいます。その中に144人が要申請に当たると聞いております。このほう、先ほど住民生活課ともちゃんと連携が取れていて、情報提供も十分大丈夫ですという話を聞いておりますので安心しております。いろいろと取組の中でも保育所等、あるいは各学校で一斉メール、それから18歳未満の方にも分かりやすい案内をするというふうな、課長の細かい配慮の中で取り組むと思いますので、ひとつお願いして。こども課においては、連日連夜、コロナワクチン接種の迅速な対応に心から職員の皆様には敬意を表し、感謝いたします。その指揮を執る課長においても、多岐にわたり気を配りながら奮起させて、職員の意識向上に努め高く評価いたします。全職員の皆様、健康面に御自愛し、村民に笑顔を活気が戻ってくることを願い、頑張してほしいと願います。この給付金においても、令和4年2月までの期間にかけて、いろんな連絡網を駆使して、課長は取り組むというお話をさっき聞きましたので、どの子供も、世帯も取りこぼすことなく給付できるように、担当

職員の皆様には取り組んでいただき、高い給付率を目指してほしいと。皆さん、一丸となって頑張してほしいと期待いたします。よろしくお願いします。

大枠3番、GIGAスクールに関してです。私のほうでは、少し残念だなという感じを受けました。調査ができていないというのが。それとこれは急遽行ったと聞いていますけれども、昨日、玉那覇 登議員が質問なさったときに、教育長が資料を手渡したのを見たんですけども、このアンケートはどちらのほうで取ったのですか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えします。

先週、急遽宮城主幹のほうからお願いして、各学校のほうへ校長にお願いして統計を取っております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 私、9月の一般質問のときに、できるだけ環境整備、あるいは保護者対応とかアンケートを取ってほしいと要望していて、昨日、このパーセントですね、小学校5、6年生、それから中学校2、3年生のデータを取ったと聞いていますけれども。宮城主幹のほうでアンケートを取ったと聞いていますけれども、質問させてもらいます。実際、全体を網羅してアンケートを取るべきだと私は思っているんです。まずこのGIGAスクール元年になると思うのですが、全児童生徒に、今後端末操作のステップアップや授業での活用方法など、効果的な指導スケジュール計画を、学校現場では立てられているのか。それとどのようにして今後進めていくのか伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 質問にお答えしたいと思います。

まずアンケートの件についてですが、これについてはGIGAスクールのガイドラインに必



要な資料ということで参考までに取らせていただきました。これまで、昨年度からですけれども、各学校においてはGIGAスクール構想に基づいて今年度4月よりタブレットが配布されます。それによって大ざっぱではありますが、夏休みまでには自宅学習ができるような取組スケジュールを立てるということ、各学校ごとにスケジュールが組まれております。それに合わせて中城教育委員会では、GIGAスクールガイドラインの策定を急ぎ、6月中までには各学校に提供できるよう、今準備をしているところでございます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 主幹のほうで、自主学習を夏休みには行うということはタブレットに学習ドリルが入っていると思うのですが、検索もでき、クラウドで情報も共有できるような、いろんなシステムがあると思うんですね。基本的にはクラウドバイデフォルトでいろんな、これから勉強環境になると思うのですが、このタブレットは基本的には自宅に持って帰ることが出来るのですか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 質問にお答えしたいと思います。

基本、GIGAスクールにおいてはタブレット自体は自由に持ち歩き、場所を選ばずにできるようにはなっております。その観点からすると、自然的に家庭に持ち帰って学習することも可能なように環境整備しなければなりません。夏休みに合わせてその準備をしている段階ですので、これが各家庭に持ち帰って、実際にどの程度使えるかというも含めた準備を今やっている段階でございます。以上です。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 GIGAスクール構想のプログラミング教育により、学習環境は飛躍的に変化し、学びの場が多面的に広がり無限の

可能性を導くと思います。ただそこに至るまで、児童生徒に一人一台の端末配布により、端末管理やアカウント管理、タブレット端末の使用のルールなど、適切な運用が図られるようなガイドラインを作成し、保護者等の理解と各家庭における環境など、状況把握を確認しながら取り組んでいくことが重要なポイントになるのではないかと思います。学習端末の使用に関して、近い将来、自宅学習を目指すのであれば、しっかりとした調査を行い、カリキュラムマネジメントを確立させて、GIGAスクール構想の推進向上に取り組んでほしいと希望いたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で新垣 修議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦勞さまでした。

散 会（15時22分）







## 令和3年第2回中城村議会定例会（第6日目）

|                                                 |                 |                     |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和3年6月11日（金）    |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和3年6月16日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和3年6月16日（午後2時59分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整           | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                                 | 6 番             | 玉 那 覇 登             | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 1 番             | 安 里 清 市             | 2 番                                | 新 垣 修     |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 比 嘉 保               | 議 事 係 長                            | 根 間 忠     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こ だ も 課 長                          | 金 城 勉     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清               | 上 下 水 道 課 長                        | 知 名 勉     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 荷 川 取 次 枝           | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 生 涯 学 習 課 長                        | 稻 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三             |                                    |           |

議事日程第4号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に仲松正敏議員の一般質問を許します。

○11番 仲松正敏議員 皆さん、おはようございます。ただいま議長より質問のお許しが出来ましたので、一般質問をいたします。その前に、今6月定例会、コロナ禍の中、執行部がまた私たち議員側からも誰一人欠けることなく定例会を開くことができ、大変よかったですと思います。コロナ禍の中、皆さんいろいろと行動も制限される中、ストレスもたまっているかと思いますが、村民も頑張っておりますので、私たちも村民のためしっかりと頑張っていきましょう。村長、ストレスをためない、いい方法がありましたら、後で教えてください。よろしくお願いいたします。

それではこれより通告書に従って、質問をいたします。大枠1番、農業振興について。日本の農業・農村は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」があり、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えていまして、中城村としましても、人と農地の問題については大きな課題として考えなければならないと思います。それでお聞きします。①人・農地プランについて。人・農地プランとは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」と言われているが、具体的な内容は。②新規就農について。「人と農地の問題」の解決に向けて、農業を始めたい方や新たに人を雇いたいと考えている皆さんを支援するものと考えます。それで、自ら独立して農業を開始する方、青年就農給付金（経営開始型）の具体的な内容は。③農地集積。農地集積についてですが、これについてはある一定の区域の土地、いわば隣

接する農地を借りて「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体への農地集積の制度事業だと考えます。現在、本村での農地集積の現状を伺います。

大枠2、高齢者スポーツ推進について。高齢化社会が進行しているが、高齢者が元気で生活するためには健康寿命を伸ばす必要があり、このためには健康な体を維持することが重要である。元気な高齢者を増やすためにはスポーツの推進が必要であると考えてるので、以下について伺います。①高齢者の健康を守るために本村においては現在どのような取り組みをされているか。②高齢者スポーツへの取組で、環境というものが足りないと常々村民からの声があるが、対策はあるのか。③これからの将来、高齢者の健康維持のためにスポーツ推進の計画は策定されているか。以上、答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは仲松正敏議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては産業振興課、大枠2番につきましては福祉課のほうでお答えをいたします。私のほうではお尋ねの高齢者スポーツの推進について、少し所感を述べさせていただきますが、議員おっしゃるとおり、高齢者、特に高齢者です。全ての住民に言えることだと思いますが、やはりスポーツで心身ともに健康になるというのは、体の健康だけではなくて、心、先ほどのストレスではありませんが、ストレスの発散も含めて、大変必要なものであると思っております。特にどういったものが必要なのかも含めて、各老人クラブのお話だとか、あるいは議員の皆様からの御提案だとかをしっかりと受け止める体制はつくっていかうと思っておりますので、どういったもので費用対効果が生まれていくという部分が明確になると思いますので、積極的に取り組んでいきたいと思っております。詳細につきましては、また担当課のほう

でお答えをさせていただきます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時05分）

~~~~~

再 開（10時05分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 訂正いたします。

大枠2番については福祉課ではなくて、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、おはようございます。大枠2の③の高齢者へのスポーツ推進についてですが、中学校の保健体育の学習指導要領の目標にも「生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質能力を育成する」あります。子どもの頃から運動に親しむ習慣を身につけることで生涯にわたって健康の保持増進、体力向上につながるように学校現場と連携して進めているところです。そして、健康寿命を延ばすことはとても重要なことだと考えております。今後高齢者の健康の保持増進のための取組をますます推進しないといけないと考えています。詳細については生涯学習課課長のほうから答えさせます。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 おはようございます。それでは仲松正敏議員の大枠1の①から③についてお答えいたします。

まず①についてです。人・農地プランとは、高齢化や農業の担い手不足など地域が抱える問題に対し、農業者が話し合いに基づき、地域における農業において、中心的な役割を果たすことが見込まれる中心経営体や、地域における農業の将来の在り方などを明確化するプランです。そのため、人・農地プランを真に地域の話し合い

に基づくものにする観点から、市町村、農業委員会など関係者の参加の下で、アンケートや地図を活用し、地域の話し合いの場において、農業者が地域の現況と将来の地域の課題を関係者で共有することにより、今後の農地利用を担う中心経営体への農地の集約に関する将来方針の作成につなげていくためのものと認識しております。

続きまして、②の新規就農についてです。青年就農給付金は現在、事業名が農業次世代人材投資資金に改正されております。農業次世代人材投資資金は、大きく2つに分かれ、就農に向けた技術知識の習得支援を行う「準備型」と、経営開始直後の経営確立を支援する「経営開始型」があります。経営開始型の内容につきましては、農業経営を始めてから、経営が安定するまで最長5年間のうち、経営開始から1年目から3年目に150万円、経営開始から4年目から5年目までは120万円の交付金が支給されることとなります。

続きまして、③の農地集積についてです。本村では、産業振興課、農業委員、農地利用最適化推進委員と、昨年度まで各字を回り、人・農地プランの実質化に向けて説明会を開催していましたが、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、説明会を中止しました。農地利用の集積・集約化の現状についてですが、農業委員、農地利用最適化推進委員の現場活動において、農地所有者への戸別訪問での意向聴取や、電話による聞き取り、また、農地中間管理機構との連携や農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定等を活用しながら中心経営体や担い手等に対し農地集積・集約化に努めているところでございます。以上です。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 おはようございます。仲松正敏議員、御質問の大枠2についてお答えいたします。

①高齢者の健康を守る取組としまして、生涯学習課では、ヨガ教室やストレッチ体操教室の開催、吉の浦総合スポーツクラブにおけるウォーキングやトリムマラソンといった各種事業支援を行っております。また、福祉課や健康保険課におきましては「とよむちよ筋事業」などの高齢者を対象とした事業や介護予防関連事業を展開しております。

②の高齢者スポーツの取組における環境についてですが、御承知のとおり、村としましては現在、吉の浦公園を中心として、子供から高齢者までが安全・安心に憩いながら健康増進活動が行えるよう年次ごとに施設の整備・充実を図っております。また、各自治会におきましても、集会施設や児童公園等を年次ごとに整備してきております。今後もソフト面、ハード面の両面において関係部署や団体と調整、協力をいただきながら環境の充実を図ってまいります。

③の高齢者健康維持のためのスポーツ推進計画についてですが、現在、高齢者スポーツに特化した計画は策定しておりません。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それでは大枠1のほうから再質問をいたします。

本村の農業は高齢化や、後継者不足、耕作放棄地の解消がなかなか進展が見られないという状況であります。人と農地の問題があると、そのような問題を解決するために、地域で話し合いをして、この問題を解決していくということでもあります。農地プランの方針で推進していくということだと考えます。それでお聞きしますが、どうしてこういう問題が発生するようになったのか、その点について、村としてどういうふうに認識をしているのか伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

どうしてこういう問題が発生したかということですが、やはり農家等に対し、将来農地をどのように活用したいかなどのお話を地権者や小作人等からの意見や情報の共有、提供等を早いうちに取り組みなかったのがこのような問題が起きたのかと認識しています。現在、人・農地プランの実質化に向けて取り組んでいますので、借り手や貸し手等を把握し、農地の情報を共有しながら農地中間管理機構と連携し、問題解決に取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 農業問題については、ほかにもたくさんいろいろなことがあると思います。先ほどの答弁で、人・農地プランというのは、市町村の農業委員会など、関係者の参加のもとで、アンケートや地図を活用し、地域のお話し合いの場において、地域の課題を共有し、今後の農地の集約に関する将来方針の作成につなげていくためのものと認識していると話をされました。それで実際、農業集落や地域で人と農地の問題を解決するために、地域の皆さんと話し合っ、そのプランをつくり、問題を解決しようという話し合いなどをこれまで持ってきたのか、その辺をお聞きます。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 先ほどの答弁と重複しますが、本市では産業振興課と農業委員、農地利用最適化推進委員と昨年度まで一部の地域ではありますが、各字を回り、人・農地プランの実質化に向けての説明会を開催しました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、説明会を中止しております。以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 コロナ禍の中で、途中というか、中止したというか、その前は説明

会を持ったことがあるわけですか、全くないということですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 人・農地プランが昨年度からの計画になっていましたので、その前は私のほうで説明会を開いたとかというのは認識しておりません。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 私が農家の皆さんからいろいろ聞いたところ、一つは農業をやっていく上で、不法投棄とか、ごみのポイ捨て等、こういうのが多く見られると。中には電化製品関係、これがまだまだ和宇慶地区や南浜、北浜地区に、私はいつもあの辺を回っていますけれども、よく見かけます。これまでもそのことに関しては、私は議会で取り上げてきました。それと農家の皆さんの話では、排水路の整備とか、この前の春の一斉清掃で、排水路のしゅんせつ工事を早めにやってくれないかという話が出ております。やはりこれからの農業をする上で、こういったことが大きな妨げとなっていますので、しっかりとその辺の対策を行政のほうにはとってほしいと思いますので、よろしくお願ひします。人と農地の問題解決の話合いというのは、今後の中心となる経営体、個人、法人、集落、営農はどうするのか、また中心となる経営体へどうやって農地を集めるか。それ以外の農業者、兼業農家、自給的農家を含めた地域農業の在り方、例えば生産品目や経営の複合化、六次産業化などのことをしっかりと地域の皆さんと話し合うのが人と農地プランの趣旨だと考えております。国の農業施策である経営所得安定対策事業を設立されてから10年余りが過ぎましたが、いま一度地域で人・農地プランについてしっかりと話合いを持つべきと思いますが、その点についての考えはありますか、どうですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会

事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 現在、実施中で今度地区化して、集落単位、あるいはまた和宇慶土地改良区、当間土地改良区の2つの土地改良区での説明会を開催するのか、この辺また検討して、話合いの場を持っていきたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 やはり人・農地プランについては、新たに地域の中心となる経営体や新規就農が5年後、10年後の農業計画を作成し、それぞれの状況に応じて今後の地域、農業について既存の地域の担い手と話合いを行い、何が中城村の農業発展につながるか、対策をされるのが一番だと考えますので、この人・農地プランの施策をしっかりと進めさせていただきたいと思います。

②のほうに移りますが、先ほど青年就農給付金というのがこれまでであったのが、現在は農業次世代人材投資資金という事業名に改正されたということですが、それでよろしいですか。農業次世代人材投資資金は準備型と経営型があると、先ほどおっしゃいましたが、この事業は、本村ではこれまで何名の方が利用してきたのか、お聞きいたします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 平成24年からなのですが、今まで6名の方が利用しております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 農業次世代投資資金を利用した6名というのは、実際のところ、現在も農業をされているのか、その辺はどうですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武

宏 1名は離農しまして、5名は現在も営農しております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 6名のうち、5名は現在も農業をされていると。1名は離農ですか、現在もうされていないということですか。5名の方は現在も頑張っているというんですね。それは大変いいことであります。この農業をやめた1名の方はどのような理由でやめたのか、その辺分かりましたらお願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 離農した理由は、本人の健康状態のことでヘルニアとお聞きしております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 健康上の問題、特に農業をやる上で、ヘルニアというのは大変厳しいものがあって、これはやむを得ないかと思えます。今年度またそういう人材投資資金を活用して、募集とかされますか。何名ぐらいの予定をされているのか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 現在、年間を通して受付をしておりますが、毎年1名以上は活用していただきたいということで、今、1名の方からは相談は受けておりません。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 やはりそういう事業制度を利用してお金を出すわけですから、先ほどの1名、またこれから実際本当にずっと農業をされるか、そういうのをしっかりと検証し、精査し、ぜひ離農者が出ないように、農業者を募る場合はその辺よろしくお願いします。若い人たちが中城村で農業をやるというのは、中城村の農業の活性化についてはとても大切なこと

ですので、しっかりと。現在1名ですけれども、最低でも二、三人が農業をされるようによろしくをお願いします。

次、③です。③については産業振興課農地利用最適化推進で連携を取り、各字を回り、人・農地プランの実質化に向けて説明会を行って、前に聞いたことがあるのですが、新型コロナウイルス感染症対策のために現在、中止されているということですので、農地利用の集積について少しお聞きします。これについては農地集積協力金と、いわゆる農地を貸し出すことへの協力金ということがあると思われるのですが、まずこの協力金の内容についてお聞きします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 農地集積協力金、地域集積協力金と思いますが、交付金の内容は、地域の皆さんで話し合って、地域の農地をまとめて、農地バンクに貸付け、担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手の皆さんに支援する交付金になります。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この協力金は私も調べて、最近知ったのですが、貸付け等の面積に対して交付単価はどのようになっているか、その辺を伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 議員おっしゃるとおり、農地の集約化された面積に対しまして、全体の面積の2割から4割以下の場合が10アール当たり1万円と、そして面積の4割から7割以下の場合が10アール当たり1万6,000円、面積7割以上の場合は10アール当たり2万2,000円が交付されるというものになります。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 結構数字が出たので、今、私、書きとめるのは大変難しくて、これ後でもらえますか、課長。よろしくお願いします。

次、大枠2番に移ります。①のほうです。先ほどの答弁で、高齢者の健康を守るための取組として、ヨガ教室やストレッチ体操教室、またウォーキングやトリムマラソンといろいろとされていて、大変よろしいかと思えます。それでお聞きしますが、高齢者の体力を知る上で、重要なことと私は思いますが、本村において、これまで高齢者の体力測定とか、数字で分かるようなその辺のことは実施されたことがあるかお聞きします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

これまで生涯学習課の中では、高齢者を対象とした体力測定など行っておりません。今年度からスポーツ推進員を中心に、村民全体を対象とした、10月頃になるかと思えます、通常は「スポーツの日」、今年はオリンピックの関係で7月になりますが、その辺あたりに村民を対象とした何らかの体力測定、前屈や反復横跳びなど、そういったイベントを計画しております。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

先ほどの答弁で介護予防教室のお話がありましたので、介護予防教室の中においては、基本的に、日頃でもできる運動を普及を図るということを中心でやっております。過去の運動教室の場合には、前後の体力測定を行って評価等を行って行いましたが、今現在はされていない状況があります。去年の交付金で購入した体力測定器がありますので、そちらを今後活用して、高齢者の介護予防教室の中で、評価をしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 福祉課のほうからもちよとした体力測定はこれまで少しやったこ

とがあると。体力測定は、那覇市とかは一般市民の高齢者も含めた市民体育館でされていて、反復運動や前屈伸、また立ったままで垂直飛びなどいろいろやっているようであります。みんな自分の体力は年齢に応じてどのくらいあるのか、皆さん知りたいと思う方がいっぱいいると思います。特に高齢者になると体力に不満を感じていると思います。自分の体力を知ることで、自分に合ったいろいろな運動を始めていく方もおられると思いますので、健康を維持するためにも高齢者を対象にした、村のほうで全体的というか、そういった体力測定を実施されてはと思いますが、その辺はどのように考えますか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

先ほど生涯学習課としましては、10月あたりの村民全体を対象とした測定を行っていく予定ですが、今後要望等もあれば、一番元気な各種団体の中で老人クラブの皆さんの協力も得ながら、そういったことがあれば、こちらのほうもぜひ器具なり、いろいろなものを支援していきながら、スポーツ推進員の皆さんの協力も得ながら、まず全体的な募集ができるかどうかも含め検討しながら、老人クラブとも御相談などをしながら、取り組めるか考えていきたいと思えます。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ぜひ各種団体と連携を取り、協力して、そういったことを進めていければと思います。今、村で進めている一般高齢者介護予防事業というのがありまして、その事業の一つとして、「とよむちよ筋事業」についてお聞きしますが、現在この事業を実施している自治会は何自治会が実施しているのか、私もよく分かりませんが、お聞きします。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

とよむちよ筋事業の実施においては、通年で

の実施地区と4か月に1回で実施している地区がございます。通年に関しては8自治会が現在実施しております。4か月に1クールの自治会は、今現在のクールでは5自治会、次のクールで5自治会の実施となります。未実施は、3自治会の地域が実施していないということになっております。以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 全体で言うと、18自治会が実施していると。実施されていない自治会については、いろいろな事情があると思うのですけれども、分かる理由がありましたらお聞きします。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

自治会名は避けて表現したいと思います。まず3自治会のうち、2自治会はとても小規模な自治会のため近隣の自治会と合同で過去はやっておりました。でもこちらからチラシの配布とか、また自治会長の協力で広報を呼びかけしても、なかなか参加者がおられないということで、今現在は小規模の2自治会については、参加募集をかけたりはやっておりません。もう1か所の自治会に関しては、中堅ぐらいの自治会ではあるのですけれども、介護予防教室に関しての参加率が年々減少していったということがありまして、自治会のほうから当面は開催しないということでお話があったので、それ以降こちらからの呼びかけは特段のところしていないと担当から聞いております。以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 高齢者の健康を守る意味で、できるだけ全自治会がこの事業を実施できるよう、自治会によっては今おっしゃった諸事情がいろいろあると思うのですが、交通面に関して、昨日の人材シルバー人材センターを活用して交通手段を確保すると。そのようなことで、この辺も行政のほうで頑張っていただ

いて、できるだけ多くの全自治会がされるようよろしくお願いいたします。スポーツは高齢者にとって健康の保持・増進はもとより、地域高齢者の連帯感の醸成など、様々な効果が期待されます。そのため村民の高齢者、誰もがいつでもどこでも、いつまでも主体的にスポーツに親しむことができるよう、スポーツをする機会の確保と場が必要と考えます。そのためには大きな施設を使うとか、そういうことではなくて、地域の公民館等を利用するような、気軽にできるようなスポーツ、これをもう少し村のほうで考えていただき、例えば私たち北浜地区では公民館で3B体操をやっております。その3B体操は自治会の行事と敬老会等、余興も出ていただいて、大変盛り上がっているようなことですので、ぜひ地域でできるようなものをもう少し考えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次、②のほうに移りたいと思います。現在、本村において、高齢者が健康維持のために利用できる施設ですが、どのような施設があるか、お聞きします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

中心となるのは、吉の浦公園を中心とした各施設になろうかと思います。現状では村民体育館におきまして、5つのサークルが、団体が定期的に活動しておりまして、その会員の中の約70%以上の方が65歳以上の方方で、元気に体力維持、増進を図っております。内容としては、先ほどありました3B体操をはじめ、ヨガであったり、自彊術であったり、太極拳であったりいたします。また、大人広場では幾つかの自治会の単位ごとの老人クラブの皆さんがゲートボールを楽しんでおります。また陸上競技場を中心に、年間では老人クラブのゲートボール大会やグランドゴルフ大会なども開催されております。あくまでも村全体的な中心となるのは吉

の浦公園になってくるかと思えます。先ほど議員からありましたように、またそれ以外は各字の集会所、公民館を中心としたいろいろな広場などで活動が行われているものと思えます。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 主に施設としては、吉の浦運動公園を利用していると。私の考えですけれども、村民全員が利用できるような施設がもう少し欲しいと考えております。グランドゴルフ、ゲートボールは老人クラブを中心にやっておられるわけでありませけれども、私としては、パークゴルフ場を建設できないか、それをひとつ考えていただきたいと思うのですけれども、今、本村にはパークゴルフ場の施設が南上原糸蒲公園に1か所あります。ここは8ホールのセッティングだと思えますが、この施設は実際年間どのくらいの割合で利用されているのか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

現在は文化財発掘調査などのために、令和4年4月からは閉鎖をしておりますが、これまでは月1回から2回程度の利用頻度だったと思います。間違えました。令和2年4月からは今、閉鎖している状況です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 私の予想どおり、あまり使われていないかという感じであります。糸蒲公園は場所的には大変いいところではありますが、やはり8ホールというのが大分懸念されます。パークゴルフ場としてはかなりホールが少ないかと思えます。西原町のパークゴルフ場が18ホール、読谷村、与那原町もそうです。パークゴルフをやる上で、18ホールは必要だと思えます。私たち議員も親睦会で読谷村、西原町でやったことがあるのですが、本当にすばらしい施設であります。18ホールあるから大変楽しみであります。パークゴルフも生涯スポーツ

だと思えます。村の高齢者へ村民全員が利用しやすい、18ホールあるパークゴルフ場を建設する考えはあるか伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

現在そういった計画はございません。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 参考までにお聞きしますけれども、よその自治体はパークゴルフ場の建設について、予算というのはどこから出ているのか、何を利用されているのか、課長、分かりましたら、お願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 たしか読谷村は一括交付金を活用して整備したと聞いております。スポーツ振興くじ助成というのを活用された事例はあるようです。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 このパークゴルフ場は、私としては村民誰もが、高齢者でも気軽に楽しむ、また若い人たち、子供たちも十分できるスポーツでありますので、ぜひ建設に向けて考えてほしいと思います。ちなみに私は場所のことも考えまして、場所としては国道329号沿いの上のほうの安里の上の地滑り地帯、それが大変いいところだと。景観もよろしいし、オーシャンビューパークゴルフ場として最適かと思えます。そこに緑も、木もたくさん植えて、森林浴みたいな感じでできるような、やはり村民が年をとっても楽しめるスポーツといえば、やはりパークゴルフも一つだと思います。確かにいろいろクリアする問題はたくさんあると思えます。例えば土地利用の農振法とか、それもしっかり頑張って、公共施設として利用すれば可能だと思えます。どうですか、村長。村長も現在ゴルフを趣味しているのですけれども、いずれは足腰が弱って、パークゴルフに熱を出す時期も来ると思えます。私はぜひこの施設とい

うのは必要だと思うのですが、村長の考えは。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

実は、この機会ですからお話しをさせていただきませんが、検討したことがございます。都市建設課長から一括交付金の話がありましたが、一括交付金での適用が可能だという情報を得まして、パークゴルフ場ができないかと、場所も幾つか選定しながらやりましたけれども、結論から申しますと、ほかに優先順位がありまして、子供たちへの部分だとか、教育、保育の部分だとか、そういうもので断念した経緯がございます。もちろんこれからということでの断念ですけれども、そういう意味では、議員おっしゃるとおり、私としても足腰が弱った人たちがやるスポーツではなくて、本当に私も国頭村の安田とか、久米島のほうでもやらせていただきましたけれども、本当に楽しくて、高齢者だけではなくて、いろいろな方々が楽しめるスポーツだと思っはおりますけれども、いかんせん、その当時は資金的な問題、一括交付金の枠の問題だとかがあっで断念いたしました。今後もし、これは正直な話、自己資金では到底できるようなものではございませんので、いろいろな補助金の組み合わせで可能であれば再検討してもいいのではないかと思います。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 確かにそうです。これは自己資金でやるというのは大変ハードルが高いと。それに優先順位を考えると、確かに教育問題、ほかにもいろいろやることあるということではありますが、将来中城、いつも常々おっしゃっている「住みたい村、住み続けたい村」、ほかの議員もよくその言葉を言葉に出すのですけれども、そのことを考えると、私はその施設が中城村にできると、またその一つとして、やはり中城村はすばらしいなど。現在、村内の人たちがよそへ行ってパークゴルフをやっ

ている人の話を結構聞くのです。遠いところは南城市まで行ったりすると。それを考えるとやはり身近にあれば、より多くの人たちが利用できると思いますので、沖縄県と前向きな検討をしながら、ぜひ実現できるよう、これから頑張っていただきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、仲松正敏議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時52分）

~~~~~

再 開（11時05分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、渡嘉敷眞整議員の一般質問を許します。

○3番 渡嘉敷眞整議員 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。その前に、今現在、ワクチン接種村全体を挙げて取り組んでいまして、大変御苦労さまでございます。私も個人ごとで言えば、ワクチンも打てないというぐらゐの状態にあるということで、診断を受けまして、あんたはコロナにかかったら終わりだから気をつけなさいと言われていたものを、いや、これはどうしても打たないとやはりまずいということで、ぜひ打ちたいということで打ちました。おかげさまで非常に元気になりました。打った後は副反応もかなり出たと思っています。1週間程度、厳しい状態であつたりしました。でもおかげさまで本当に生きる元気が出てきていますので、よろしく願ひします。大変ありがとうございます。また村民の皆さんにも全員ワクチン接種が終われるように願っています。

では早速ですが、一般質問をさせていただきます。通告書に基づきまして、読み上げて質問をいたします。

大枠1、シルバー人材センターについて。①

令和3年度から補助金が10%、26万円削減されていますがどのような意図によるものか。17市町村のシルバー人材センターの補助金はどのようになっていますか。そして他市町村と比較検討されましたか。②シルバー人材センターは村にとってどのような必要性があるのか。③高齢者のシルバー人材を村行政に生かすには積極的・建設的にどのような支援施策を展開すればよいと思いますか、伺います。

大枠2、各小中学校経営戦略の改革方針について。①3月定例会で条例の一部改正がありました。これは議案第2号でございます。令和3年4月1日から施行されていると思います。教育委員会として、具体的にどのような政策形成手法の習得を図るとともに、従来の方針を転換して学校経営を実施していくのか伺います。②今日、マスコミ・新聞・テレビ報道等でヤングケアラーのことが取り上げられています。とても心の傷む大きな問題だと危惧しています。本村の子供たちの状況は何人いるのか。また、把握するために調査し、どのような対応をしているのか伺います。③中学校移転に伴う不動産鑑定・物件調査・測量設計等委託料2,971万4,000円、用地購入費6億2,000万円、物件補償費1,000万円、合計6億5,971万4,000円。執行計画及び進捗状況はどのようになっているか。計画どおり進められるか。今後の建物建築とのつながりはどうか。そして令和2年度で調査された小中学校改築整備基本計画書をいただきましたけれども、そのことについて伺います。

大枠3、安全・安心な飲料水の供給を求める。①有機フッ素化合物（PFOS、PFOA）直近の数値は幾らですか。その数値をどのように捉えていますか。令和3年3月時点での含有量は7ナノグラムパーリッターとのことでした。5月27日の新聞で、川崎川の支流で1リットル当たり3,100ナノグラムを検出した。これは県環境部の今年2月の水質調査でございます。県

企業局は2020年度、北谷浄水場の水源などで有機フッ素化合物検出調査結果を5月27日に発表しました。嘉手納基地内外を流れる沖縄市の大工廻川で最大604ナノグラムを検出した。企業局は有機フッ素化合物の濃度低減に向け、北部のダムから送水量の増加を求めた北谷町に対し、企業局は「国ダムに計画外の余剰水がない」「異常渇水への対策が必要」などの理由で恒常的な対応は困難との考えを示した。（水事情が良好な時期には国県、企業局管理ダムから送水量を増やすなどの対応を取っている）とあります。

②供給されている7市町村の首長の一致した意見として「取水先を変更する要求を連名で提出してもらいたい」そのための会議を計画し、意見を集約してほしいとこれまでの議会で要望が出されていますが、進捗状況を伺います。③北谷浄水場の比謝川等からの取水割合は幾らですか。以上、御答弁をよろしく願います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは渡嘉敷眞整議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては産業振興課、大枠2番につきましては教育委員会、大枠3番につきましては上下水道課のほうでお答えをいたします。私のほうでは、昨日も石原昌雄議員の御質問にお答えをいたしましたシルバー人材センターについて昨日もお話をしましたけれども、シルバー人材センターは、中城のシルバー人材センターでございますので、しっかりとシルバー人材センターと意識を共有して、お互いがより発展できるように、当然、私ども行政としましても、しっかりと支援をしていくというのはお答えをいたしました。そのとおりでございます。これからまた意思疎通を図りながら、一緒に頑張っていきたいと思っております。詳細につきましては、担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。



○**教育長 比嘉良治** 大枠2の①についてですが、今年度4月より、村立全ての小中学校がコミュニティ・スクールの導入により、学校評議員制度から「学校運営協議会」へ移行しております。新学習指導要領の一つの趣旨として、社会に開かれた教育課程があります。学校は教職員だけで子供たちを育てるのではなく、家庭・地域と連携し、今までよりさらに地域人材の活用を推進していく方針となっております。

②は主幹のほうから、③は教育総務課長のほうから答えさせます。

○**議長 新垣博正** 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○**産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏** それでは渡嘉敷議員の大枠1の①から③についてお答えいたします。

まず①についてです。村の財政状況によるものと考えております。補助金については、他市町村との比較ではなく、会員などの規模や、各市町村の財政規模によって補助金は決定されるものと認識しております。本村においても、これらを勘案し、補助金を決定しております。

続きまして、②についてです。シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織であるとの認識です。また、元気に働く高齢者が増えることで福祉の向上にもつながると考えております。

続きまして、③についてです。近年はコロナ禍でイベント等が中止になるケースが多く、委託する業務も少ない状況ですが、今後も引き続きシルバー人材センターを活用できる委託業務があれば活用していきたいと考えております。以上です。

○**議長 新垣博正** 教育総務課主幹 宮城政光。

○**教育総務課主幹 宮城政光** 渡嘉敷議員の大枠2の②についてお答えいたします。

玉那覇 登議員にもお答えいたしましたが、

村内小中学校へ調査を行いましたヤングケアラーに該当する児童生徒はおりませんでした。以上です。

○**議長 新垣博正** 教育総務課長 我謝慎太郎。

○**教育総務課長 我謝慎太郎** 大枠2の③について答弁します。

中学校改築計画の進捗状況については、今年5月に地権者への説明を予定しておりましたが、農振除外等、法的な協議に時間を費やしていることから、新型コロナウイルスにおける緊急事態宣言が発令されたことも伴い、地権者への説明はまだ実施しておりませんが、用地及び補償鑑定を7月に予定しているため、早めに地権者への説明を行う予定です。また、「今後の建物建築へのつながりはどうか」という質疑については、今年度の事業計画としては、6月4日に中城村立小中学校PFIアドバイザー業務委託を締結しており、今年度中に実施方針作成や業者選定、契約締結などを行っていきます。その後、選定業者による中城中学校建設を令和5年度に設計、令和6年度より建築工事を開始できるようにする予定となっております。中城村立小中学校改築整備基本計画書については、令和2年度事業で作成しており、その報告書については4月30日に議員の皆様へ配布しております。以上です。

○**議長 新垣博正** 上下水道課長 知名 勉。

○**上下水道課長 知名 勉** 大枠3にお答えします。

①について、北谷浄水場における今年4月のPFOSとPFOAの合計値は、平均で12ナノグラムパーリットルでございます。これは国が定めた水質管理目標値の50ナノグラムパーリットルを下回っており、安全であるものと認識しております。

②について、4月以降、新型コロナウイルス感染が急拡大している状況ですので、7市町村の水道事業担当課による会議はまだ開催されて

おりません。

③について、北谷浄水場における取水量及び取水割合は、4月の総取水量433万6,900立方メートルのうち、比謝川等の中部水源が86万3,900立方メートル、率にしますと、19.9%。

5月が総取水量450万2,600立方メートルのうち、99万3,500立方メートル、22.1%でございます。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 御答弁をいただきました。一つ一つ再質問をさせていただきます。

まずシルバー人材センターのことなのですが、現在の場合、10%削減というのは、いつも行政の常套手段ではないかと思って、それよりは毎年毎年10%削っていくのかということで、懸念して、こういう言葉で質問させていただきます。聞いた範囲では、村長がとてもやる気を出して育てるというふうには受け取っていますので、よろしく願います。課長のほうもただ削ったのではなくて、会員数に応じた補助金の給付だろうということで削ったということでございますので、それもある程度理解はできますけれども、今、シルバー人材センターがどのようなことで困っているか御存じでしたら御答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 困っているかということですが、難しいのですけれども、思ったより委託業務が入ってこないのと、営業しても思ったより業務が入ってこないことが一番困っているのではないかと思います。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 大体本質は見極めているのだというのが分かりました。今、産業振興課長の答弁は、担当課ですからやっておりますけれども、シルバー人材センターは言うならば60代、70代が中心にして、会員は77名いるよ

うですけれども、実際に働いているのが32名ぐらいだと。結局、会員を増やすにも仕事がないことには増やせないわけです。皆さん、働きたくて来るのですが、仕事がなければ来なくなるのです。ですからある程度、仕事を与えない限り続かないというのがあります。ということで、これはシルバー人材センターだけの問題、組織だけの問題ではないと思います。だから中城村として、シルバー人材センターの皆さん、今60代以上の皆さんの力が必要かどうかは村行政の皆さんの仕事を与えるかどうかの問題だと思っています。熱意が出るかどうかの問題だと思っています。ということで、シルバー人材センターの皆さんも村の大きな行政の財産だと思って、ぜひ活用していただきたいということです。はっきり言ったら仕事を与えていただきたい。ほかの市町村の補助金を私、調べましたけれども、何千万円、言うならば2,000万円から補助金はもらっています。補助金をいただいているのですけれども、例えば指定管理者、体育館とかいろいろなところをシルバー人材センターに委託すると、その分で村民の皆さんの活用になるわけですので、各課いろいろな部署で委託に回している部分があると思います、一般業者に。それをできれば、シルバー人材センターの皆さんができるものについて検討していただきたいということで、お願いをしたいと思います。冒頭すぐ、村長からシルバーを頑張って育てますというお話がありましたので、大変喜んでいるところでございますので、ぜひよろしく願います。はっきり言ったら全課長を通して、もし使える分があればぜひ活用していただきたい。そういう方向性でよろしく願いしたいと思います。

大枠2番目に移りたいと思います。大枠2番目に、3月定例会の条例一部改正がありましたと書いたのは、このことは何を意味しているのかがよく分からなかったものですから、コミュ

ニティースクールの部分があつて、このコミュニティースクールにつきましても、多分議会で議論されたことがないだろうと思います。というのは、多分教育委員会の規則で制定してありますから、教育委員会のほうで相当議論をされて、ここまで持ってきているだろうと思いませんけれども、規則ですから議会の議決は必要ないので、そういうことであるのだろうと思っています。先ほど教育長からも答弁がございましたけれども、学校経営に対する地域の皆さんを導入して、地域のための特色ある学校をつくるのだと思っていますので、そこら辺はようやく法的にはそういうふうに進んだのかと思います。学校開放から始まって、先生方が地域を受け入れて、地域とともにやるのだという観点に立っているのかということですので、そこら辺いきなり地域開放というふうには、それが学校運営、経営まですぐするということですので、もう少し詳しくというのでしょうか、御説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 再質問にお答えしたいと思います。

今年度より、教育長からもお話がありましたとおり、コミュニティースクール制度が導入されております。中城村内の小中学校に学校運営協議会なるものを導入いたしました。これまで実施してきた学校評議員制度、学校評議員が各学校において学校長とともに学校づくりに参画しておりましたと思いますが、この機能はこのまま維持することになります。これに学校運営協議会制度のもとでは、校長が経営方針のもと、学校運営の方針があります。これに対して、承認や意見交換をするという機能が付随しております。学校と地域社会、そして保護者が力を合わせて学校運営を進めていく制度となっております。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 真新しいというか、新しい取組だと思ひますので、まず気になるところは、学校長への提言ができること。教育委員会にも提言ができること。例えば人事についてもはっきり言ったら、この先生が欲しいという意見が時々あるのです、先生方の中にも人事異動の時期になると。この先生は動かさなくてくださいと、この先生が欲しいですという父兄からの声がたくさん上がってくる場合があります。そういうときにも、これは多分校長先生を通して、あるいは教育長を通して、県の教育委員会にこの先生を配置してくださいという提言が可能だということになるわけですが、違いますか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問ありがとうございます。再質問にお答えしたいと思います。

学校人事に関する任命権者は県教育委員会となっております。具体的に個人の先生が欲しいという言い方ではなくて、例えば学校経営の中で、人材的に経験の少ない先生が多かったりとか、例えば学力向上について特段に力を発揮した学校経営をしたりとか、学校長による学校経営の方針がございます。それについて学校運営協議会のメンバーとともに、県教育委員会にこういう人材が欲しいという形の意見を言うことができるということなので、実際に個人を下さいとかという話ではございません。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 少し勘違いしたかもしれませぬ。特に父兄の皆さんはこの先生に教えられて、よさとか、悪さとか、特徴とか分かってくるわけですので、地域とか父兄の方々が、この先生をという特定の希望は駄目ですということですか。それも可能性はあるのかと思ひたのですが、どうでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問に答えた

いと思います。

確かに人事については、個人として、やはり欲しい人材はどの学校もあろうかと思えますけれども、人事に対しての要望については、県教育委員会の方針に基づいた意見しか言うことができません。ただ、学校評議員の方々は地域の人材だったり、保護者の人材だったり、具体的にこのような方ということで、具体的に校長に対してのメッセージを発することができます。校長はそれを受けて具体的にそれに近い人材の要望を県教育委員会に上げるという形の意見という形と御理解していただきたいと思えます。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 コミュニティースクール、特に中城村として、あるいは村教育委員会として、あるいは学校長として、こういう学校をつくりたいという希望とか、目標とか、今、出来上がっていますか、どうですか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 質問にお答えしたいと思います。

学校の学校経営ですので、学校の学校経営計画を達成するために学校運営協議会のお力を必要とすることになるかと思えますので、まずは学校の経営について、運営について皆さんで合議のもと、しっかり協力の下、取り組んでいくというのが一番望ましいのかと思っています。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 中城村民、あるいは父母の皆さんを中心にですけれども、私の子供はこういうふうに育ててもらいたいという協議が頻繁になるかと期待しているのですが、そういうことで、校長先生か、あるいは教育委員会とも協議しながら、すばらしい学校ができればいいのかと思って大きな期待もしていますので、強力に進めていただきたいと思っています。中

城村の運営規則を読ませていただきましたけれども、それを見れば大体内容は書かれていますので、分かりますけれども、そういうことで、特に父母から願いがくるのがいつも先生方のことなので、ぜひすばらしい先生を確保して、すばらしい教育の目標の下に実施していただきたい。中城村は今どのような研究指定校を受けていますか、4校とも。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 質問にお答えしたいと思います。

現在、中城村内の小中学校においては、県の指定、村の指定はございません。ただ、中城村としては、特別な教科「中城ごさまる科」と、村の少人数学級制度によって学力向上に取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 今、少人数学級、すばらしい金のかかる……、七、八名ぐらい教員を採用して今、実施していますので、この成果を多分沖縄県全体としても共有したいと思っています。先生方にとってはです。どのような効果があるという発表の機会とか、成果発表、そういうメリット、デメリットいろいろあるでしょうけれども、少人数学級を実施して4年目ですか、その結果を発表する機会というのはありますか、どうですか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 ありがとうございます。質問に答えたいと思います。

少人数学級、「中城ごさまる科」の内容についても学校評議員会の中で扱われる議題となるかと思えます。それにまた目標達成に向けて、具体的にどのような成果が求められるのかというのを、まず学校運営協議会でもしっかりお話をさせていただいて、教育委員会に提言していただけたらと思っています。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 中城村は教育については本当に大きな力を入れて頑張っていると思っています。そしてその成果も上がってくるだろうと思っていますので、ぜひこれまで以上に頑張ってください。よろしくお願いします。

次に移りますけれども、ヤングケアラーのことがごく最近、新聞、テレビ等で取り上げられております。調査した結果、いませんということですが、厚労省、文科省の調査では、日本全国を調査したら、いるわけです。中学生は17名に1人でしたか、そういうふうになっているわけです。中城村にいないというのはちょっとまたこれも珍しい現象だけれども、どういう手法で調査しましたか、よろしくお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 議員から御指摘のあったヤングケアラーについてですけれども、家庭内のデリケートな問題であることから、表面化しにくいという特徴があるかと思えます。確かに中城村において、ヤングケアラーについて報道等でやられていますけれども、実際に、例えば不登校だったりとか、学校にきていない子供たちの人数だったり、そういった子供たち、もしくはそれ以外の子供たちを対象に調査をするように、具体的に説明した上で、実際に該当する子供たちが今現在で把握できる状況でないかどうかということで調査しております。実際に、この問題については具体的に基準がなく、具体的にこういうことの対象ということで、まだ私たちのところに下りてきておりませんので、今のところ私たちの見立ての状況の調査しかできておりません。調査の対象はあくまでも小学校、中学校までの子供たちを対象として調査をした結果、今現在のところ、いないという形で把握しております。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 ヤングケアラーのことについては、病気や障害がある、家族や兄弟

の世話をしている18歳未満の子供、ヤングケアラー。各学校のクラスに1人か、2人の割合でいることが国の調査で分かりましたとあります。中学校2年生を調査されていますけれども、17人に1人、全国平均だと思いますが、高校生では24人に1人というふうには調査結果は出ていないわけですが、中城村はいないということで安心、ほっとはしておりますけれども、今後ともそういう子供が出るか出ないか、これは担任の先生方が気をつけないと見えてこない部分も多くあると思いますので、ぜひ先生方とも共有しながら、そういう子供がいなかったりどうかを注意深く育てていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次にいきます。今、中学校の移転計画がございまして、用地買収の予算が計上されております。これにつきましては、先ほど課長から答弁がありましたように、順次進めていかれると思っておりますけれども、用地買収が進めば、令和5年から設計して、令和6年から建築していくのだというお話でしたので、それは現時点でいろいろ聞いても出てこない話だと思いますので、その進み具合によって、また再質問を、言うならば議会ごとに質問させていただきたいと思っております。方針としては、村としてはPFIを進めるということは決定しているわけです。それを中城中学校、中城小学校、津覇小学校、この3校につきましては、順次進めていくということですか、それを御答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 答弁いたします。

小中3校を含め、今年契約して、PFIアドバイザー業務委託のほうで、この計画の中で、この3校について、民間の経営ノウハウを生かした……、それを活用して、その計画ができるように、今年度業者選定をしていきますので、その業者の選定の中において、中学校をはじめ、今後の計画を立てていく予定をしています。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 その計画の中で、体育館は建設しないとなっています。そうすると、体育館はどのように扱うのか。多分耐震調査を入れてもこれは健全であるという建物になるかと思しますので、すぐは移せないのだけれども、体育館は残して建築するののかというのがあれですけれども、その手法もこれから検討されるのか、教えてください。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 建物の建設に関しては、昨年度実施しました小中学校の改築整備計画書の中で、たたき台というか、計画を練っております。その中では小学校については既存の体育館はそのまま活用する計画を立てております。ただし、今回、アドバイザー業務を行っていく中で、それに代わる、その提案がよければ、その内容も再度検討する必要もあります。この内容については、去年、計画書で立てた中では、体育館はそのまま使うということで計画しております。今後のアドバイザー業務の中では、どこまでやるのかということも含め、計画を立てていく業務でやっていきます。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 一つ北中城村の中学校の例がございます。新しい敷地に移転したときに、体育館は健全なのでつくれないと。それを中学校の体育館を村民体育館にして、結局、中学校には体育館はありませんということで、新しく体育館をつくった例がございます。結局、場所が離れ離れでは体育館の利用が難しいので、どうするのかという疑問が起きましたので、それも徐々に検討されてください。今、答えられるはずはないので、併せてどのような手法になるのか、ぜひ検討しながら頑張ってくださいと思います。それについては答弁はよろしいです。

次、大枠3に行きます。PFOS、PFOA

の問題ですけれども、今、嘉手納基地の周辺、結構調査を入れると、北谷浄水場ではなくて、川とかのPFOS、PFOSの含有量が非常に高い数値であります。それでその数値を下げるにはどうしても取水を変えない限り落ちないだろうと。結局、結果としては13ナノグラムパーリッターということで、現在、4月でナノグラムパーリッターという低い状態であるということです。これと取水割合、それも約19%、22%ということですので、比謝川を中心にする嘉手納の取水源からそんなに入れていないから、こういういい状態が保たれていると思います。今後とも水源については本当に力を入れて監視して、要望して、水質が悪くならないように取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○議長 新垣博正 以上で、渡嘉敷眞整議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時55分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 新垣博正 午前に引き続き再開します。続きまして、屋良照枝議員の一般質問を許します。

○4番 屋良照枝議員 皆さん、こんにちは。議席番号4番、屋良照枝です。議長の許可を得ましたので、通告書に従い、一般質問を行います。テーブルの上に1枚資料を配布いたしました。私はこの資料を基に、この資料の17項目、SDGsの項目を気にしていただいて、それをとめていただければ、今日の私の質問は幾らか足しになったと思いますので、よろしくお願いします。

それでは通告書に従い、一般質問を行います。

大枠1、SDGsと中城村について。令和3年度の施政方針にも示されましたSDGs持続可能な開発目標（Sustainable Development

Goals) 2030年までに達成すべき17目標、1、貧困根絶、2、飢餓撲滅、3、健康と福祉、4、質の高い教育、5、ジェンダー平等、6、水と衛生、7、クリーンエネルギー、8、適切な雇用・経済成長、9、産業・技術革新・社会基盤、10、格差是正、11、持続可能な都市・コミュニティ、12、責任ある生産と消費、13、気候変動の対応、14、海洋資源の保全、15、陸域生態系の保全、16、平和、法の正義、有効な制度、17、パートナーシップ。17目標です。中城村も周知徹底と取組課題を提言し、経済、社会、環境の諸課題を統合的に解決すべきだと思いますので、村長の見解を伺いたいと思います。①SDGs 17目標から「7、クリーンエネルギー」より、吉の浦発電所の村への貢献度はどう捉えていますか伺います。②SDGs 17目標から「11、持続可能な都市・コミュニティ」より、新型コロナワクチン接種事業における村の取組が高く評価され、比較的スムーズに進んでいると捉えますが、一番の要因は何と捉えていますか伺います。③SDGs 17目標から「14、海洋資源の保全」より、海の汚染、ごみ問題、ペットボトルの回収、魚の水揚げ量の低下等、中城ゴミ条例の取組について伺います。以上、答弁をよろしくお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは屋良照枝議員の御質問にお答えをいたします。

SDGsの①、②、③それぞれ産業振興課、こども課、住民生活課のほうでお答えをさせていただきますが、SDGsについての見解ということですので、これは我々、今の時代に生きるものとして、次世代へしっかりとよりよい環境を、社会をバトンタッチしていくためには、当然果たさなければならない義務だと思っております。そういう意味では、我々公共的な立場でもそうですし、住民一人一人がその意識を持つことが非常に大事なことだと思っております。

その浸透に向けて、できる限り頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは屋良照枝議員の大枠1の①についてお答えいたします。

沖縄電力吉の浦火力発電所では、御存じのとおりLNGと呼ばれる液化天然ガスを燃料としております。LNGは、石油や石炭に比べて二酸化炭素の排出量が少なく、クリーンな燃料で、環境に対する負荷の低減が大きく、やさしいエネルギーとして大きく貢献していると捉えています。以上です。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大枠1の②についてお答えいたします。

地域の特性を生かした中城にあった接種体制及び接種方法を綿密に計画し、その実施体制構築にたゆまぬ努力を続けてまいりました。その成果が現状の進捗率につながっていると考えます。スムーズに進んでいる一番の要因は、高齢者への接種希望を御確認のもと、役場主導で予約の割り振りをしたことだと考えます。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは私のほうからは大枠1、③の質問についてお答えします。

③について、SDGs 17目標から「14、海洋資源の保全」より、海の豊かさを守ろうについてお答えします。SDGsは「持続可能な開発目標」として、様々な分野における取組であり、その全てについて住民生活課において答弁することはできませんので、関連する業務についてお答えいたします。今、海洋プラスチックごみが、世界的な問題となっています。海を汚染するだけでなく、そこに住む生き物にも影響を与えており、海洋の現状がこのまま続けば、持続的に海洋資源を得ることができなくなるとも言

われております。村としては「とよむ中城、すみよい環境づくり条例」に、環境美化への取組に「春・夏の環境美化の日」等の規定がございます。このような規定に基づき、SDGsの取組に向け、村内に居住する者、事業者とその周辺地域において清掃活動を積極的に推進していく活動の支援などに取り組んでまいります。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 それでは改めまして、1番から再質問をさせていただきます。

1番というよりも、すみません、村長に一つだけ、先ほどSDGs、住民一人一人が意識を持つというふうにお答えになりました。そういうことです。だから意識を持って、このSDGsを見ていく、考えていくということを今日はとても強く言いたいのですが、まずは住民一人一人、その前に職員というか、役場でSDGsについて勉強、講習、その項目などを検討したことがありますでしょうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

役場全体、職場全体で取り組まなければならない課題であると考えております。特に職員を対象とした勉強会等はまだ開催したことはございません。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 勉強会はまだ開催していない。では資料とか配布、私も議員になってから改めて勉強したことなので、資料なのですが、こういった17項目、そして行動目標の169のターゲット、その中の内訳の232の指標、そういった資料を持っているのですが、一つ一つ詳しく書かれているし、項目も多岐にわたっていますけれども、資料というか、皆さんに渡している17項目のこれだけでもいいのですが、名目、項目、資料だけでも配布とか、そういうのを目にするとか、そういった機会はありますでしょうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

もちろん各種、県、あるいは国等からの文書、あるいはインターネット等を通じて資料等については、村役場のほうにも寄せられていると考えておりますが、まだ全体に配布するということまでは行っておりません。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 村長が施政方針にも示されておりますし、資料だけでも、項目だけでも、本当にこれから掘り下げていくものではあるのですが、あまりに広すぎて大変だとは思いますが、せめて17項目だけでも認識していただきたいと思って、私も取り上げておりますので、よろしくお願ひします。

①の吉の浦発電所の村への貢献度についてお尋ねいたします。先ほど電力のやさしいエネルギーということがありますが、電力は県でもSDGsに対して大変深く会社として、地域として、そういうことを取り組んでいらっしゃる会社ですが、インターネットで見られるのですが、電力の取り組んでいる地域の貢献度のこれですが、こういった電力が取り組んでいる項目、それから地域で、沖縄県だけではなくて、日本になるのですが、地域で取り組んでいる電力のエネルギーだけではなくて、緑に対して、それから地域に対していろいろな項目で17項目全て取り組んでいるのです。電力は特化してSDGsに取り組んでいる会社です。クリーンエネルギーという環境汚染、いろいろな面でやらなければいけない会社だという認識がある上で、とてもリードしている会社なのですが、ただそれが中城村の吉の浦、この地域にあるということで、電力があまりにも自分たちの会社はやっているのだというPRをなさらないので、むしろ電力がSDGsに関して、引っ張っているというので、そのことをぜひ中城村にいる者として、とても関心を持ちましたので、

こういった項目がございますので、これはインターネットでSDGsと沖縄電力と入力すれば、すぐ出てくるものです。電力はこういうことをやっています、SDGsで地域に対して緑を増やすこと、ペットボトルの再生、いろいろそういうのをやっていますけれども、こういった項目を見ること、確認というか、御覧になったことはありますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 貴重な御意見ありがとうございます。見たことはございません。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 電力の広報の方で構いませんので、地域として緑を増やしたい、それからリサイクルとか、こういったことをしたいということで、地域としてSDGsで取り組みたいと言えば、本当に協力してもらえます。あちらの会社がそういったことをやりますというふうに出ているのです。特に緑を増やしたいとか、それから清掃とか、そういったことに関しては地域ととてもセッションを持って、要望があれば一緒にやりますということで、そういうことを取り組んでおります。私も木を植えましょうとか、そういったものには数年間、何回もやっていますので、中城村に関してはそういったセッションがないものですから、吉の浦にあるということを利用して取り組んでもらえたらということで挙げましたので、ぜひ活用してください。電力に関しては、地域にこれから貢献してもらおう。吉の浦の発電所がそこにあるということで、ぜひ活用してもらいたいということで、せっかく地域にあるものですので、雇用に関してもそうですし、エネルギー問題は絶対に避けては通れないことですし、私が前に質問しました電力の電気料とか、そういったことも今後の、本当にこれからの課題ですので、ぜ

ひ近くにある会社、そういうものはコミュニティというか、ぜひ共通理解をして、中城村もSDGsに取り組むのでというセッションはしていただきたいと思って、今回述べました。

引き続き②の持続可能な都市、コミュニティより再質問いたします。先ほど課長のほうから役場指導でスムーズに行われているということですが、地域のことをお年寄りに最初に聞き取ったという指導の第一段階があります。そこにおける地域の自治会長の役割についてはどう評価されていますでしょうか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 結果からしても大変成果が出ている。当初からうちの地域の絆というのでしょうか、地域力でもって対応できるという思いで、私も自治会長にお願いをしました。大方の自治会長が快く受け入れてくれて、こういう緊急事態に同じく地域の方々、村民を守る意識でもって協力していただきましたので、問題もなくスムーズにいき、かつ成果が出ていると考えます。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 地域の持続、地域の活動力、これなのです、SDGsというのは。行政指導でもなくて、地域のコミュニティ、それが11番にあります、そういったすぐ今できることではないのです。ずっと継続してやってきたことが何かをやるたび、特に今回コロナでしたけれども、日頃から地域の何と言いますか、いろいろ意識して、みんなでまとまっている。そういうものがいざというときに、とっさのときに必要であるときに、行政指導のもとではあるのですけれども、こう動いてほしい、これをしてほしいというときに、すぐツーカーの中で、協力し合える。そういうところがSDGsの持続可能、誰一人取り残さない。その精神に全てつながるのです。今回、中城村のコロナの対策の件で、とても高く評価されているのです

が、地域力というのをもっと発信していいと思うのです。中城村のこの規模だから、これぐらいの本当に地域の力があるから、そういったものがよりよくスムーズにできているということをもっと高くPRして、そしてSDGsに関しても本当に広すぎてなのですが、実際、中城村がやっていることはSDGsそのものなのです。ただ、それを一つではなくて、それに対して地域力もあるし、財政もあるし、コミュニティもあるし、それからいろいろな問題が一つではなくて、三つも四つも重なって、その事業が成り立つとか、そういうことがあるので、あえてこれも該当するのではないかという見方ではなくて、ずっと継続していることがすごいことなのだということを改めて認識して、行政として、自治会長の役割もそうですけれども、中城という、その規模で動かしやすい行政、動かしやすい指導、動かしやすい環境保全とか、ごみ問題とか、そういうものができるというのを、コロナの今回の行政指導でやりましたけれども、とてもいい見本だということをすごく思っております。外から皆さんに聞かれるのですけれども、この規模だから、こういうふうに地域を日頃からまとめているからできたことなのだとすることを、私としても誇らしく答えております。そのことを踏まえまして、1つ気になることを質問させていただきますが、先ほどから地域とか、コミュニティとか、そういうことを発信しておりますけれども、今、自分が懸念していることは、対策もそうですけれども、中城村の障害者へのコロナ対策に対する連絡方法ですとか、そういったもので何か支障を来したとか。といいますのは、私の周りでも年配の80歳以上になると、とても不安があって、いつでもこれはどうなっている、あれはどうなっているというのを聞かれるのです。そういう中で、障害者の、特に言いたくても言えない、耳が不自由、ろうあ者のものが言えないとか、そういったものに

対しての連絡方法、それからコロナ対策の伝達方法はどのようにしておりますでしょうか、お願いします。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えします。

今、議員からいろいろな御説明がございましたけれども、今回コロナワクチン接種を機に、コロナワクチン接種で言いますと、地域の医療機関をはじめ、各関係機関、関係者の協力と不満、苦情を言うことなく、接種日に接種に来ていただける高齢者の方々、地域の全ての方々との協力をもってスムーズな接種につながっております。中城村の絆力の強さ、地域力の高さがあるとも考えますし、村職員の思いと努力と、地域力が相まって、中城村のすごさ、ポテンシャルを全国に発信できていると思います。県内のテレビ以外にも全国版でも放映されておりますので、照枝議員がおっしゃるような地域力というのは、今回のコロナワクチン接種を機に発信できているのかと考えます。障害者につきましては、入所者施設につきましては個別に早期接種できるような対応を取っております、御自宅にいる障害をお持ちの高齢者などの対応として、今回は自治会長を通して、ある程度の説明をしてもらうという意味合いも込めて、地域と連携を取っている自治会長にお願いをしたということでございますので、プロジェクトチームとしては、自治会長が御説明をして、接種をしていただいていると。もしまだ連絡が取れていないとか、問題があるという方については、プロジェクトチームに連絡していただいて、またこちらから出向いて御説明もしたいと思いますので、なるべく漏れのないような対応はしているつもりでございます。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 プロジェクトチームがあるのですよね。その中に手話のできる方はいらっしゃるでしょうか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 プロジェクトチームには手話のできる方はいらっしゃいません。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 プロジェクトチームに手話のできる方はいないのですね。その手話についてちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、少し前ですけれども、社協の手話の講座がありました。最近その講座というか、そういうのをここ数年聞いたことがないのですけれども、もうなくなっているのですか、それともコロナの関係で今、開かれていないのか、手話の講座について情報をお願いします。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

手話の講座につきましては、手話奉仕員養成講座というものを平成20年度に、私が担当のときに立ち上げました。この講座は基礎講座と初級講座というのを繰り返し、繰り返しで行っていくことで力をつけていただくという形で行っておりました。これが平成26年度で、当時の判断で奉仕員の登録者に至る方がいなかったということで、当面これは休止ということの判断がされたようです。それ以降は、特段予算化もされず、現在に至っているという状況でございます。付け加えれば、この講座に参加された方々の中では手話サークルを、たしか平成24年度か、平成25年度に立ち上げをして、サークルは今現在も続いているということは聞いております。その中のお一人が県の研修まで、通訳者の研修まで受けられて、通訳者として、今お仕事もしながら活躍されているということは聞いております。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 課長、あと1点、村内に、村内というか、手話でしか意思表示ができないとか、そういった方がいらっしゃいますか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 まず今現在、手話通訳者の派遣事業につきましては、平成20年当時は村のほうで登録者をたしか10名以内で登録しており、その方々を派遣するという対応をしておりましたが、途中から県の沖縄県身体障害者福祉協会のほうに委託して、協会のほうで直接派遣をする形に変わっております。その対象になる方々、今、主によく使われている方々が3世帯ほどございまして、必要なときにすぐファクスで要請をさせていただいて、協会のほうであそこのほうが100名近くの講座登録者がいらっしゃいますので、その中から派遣をしているということです。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 よく分かりました。その手話に関して、今いろいろな情報を発信するこの時期だから、とても必要性を感じるし、テレビとか、ニュース、特にコロナの情報ですとか、必ずそばに手話の方がいらっしゃいます。これは必要性に基づいてやっていることだと見ながら、私は聞くことはできるので、聞いて、手話の人の動作をどれだけ見ている人が分かるのだらうということで、私もちょっとかじったことしかないのですが、そばにいる方ができているかという感じで、そういう目線でニュースなども見るものですから、あえて手話に特化してお聞きしますけれども、今、中城村のほうで手話講座、そういったものが必要であると私は思いますけれども、どうでしょうか、今後の見通しというか、平成26年から途絶えているということで、立ち上げるのも難しいかとは思いますが、必要性は特に感じますが、どうでしょうか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 この件については、少し社協とも意見交換をしたのですが、まず講座の終了になった経緯、なぜ登録がなかったのかということに関しては、やはり社協、講師、役

場と間の登録者に関する登録基準というものが定かではなかったという形がございます。この辺については、全然沖身協とも相談しながらつくっていくことは可能ですので、今後、社協のほうでまたやっていただけるのであれば、こちらとしてはぜひともやっていきたいと思っております。やはりサークルという形で、裾野を広げるといふ大きな目標もありますので、手話に関して理解を進める。聴覚障害者、言語障害者の方の一つの言語であるということ、必要なツールということになりますので、そういう点では、理解者が増えるということに関しては、登録者もそうですが、理解を深めるといふ点では担当課としては推進していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 ぜひ必要なことです。進めていただきたいし、今、課長のほうから社協とというふうにお話がありました。今、中城の社協の状態を確認したいのですけれども、今、社協は2か所に分かれているというか、そういった認識を持っているのですが、今、社協の体制状態はどのようになっていますでしょうか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

本来4月1日から吉の浦会館に移転する予定でしたけれども、回線等の工事でかなり手間取りまして、この工事のほうは先週の月曜日に完了したという報告は受けております。最終的な移動の作業を今やっている最中ということですので、7月からはしっかりと会館のほうで集約して活動ができるのかとは思っております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 7月から吉の浦のほうで社協が、職員が分かれることなく1か所でスタートできると考えてよろしいですか。ぜひ社協の体制を整えていただきたいと思っております。手話の講座ひとつとっても大変必要なことです。

今、社協で面倒を見ている老人クラブ、それから民生委員、そして発達障害のサポートの事業とか、講座とか、社協で執り行っておりますけれども、コロナの影響でこの2年ほど講座ができていない状況ではあるのですが、私も2年前に発達障害児童のサポートの講座を受けました。その講座を経て、今、子供たちと関わることができるようになって、すごく小学校というか、教育に関しての視野が本当に広がっております。ただ残念なことに、私が受けた2年前のその後から開かれてなくて、私の後輩は育てておりません。そういうこともあって、とても残念ですので、コロナの今の状況もありますけれども、これは社協が赤い羽根の事業の一環として、その事業の予算から行っている事業ではあるのですが、そういった必要な講座が地域でもって受けられる。それが継続して、持続してできるように村としてもサポートしてほしいし、また手話のほうはぜひ村で必要なことだと思っております。講座を立ち上げるように、そういったサポートをしていきたいと思っておりますので、考えていただけるようお願いいたします。

③のSDGs 17目標の14の海洋資源の保全のほうを再質問させていただきます。海洋資源の保全のほうで、海の保全、そしてペットボトル、そういったこともありますけれども、取り立ててその中から課長にお伺いいたします。先日の「とよむ中城住みよい環境づくり条例」の制定について執り行われまして、4月1日より施行されております。広報なかぐすくにもちゃんと知らせた皆さんに通知しておりますので、見ていると思っておりますけれども、その中からごみ問題、そして環境美化の件が特に取り沙汰されておりますけれども、こちらに「環境美化を推進する地域リーダーづくりに寄与します」という文言がありますけれども、それについて特別何かありますでしょうか、何か計画がありますでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時06分）

~~~~~

再 開（14時06分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問についてお答えをいたします。

先ほどの答弁と重複するところがありますが、「とよむ中城住みよい環境づくり条例」の中に、迷惑のない住みよい生活環境を確保する目的としての条例であります。条文の中でポイ捨て等、こういうのが禁止等がございまして、地域の環境美化に関するリーダーづくりなどの規定がございまして、その中で、本村の既存の事業に関連した取組として、そのリーダーづくりのほうの地域のリーダーの育成などの取組として、SDGsとして取り組んで推進してまいりたいと思っております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 よく分かりました。課長、地域の美化を推進する地域のリーダー、これは私、直接自治会長だと認識したのですが、自治会長は作業の日とか、そういう日にちを春とか秋とか設けていますし、それから清掃をするときにも地域のリーダーは自治会長なのかという認識を持ったのですけれども、それ以上に、自治会長にもまして、もっとほかにも地域のリーダーを育てないといけない。そして特に私の住んでいる浜は海のほうです。海の保全を保つために大変苦勞しています。特にペットボトルです。要するに海人が少なくなって、人間が漁港の中に数名しかいらっしやらないので、見回って、そこにごみを捨てるのを監視するとか、その役目もできなくて、いつの間にか放棄されている、いつの間にか置かれている。海の上にペットボトルが二、三個浮いているのは日常茶飯事、そういうところがありますので、

ぜひ地域のリーダー、そういうのを見回りでもよろしいですので、年に2回とか、3回とか、そういったものではなくて、もっと気軽に回って、地域を見回る。そういった確認ができる。そういったことをぜひリーダーというか、行政とタイアップして、最近ちょっとごみが増えてきたとか、そういった情報提供ができるようなものをぜひ作り上げていただきたいと思います。

ではまとめさせていただきます。SDGsで今回ちょっと広い視野の項目で、私もその中で中城村にどう位置づけようか困ったことはありましたけれども、今やっている中城の行政、それからやっていることが全てSDGsにつながる。持続可能なことなのです。教育もわかりやすい。少人数学級も地域力を生かさないとできない。人材のほうもとにかくSDGsに当てはまるのです。そんなに堅苦しく考えなくて、地域で、誰一人取り残さずにやっていかないといけないという認識を持てば、すごく分かりやすくなってくるのです。今、私がやっていますこれはSDGsのバッジです。せめて行政、議員たるものはこれに関してはつけていただきたいというのが希望です。私もこれを目にするたびに、会う人に「何これ」と聞かれたときにSDGsの話ができます。せめてこれは意識していますという意味表示のつもりでつけております。自分ができることから始めていければと思います。くしくも6月23日、慰霊の日がやってまいります。沖縄が語りつなぐ、忘れてはならないSDGs、16平和、法の正義、有効な制度、それに当たります。沖縄の役割を誰一人取り残さない。後世に語り継ぐこと。この沖縄から、中城からしっかりと担っていきたいと思います。そういうことがSDGsです。何も難しいことはありません。一つ一つ頑張っていきたいと思っております。以上、終わります。

○議長 新垣博正 以上で、屋良照枝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時12分）

~~~~~

再 開（14時26分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、桃原 清議員の一般質問を許します。

○5番 桃原 清議員 皆さん、こんにちは。議席番号5番、桃原 清です。議長の許しを得ましたので、一般質問を始めるのですが、その前に、今のコロナ禍の状況でのワクチン接種対応について見解を申し上げてからやりたいと思います。コロナ禍の中、金城課長以下、コロナワクチン接種に携わる皆さんには大変御苦労さまです。近隣市町村では65歳以上でまだ予約ができないという話があちらこちらでありますけれども、当村においては、60歳以上は7月で終わるとの情報もあり、大変喜ばしいことだと思っています。このまま粛々と滞ることなく、最後まで進んでいくことを願っております。金城課長、議員の皆さんからいろいろ話が出ておりますが、議員からの称賛の嵐と思って、最後まで頑張ってください。

では一般質問を始めます。通告書に基づいて質問を始めます。

大枠1番、交通安全対策。①以前に、中城村伊集の村道と西原町の町道との境において、事故が多く、対策が必要とのことで宜野湾署、浦添署、中城村、西原町の4者にて、優先道路の変更等について協議をしたことがあると思いますが、もう対策は終わったのか。今後も何か対策を行うのか伺います。②南上原沖銀前交差点の信号に右折信号の追加設置の要望について情報がありましたが、警察署に申請しているのか、どのような状況なのか伺います。

大枠2、国道329号泊バス停の修繕。①国道329号泊バス停の修繕について、南部国道事務所に対し、直接要請をしたことがあります。そ

の後、総務課長と南部国道事務所で連携を取りながら南向けバス停の修繕が行われたことは確認しているが、北向けのバス停について、修繕予定はあるのか伺います。

大枠3、ユーチューブ音楽配信の件。①インターネットの情報として、中城村への愛をラップ調で歌う楽曲「中城村、In The House」が「ごさまるの日」の5月30日に配信されるとありましたが、その楽曲の制作について、中城村も関わっているのか、今後タイアップ等で関わっていくことがあるのか伺います。以上、答弁をお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは桃原 清議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、住民生活課のほうでお答えをいたします。大枠2番につきましては総務課、大枠3番につきましては産業振興課のほうでお答えをいたします。私のほうでお尋ねのユーチューブ音楽配信の件でございます。インターネットとなりますと、少し身のすくむ思いもいたしますけれども、実はこのグループといいますか、二人組のゴリラコーポレーションという村出身の芸人さんと言っていると思いますが、お見えになりまして、いろいろ中城村のことを発信したいのだということで、内容を見ましたら非常にいい内容だったものですから、その場で出演依頼もありまして、私もプロモーションビデオというものに出演を迫られまして、出演をしているところでございます。非常にいい内容で、一度どうぞネットですぐ検索できると思いますので、そこで見ていただいて、非常に中城のコアな部分、例えば安里のテラとか、そういうところの歌詞も出てきたり、非常におもしろい二人組で、今後は産業まつりだとか、そういう部分で何とか発信して、その場を設けて一緒にタイアップできないかと思っております。また詳細は担当課のほうで

お答えいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは私のほうからは大枠1、①、②の質問について一括でお答えをします。

①の学習館、有信自動車前、中城村道真根川終点側と伊集和宇慶旧県道終点側と、西原町道境界における交差点の協議について、令和元年度に行われ、中城村都市建設課、西原町土木課、浦添署、宜野湾署を交えて交差点の協議は行っており、西原町道については、西原町道から真根川終点に向け、中央線が劣化により視認しづらい状況になっていることから、引き直しを、中城村において伊集和宇慶旧県道終点から西原町道向け左折、真根川線向け右折の左右の安全確認がしづらいことから、カーブミラーの設置をすることなどの対策をしております。

②について、南上原沖繩銀行中城支店、セブンイレブン前、県道29号線、南上原中央線終点、葦山線起点の交差点の右折信号の追加設置の要請について、令和3年5月27日、宜野湾警察署において、交通規制要請箇所の会議を実施しております。要請書につきましては、令和3年6月4日付で提出しております。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 国道329号沿いの泊バス停の修繕についてお答えいたします。

泊バス停につきましては、南向け（那覇向け）、北向け（沖縄市向け）両方のバス停が修繕されておられません。村としましては、南部国道事務所から、南向けバス停につきましては、修繕が可能であるとの連絡を受けておりましたので、時期を見て修繕されるものと思っております。今回、改めて南部国道事務所へ連絡を取ったところ、修繕するか、新たに造り直すか検討しているということでございました。北向けバス停につきましては、一部民有地に建っているため、設置の経緯を含め、まだ調査中であ

るとの連絡を受けております。引き続き調整をしたいと考えております。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 桃原 清議員の大枠3の①についてお答えいたします。

コンビにつきましては、観光協会を通じて知りました。楽曲製作については、村は関わっておりません。今後、中城村のイベント等に積極的に参加を呼びかけ、進めていきたいと考えています。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 大枠1番から再質問を進めていきます。

大枠1番の①です。西原町と伊集との境、もう2年前になりますか、現地での立会い調査協議がありました。その後「止まれ」の標識と停止線、向かいのほうにカーブミラーが設置されたことは認識しております。ただ、設置はされておりますけれども、停止線の「止まれ」という文字は薄くなっておりますので、再度施工したほうがいいのではないかと今、思われます。また最近も、ここは事故が多いという情報がまだ入ってきております。以前協議したときに、最後、協議が終わって別れるときには宜野湾署と浦添署の間で、優先道路を変更しようかという話を持ち出して、その状態で終わっただけなのですが、もし今の状態で停止線を置いて、優先道路の変更がないと、今の状態でやりますということであれば、優先道路が運転手にすぐ分かりやすいように、西原町道から伊集の上のほう、国道に上っていく道、これは真根川線。西原町道から真根川線に行く道について、外側線、外の線を書くか、交差点の真ん中は実線は書けないので、破線にして、あとは中央線を書いていく。そういうふうになれば運転手は分かりやすいというものもあります。効果はとて

も大きい効果とは言えないのですが、現状ではそういったことが考えられます。考えられることは今、申し上げたような感じなのですが、これからこういう対策を行う計画があるのか、課長、お伺いします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問についてお答えをいたします。

御指摘の部分も含めて、令和元年度に対策をしたところではありますが、現在は議員がおっしゃるとおり、また新たな劣化とともに、ちょっと見えづらい、視認しづらいというところもございます。その中で西原町道から中城村和宇慶向け進行については、一旦減速してもらえ法定外標示も含め検討することとなっております。中城村においては都市建設課、住民生活課で、西原町の土木課と協議していきたいということで考えております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 現場ではまた最近も事故がありましたみたいな話が出ておりますので、なるべく協議も早く行っていただきたいのですが、その予定は分かりますか、これからですか。西原町との協議の予定です。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問についてお答えをいたします。

6月末までには協議をするため、今、西原町土木課、中城村都市建設課、住民生活課と日程の調整中でございます。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 西原町と協議をするときに、いろいろな案があるのですけれども、中城村のほうでの対策、西原町でもできる対策があるのでしょうけれども、そういった対策の内容とか考えている案もありますか、お願いします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問についてお答えいたします。

予定している6月末の協議の中で、中城村においては都市建設課、住民生活課で西原町土木課において、西原町道からの車に対しての法定外標示ということで、これはドット線というのですが、そちらのほうを検討してもらえないかどうかも含めて、検討しているところでございます。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 これはいろいろ予定を、ちょっと難しいかもしれませんが、西原町と協議しながら進めてください。お願いいたします。

続きまして、②南上原の沖縄銀行前交差点の右折信号について再質問を行います。県道29号線、沖縄銀行前の交差点、毎朝渋滞がひどいものですから、調査なども行ってきました。ここは中城村南上原、南小学校から西原町の坂田小学校まで計算に入れるとしたら、合わせて学校が7校ぐらいあるのです、小学校から大学まで。学校がある日というのは渋滞がひどいのですが、学校の休みの日、特に今回みたいにコロナ禍とか、学校が休みの日というのは意外と県道29号線の混雑は少ないのです。ただ、学校がある日は混雑もひどいものですから、特に今回右折信号をつけようという話があるということで、情報があつたものですから今、質問をしております。この県道29号線、沖縄銀行前の交差点はこちら道をつくった当初から4方向とも道路の右折帯は設置されております。信号は普通の信号だけなのです。それで琉球大学の東口から来る葦山線と南小学校のところから入ってくる南上原中央線、この道に関しては渋滞はないのですが、県道29号線の北向けと南向け、両方とも朝の渋滞はひどいです。その中で右折の時間が長いものですから、ずっと渋滞をしている中で、信号が青から黄色、赤になる瞬間で右折をする

タイミングがなかなか取れないので、意外とその分の右折の渋滞というのはあるのです。ですから今回は右折信号を設置してくれという要望だと思うのですが、実際、要望書の内容というのは、右折信号をしてくれということですか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問についてお答えいたします。

要望書の内容についてお答えします。南上原の琉球大学東口付近交差点における信号機変更についてという要請をしております。宜野湾市、北中城村ほか市町村との通勤の中継地となっているため、朝夕の時間は県道29号線を中心に大渋滞をしております。特に琉球大学東口付近の交差点はコンビニエンスストアや金融機関の支店により、さらに渋滞が多く、右折時間がない信号機であるため、右折車両により、直進車両と横断歩道交差との交通事故も懸念されるということで、渋滞解消と交通安全のために4か所の右折信号機の設置を要請しております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 沖縄県とか警察署、いろいろなところいろいろな要望書を出すのですが、簡単に、スムーズに行くことは少ないのですが、今回の情報では、ここはまだ要望書を出したばかりですよね。多分いい結果が出ることを信じて待っておきます。これは注視して、要望書は万が一、実にならない場合というのは即座にまた追加で出すぐらいの気持ちで待っていただきたいと思います。矢印信号の設置に向けて急ぎできるように、担当課としても頑張ってください。②については以上です。

続きまして、大枠2、国道329号泊バス停、このバス停設置については、以前も質問をしまし、南部国道事務所にも行ったのですが、大枠2について再質問をいたします。以前の一般質問をしたとき、総務課長から南向けバス停については、南部国道事務所からも修繕対象と

なるかもしれないという答弁もありました。実際、南部国道事務所の課長も、南向けのバス停は修繕できると思いますと、私のほうにも言っておりました。それは実際、そういうことがあって直後に、バス停の後ろの壁板が風にあおられてぱたぱたと動く状況であったのですが、その後すぐにその部分が直っていたものですから、南部国道事務所はすぐ修繕するのだと思って、そのときは終わっていたのです。ただし、このぱたぱたが直っただけで、ベンチ設置はされていない。実際の修繕はそれ以上は行われていないというのがありました。今後は南向けバス停についてはベンチを設置、北向けバス停については屋根の設置、ベンチの設置、これは絶対に必要になりますので、これを進めていかないといけないと思います。現在、国道とか、県道のバス停設置のためには、1基当たり大体500万円から600万円、経費なども含めて大体それぐらいかかりますから、500万円、600万円です。南部国道事務所が簡単に設置するかというのもまた問題ですから、簡単には設置は進まないだろうと思います。簡単に設置できないということは理解していますので、それと泊の北向けバス停については南部国道事務所の敷地と民間の土地、その間に今のバス停があるものですから、これは法律上問題にもなるということで、また工事は難しいですと以前、南部国道事務所は言っていました。しかし、これについては工事は難しいのでしょうかけれども、本体工事をするのではなくて、今あるバス停、本来は触らないから別に土地の問題も出てこないのです。そこにベンチを設置する。簡単な屋根をつけると。それだけでいいのではないですかという話を以前やりました。その方向で南部国道事務所は考えますということを書いていましたが、今回また総務課長には北向けは調査中と言っていますけれども、絶対調査が進むことはないと思うのです。南部国道事務所です。南向けからの要望という

のは、小さい文字で3ページ分の各市町村からの要望とありましたから、絶対これがすぐ進むものではないと思うのです。ですからまずできることは本体工事ではなくて、簡単にベンチの設置、動かないベンチの設置、屋根も簡単なものでいいです。本体はそのままということで、総務課長から要望を出して進めていただきたい。どうですか、そういうことは、南向けのベンチと北向けのバス停のベンチ、屋根、それを簡単にできるように進めていただけないか。検討はどうですか、総務課長。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

バス停につきましては、以前に桃原議員、あるいは安里ヨシ子議員のほうからも同様な質問がございました。切実な思いであるということは重々承知しているところでございます。今の議員からの御提案もありますように、簡易な修繕をやっていただけるのであれば、そういうところも調整をしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 いろいろな役所で、いろいろな担当がいるのですが、前回ちょっと話が進むかと思ったのですが、やはりどこも担当者が替わる、担当課の課長が替わると、また話を進めるのは一からの場合もありますし、そういうところを踏まえて、総務課長は頑張りたいと思います。お願いします。

次に、大枠3、インターネットで情報を見たのですが、演芸集団F E Cのゴリラコーポレーションですか、2人とも中城村出身ですね。大変耳に入りやすいというか、覚えやすい曲で大変おもしろかったのですが、MCごさまるですね、年齢不詳、「中城愛、中城村ここにあり」というのを込めた曲です。このMCごさまるとは名前なのですか、こういったものを使うときに、よくキャラクターとかで中城村では「ごさまる」を使っていますけれども、これは法律的

には何か問題になることはないのでしょうか。著作権とか、そういった問題で、どこか問題になるようなことはありませんか、それとも問題なくそのまま「ごさまる」という名前を皆さん使ってもいいのでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時55分）

~~~~~

再 開（14時55分）

○議長 新垣博正 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 著作権の件なのですが、特に触れることはないと認識しております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 分かりました。インターネットを見たときに、大変受け入れやすい曲であり、村長も大変のりのりで踊ってしまっていて、これは一般の人が見ても聞いてもすぐ曲は頭の中に入ってきて、嫌な思いをする人がいないような、とても覚えやすい曲ではあるのです。あれは村のためには大変いい宣伝になるのではないかと思います。イメージがよくなると思います。令和2年度は問題のユーチューバー関連として、大変よくない事柄、問題がありましたが、今回のMCごさまる「中城村、In The House」というのは、中城村のイメージアップにつながると思われま。答弁の中で、今後、中城村のイベント等に積極的に参加を呼びかける、進めていきたいとありますけれども、参加を呼びかけるだけではなく、よくあちこちの県とか、市町村で観光大使とか、そういったものもありますけれども、今後、イベントに呼ぶだけではなくて、何か提携していろいろ行っていく案がないか、考えることもできないか伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会

事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 現段階では観光大使に任命する考えはありません。重複しますが、今度、コロナ禍でどうなるか分からない御時世ですが、今年度のイベントでプロジェクションマッピングや産業まつりを予定していますので、ぜひ活用に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 中城村出身で、先ほども申し上げましたけれども、中城愛、中城村ここにありと、これを込めた歌だと。曲も大変いい。村長がのっていましたから、若い人はもっと入り込んでいくのではないかと思うのです。こういったものは前のユーチューバーの予算などに比べましたら、単費で、割とお金をかけてもそんなに大したお金ではないと思うのです、予算計上しても。ああいう人たちにはどんどんタイアップして、お互い村も相手も盛り上がっていくような感じでやっていったら……、問題の前のユーチューバーでもふるさと納税は少しアップしましたという話がありましたから、それについても2倍も3倍も増えていくのではないかという期待もあります。その件について執行部の皆さん頑張ってください。以上で一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、桃原 清議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（14時59分）







## 令和3年第2回中城村議会定例会（第7日目）

|                                                 |                 |                     |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和3年6月11日（金）    |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和3年6月17日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和3年6月17日（午後2時18分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整           | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                                 | 6 番             | 玉 那 覇 登             | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 1 番             | 安 里 清 市             | 2 番                                | 新 垣 修     |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 比 嘉 保               | 議 事 係 長                            | 根 間 忠     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こ ども 課 長                           | 金 城 勉     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清               | 上 下 水 道 課 長                        | 知 名 勉     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 荷 川 取 次 枝           | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 生 涯 学 習 課 長                        | 稻 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三             |                                    |           |

議事日程第5号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |



○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に新垣善功議員の一般質問を許します。

○15番 新垣善功議員 おはようございます。議長の許しを得ましたので、これから一般質問を行っていききたいと思います。通告書に基づいて行います。

1点目、村の事務委託者（自治会長）の資質向上について。中城村は21の末端行政組織（自治会）で構成されている。その各自治会には自治会長がいて、村の行政運営を円滑にするため村の事務を委託している。現状を見たとき、各自治会長の資質向上は、その地域（自治会）の活性化に大きくつながるものと思います。各地域（自治会）が活性化することは村の活性化にもつながるものと確信しており、村の事務委託者（自治会長）の資質向上は村の活性化にかかせないものと思います。そこで次のことについて説明を求めます。①これまで事務委託者（自治会長）に対する教育は実施して来たのか、実施したのであればその内容及び頻度は。②先進地視察研修の有無と頻度、研修先と内容。③事務委託者の教育責任者は誰なのか。

2点目、とよむ中城住みよい環境条例の村民等への周知は。①令和3年の3月定例議会において、「とよむ中城住みよい環境づくり条例」を制定しましたが、村民、事業者への周知についてどのような方法で周知を行う考えか、また行っているか説明を求めます。

3点目、困窮世帯の実態調査について。①コロナ禍の長期化で失業者が増え生活困窮世帯が増えているとのマスコミ報道があるが本村は実態調査を実施したことがあるか、説明を求めます。

4点目、村長のコロナワクチン余剰分接種について。①5月15日の新聞報道によると、県内7市町村の首長が急なキャンセルで余ったワクチンを打ったとのことであるが、厚生労働省からはワクチン接種優先順位として医療従事者、65歳以上の高齢者を対象にその後は慢性の心臓病など基礎疾患がある人、高齢者施設で働く人、60歳から64歳と続くように示されているが本村の浜田村長も接種開始の初日に接種しているとのことであるが事実か。事実であれば国が示した優先順位のどの枠内での接種をしたか、説明を求めます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては総務課、大枠2番につきましては住民生活課、大枠3番につきましては福祉課、大枠4番につきましては子ども課のほうでお答えをいたします。私のほうでは大枠1番の自治会長についての御質問にお答えをしたいと思います。所感を述べさせていただきたいと思いますが、本議会でも大変皆様からお褒めの言葉もいただきました。接種に関するプロジェクトチームの頑張りでございますが、その源になっているのが自治会長、今回大変御尽力をいただきました。非常に地域力を発揮していただき、住民等の情報をつぶさに報告もいただいて、今回の成功につながっているのではないかと考えております。そういう意味では、中城村の自治会の方々の頑張りを、我々行政も一緒になって、今後もやっていきたいと思っておりますし、また今回の件が非常にいい意味でまた結束力が高まり、地域力の向上、そしてこれからの活性化につながっていくものだと確信をしております。詳細につきましては、また総務課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 自治会長に対する教育についてお答えいたします。

自治会とは、ある一定の地域に住む方々が互いに交流し、共通の生活環境を維持発展させ、安心して住みよい地域を形成するために組織された地縁による団体でございます。また、自治会は、地域の方々が住民自治のために自主的に組織し活動する団体であり、行政の下部組織ではありません。さらに、自治会長は、その地域に住む住民によって選ばれた方であり、決して村が任命しているものではございません。このようなことから、よっぽどのことがない限り、村は指導する立場にはないと考えております。

次に、自治会長の先進地等視察研修についてお答えいたします。村が主催する先進地等視察研修は行っておりません。これまで自治会長会におきまして、年に1回ないし2回程度の視察研修等を実施しているようでございます。また、先進地域の自治会長を招いて、「自治会運営」についての講演をしていただいているようでございます。

次に、事務委託者の教育責任者についてお答えいたします。村政を円滑に運営するため、自治会の代表者等とお互いに対等な立場で事務委託契約を締結しております。そのため契約内容が明らかに履行されていないという状況でない限り、事務委託者を教育するということはございません。仮に、契約内容が履行されていないということであれば、契約の相手方である村が契約内容を確実に履行するよう指導することになると考えております。その場合は、担当課である総務課が指導することになり、責任者は総務課長でございます。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは私のほうからは大枠2、①の質問についてお答えをします。

①周知の方法について、令和3年4月1日よ

り施行しました、「とよむ中城住みよい環境づくり条例」につきましては、村の広報誌6月号及びホームページにおいて、周知しております。また、去る3月定例会で承認されたことで、沖縄タイムス・琉球新報にも掲載され、取り上げられたことで、多くの県民の方々にも周知できたものと認識しております。条例制定後においては、事業者も含め迷惑行為者への指導・勧告を実施する際に出向いて、4月1日施行、条例の趣旨、運用開始について説明を行っております。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは大枠3、①についてお答えいたします。

①これまでに本村において村民を対象とした生活困窮の実態調査は実施されておられません。これはコロナに関してのことに限定されます。先日の大城常良議員への答弁と重複しますが、地域福祉計画の住民アンケート調査項目内に、今回の新型コロナウイルスの影響に関する項目を追加して実施する予定としております。以上です。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大枠4についてお答えいたします。

①65歳以上の高齢者を対象とした優先順位枠でのワクチン廃棄回避対策としてのキャンセル待ちでの接種でございます。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 順を追って再質問を行います。

総務課長、指導的立場にないというのはどういう意味ですか。あなた方は事務委託として契約してある。そして要綱第1条には、中城村の村政を円滑に運営するために末端組織で行政組織にある代表者を村長が契約しているのです。ある意味では任命として捉えていいのではないですか。今あなたの答弁を聞くと、行政側は何

の関係ないということですが、年間5,000万円余りの経費を使って事務委託契約をしているわけです。そういう考えだから中城村の活性化はできないのです。あまり関与し過ぎてはいけなけれども、ある程度は人材育成の意味からも私はやるべきと思う。それをちゃんと条項にもうたわれているでしょう。24項目のうち、最後に村長が必要と認めた事項について関することとなっているでしょう。あなたの今の答弁は、指導する立場にないというのだけれども、皆さん方は村民を指導する立場にあるわけです、役場職員は。そういう考えでは中城村の将来が思いやられる。関与する立場ではないというのだけれども、私が言いたいのは、地域の活性化を成功した事例の先進地にたくさんあるのです。研修に行かせたり、あるいは皆さん方が講師を招聘して、そこで自治会長、それから村民も一緒です、我々議員もそうです。そこで講演をして、実際、実践をした人の体験を聞くのも私は人材育成、あるいは意識改革につながると思うんです。あなたの今の答弁は私は納得できません。だったら事務委託はなくして、こんな5,000万円も使って、皆さん方ボーナスも払っているんでしょう。だったら臨時職員を使ったほうが安あたりですよ。第1条にある村政を円滑に運営するためとなっているでしょう。そういうのはしっかりやってください。たしか8年ぐらい前、鹿児島県鹿屋市串良町柳谷、通称「やねだん」というところは人口が300人ぐらい、120世帯ぐらいある集落なのですが、その自治会長が豊重哲郎という方なんですが、行政に頼らない、地域づくりをしてそこへ行って研修を受けましたけれども、すばらしいなと思った。中城村にもこういう自治会長がいれば、もっと中城村はいい方向に行くのではないかと。非常に感動を受けました。そういう意味でも先進地に研修に行かせたり、質を高めることは村のためになると思うのです。5,000万円の金を

使って無駄遣いしているとしか思えないのです。指導する立場にないという皆さんの考えを改めてほしい。私は指導する立場にあると思うのです。ひとつ考えてください。この「やねだん」というところは、自治会で放棄耕作地を借りて、そこでサツマイモをつくり、そして焼酎をつくり、製造会社と契約して、焼酎をつかって、それを販売して利益を上げて、自分たちの自治会運営費を稼いでいるのです。それで最近の情報では唐辛子をつかって韓国に輸出していると。それもしながらまたキムチの材料として韓国という外国で自分たちの居酒屋で経営して、そこで利益を上げて、住民に対して配当金を配っている。その地域は、我々が行ったときは。年間90団体、約2,000人の視察する方が訪れて、「やねだん」の地域おこしを勉強しに来ているとのことでした。そしてベトナムや韓国からもやねだんのやり方に研修しに来ているとのこと。また地域の、全国の行政の職員らも研修に来ているとのこと。そういうすばらしいところを見せてあげる。研修に行かすとか、あるいは逆に豊重さんと呼んで、吉の浦会館で講演会をして、村民も一緒になって地域おこしのやり方、実践を学ぶことは大事だと思うのです。それは村の役場の皆さん方がリードしないと村はよくなりません。役場職員の皆さん方がしっかりやれば、村の活性化もできると思うのです。それは当然、皆さん方が一生懸命やれば住民も、議会もみんな一緒になっていくと思うのです。今までの考え方を変えて、意識改革をしないといけないと思うのです。今コロナ禍で言われているのは、やはりこれからのお互いの生活習慣もライフスタイルも変わっていくだろうということをやられています。そしてリーダーとしての条件とか、この方々は地域のリーダーです、自治会長は。そして何でもかんでも行政に頼るのではなくて、自分たちができるのは自分たちでやっていくという意気込みがほしいのです。そ

れにはそれなりの研修とかさせて、自治会長の質を上げることが私は不可欠ではないかと思っています。定期的に研修に行かす方法もあると思うのです。これは昔、私が議員になって時期は、3年に一度は自治会長の本土研修もあったのです。それには213万円の予算をかけてやっていたのです。でもそれが平成11年に中止になったのです。その理由は、昔は3年に一度、自治会長は本土研修ということで行かしていたのだけれども、この内容が研修ではなくて、慰安旅行みたいになってしまっていたので、中止になっているわけです。そういう歴史もありますから、その後、自治会長の研修はないと思います。皆さん方立場にないというのではなくて、大いに指導する立場にあると思います。どうですか、村長。今、私が述べたこういうことはどのように感じますか、村長の考えを伺います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

指導的立場だとか、教育的立場というのは、私も本心から言うとそぐわないと思います。やはり地域は、我々行政と一緒にあって、いろいろな案を出しながら、向かう方向は同じですから、その委託契約を結んだ中で、お互いが話し合いながら、知恵を出し合いながら地域を活性化していく。我々が上から目線で教育だとか、そういう言葉自体、私はそぐわないような感じはします。思いは分かります。その研修に連れていったらどうかとか、議員からの提案は真摯に受け止めて、そういう向上は必要だと思いますけれども、最初から何といいますか、上から目線的な部分はいかがなものかというのが実際の私の感想でございます。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 確かに上から目線ではいけません。これはあくまでも総務課長も述べたように、対等の立場ではあるけれども、何のために事務委託をしているかです。ある程度

は研修に行かしたり、あるいは勉強会をする。教育という言葉はちょっと上から目線に聞こえたかもしれないけれども、そうではなくて今、村長もおっしゃったように、対等な関係でありながら、役場から事務委託料の仕事をしないと行けませんから、皆さん方、自主防災組織も一向に進まないでしょう。なぜ進まないかです。自治会長が自主防災組織の立上げの方法を知らない方もいると思います。あるいはまたこんなことをしたら自分が難儀するからやらないでおこうという怠け心をしている人もいると思います。それではいけないと思います。自治会長も地域の住民の代表であるし、また地域の皆さん方の生命、財産を守る立場にあると思います。そういうことをしっかり頭に入れて、ひとつ検討してください。

これは鹿児島鹿屋市や、あるいは宮崎県綾町というところがありますので、綾町は昔は夜逃げの町と言われたところだけれども、それではいけないということで、自治公民館制度を導入して、地域のことは地域でやるということで、行政に頼り過ぎてはいけないのです。そうしたら地域の自治が芽生えてこないと思うのです。そういうことでしっかり頭に入れて今後は取り組んでいただきたい。

それでは2点目、住民課長、広報なかぐすくとか、あるいは新聞周知した、そして事業所については直接行って説明したということですが、事業所は何箇所出向きましたか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問についてお答えをいたします。

事業所においては、まず5月末段階で31件の相談がございまして、その中で生活騒音等、生活悪臭についての御相談について、私のほうでは5件ありまして、2件私のほうでも一緒に出向いて、その趣旨等についての説明を行っているところでございます。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 この条例を制定する場合には、村長は実効性のある条例をつくりたいということで、罰金・罰則を設けるということでありますけれども、それも一つの方法かもしれないませんが、皆さん方の広報なかぐすくを見ましたらあまりにも難しく書いています。もうちょっと分かりやすい書き方はできないかどうか。ただ新聞に載せたから、これで周知したというだけではなく、制定したら、それなりに村民に対する周知の方法を考えていただきたい。例えば看板を設置するとか、その標語については学校の児童生徒に標語を募集して、子供たちのアイデアでやる。不法投棄、ペットボトルを捨てたりするのは、将来はお互い人間に跳ね返ってくるわけです。そういうのをしっかりやって、もっといい方法を考えてほしい。この条例というのは、小学生でも分かるような条例でないといけないです。これは大人の条例ではなくて、村民全体、子供から大人まで、年寄りまで、みんなが分かってほしい。村長に伺いますが、今、環境条例の周知徹底と実効性を担保するためには、今までの方法でいいのかどうか、例えば今、村で年2回の一斉清掃日を設けてやっています。その回数を増やす方法を考えるべきではないかと思いますが、年に2回では少な過ぎます。地域の環境美化、ある意味では美化運動ですか、清掃活動を通じて、美化活動、美化運動を展開していくと。村長どうですか、今、春と夏ですか、2回やっています。これを冬も秋も、年4回にもっていく考えはないかどうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時29分）

~~~~~

再 開（10時29分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今、確認しましたけれども、村が呼びかけているのが年2回ということです。あとまた地域、集落でそれぞれでなさっているところもあるようでございます。ただ、議員がおっしゃるのは非常によく分かりますし、私も同感だと言いたるところではございます。ただ、これにはやはりいろいろな地域の意見などもございますので、増やすことに関しては、地域でなさっているところもあれば、なさっていないところはまたそれなりの話し合いでもっていいのではないかという気はいたしますけれども、考え方としては非常にいいと思います。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 確かに地域でやっているところも何箇所かは分かります。それを先ほども述べたように、自治会長が月に2回事務連絡で集まっています。そこで自治会長に協力をお願いして、こうしていこうと。一緒になって、ひとつ自治会長も汗を流して、お互いに美化運動を展開していこうと。それが村民に環境条例の意識づけになると思うのです。自分たちの住む村をきれいにしようと。これは皆さん方新聞報道で分かるように、南城市のガーデン何とかありますよね。南城市では自分の自宅の庭を開放して、客を呼んでいる。今までの考え方を変えないとできないと思うのです。だから意識改革するにはやはり実践をしている人たちを招聘して、そこで村民に対して講演することによって、意識が高まってくると思うのです、意識づけができると思います。そして子供たちに対しても学校の現場、教育長、学校現場でも標語のコンクールをして、これを看板にして、住民生活課と連携して、村内の21自治会に立看板を設置して、村民の意識高揚を図っていくべきではないか。ただ制定はしたものの、その後の実効性に向けた計画、行動、どうなっているか全く分からない。実効性あるものに持ってい

くにはどうしたらいいか。あなた自身の考えはどうか、ひとつ伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時32分）

~~~~~

再開（10時32分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問についてお答えいたします。

先ほど春、夏の環境美化の日における地域の一斉清掃についての御質問等がございましたので、それも含めてお答えいたします。年2回の春、夏の環境美化の日として一斉清掃をしているところがございますが、令和2年度におきましては、また企業やボランティア団体等によって約50件、海岸ごみの清掃も含めて実施しているところがございますので、その際には住民生活課のほうからもごみ袋、軍手等の提供などを進めて提供しているところがございますが、そのような実績がございまして、今後、議員がおっしゃる環境条例ができておりますので、事業者の皆さんには、その条例に基づいて推進に向けてまいりたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 事業者に対しては、協議会みたいのをつくって、事業者の代表者を集めて、そこで協力要請をするのも必要だと思います。村長が先頭を切って、今後条例はつくってありますので、中城村の環境をよくするためにやりますから、ひとつお願いしますということで、それもできないわけではないでしょう。もっと汗をかいてほしい。制定するだけではなくて、制定したものを実現しないといけないわけです。ただ制定するだけでは何の意味もないです。制定したものを、その趣旨を実現するのが条例です。そしてそれを実現するにはどのような方法があるか、皆さん方は考えるべき

です。それから学校現場もそうです。小さいときから学校現場における中城村の環境条例、環境がどうなっていくのだと。プラスチックごみをポイ捨てしたらどうなっていくのだということは、学校現場ではやってはいると思うのですが、小さいときからそういう意識づけをしていかないと、私は実効性が問われると思います。ひとつ住民生活課長、頑張ってください。そして立て看板設置については、子供たちにも標語を募集して、やってください。人間の心理をつくような標語で不法投棄を食い止める方法を考えてください。人間はやりなさい、やりなさいと言われてたらやらない。人間の心理をよく考えて標語募集もして、子供たちの考え、アイデアは非常にいいです。昨日の新聞に、今帰仁村仲宗根のものが新聞に載っていました。「ごみと理性は捨てるな」という標語が、大きな看板があるのです。不法投棄の多い地域で困っているところで、効果がどう出るかはこれからですけれども。

それと次、3点目、困窮世帯への実態調査はやっていないというのですが、何で皆さん方は言われてからやるのか、言われないうちに先取りしてやる方法を考えていただきたい。今、コロナ禍で本当に困っている、生活困窮で困っている人がいると思うのです。去年の新聞を見ましたら、調査では所得が半分以下になった人が33%ということになっています。これは去年5月8日の琉球新報の記事で、コロナ禍で1年前のことですよ。食料も買えないというのが26%。そういうコロナ禍で困っている人たちをどう助けていくか私は行政、政治の責任だと思うのです。困っている人を見て、見ないふりをしてそのままにしてやる。それでは政治にはなっていないと思うのです。村長、こういうコロナ禍で、企画課長からもらった資料だと、ほとんどが国の交付金でしかやっていない。村独自の単費での支援ができないか。村長、少しは村の財政か

らも支出して、困っている人に、画一的にやるのではなくて、本当に困っている人たち。これは2017年の中城村子ども実態調査をやっているわけです。皆さん、その後調査やっていないでしょう。4か年前にやって。教育の格差も親の貧困、子供の貧困は親の貧困なのです。学校現場においてもちゃんと子供の行動、態度、服装を見れば勘づくはずです。そうでなければ、学校現場では子供たちは素直ですから、アンケート調査をして、このコロナ禍でどれだけ困っているか、子供たちから聞き出す方法はないか。この実態調査というのは毎年すべきだと思いますが。教育長、この調査は、4年前に福祉課がやったと思うのですが、学校現場でもアンケート調査はやるべきではないかと思うのだけれども、教育長の考えは。皆さん方は直接、現場で子供たちと、接していますからね。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 学校現場のほうでは要保護、準要保護ということで、保護を常時受け付けをしながら対応を行っているところです。それでカバーできるのかという考えを持っています。どうしても必要とあれば、また関係課とタイアップして、アンケート調査をしていくということになるのかと思っています。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 教育長、これは通常の場合はいいです。今、非常事態宣言でしょう。やがて1年半、コロナ禍で。こういう事態に皆さん方はどう考えているか、従来どおりでいいということはないでしょう。皆さん方は非常事態宣言という意味を理解しているんですか。

それから4点目、村長、余剰分は打ったというのだけれども、これはどういう理由で打ったか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 何のどういった理由というお答えになるか分からないのですが、今

回の村長の接種につきましては、国の方針に沿った接種の優先順位に基づいて、村の実施計画どおりにきちんとした対応での接種でございますので、何ら問題視をしておりません。前にも申し上げましたけれども、私どもは村においては高齢者の接種希望者の方、全員に予約はやっておりますので、かつキャンセルの廃棄をなくすために、キャンセル接種のほうも開始前には確立しておりますので、それに基づいた対応接種でございますので、何ら問題がないかと思っております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 意識の、感覚の違いです。課長、何の問題もないというのはおかしいです。物議を醸しているでしょう。65歳以上を優先に打ちなさいということであれば、キャンセルが出るということを想定していました。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 先ほども答弁しておりますけれども、高齢者の予約は全て割り振った上で、キャンセルが出ると。それは当日の体調不良もございますので、キャンセルが出る前提でワクチンの廃棄をなくすという方針も国から示されておりますので、接種開始前からキャンセルが出るということで、キャンセル待ち対応の考えで進めております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 だったら65歳以上の方を繰上げて打つ方法もあるわけでしょう。これは東京都羽村市は常に10名ぐらいのキャンセルを想定して、65歳以上の方を待機させています。65歳以上の方々から繰上げて優先して打つべきではないか。あなた方の考えと私の考えは全く違う。村長は60歳以下であるし、それに比べ、副村長、先に打つべきだよ、65歳以上でもあるし。それと村外病院希望者について、連絡は行っているのですか。病院から連絡待ちしている方がいるのですけれども、どうなってい

ますか。あなたは昨日の答弁では、ちゃんと連絡して取り組んでいると答弁していましたが。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 まずキャンセル待ちについてお答えしたいと思いますけれども、議員は簡単に65歳以上から前倒ししておっしゃっていますけれども、1時間以内でそういうことが果たしてできるかというところで、国の示しているのも、もちろん繰上げできればいいのしょうけれども、繰上げできない状況を私たちは想定しているので、65歳以上割り振っている。これを繰上げすることによって、どれだけの手間がかかるか。現実味があるかというところで、65歳以下の方で割り振るしかできないと。それも即座な対応でございますので、村長の接種におきましても、1時間以内で接種までつなげておりますので、議員のおっしゃるような仕組みでは到底無理でございますというところをまず答弁させていただきますけれども、あとやはり私たちもいわば全国的なところでも評価してもらっていて、先進地ではございますけれども、100%の事業として実施することができると思っております。多少の取りこぼしというのでしょうか、多少の問題がございまして、村外病院希望者におきましても、最終的にはほかの病院、村内の個別接種の病院に割り振りました。議員がおっしゃる、数名来ていない方もいらっしゃる。私たちとしては全部割り振っているつもりではあるのですが、少しの取りこぼしがあるかもしれないというところで、それを調査しております、プロジェクトチームとしては、全てを割り振って、予約票も送っているというところで現在進めておまして、最終的な漏れがないかというところで、今、最終的な調査をしております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これはあなた方は調

査しているか、私は疑問です。うちの身近な人でもまだ待っているのです。宜野湾市の病院から連絡が来ることを待っているのです。私は訪問をして、村外病院では打てませんよ。早く役場に行って、予約を取りなさいということを言っているのです。こういう人がたくさんいると思います。300名のうち、何名に通知しましたか。300名のうちの何名に割り当てたか、ワクチンの接種予定日を。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時47分）

~~~~~

再 開（10時47分）

○議長 新垣博正 再開します。

こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 村外病院希望者全員に別病院に割り振っているつもりでございます。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 データに出してください。データはどうなっている。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 全て割り振っております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 そうでなければ、私は後で追及しますよ。本当にみんなにやっているかどうか。課長、あなたはワクチン接種に従事する職員については、優先接種については検討するというので、我々に答弁しています。議会に説明する時。その後何の説明もなく、村長とか、職員に接種しているのか。そのことをどう説明しますか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

議会前の御説明では検討していると申し上げたと思いますけれども、コロナワクチン接種に関わる現場の方々も含め、職員、職員外も含め、キャンセル待ちの上位に位置づけて、既に接種

をしております。

○議長 新垣博正 以上で、新垣善功議員の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時48分）

~~~~~

再 開（11時00分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、新垣貞則議員の一般質問を許します。

○7番 新垣貞則議員 それでは、議長の許可を得ましたので、通告書に基づいて7番、新垣貞則の一般質問を行います。

大枠1番、久場地区の災害に強いまちづくりを図る。①新垣氏住宅（1919番地）側の排水路は、降雨によって上流からの雨水で生活道路へ氾濫し、区民の通行が困難となったが対策は。②賀武道線～宇地真原への未開発道路を接続して災害時（津波・火災等）に避難道路としての整備計画は。③吉の浦発電所施設で災害時を想定した三者（地元・役場・発電所）合同避難訓練や避難計画の策定について伺います。④吉の浦発電所入り口排水路は、ヒューム管の土砂を取り海に流れ、排水路にヘドロがあちこちにある環境悪化しているが対策は。

大枠2番、泊地区の施設整備。①久場地区農地保全1号線、泊側の未整備農道の下に建売墓地が地滑りで5基ほど壊れているが対策。②村道泊中央線のU字溝整備と間知ブロックの補修は。③2号水兼農道と村道泊中央線の下は、排水路がなく雨降りの時は水が集中して土砂が削り取られて危険な状態であるが対策は。④泊自治会長から村長宛てに16名の地主から嘆願書が出され、この件で村と県は協議をしていますが会議内容の説明をお願いします。⑤泊十字路交差点クワディーサーから出るところは、吉の浦線向け信号機が設置されていないために右折等がしにくい。非常に危険だが対策は。

大枠3番、自治公民館に書記を配置して、とよむ中城を図る。①村内（子ども会・青年会・婦人会・老人クラブ）の現状と課題は。②防災訓練で人をつなぐ絆づくりをし、地域活性化を図る取組は。③中部地区「中城村・北中城村・西原町・北谷町・嘉手納町・読谷村」（6町村）の書記配置状況の説明をお願いします。④人生100年時代に向けて、公民館に書記を置いて、とよむ中城を図る取組について伺います。以上、簡潔な答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣貞則議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては都市建設課と総務課、大枠2番につきましては産業振興課、都市建設課、住民生活課、大枠3番につきましては教育委員会と総務課のほうでお答えをいたします。

私のほうで少し答弁をさせていただきます。多岐にわたる御質問ですので、ピンポイントになってしまいますが、大枠2番の⑤泊十字路交差点での信号機設置についてでございますが、私自身も実は記憶をたどったら事故寸前の経験をいたしました。泊自治会の皆さんが要請に来たときには思い出せませんでしたけれども、その後現場を見に行ったときに思い出しましたけれども、確かに非常に危険な箇所だという認識がございます。我々ででき得る限りの最大最善の努力をさせていただきたいと思っております。詳細につきましてはまた担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠3の①村内の老人クラブの活動は活発に行われてうれしく思っているところですが、しかしながら、子ども会、青年会、婦人会については、活性化を図らなければならない状況となっております。教育委員会としても今後はこれらの団体の活性化に向けた対策を考えていかなければならないと考

えているところです。詳細については生涯学習課長から答えさせます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠1と2についてお答えいたします。

まず大枠1の①についてです。5月31日に冠水しているとの連絡があり現場確認を行いました。海岸への排水路の出口が砂で塞がってしまったのが原因で冠水しておりました。その砂の除去で冠水は解消されましたが、翌日には砂でふさがれる状態ですので、大雨や台風時には注視し対応していきたくと考えております。

②についてです。現在整備計画はありません。

④です。へドロの堆積については、海水の流入と排出による循環の状況を観察しながら、維持管理の範囲で対応してまいります。

それから大枠2の②についてです。U字溝については詰まりの状況を確認し、維持管理の範囲で対応してまいります。間知ブロックの補修についてもトン土のうの設置などで対応していきたくと考えております。

④です。都市建設課としては、県との協議は行っておりません。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 大枠1の発電所施設での災害を想定した避難訓練等についてお答えいたします。

発電所施設での災害を想定した住民・企業・村の三者による合同避難訓練は実施したことはございません。また、吉の浦火力発電所での災害に特化した「避難計画」につきましても策定しておりません。本村地域防災計画では、台風や大雨、大規模火災や航空機事故災害等が発生した場合の「避難計画」が定められております。発電所での事故等は本村地域防災計画の風水害編で想定する大規模火災に含まれるものでございます。

次に大枠3、自治公民館への書記の配置につ

いて4つの質問がございます。②から④を一括してお答えいたします。いざというときに地域や近隣の方々が互いに協力しながら防災活動を組織的に取り組むことは重要であると考えております。そのため、本村におきましては年2回の避難訓練と防災講演会を実施しております。今後につきましても、防災訓練等を引き続き実施し、防災に対する意識を高めていくとともに、訓練を通し住民同士の絆がさらに深まり、地域活性化につながるものであると考えております。

中部地区6町村における自治会書記の配置状況につきましては、西原町、北谷町、嘉手納町において全自治会で書記を配置しております。北中城村では14自治会のうち2自治会が書記を配置しているようでございます。読谷村及び本村は書記が配置されておられません。

なお、自治会に書記を配置するかどうかは、各々の自治会の判断であると考えております。書記が常駐することにより公民館等の活用が広がり、地域の活性化につながることもあると思っております。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 大枠2の①についてお答えいたします。

この区域の周辺一帯は中頭東部地滑り区域に指定されている区域にあります。地滑り対策工事に関しては沖縄県の事業となりますが、その事業は全体の地滑りに対しての対策事業であり、当該墓地に関しては個人の土地で既に自ら開発している土地であるため、おのおのが対応すべき事柄であると考えております。

③について。この場所は集中豪雨が発生すると、2号水兼農道から流入する雨水が氾濫するおそれがあります。住宅地へ流れ込むこの関連排水路に関しましては、以前から都市建設課と現場確認を行っております。現在のところ、排水路整備計画はありませんが、今後も都市建設

課と連携し、維持管理の範囲で対策が可能かどうかを調査し、改善へ向けて取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは、私のほうから大枠2⑤の質問についてお答えいたします。

⑤について、御指摘の泊十字路口交差点、2級村道吉の浦線終点、その他道泊中央線起点、国道329号泊十字路口交差点については、いびつな十字路口交差点として認識しており、令和元年6月議会で桃原清議員から、ここ3年以内に児童が巻き込まれる交通事故が2回も発生したということで、対策の質問を踏まえて去る5月27日に宜野湾警察署において交通規制泊十字路口交差点既設交通規制の見直しも含め、要望箇所の会議を実施しております。要請書につきましては、令和3年6月4日付で宜野湾警察署へ継続して提出をしております。また、村ができる交差点に差しかかる際の注意喚起の看板等の設置を検討いたします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは新垣貞則議員御質問の大枠3の①についてお答えいたします。

昨年の9月議会におきましても同様の質問がございました。その時点と支部数等については大きな変動はございません。こちらとして現状は、昨年からのコロナ禍の影響の中で各団体とも事業の中止や延期、規模縮小などの事業執行に大分苦慮しております。コロナ禍で厳しい中、村青年会では各種団体とタイアップした議員も参加された海岸清掃や、子ども会においてはじゃがいも植え付け、収穫しカレーライスを各自持ち帰っての事業を展開しております。また、各自治会におきましても各種団体の活動につきまして、コロナ禍で厳しい状況となっていると自治会長の皆さんからもお伺いしているところ

でございます。課題としましては、各団体とも共通して会員の減少が挙げられます。社会情勢の変化、個々の時間活用の多様化などで地域活動への参加が減少しております。さらにコロナ禍における活動自粛などでこれまで以上に厳しい状況となっております。令和3年度はコロナ禍における感染対策に万全を期しながら、文化まつりや福智町での組踊上演会など、各種団体の支援を継続してまいります。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 それでは大枠1番の①新垣氏（1919番地）側の排水路は、大雨によって上流からの雨水で生活道路へ氾濫し、区民の通行が困難となったが対策について質問します。

新垣氏側の排水路横から水が氾濫した原因は、海岸側の砂の堆積による流末排水路が塞がり、排水路から水が道路へ氾濫し通行不能となるケースも発生し、区民は困っています。この付近は9世帯の区民が生活している。この状況は今年3月と5月に水が氾濫し、数年前から続いて水が氾濫し、道路への通行が困難となっております。先ほど課長の答弁では、5月に海岸の砂を取り除いてあると答弁していましたが、この前、大雨のときに現場を確認したら、排水路から水が氾濫することなく海に流れていました。お疲れさまでした。それで、台風や大雨のときには海岸や排水路の出口側は砂で塞がって、水が道路に氾濫するおそれがあります。海岸は沖縄県の管轄ですが、今後の県への要請について説明をお願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えいたします。

県へは今月中には要請に行きたいと考えております。この排水路の改良が可能かどうか、この辺を調整しに行きたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 ちょうど私も現場を確

認しましたので、排水路から水もスムーズに流れていましたので、台風とか大雨のときにはまた塞がらないか心配です。そういったところを見ながら対策をお願いします。

②賀武道線から宇地真原への未開発道路を接続して災害時（津波・火災等）に避難道路としての整備計画について。日本では、阪神淡路大震災、東北地震、熊本地震など、毎年のように地震が発生している。防災の専門家から沖縄県では30年以内に震度6強の地震が来ると予想されています。震度6強の地震からは津波が発生します。また大きい台風が発生したら、宇地真原や久場、真尻原周辺には海側に近い住宅や工場など、約22世帯1,000名余りの人が住んでいる。大規模な災害が発生したら避難道路が必要ですが、整備されていません。先ほど都市建設課は整備は考えていないということですが、避難道路の整備に補助事業が必要ですが、そういった補助事業はありますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えいたします。

まず、市町村道路整備事業は沖縄振興公共投資交付金が対象になるかと思いますが、それが現在令和3年度で完了する予定となっております。次の振興策がまだ示されておられませんので、これが示された後が検討になるのかなと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 避難道路整備には予算が莫大になるために、補助事業が必要です。国の補助事業で避難道路を整備する事業で、緊急防災・減災事業があります。国負担が70%、村が30%、例えば1億の避難道路整備には国負担が7,000万円、村が3,000万円で、起債も可能です。久場地区の避難道路、緊急防災・減災事業で整備できないでしょうか、お聞きします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えいたします。

まず、この事業の採択要件を確認しまして、避難道路整備に活用できるか、また避難道路の必要性を精査しながら関係課とも協議をしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 災害が発生した場合に久場、真尻原周辺には海岸に近い住宅や工場など、100名余りの人がいます。もし地震が起きた場合には避難道路が必要です。それで、この補助事業は令和7年度まで延長されました。一般財源では避難道路は整備できませんので、補助事業があるときに取り入れてください。必要最小限の費用で最大の効果が得られると思います。ぜひ避難道路の整備を取り組んでください。

次③です。吉の浦発電所施設で災害時を想定して三者（地元・役場・発電所）合同避難訓練や避難計画について伺います。発電所は久場、泊地区の住宅に近いので、発電所からの火災などが発生した場合に住民の安全を確保するには日頃からの訓練が必要です。災害に備えあれば憂いなしです。地元、電力、行政、三者間で連携を取り、避難訓練をやる必要がある。災害が発生した場合には避難訓練をすることにより地元住民の生命、財産及び災害の軽減になります。発電所から火災が発生した想定をして三者間の合同避難訓練をする考えはないでしょうか。伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

避難訓練等を通じ、防災力の向上につながるものだと考えております。沖縄電力株式会社の防災業務計画におきましても、防災訓練等につきましては国及び地方公共団体が実施する防災訓練には積極的に参加するというふうなことでうたわれておりますので、改めて沖縄電力株式会社に対しまして、合同での訓練ができるかどうか。申し入れてみたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 私が懸念しているのは、もし発電所から火災が発生した場合に、そういった想定をして役場からも情報の発信とか、地元住民に分からないものだから、そういった計画を立てながらやらないといけないんじゃないかと思っています。訓練をやることによって災害の軽減になります。大きい避難訓練はやっていますけれども、三者間の役場と電力と地元の三者の避難訓練をやらないと、もし災害が発生した場合にはみんな慌てますので、そういうことがないように訓練をしないとイケません。ぜひ5月と11月には電力と地元久場と行政との三者で情報交換をやっていますので、連携を取りながら、避難訓練をやったらより具体的に、災害の軽減ができるかなと思っています。そういったことも検討してください。

次は④吉の浦発電所入り口排水路は、ヒューム管の土砂を取り、水が海に流れ、排水路はヘドロがあちこちにあり環境を悪化しているが対策について質問します。吉の浦発電所入り口排水路の南側、泊側のヒューム管の中に土砂がたまり排水路はペットボトルや海岸ごみがあり、水がよどみ、環境は悪化していました。対策として5月にヒューム管の土砂を取り除き、水が海に流れたが、排水路はヘドロの堆積があちこちにあります。この排水路の環境問題は平成30年度には約1万匹の魚が死んで、魚の死骸で悪臭を発生しました。それで去年は排水路なんか死骸があり、護岸は木や草が生い茂り、歩道を塞いで約2メートルのハブが出没し、区民が除去しました。毎年のように環境が悪化している現状です。地元住民は安心、安全に住み続けたい村づくりを図るために排水路を埋め立てて舗装し、自転車道それから遊歩道、遊具などを整備して、村民の憩いの場とし、グリーンベルトなどを整備したら排水路の環境問題も解決します。中城村、県港湾課、電力、三者で役割分担をして取り組む考えはないでしょうか。

伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えいたします。

県の港湾課、電力とは、昨年12月に三者で1回目の協議を持ちました。その協議の中でも今の課題点を今後も継続して協議を行うことを確認しております。また、今年度も4月に県の担当が替わったものですから、その担当者の報告と協議を行って、今後も課題解決に向けて協議していこうという確認を行っております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 村長に伺います。

この排水路の環境問題は10年以上前からの懸案事項で、いろいろ対策をしているが、解決には至っていません。吉の浦発電所建設工事に伴う周辺地域協議会設置に関する覚書に、電力は吉の浦発電所周辺地域の環境保全に努めるとあります。発電所も行政も地元住民が生活しやすい環境を整備し、住みよい村づくりを図る必要があります。こうした排水路の環境問題を解決することが、村長が目指す住み続けたい村づくりを図ります。村長の排水路の環境問題解決に向けての今後の取り組み方についてお伺いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

この場で言えることは担当課としっかり話をして解決策を見いだすということしか今のところは言えないと思いますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 もうこれは10年以上の懸案事項ですので、早めに解決してください。久場区民も発電所立地に向けては村と電力に非常に協力しました。だけど、発電所ができた地域住民からは何の恩恵もないなという声がありますので、早めに解決をお願いします。

大枠2番、①久場地区農地保全1号線、泊側

の未整備農道の下に建売墓地が地滑りで5基ほど壊れているが対策について質問します。中城村内の墓地経営については、個人や事業者が造成し、墓地として販売された土地を購入して墓地経営許可の申請をされても個人墓地とは認めず、また造成された土地を分筆し地目を墓地に変更しても個人墓地の経営許可を受けることはできないとされているが、久場地区農地保全1号線の泊側の農道下に建売墓地が地滑りで5基ほど壊れています。墓地の申請は個人か業者か。この業者はこの場所は地滑り防止区域で指定されていますが、なぜ墓地の許可を出したか理由を説明をお願いします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは新垣貞則議員の再質問についてお答えをいたします。

墓地等の申請は個人か業者かの質問でございますが御指摘の久場地区農地保全1号線、泊側の未整備農道の下付近で発生している地滑りに伴い倒壊している墓地について、いつ頃発生したかについては把握しておりませんが、5基のうち2基に関しては平成23年度以前の権限移譲前の墓地になっており、沖縄県で許可を出しており、個人申請となっております。残り3基に関しては沖縄県へ平成23年度以前、中城村の移行における墓地経営許可、墓地所在地での申請の提出は確認ができませんでした。現地在土砂崩れで危険のため、墓地の建設した年まで確認はできませんので、したがって墓地埋葬法及び中城村墓地等の経営の許可等に関する条例の許可を受けていない墓地ではないかと認識をしております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 建売墓地、地滑りで5基ほど壊れている。墓地は最初は農道と同じ高さだったが、大雨で毎年のように地滑りして、今では2メートルぐらい沈下しています。この場所だけ地滑りを起こしているが、その理由と

当該墓地に関しては個人の土地で既に開発しているものであるため、おのおのが対応すべき事柄であると考えれば課長は答弁しています。地滑りを起こしている下の地主から土砂が畑などに流れ困っている。対策をしてほしいとの要請がありますが、こういった対策を考えているか説明をお願いします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは新垣貞則議員の再質問についてお答えをいたします。

最初の産業振興課長の答弁に重複しますが、御指摘の久場地区農地保全1号線、泊側の未整備農道の下付近で発生した地滑り箇所に伴う倒壊している墓地について、いつ頃発生したかについては把握しておりませんが、地滑り箇所に関しては個人所有の土地であることから、基本的には地滑りした土地所有者が対応するものだと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 下の地主のほうが、その上の地区の地主の名前も分からないし、誰に言っても分からないという現状ですので、それで非常に私は危惧しています。なぜかといったら、泊地区は地滑り防止区域に指定されている。6月14日から15日に降った大雨の影響で、最近、中城村の泊の県道146号線で土砂が崩れ、木が15メートルぐらい前後に歩道に流れ落ちたために中城城跡付近の800メートルが15日から通行止めになっています。建売墓地のところも地滑りしていますので、災害が起きないときに課内の調整とか、県のほうの調整をぜひやってもらいたいと思います。そうしないと、今回も城跡のほうで地滑りが起きて、この下のほうがちょうど建売の墓地の地滑りをやって、流れています。この墓地が下まで落ちてしまったら畑とか地域住民の非常に迷惑になりますので、早めにそういった上のところの地主とかを調べて、その下の地主にも教えながら対策をやられてくだ

さい。

次、②村道中央線のU字溝整備と間知ブロックの補修は、先ほど都市建設課長の答弁では、U字溝の詰まりはしゅんせつを行い、道路に流れないように維持管理の範囲内で対応し、間知ブロックのひび割れは土のうを置いて対応すると答弁していますが、U字溝が壊れるところの修繕と土のうの設置はいつ頃から維持管理で対応しますか。伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えいたします。

間知ブロックの補強のためのトン土のうは今手配済みですので、来週中には設置できるものと考えております。それからU字溝についても来週には対応していきます。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 それでは③です。

2号水兼農道と村道泊中央線の下は排水路がなく、雨のときは水が集中して土砂が削り取られ、危険な状態であるが対策について質問します。この場所は、2号水兼農道から雨が降ったら坂になっているので村道泊中央線の下に水が集中して、その水が民家まで流れ非常に危険な状態である。泊自治会長から早急に対策するように要請があります。先ほど維持管理の範囲内で対応すると答弁していますが、いつ頃から工事を開始しますか。また、2号水兼農道は雨が降ってなくても山からの水が道路に流れてスリップします。車が滑って交通事故を起こす危険性があります。2号水兼農道にU字溝を設置したら村道泊中央線の下に水が集中するのを分散することができます。泊自治会からもU字溝の設置要請がありますが、U字溝の設置をする考えはないでしょうか。伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えいたします。

まず路面のスリップについては、来週にも早々に早急に対応していきたいと思えます。そ

れからU字溝ですが、これはすぐ対応というのは難しいものですから、優先順位を確認しながら検討していきたいと思えます。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 ちょっと現場を確認してから、排水路を整備して課題が解決してください。2号水兼農道が雨が降っていなくても道路が濡れていますので、農家の人たちが非常に滑るということをおっしゃったので、交通事故が起こらないように排水路の整備をしたら水はけがよくなるかなと思っています。そういったことも対策してやってください。

次、④泊自治会長から村長宛てに16名の地主からの嘆願書について質問します。私は泊の青年から、生まれ育った泊が大好きで、ここで子育てをし、中城村の活性化を図りたいという強い要請があり、泊地区に住みたい方法を探して質問します。産業振興課長から前に潮垣周辺の農地は土地改良された土地で10ヘクタール以上の集団農地では、農地法の除外要件は認めない。また第一種農地に該当する場合には転用許可の要件を満たないと答弁されています。私の提案ですけれども、泊地区潮垣線周辺下の農地から吉の浦線伊舎堂まで、農地を囲んで家が建てられるようにする。海岸は農地として残す。そういうことは可能でしょうか。家を建てる方法はどういった方法がありますか。伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えいたします。

私は中城村出身の方に中城村に住んでもらうということは議員と一緒に気持ちではございますが、しかし今の中城農業振興整備計画の中から考えると、このように広大な農振農用地の除外または農地転用に関しましては、現在の中城村の土地利用上難しいと考えています。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 都計法でもちょっとできないのかなと思っていますので、そういったところも私たち調べながら、また課題解決に向けていろいろ教えてください。よろしくお願ひします。

それでは⑤泊十字路口交差点、クワディーサーから出るところは、吉の浦線向け信号機が設置されていないために右折等がしにくい。非常に危険だが対策はについて。泊自治会長から国道329号泊交差点について、安全性、利便性確保のため、信号機設置などの陳情書が村長宛てに提出されている。簡単でいいですので、陳情書の内容の説明をお願いします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは、新垣貞則議員の再質問についてお答えいたします。

陳情書の内容につきまして、1点目、国道329号線泊交差点車両用信号機の設置、2点目、国道329号歩行者信号機の移設になります。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今、資料を配ってあると思いますが、それを御覧になってください。

国道329号においては、信号無視や地区から地区間の対向車の行き来が多くなっています。4ページの別紙3を御覧ください。直近では、2021年5月26日水曜日に国道329号走行車両、軽トラックの信号無視による中城小学校向けから北側向け右折した車両、乗用車との接触事故がありました。ぶつけられた車両には小さい子供が数名乗っていました。資料別紙4と5を御覧になってください。夕方には中城小学校向けから国道329号北向けの右折車と泊から中城小学校向けへ直進する車両と交差するため、危険を感じるが多々あります。これは片方は信号の設置あり、片方は信号の設置なしによることが原因と考えています。泊地区の国道329号

の信号機設置に向けての今後の取組は。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問についてお答えいたします。

継続して宜野湾警察署への要請文の提出をいたします。看板等については注意喚起看板を検討しておりますので、対応していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 議長にお願いがあります。

中城村長宛てに、泊地区の国道329号の信号機設置に向けて陳情書が村に提出されている。村民の命にかかる案件ですので、議会で調査する必要があると思います。それで総務常任委員会の所管事務で調査をお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時44分）

~~~~~

再 開（11時45分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 どうしても信号機設置に向けては自治会だけの要請だけでは設置は厳しいと思います。地元住民、行政、議会と連携して要請行動をすることで設置が可能になります。そういうことで質問しました。

次、大枠3番の①村内子ども会、青年会、婦人会、老人クラブの現状と課題について質問します。村子ども会、村青年会、村婦人会、各種団体も役員のみ手がなく、各地区でもリーダー不足のために各種団体の組織が停滞し、組織がなくなりつつあります。人生100年時代を迎えて各地区の公民館に書記を置いて生涯学習を充実させる必要がある。例えばスポーツでは小学生、中学生、高校生、青年会、世代間交流でソフトボール交流会やグラウンドゴルフ交流会等を実施してリーダーを育てる。文化面でも

公民館の周辺などの共同美化清掃活動、高齢者を対象に健康教室、大正琴教室、生涯学習講座などを実施してサークルを結成してリーダーを育成して、組織の強化が図れます。人生100年時代に向けて自治公民館に書記を配置して地域住民が日常的に立ち寄る集い、元気に活動、交流の源となる公民館の強みを生かして、公民館に書記を配置して学びと実践による住民自治が生まれ地域の活性化が図れると思います。公民館に書記を配置して生涯学習の活動の方法とか、それから公民館に書記を配置したら地域活性化が図れると思いますか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 ただいまの御質問にお答えいたします。

この書記の配置につきましては、以前より御提言もございましたし、先ほど総務課長からも答弁もありました。配置することで自治会の活性、さらに社会教育をはじめ生涯学習の振興には寄与するものであると思いますが、各書記を配置するに当たりましては財政の状況であったり、いろいろなものがあるかと思えます。現在、教育委員会としましては、全体的な捉え方の中で吉の浦会館をはじめ、村民体育館等において生涯学習講座などで育てた皆さんがサークル化してきております。各自治会、各公民館事業におきましてもぜひ今後そういった事業があれば、私ども講師の派遣であったり、違う側面からの支援ができていけるものかと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 防災訓練は先ほど総務課長から答弁がありましたので省略します。

③中部地区「中城村・北中城村・西原町・北谷町・嘉手納町・読谷村」(6町村)の書記の配置状況と、④人生100年時代に向けて、公民館に書記を置いてとよむ中城を図る取組を一括で質問します。先ほども中城村だけが公民館に

書記を配置、読谷村は独自で書記を配置していますので、それで公民館に書記を配置しない理由を説明をお願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

一番最初の答弁で答弁したとおり、各自治会の公民館に書記を配置する、ということにつきましては、自治会の判断であって、村が判断して書記を配置する、あるいは配置しない、そういうことではございません。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 令和3年の6月7日付泊自治会長から村長宛てに泊交差点の陳情書が出ています。この陳情書は久場自治会長や泊自治会長や役員の方々が泊地区の課題について話し合い、課題解決に向けて会議をし、書記が資料をパソコンで作成した陳情です。役員の皆様が自治的活動に使った中城村の地域活性化を図るすばらしい資料です。それで、泊自治会長からも泊地区の課題解決にイベント事業を開催して地域活性化を図るには公民館に書記を配置すると意見があります。そういった要請がありますが、そういった公民館に書記を配置する考えはないでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩 (11時50分)

~~~~~

再 開 (11時53分)

○議長 新垣博正 再開します。

新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 読谷村も書記の配置、北谷町もこの運営補助金交付規定で8万4,000円の補助がありまして、それで西原町も全自治会に4万5,000円の負担をやっていますので、そういった形で中城村もこの運営補助金の中でそういった書記の配置はできないものですかという質問です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

本村からも自治会運営補助金として年間530万円程度の予算を措置しております。その530万円を用途については特に村としては限定しておりませんので、この530万円のうち、これは全体での予算額なんですけれども、使い道は自治会のほうで判断していただいて、それを書記手当として支払う、報酬として活用するのであればそれでもいいというふうに考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 私は、今おっしゃったように、久場自治会長のほうからも自治会の仕事やふれあい事業など、地域のイベント事業などで、そしてコロナ感染対策で大変ということがあります。それで、ぜひ公民館に書記を配置してくれと言われました。それで自治会長のほうにも書記を配置する場合に予算確保、自治会で予算確保する場合には自治会の会費を値上げしないといけないということで、この場合には区民の、自治会から区費の値上げをしたら区民の理解が得られない。だからどうしても村のほうでその書記手当の支援をお願いしますと言われました。そういうことで自治会長のほうも一所懸命に頑張っていますけれども、もう1人ではできないから、そういった書記を配置しながら地域活性化を図るためにぜひ書記が必要と言っていましたので、そういうことを捉えて自治会のほうに書記の配置を。あくまでも書記を配置することによって、ただじゃなくて年間計画、それから年間の事業要綱、年間予算、そういった書記の要請文書を出していきたいと思っています。ただくれじゃなくて、ちゃんと予算の計画書、そういったものを出しながら書記の配置を要請。これは久場の自治会長が言っていますが、そういったことはできないのでしょうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

今西原町のお話も出ましたので。西原町は以前はたしか4万5,000円を毎月書記手当として自治会運営補助金から支払いしているということを調査したことがございます。本村に置き換えて計算をしますと、4万5,000円の毎月の21自治会ですから、年間からいうと1,100万円程度の予算が必要になってきます。今、自治会運営補助金という形で530万円計上されております。自治会活性化補助金として350万円程度の予算が措置されております。そういう予算、いろんな補助金がございますので、その辺の予算の再編といいましょうか、見直しも含めてであれば検討は可能かと思います。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 私がなぜ公民館に書記が必要かといったら、今中城村のほうは各種団体もリーダーが育っていないんですよね。それで組織が全てが停滞しています。だから自治会長と一緒に書記を配置しながら、ほかのところはそういうのはみんなやっています。自治会長だけじゃなくて、公民館に書記を配置することによっていろんなことができます。自治会の自主的な運営ができると思っています。久場では区民運動会とか、それから公民館を活用した高齢者の健康づくり、そして自治会だより、そういうことがございます。ぜひ未来の中城村の活性化を図るためには公民館に書記が必要ですので、公民館に書記の配置を検討してください。以上、これで私の一般質問は終わります。

○議長 新垣博正 以上で、新垣貞則議員の一般質問を終了します。

休憩します。

休 憩（11時59分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 新垣博正 続きまして、安里清市議員の一般質問を許します。

○1番 安里清市議員 皆さん、こんにちは。

議席番号1番、安里清市でございます。議長の許可を得て質問いたします。その前に、ワクチン接種について感想を述べさせていただきます。去る5月21日に第1回目の接種を受けました。多くの自治体で接種の予約をめぐる混乱が報じられていましたが、中城村の取り組みは非常にすばらしく、病院の手配からタクシーの接種会場までの送迎など実に細やかな対応で、我が村ながら大変頼もしく感じました。一日も早い収束を願っております。村の担当者の皆様、そしてそれを支える職員の皆様、大変お疲れさまであります。誇りに思っております。それでは質問を行います。

大枠の1番、新型コロナ対応について。①緊急事態宣言下で対応に当たる職員の勤務状況を伺います。適正な休息・休暇は確保されていますか。②職員の体調・健康維持に係る、現下の管理体制を伺います。③ワクチンの接種に当たり、一部自治体で接種順番の不自然な割当てが問題になりましたが、中城村での対応について伺います。

大枠の2番、各字公民館への案内板の設置について。①昨年の9月議会でも提案をしましたが、その後の進捗状況を伺います。②設置の必要性などをアンケートで調査をさせていただいているみたいですが、結果の概略を伺います。③今後は設置に向けて取り組んでほしいと思いますが、いかがでしょうか。

大枠の3番、幼稚園の廃止に向けた取り組み状況を伺います。令和4年度を限りに、中城・津覇の両幼稚園を閉園する方針で現在認定こども園の設置に向けた取組が進んでおります。①閉園までの両幼稚園の維持管理計画はありますか。②中城幼稚園の園庭は木の根っこや大きな石が露出し、園児が遊ぶには危険な状態ですが、承知していますでしょうか。第1教室のクーラーの修理は予算内で可能でしょうか。雲梯棒の修理は。現在部分的な腐食のため、現

況はテープで立入禁止処置が取られています。

③津覇幼稚園のほうで職員が不足しているという状況がありますが、補充のめどについて伺います。④両幼稚園の不審者侵入対策を伺います。⑤閉園に向けた職員への説明は十分なされているのか。職員の配置転換の計画の概要をお聞きいたします。

大枠の4番、文化財の活用について。中城城跡では旧高原ホテルが撤去されたことにより、中城ハンタ道の整備が最終段階に入るものと思われれます。そこで伺いますが、①ハンタ道の今後の整備の主管はどこになりますか。中城村はどのような関わりができますか。②整備に係る工程表は示されているのでしょうか。③ホテルの跡地利用計画はありますか。その場合にPFI事業としての展開も検討されるのでしょうか。

以上、御答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、安里清市議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては総務課とこども課のほうでお答えいたします。大枠2番につきましては総務課、大枠3番、4番につきましては教育委員会のほうでお答えさせていただきます。

私のほうでは、お尋ねの新型コロナワクチン、職員の休暇等を非常に御心配された御質問でございます。大変ありがたく思っております。私どもとしましても、兼業でこのプロジェクトチームを組ませていただいているものですから、職員は今非常にぎりぎりの状態で無理を承知で、こちらとしてもですね、仕事に励んでもらっているところでございます。我々としてはモチベーションを下げることなく、村民の安全安心、健康管理のためにも職員に頑張ってもらい、そこ1点に気をつけているところでございます。どうぞ、できましたら議員の先生方も激励などをしていただけますと、モチベーションなども上がってくるものだと思いますので、ぜひお願

いをしたいと思います。

それと大枠3番について少しだけ所見を述べさせていただきます。幼稚園の廃止に向けた取組ということで。本村からいよいよ公立幼稚園が一つもないという状態になります。それに向けての作業はこれからもちろん粛々とやらせていただきますが、しかしそれまでは津覇幼、中幼の両幼稚園が存続するわけでありますので、油断なきようといいますか、一生懸命子供たちの教育に、保育に頑張っていただけるように、そこら辺の職員の頑張りにも期待をしながら、また私どもは指導もしていきたいと思っております。詳しくは後ほど教育委員会のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、こんにちは。大枠の3についてですけれども、両幼稚園に関しては、園長それから教頭と先日の学校訪問のときにも話し合いを行っております。また、閉園に向けた住民説明会も、先月の31日に実施する予定でしたが、コロナの関係で延期にしました。今後も現場と連携して、教育環境の改善に向けた取組は続けていきたいと思っております。詳細については教育総務課長から、また大枠4の文化財については生涯学習課長から答えさせます。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 新型コロナウイルス緊急事態宣言下における職員の勤務状況等についてお答えいたします。

現在のところ、感染症対策のための業務をはじめ、全般的にはおおむね通常どおりの勤務ができていますものと考えております。しかしながら、新型コロナウイルスワクチン接種業務に関しましては、他の職員と比較した場合、休暇の取得が少ない状況や、長期間にわたり時間外勤務を行わざるを得ない状況が続いております。

次に職員の体調等の管理についてお答えいた

します。職員には感染防止のため手洗い、手指消毒及びマスクの着用と自宅での検温等により、健康管理を徹底するとともに、適宜通知等により感染防止について啓蒙しております。感染した方との接触の可能性がある職員、体調がすぐれない職員につきましては、できるだけ出勤を控えるよう要請しているところであり、またPCR検査についても積極的に受けるよう周知をしております。以上のことから、職員の体調管理等はおおむねできているものと考えております。

次に大枠2の各字公民館への案内板設置について、3つの御質問がございました。一括して答弁いたします。昨年9月の村議会定例会での一般質問を受け、昨年10月に公民館等への案内板設置に関しアンケート調査を実施いたしました。その結果、「案内板を設置したほうがいい」という自治会が11自治会、「どちらとも言えない」が4自治会、「設置する必要はない」と回答した自治会が6自治会でございます。また、村内外から公民館等を訪れる頻度につきましては、「ほとんどない」が3自治会、「年に数回」が9自治会、「月に1回」が3自治会、「週に1回」が5自治会ございました。さらに分析をしますと、比較的分かりやすい場所に公民館等が立地する自治会が「設置したほうがいい」と回答しているのに対し、少し集落内に入った分わかりづらい場所に立地する自治会は「どちらとも言えない」「設置する必要はない」と回答しております。このようなことから、村としましては、早急に案内板を設置しなければならない状況ではないと考えております。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大枠1の③ワクチンの接種順位の不自然な割当てについてお答えいたします。

国の方針に沿った村の接種計画のとおり、ワクチン廃棄対策としてのキャンセル接種の方法

も開始前に確立してスタートしておりますので、本村においては不自然な割当てはないと考えます。関連してこれまでの答弁で説明不足がございましたので、皆様のお手元にこの5月分のワクチン接種実績表をお配りしておりますので、これをもって説明いたしますけれども、まず左の5月10日を御覧ください。下の青い部分が1日の接種者合計になりますが、119名が接種しております。その内訳として、中段あたりに予約者リスト接種者が110名、その下にございますキャンセル対応で9名が接種しております。薄いオレンジ部分の高齢者、65歳以上の方々ですが、新垣善功議員から御意見も頂戴いただきましたが、前もってのキャンセル連絡に対しましては同様順位の高齢者で後ろのほうの予約になっている方を前倒してキャンセル予約としての対応も取っております。当日の急なキャンセルや予診票のみで接種できない場合は、役場をはじめとした3つのグループでキャンセル待ち対応を行っております。ちなみに役場職員、ほとんどが30分以内で病院での接種を済ますという対応を取っております、大分無理をさせているのが現状でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、大枠3の①から⑤について答弁いたします。

①について、維持管理計画は作成してありませんが、令和5年度に閉園の予定があるため、危険度の高いものについては修繕を行い、必要最小限で維持管理をしていくことを考えております。

②についてです。5月20日に実施しました教育委員との学校計画訪問の際に状況を把握しております。園庭の木の根のほうについては既に切り取り、石の撤去については対応済みであります。クーラーの修理については業者に確認しておりますが、修理での対応ができないという

ことでした。新たなクーラーの設置については60万円ほど必要となるため、現在中城幼稚園で使用している教室のクーラーについては問題がないことから、修繕を見合わせております。雲梯棒については現在危険防止のため使用禁止にしております。腐食部分を幾度か修繕し使用してきましたが、管理が厳しくすぐに腐食してしまうため、今回は修繕を行わず撤去する方向で検討しております。

③についてです。預かり保育の職員1人分が現在不足しております。職業安定所や村ホームページ、村職員の回覧などを利用し、随時募集をかけておりますが、現在補充のめどはついておりません。

④についてです。中城幼稚園周辺の2つの門は随時施錠しており、不審者の侵入対策を行っております。両幼稚園とも小学校に面する入り口側については、幼稚園や小学校、あとバスの乗り入れ等で共有しているため門を閉めることができません。また、両幼稚園とも不審者・侵入者などの緊急時の対応が取れるよう、園で対策マニュアルを整備しております。さらに事故の発生を想定した不審者からの避難訓練も実施しております。

⑤についてです。職員に対しては従来から説明をしてきております。職員の配置転換についてはこども課及び平安幼稚園とも現在協議をしているところです。以上です。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは安里清市議員御質問の大枠4についてお答えいたします。

①のハンタ道整備の主管につきましては生涯学習課でございます。今後、村としましては南上原から中城城跡までの全線開通を令和6年度までに完了し、村がメインとなって開通後の利活用について関係機関で検討協議してまいります。

②の整備工程表についてでございますが、未

整備である成田山後方から中城城跡までの約250メートルについては、現在整備工程表を作成しております。

③のホテルの跡地利用計画におけるPFI事業の活用についてですが、村としましては現時点では検討しておりません。同ホテル跡地につきましては先日の金城章議員への御質問にも答弁しましたが、県有地となっていることから、今後県の跡地利用について注視しながら情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 何点か再質問をいたします。

職員の休暇等の件をお話しておりますが、那覇市の例で非常に過酷な労働というものが、80時間を超える職員も那覇市のほうで8人、それから100時間を超えた方もいらっしゃるということがあります。中城村はこういうきめ細やかな対応をしている中で、相当職員も100時間を超えて頑張っていることも気にしながらお聞きをしました。時間外勤務の時間数、80時間を超えているような方、4月、5月、6月の数字での確認をお願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

職員1名が80時間を超えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 そうですね、過労と言われているような月80時間を超える職員の数はお一人というようなことでありますが、過労死につながるような危険性は今はないのかなということをおっしゃるのですが、この方が100時間を超えるものと同じの方なんでしょうか。80時間を超えている方が100時間も超えているという、お一人でいいですね。その方について、引き続き時間外勤務が継続されないような措置は取られているのかお伺いいたします。

○議長 新垣博正 子ども課長 金城 勉。

○子ども課長 金城 勉 プロジェクトチームのリーダーでございますので、私のほうから答弁させていただきますけれども、村長からもありましたけれども、専任が2人と、残り8割は兼任というところで役割分担をして仕事を進めてまいりました。5月においてはどうしても接種が始まっておりますので、その1名の職員につきましては予約の割り振りとか病院とのやり取りというところで、どうしてもこの担当だけの時間を減らすことができずにおりました。人を投入したからといって残業時間が減るかという、そういう状況でもございました。しかしながら5月に108時間の残業をしている現状を踏まえまして、もっと削れる部分、人に分けられる部分は分けようというところで、もう既にこの担当が担っていた仕事をほかのメンバーへ割り振り等を行っておりますので、6月においてはこれほどの残業は起こらないというところでの作業分担もしながら、残業時間の短縮に努めております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 どうしても1人の方に集中しがちな、特に専門性の高いところが集中しがちなかなということで危惧をしておりますが、御答弁のとおり何とか適正な配置で危険ラインをクリアするように頑張ってください、時間外勤務の縮小ということと、それから適正な休息、休憩を取らない限り、これからまだまだ続くだろうと言われている難局を乗り越えるのは非常に難しいのかなと思いますので、ぜひまたそういう管理体制をしっかりと取っていただきたいと思っております。

③の不自然な割当てということで、主に県外のほうで報じられていたようなことなんですけど、今回、村長の先行接種についてお伺いいたします。地方自治法の第152条と中城村の例規、村長に事故があるときの職務代理者設置基準というのがありますが、その趣旨についてお伺い

たします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

地方自治法第152条におきましては、村長に事故があるときに、その村長職務代理者の優先順位が定められております。それによりますと、副知事、あるいは副市町村長がその職務を代理することになっております。本村条例におきましてもその辺を規定をしております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 村長に事故がある場合の職務代理者を置くというような規定がある中で、村長が先行接種をされたということなんです。これは村長が行かれることについて、行く、行かないの判断をする材料にはならなかったのでしょうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

村長が事故あるとき、あるいは欠けたときというのはもちろん長期の入院がございますし、連絡の取れない外国への出張等があります。そういう場合に職務代理者を置くのであって、通常県内にいる間というのは、たとえ村長が休みであってもそういう職務代理を置くことはございません。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 新型コロナワクチンの接種については、村民の命に直接関わる問題でございます。誰もが早期の接種を望んでいることだと思います。このたびの村長の接種について、村民の一部で不適切ではないかとの疑問の声が寄せられましたので、確認の質問をさせていただきました。村長が新型コロナを発症し、公務に支障が出るようなことになると村の行政に大きな混乱を来すことになりかねません。執行部の副村長、総務課長の皆さん、十分連携を取りながらこの難局を乗り越えていただきたいと思っております。今回の村長の接種に係る経緯につ

いて村民の疑問に答え、誤解が広がらないように何らかの機会ですら公表されるよう要望して、この質問を終わります。

大枠の2番で各字公民館への案内板の設置についてですけれども、細かなアンケートをされて、その結果不要というようなことで御判断されたようなことですが、例えば本当に中のほうに、集落の中にある登又、南上原とか、ほかにもそういう分かりにくいところにある公民館、区民館がありますが、そういうところについては全体的な村全域のものではなくて、ポイントを絞って設置するという事は考えられませんか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

各字の公民館等、構造改善センターを含みますけれども、そこは村として避難所として指定をしております。避難所として指定をしたために、たしか平成30年ごろだと思いますが、避難所への案内看板を全ての自治会において行っております。ですから、全ての自治会で避難所イコール公民館であるということの認識を持っていただければ、公民館への案内がスムーズにできるのかなということで考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 そういう中で先ほどから申し上げているんですが、分かりにくいところが何件かあって、私のほうにも設置の要望を取り上げてくれというふうなことがございましたので、一般質問という形で取り上げさせてもらっています。今後またそういうふうなことがあれば、要望等まとめて御相談したいと思いません。

次、大枠の3について、幼稚園の廃止に向けた取組状況をお伺いいたしました。維持管理計画は目下のところないと。令和5年の閉園に向けて最小限の維持管理をしながらというふうなお話を伺いました。私も子育てが終わって、今

孫の世代になって、自分の子供たちが幼稚園に行っていたときのあの華やかな、晴れやかな幼稚園の雰囲気というのが、うら寂しいような感じになっていて、ちょっとショックを受けながら園庭のほうから教室を回らせてもらったんですが、特に先ほど言った木の根っこについてどういう処置をされたのか、もう一度御答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

木の根っこで露出している、足が引っかかりそうな部分をカットしてあります。ただ、全てを除去するのは木の枯れるのを防止、ちょっと考えまして、危険と思われる箇所だけを処置しております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 子供たちの膝まで来るような感じの木の露出があったかと思います。これを全部取り除いて木が枯れないかなというようにことを思いながら、埋め土をするのかなというようなことも思ったんですが、子供たちの安全な園庭になるというようなことであればやむを得ない措置なのかなとも思います。石も取り除いたということでお聞きしましたが、それでよろしいですね。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 答弁いたします。

露出している大きな根っこの上に乗っかってきた大きい石については取り除いております。ただ、地面に埋まっている石が少し飛び出ている分がありますので、そのほうについては近いうちに、取り除ける部分は撤去していきたいと思っております。どうしても不可能な部分については、先ほど議員からありましたように埋め土ができるのか、今実際埋め土をしても強めに固めないで水で流れてしまうというのがあります、結構修繕が追いつかない場合がありますので、そ

の辺をちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 適切な対応をお願いしたいと思います。

次に③の職員の補充について、毎年度決算の段階で人件費の不用額、主に会計年度任用職員の方について費用の不用額が毎年出てまいります、これは早めの対応をして補充を実現して、子供たち、園児たちに十分な保育が行き渡るよう努めていただきたいのですが、先ほど職業安定所とか、そこら辺のお話をされていたのですが、現在の職員の先生方を通じてつてを求めるとか、そういう方法とか、何かほかに考えられるようなことはないでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 答弁いたします。

先週も職業安定所とか公募のお願いをしているんですが、なかなかいい返事がなく、私個人としても友人等に当たってはいるんですが、募集要項の中で応募条件の中に、今は幼稚園教諭や保育士資格などが無い方でも可能ということで、一般の無資格の方についても対応できるように書いてあります。採用条件の厳しい点について、実際こちらでも相談をしている中では2点ほどネックになる点がありました。まず1点目として、勤務時間が週5日の勤務にプラス土曜日の午前中の預かり保育が月2回あるということです。2点目に、平日勤務時間が10時45分から18時30分のため、業務終了時間が子供の送迎時間と重なってしまうため、その時間までということになるとできないということで、ほとんどその件で断られております。この要因を取り除ければ採用は可能だと思うんですけども、やってみたいという方は何件かおりましたが、この勤務条件のほうで厳しいということで断られたのがあります。以上です。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 補充に係る実情、御苦労していらっしゃるということは伺いましたが、預かり保育という場合については、例えばその保育の環境に係る国の定めた基準とか、そういうものの中ではどんなでしょうか。特にお聞きすると1名の資格者にあと1名は無資格でもいいという話は聞いたんですが、これは現在ずっと1人でやっていたら状況なんですか。そういう法令とか基準というふうなものとは合致しないのかなと思うんですが、どんなでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 答弁いたします。

本来でしたら資格がある方、お二人が勤務するのが望ましいのですが、その法令改正により2人のうち1人が無資格でもできるということで、この条件を基に現在も募集依頼をかけて、両方のケースで募集をかけているんですけども、それでもなかなか見つからないという状況もあります。2名のうち、本来でしたら資格のある方がやるんですけども、そのうち1名は無資格でも……、現在は資格を持っている方が1人います。その無資格の方でもいいからということで探してはいるんですが、そこで今探せていない状況にあります。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 早めの対応をお願いして、現在いらっしゃる専門の先生、資格のある先生のお手伝いができるようなことで、早めの補充をぜひやっていただきたいと思います。

不審者対応についてですけども、幼稚園のほうには刺股という銭形平次とかそういう昔の捕物帳に出てくるような、刺股というのが壁にかけられてあったんですが、これはちょっと、職員の力で取り扱えるのか非常に疑問に思いました。そこで両幼稚園に防犯ベルぐらいの設置について御検討できないのか。押せばベルが鳴って、本校の先生方も駆けつけてこれると

いうふうなことであれば、予算的にも非常に軽く済むのかと思うんですが、園児の安全の確保のために取り入れることはできないでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 答弁いたします。

防犯ベル等については、園の園長や教頭へこちらの費用の面も確認して、要望などを確認した上で検討させていただきたいと思います。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 ぜひ、先ほどから申し上げているんですが、全体的に雰囲気暗いような感じがして、もうちょっと明るい幼稚園にできないのかなということを感じましたので、いろいろ御無理を申し上げているような気もするんですが、⑤の職員への説明、配置転換が行われるわけですが、安心して働いていただくことができる職場の条件として、雇用の安定ということは大変必要なことだと思いますが、去る5月31日に説明会が吉の浦会館で予定されました。その件はちょっと期待していましたが中止になって、この中止になった説明会の目的は何だったのか。保護者を対象にしたのか、それともそこら辺について御説明をお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 答弁いたします。

5月31日に予定していました住民説明会については、中止ではなく延期ということで防災無線、ホームページで周知しております。現在はまだコロナの自粛期間中であり、今後、緊急事態宣言が明けた後、日程調整をして住民説明会を開いていく、行うことを予定しております。住民説明会での内容については、公立幼稚園が閉園に至る理由と経緯について。次に、新設の認定こども園の説明。あとは、現在そちらの認定こども園で施設を運営する予定となっております平安幼稚園の園長先生からの今後の運営方針等を予定しております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 閉園も間近に迫ってまいりました。ただ、現在いる子供たち、園児たちの保育を疎かにすることはできませんので、必要な箇所にはしっかりとした手当てを施していただきたいと思います。認定こども園のスムーズな透明性を持った事業の進捗を期待するとともに、現在の幼稚園での健やかな保育が、上質な保育が継続されるよう期待をいたします。以上で、この大枠3番の質問を終わります。

大枠4の文化財の活用についてお尋ねいたします。この件で、ハンタ道との関係で、それから村道の城跡線の接合部分はどこら辺になるのか。そこら辺についての県の計画ででしょうか。県立郷土劇場みたいなもののポイントになるところが出てくるのかと思うんですが、接合するところはございますか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

先日から県立郷土劇場のお話もございますが、現在まだ進行中なのか、私も情報の詳細はまだ把握しておりません。先ほど御質問にございました城跡線とのハンタ道の接合部分は今のところはないです。その県がホテル跡地というところを限定していくと、ホテル跡地の近く向こうのほうに雷岩というのがありますが、向こうのほうから歴史の道の最終地点、中城城跡への入り口へとつながっていきます。この歴史博物館的施設に関しましては、やはり城跡の景観等を含め、高台的なところへは恐らく建造物は厳しいものがあろうかと思っておりますので、イメージ的にはもともとあったプール跡、ちょっと窪んだところですかね。向こうら辺が接合的、接合することはないかと考えています。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 昨日、おとといから高原ホテル跡の利用についていろいろお話が出ているんですが、長年放置をされていた場所であって、村民としても大変待ち望んだ事業がホ

テル跡地にできるものと期待をしております。ただ、国や県の昨日、おとといでしたか。歴史博物館的な施設とか、地元の行政としての積極的な提案がまだないようなことで、これは早急な検討が必要ではないのかなと思います。国や県としても地元である中城村や北中城村の意向を配慮した形で整備方針を決定していくものと思います。その意味で浜田村長には大いに奮起をしていただきたいと思いますが、質問の最後に、村長のホテル跡地の利用等についての御意向をお伺いしたいと思います。今定例会最後の一般質問村長答弁になるかと思えます。ぜひ、熱意を込めた思いをよろしくお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

御質問は中城城跡のホテル跡地についてだと思っておりますので、それについて私の思いを少し述べさせていただきますが、ここは北中城も中城も両村にとっての大きなシンボルでございますので、両村の一緒になったまちづくりを中心に、この県有地、高原ホテル跡地に両村にとっての利益になるものを一緒になって誘致をしていきたいと。やはり今議会でもお話しはいたしましたけれども、歴史文化の発信といえますか、歴史文化に関わる発信の、これが建物になるのか、あるいはほかの部分になるのか、これからもちろん一緒になって誘致はしますけれども、いずれにしろ、両村の利益になるような、そして歴史文化の発信となるようなものを、当然議員の先生方も一緒にお知恵もいただきながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしく願いをいたします。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 世界遺産中城城跡とも相互に連携した立派な施設があって、中城村、北中城村の発展に大いに寄与するような施設になることを期待したいと思います。

質問を終わりますが、村民の皆様には粘り強

い新型コロナ対応をお願いしたいと思います。
ワクチン接種もどんどん進んでいる状態で、出口が少しずつ見えてきているのかなというふうにも思います。共に頑張りましょう。質問を終わります。

○議長 **新垣博正** 以上で、安里清市議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（14時18分）

令和3年第2回中城村議会定例会（第8日目）

招 集 年 月 日	令和3年6月11日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和3年6月18日（午前10時00分）		
	閉 会	令和3年6月18日（午前11時02分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	石 原 昌 雄
	6 番	玉 那 覇 登	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	1 番	安 里 清 市	2 番	新 垣 修
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	比 嘉 保	議 事 係 長	根 間 忠
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者				

議 事 日 程 第 6 号

日 程	件 名
第 1	請願第2号 南上原地区交番設置を求める請願書
第 2	陳情第5号 「運転代行業者への事業継続緊急支援措置」について(陳情)
第 3	陳情第6号 国保運営にあたって、コロナ禍など困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める陳情書
第 4	意見書第8号 国保運営にあたって、コロナ禍など困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める意見書
第 5	陳情第7号 国立病院の機能強化を求める陳情書
第 6	意見書第9号 国立病院の機能強化を求める意見書
第 7	陳情第8号 コロナ禍の中だからこそ、子どもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳まで子ども医療費無料制度実現子ども医療費無料制度の改善を求める陳情書
第 8	意見書第10号 コロナ禍の中だからこそ、子どもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳まで子ども医療費無料制度実現子ども医療費無料制度の改善を求める意見書
第 9	決議第3号 世界遺産中城城跡と一体となった沖縄の文化芸能発信交流拠点の整備を求める決議
第 10	意見書第7号 うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着事故に関する意見書

○議長 新垣博正 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 「南上原地区交番設置を求める請願書」を議題とします。

総務常任委員会から、別紙のとおり委員会において審査中の事件について会議規則第75条の規定によって継続審査の申し出がありますので、

申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定してよろしいでしょうか。

休憩します。

休憩(10時00分)

~~~~~

再開(10時03分)

○議長 新垣博正 再開します。

令和3年6月17日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

総務常任委員会  
委員長 石原 昌雄

#### 閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

#### 記

- 1 事 件 : 南上原地区交番設置を求める請願書
- 2 理 由 : 本定例会中での調査が進まず、閉会中での調査及び審査を必要とするため

「南上原地区交番設置を求める請願書」は、閉会中の継続審査といたします。

日程第2 陳情第5号 「運転代行業者への事業継続緊急支援措置について」(陳情)を議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲松正敏。

○建設常任委員長 仲松正敏 それでは読み上げて報告いたします。

令和3年6月17日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

建設常任委員会  
委員長 仲 松 正 敏

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

### 記

| 番 号   | 付託年月日         | 件 名                          | 審査の結果 |
|-------|---------------|------------------------------|-------|
| 陳情第5号 | 令和3年<br>6月11日 | 「運転代行業者への事業継続緊急支援措置」について（陳情） | 採択    |

以上です。

○議長 新垣博正 これでは委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休 憩（10時05分）

~~~~~

再 開（10時05分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第5号 「運転代行業者への事業継続緊急支援措置について」（陳情）を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第5号 「運転代行業者への事業継続緊急支援措置について」（陳情）は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第3 陳情第6号 国保運営にあたって、コロナ禍など困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める

陳情書及び日程第4 意見書第8号 国保運営にあたって、コロナ禍など困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める意見書については、関連しますので一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって日程第3及び日程第4については一括議題といたします。

本件について委員長報告及び趣旨説明を求めます。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 それでは報告書。

令和3年6月17日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

総務常任委員会
委員長 石原昌雄

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

番号	付託年月日	件名	審査の結果
陳情第6号	令和3年 6月11日	国保運営にあたって、コロナ禍など困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める陳情書	採択

続きまして、意見書第8号。

意見書第8号

令和3年6月17日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

総務常任委員長 石原昌雄

国保運営にあたって、コロナ禍など困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき制度の改善を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

令和3年6月11日に本委員会に付託された陳情第6号を審査した結果、採択となり別紙意見書を提案する。

国保運営にあたって、コロナ禍など困窮から住民の生活を守るため
地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める意見書

2018年4月から国民健康保険財政は、都道府県へ移管され、県と市町村が共同保険者となる新しい制度がスタートし、3年ごとに、国保運営方針の見直しが行われています。

2020年11月開催の国保制度改善強化全国大会の宣言でも、国保は「中高年齢者が多く加入し、医療費が増加する一方、被保険者の所得水準が低く、保険料(税)の負担率が高いという構造的問題を抱えている。」と指摘しています。

コロナ禍において、住民生活の困窮が深まる中、国民皆保険制度の中核を担う国保制度は命を守る制度として改善が緊急に求められています。

しかし、政府のガイドラインとそれに伴う「国保法改正(案)」では、地方自治の本旨を侵害し、国保の構造的問題解決を妨げる施策が含まれています。

国保運営方針に「保険料の平準化」と「財政均衡」に向けた取り組みを明記することを努力義務としています。国保の構造的問題を解決しないまま「平準化」と「財政均衡」を求めれば、さらに国保料(税)の大幅引き上げは避けられず、他保険との格差を拡大させ、コロナで苦しむ県民生活を追い込むものとなります。今後も、住民生活を守るために運営方針へ「平準化、財政均

衡」の記載必須義務化に反対し、国の財政支援のさらなる強化、法定外繰り入れ等により高すぎる保険税(料)を引き下げるなど、市町村による保険料決定、自主性を尊重するよう強く求めるものです。

国保運営方針で保険料水準統一の年度を定めた都道府県はごく少数であり、「議論する」にとどめた自治体もあります。拙速な「平準化」や「繰り入れ解消」は保険税(料)の大幅引き上げにつながり、「構造的問題」を拡大することになります。

さらに政府は普通調整交付金まで見直し、医療が高くなれば交付金を削ろうとしています。地方自治の根幹を揺るがす圧力にほかなりません。

コロナ禍における県民の生活困窮にも鑑み、以下の項目の通り、地方自治の本旨に基づき、国保制度を改善するよう求めるものです。

県から国へ要請していただきたいこと

1. コロナ禍の影響を鑑みた国保運営とすること。特に保険税(料)減免を2020年度と同様に全額国の負担で拡充普及すること。国保法44条の一部負担減免にもコロナによる影響を災害とみなして適用し、国の財政支援をおこなうこと
2. 国の財政支援を抜本的に強化し、国民皆保険最後の砦である市町村国保財政を安定させ、他保険と比べ高すぎる保険税(料)を引き下げること
3. 国保税(料)大幅引き上げにつながる「財政均衡」を運営方針記載必須義務にしないこと
4. 統一保険料を県や市町村に強制しないこと
5. 一般会計からの法定外繰り入れは市町村の権限であり、禁止しないこと
6. 就学前の子どもの均等割軽減の対象年齢を18歳まで拡大し、全額免除とすること
7. 保険者努力支援制度に、法定外繰り入れなど住民生活を守る施策へのペナルティは盛り込まないこと
8. 所得調整機能を損なう普通調整交付金見直しの検討をやめること

県への要請

1. 統一保険料を市町村に強制しないこと
2. 一般会計からの法定外繰り入れは市町村の権限であることを確認し、禁止しないこと

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年6月18日
沖縄県中城村議会

提出先

沖縄県知事
沖縄県議会議長

次のページのほうで、文面は同じですので提出先だけ読み上げます。

国保運営にあたって、コロナ禍など困窮から住民の生活を守るため
地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める意見書

2018年4月から国民健康保険財政は、都道府県へ移管され、県と市町村が共同保険者となる新しい制度がスタートし、3年ごとに、国保運営方針の見直しが行われています。

2020年11月開催の国保制度改善強化全国大会の宣言でも、国保は「中高年齢者が多く加入し、医療費が増加する一方、被保険者の所得水準が低く、保険料(税)の負担率が高いという構造的問題を抱えている。」と指摘しています。

コロナ禍において、住民生活の困窮が深まる中、国民皆保険制度の中核を担う国保制度は命を守る制度として改善が緊急に求められています。

しかし、政府のガイドラインとそれに伴う「国保法改正(案)」では、地方自治の本旨を侵害し、国保の構造的問題解決を妨げる施策が含まれています。

国保運営方針に「保険料の平準化」と「財政均衡」に向けた取り組みを明記することを努力義務としています。国保の構造的問題を解決しないまま「平準化」と「財政均衡」を求めれば、さらに国保料(税)の大幅引き上げは避けられず、他保険との格差を拡大させ、コロナで苦しむ県民生活を追い込むものとなります。今後も、住民生活を守るために運営方針へ「平準化、財政均衡」の記載必須義務化に反対し、国の財政支援のさらなる強化、法定外繰り入れ等により高すぎる保険税(料)を引き下げるなど、市町村による保険料決定、自主性を尊重するよう強く求めるものです。

国保運営方針で保険料水準統一の年度を定めた都道府県はごく少数であり、「議論する」にとどめた自治体もあります。拙速な「平準化」や「繰り入れ解消」は保険税(料)の大幅引き上げにつながり、「構造的問題」を拡大することになります。

さらに政府は普通調整交付金まで見直し、医療が高くなれば交付金を削ろうとしています。地方自治の根幹を揺るがす圧力にほかなりません。

コロナ禍における国民の生活困窮にも鑑み、以下の項目の通り、地方自治の本旨に基づき、国保制度を改善するよう求めるものです。

1. コロナ禍の影響を鑑みた国保運営とすること。特に国保税(料)減免を2020年度と同様に全額国の負担で拡充普及すること。国保法44条の一部負担減免にもコロナによる影響を災害とみなして適用し、国の財政支援をおこなうこと
2. 国の財政支援を抜本的に強化し、国民皆保険最後の砦である市町村国保財政を安定させ、他保険と比べ高すぎる保険税(料)を引き下げること
3. 国保税(料)大幅引き上げにつながる「財政均衡」を運営方針記載必須義務にしないこと
4. 統一保険料を市町村に強制しないこと

5. 一般会計からの法定外繰り入れは市町村の権限であり、禁止しないこと
6. 就学前の子どもの均等割軽減の対象年齢を18歳まで拡大し、全額免除とすること
7. 保険者努力支援制度に、法定外繰り入れなど住民生活を守る施策へのペナルティは盛り込まないこと
8. 所得調整機能を損なう普通調整交付金見直しの検討をやめること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年6月18日
沖縄県中城村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

以上。

○議長 新垣博正 これでは委員長報告及び委員長の趣旨説明を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第6号 国保運営にあたって、コロナ禍など困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める陳情書を採決します。

この陳情書に対する委員長報告は採択です。

この陳情書は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第6号 国保運営にあたって、

コロナ禍など困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、意見書第8号 国保運営にあたって、コロナ禍など困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める意見書に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第8号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第8号は委員会付託を省略いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第8号 国保運営にあたって、コロナ禍など困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第8号 国保運営にあたって、コロナ禍など困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第5 陳情第7号 国立病院の機能強化を求める陳情書及び日程第6 意見書第9号 国立病院の機能強化を求める意見書については、関連しますので、一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって日程第5及び日程第6については一括議題といたします。

本件について委員長報告及び趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長 大城常良。

○文教社会常任委員長 大城常良 それでは読み上げて報告をいたします。

令和3年6月17日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

文教社会常任委員会
委員長 大 城 常 良

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

番 号	付託年月日	件 名	審査の結果
陳情第7号	令和3年 6月11日	国立病院の機能強化を求める陳情書	採択

続いて、意見書第9号をお願いいたします。

意見書第9号

令和3年6月17日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

文教社会常任委員長 大城常良

国立病院の機能強化を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

令和3年6月11日に本委員会に付託された陳情第7号を審査した結果、採択となり別紙意見書を提案する。

国立病院の機能強化を求める意見書

貴職におかれましては、日頃より国民の医療・福祉の充実にご尽力いただき心から感謝申し上げます。

戦後最悪といえる「COVID-19（以下「新型コロナ」と表記）の感染拡大によって、感染症対策のみならず日本の医療体制のぜい弱さが浮き彫りとなりました。未だコロナ禍の終息が見えない中、医療従事者は、厳しい人員体制で心身ともに疲弊した状態で休むことなく患者のいのちと向き合っています。

一方で、新型コロナ患者を受け入れることによって、その他疾病の患者の受診・入院が激減するなど病院経営を圧迫することから、民間医療機関では受け入れに慎重にならざるを得ない実態があります。

国民のいのちと健康を守るのは国の責務です。そのためにも全都道府県にネットワークを持つ、国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院（以下「国立病院」と表記）の診療・研究にかかわる必要な経費に国費を投入し、新興感染症対策など採算の取れないセーフティネット系医療において中心的役割を果たすよう機能強化することが、地域医療を守り、充実させることに繋がります。

また、新型コロナ蔓延時においては、人工呼吸器やECMO（人工心肺装置）等医療機器や取

り扱うスタッフが不足し、重症患者への対応が十分に出来ませんでした。さらに現場では、マスクや個人防護服などの必要物品が欠乏し、大幅な人員不足なうえに、十分な感染対策も出来ないまま患者対応をせざるを得ない状況にも陥りました。このように、必要な人員、医療機器、物品が欠乏し、国民の命が救えないなどという状況はあってはならないことであり、国が責任を持って対策に取り組むことが必要です。

国立病院を機能強化し、憲法25条に保障された国民の生存権及び国の社会的使命を果たすよう以下の事項を強く要望します。

記

1. コロナ等の感染症や大規模災害から国民のいのちを守るため、国立病院を機能強化すること。
 - ①国の責任において、国立病院に「新興・再興感染症対策」に十分に対応できる専門病床を設置し、人工呼吸器やECMO等の医療機器の整備をすすめること。
 - ②「大規模災害」等の発生時においても、患者・国民に万全な医療が提供できるよう国立病院の機能強化を図ること。
2. 国立病院の機能強化を図るために、医師、看護師をはじめ全ての職員を増員すること。
3. 国立病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること。

以上、地方自治法第99条に基づき提出いたします。

令和3年6月18日
沖縄県中城村議会

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

以上であります。

○議長 新垣博正 これまで委員長報告及び委員長の趣旨説明を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第7号 国立病院の機能強化を求める陳情書を採決します。

この陳情書に対する委員長報告は採択です。

この陳情書は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第7号 国立病院の機能強化を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択す

ることに決定しました。

続きまして、意見書第9号 国立病院の機能強化を求める意見書に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第9号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第9号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第9号 国立病院の機能強化を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第9号 国立病院の機能強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第7 陳情第8号 コロナ禍の中だからこそ、子どもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳まで子ども医療費無料制度実現子ども医療費無料制度の改善を求める陳情書及び日程第8 意見書第10号 コロナ禍の中だからこそ、子どもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳まで子ども医療費無料制度実現子ども医療費無料制度の改善を求める意見書については、関連しますので一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、日程第7及び日程第8については一括議題といたします。

本件について委員長報告及び趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長 大城常良。

○文教社会常任委員長 大城常良 それでは読み上げて御報告をいたします。

令和3年6月17日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

文教社会常任委員会
委員長 大城 常良

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項

の規定により報告します。

記

番 号	付託年月日	件 名	審査の結果
陳情第8号	令和3年 6月11日	コロナ禍の中だからこそ、子どもたちの健やかな成長のために「現物支給」への国のペナルティ全廃と18歳までのこども医療費無料制度実現こども医療費無料制度の改善を求める陳情書	採択

続いて、

意見書第10号

令和3年6月17日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

文教社会常任委員長 大城常良

コロナ禍の中だからこそ、子どもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳までこども医療費無料制度実現こども医療費無料制度の改善を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

令和3年6月11日に本委員会に付託された陳情第8号を審査した結果、採択となり別紙意見書を提案する。

コロナ禍の中だからこそ、子どもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳まで子ども医療費無料制度実現子ども医療費無料制度の改善を求める意見書

必要な時に安心して医療機関に受診できることは、子どもたちの心身の健やかな成長のために必要不可欠であり、多くの沖縄県民の願いでもあります。自治体による子ども医療費助成制度は、全国でも沖縄でも大きく広がっています。

2019年4月1日現在で、中学校卒業以上の年齢まで医療費助成をしている全国の自治体は、「通院外来」で91.0%、「入院」で96.8%に達しています。「一部負担なし」「所得制限なし」「現物給付」といった「完全無料」を実現している自治体も確実に増えています。

沖縄県では子どもの貧困率が全国平均の倍以上になっており、多くのご家庭が格差と貧困で苦しんでいましたが、2018年3月まで「現物給付で中学卒業まで医療費無料」を実現していたのは、南風原町だけでした。

このような状況を打開しようと同年5月、「子どもの医療費無料制度を広げる沖縄県民の会」が発足し、県知事や県議会あての署名運動が行われ、同年10月、「中学卒業まで早期に無料化を求める」県議会決議が全会一致で採択されました。そして、2020年11月27日、県は「2022年4月から、中学卒業まで医療費無料化」を発表しました。市町村も改善をすすめる予定です。

ただし、まだ県の制度としては「償還払い」（窓口立て替え払い）となっています。「現物給付」への不安材料の一つが、政府によるペナルティ（国民健康保険国庫補助金の削減）です。

財政的にも厳しい自治体が多い沖縄県で子ども医療制度の改善を安定的にすすめるためには、「現物給付に対する国のペナルティ」全廃が必要です。そして少子化対策のためにも18歳までの医療費無料化を国の制度として実施すべきです。

いま、コロナ禍の中だからこそ、子どもたちの健やかな未来のために以下の項目の実行を国に求めます。

1. 子どもの医療費助成制度を現物給付にした市町村への国民健康保険への国庫補助の削減は少子化対策にも逆行するものであり、ただちに全廃すること
2. 18歳までの医療費無料化を国の制度として早期に実現すること

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年6月18日
沖縄県中城村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

以上であります。

○議長 新垣博正 これにて委員長報告及び委員長の趣旨説明を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第8号 コロナ禍の中だからこそ、子どもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳まで子ども医療費無料制度実現子ども医療費無料制度の改善を求める陳情書を採決します。

この陳情書に対する委員長報告は採択です。

この陳情書は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第8号 コロナ禍の中だからこそ、子どもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳まで子ども医療費無料制度実現子ども医療費無料制度の改善を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、意見書第10号 コロナ禍の中だからこそ、子どもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳まで子ども医療費無料制度実現子ども医療費無料制度の改善を求める意見書に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第10号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第10号は委員会付託を省略します。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第10号 コロナ禍の中だからこそ、子どもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳まで子ども医療費無料制度実現子ども医療費無料制度の改善を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第10号 コロナ禍の中だからこそ、子どもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳まで子ども医療費無料制度実現子ども医療費無料制度の改善を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第9 決議第3号 世界遺産中城城跡と一体となった沖縄の文化芸能発信交流拠点の整備を求める決議を議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 それでは読み上げて提案します。

決議第3号

令和3年6月17日

中城村議会議長 新垣博正 殿

提出者 中城村議会議員 石原昌雄

賛成者 中城村議会議員 金城章

中城村議会議員 桃原清

世界遺産中城城跡と一体となった沖縄の文化芸能発信交流拠点の整備を求める決議

上記の議案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

世界遺産中城城跡と一体となった、沖縄の文化芸能発信交流拠点の早期整備について関係要路に要求するため。

世界遺産中城城跡と一体となった沖縄の文化芸能発信交流拠点の整備を求める決議

中城村、北中城村においては、令和2年2月の「那覇広域都市計画区域における区域区分検討協議会第2回委員会」で示された方向性等を踏まえ、両村の共同のまちづくりの展望を明確に示すべく、中城城跡を核とした周辺エリアについて県下初の歴史まちづくり法に基づく国からの認定都市の指定に向け、歴史的風致の維持及び向上に関するまちづくり計画の策定に取り組んでいく考えであります。

一方で、沖縄県においては、平成21年に廃止(閉館)した県立郷土劇場の早期再建に係る芸能関連団体からの要請等を踏まえ、文化発信交流拠点の整備に向けた取組を進めていると承知しております。

当該拠点は、旧県立郷土劇場に替わる役割・機能を担う施設として、単に本県の芸能団体の発表の場にとどまることなく、沖縄の芸術・芸能を国内外に広く発信し、多様な交流を創出する拠点としての意義を有しているものと聞いております。

その意義や拠点形成の効果を最大限に発揮させるためには、歴史まちづくり法に基づく計画認定都市の指定に向けた取組と併せ、世界遺産中城城跡と一体となった当該拠点となる施設を整備することが最も相応しいものと考えております。

歴史と融合させた文化芸能発信交流拠点を形成することにより、沖縄の文化芸能をより広く県外やアジア・世界に発信でき、国際的な交流の推進や観光振興にも寄与することはもとより、地域の歴史や伝統行事を未来につなぎ個性豊かな地域社会の形成に資することや故大城立裕氏の生誕の地でもある当該地から次世代の沖縄の文化・芸能の後継者の人材を育成し、沖縄の文化・芸能の継承・発展につながるものと確信しております。

また、首里城の復旧・復興と併せた本県の世界遺産を結ぶ歴史ネットワークの拠点の一つとして、沖縄県全体の歴史的風致の維持・向上に大きく貢献していくものと考えております。

さらに、ウチナーンチュのアイデンティティや心の拠りどころともなる沖縄の歴史や文化芸能の拠点の形成は、世界に広がる海外のウチナーンチュのネットワークの拠点としての機能も併せ持つことが可能になり、来年に控えた世界のウチナーンチュ大会の開催に向けても大きな弾みになるものと考えております。

つきましては、中城村及び北中城村の歴史まちづくり計画策定に向けた取組と併せ世界遺産中城城跡と一体となった沖縄の文化芸能発信交流拠点の整備と必要な調査を実施していただきますよう下記のとおり要望いたしますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 世界遺産中城城跡と一体となった沖縄の文化芸能発信交流拠点の整備と必要な調査の実施をすること。

以上

上記のとおり決議する。

令和3年6月18日
沖縄県中城村議会

沖縄県知事

宛て

沖縄県議会

以上です。

○議長 新垣博正 これにて提出者の趣旨説明を終わります。

これから決議第3号に対する質疑を行いますか。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております決議第3号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。
したがって、決議第3号は委員会付託を省略します。

これから決議第3号の討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから決議第3号 世界遺産中城城跡と一体となった沖縄の文化芸能発信交流拠点の整備を求める決議を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。
したがって、決議第3号 世界遺産中城城跡と一体となった沖縄の文化芸能発信交流拠点の整備を求める決議は、原案のとおり可決されました。

日程第10 意見書第7号 うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着事故に関する意見書を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。
安里清市議員。

○1番 安里清市議員 おはようございます。
読み上げて提案をいたします。

意見書第7号

令和3年6月11日

中城村議会議長 新垣博正 殿

提出者 中城村議会議員 安里清市
賛成者 中城村議会議員 渡嘉敷真整
中城村議会議員 桃原清

うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着事故に関する意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

理由

うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着事故今回の事故の発生は誠に遺憾であり、断じて容認できるものではない。県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう関係要路に要求するため。

うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着事故に関する意見書

去る6月2日午後11時頃、第1海兵航空団所属のUH-1Y多用途ヘリコプターが、うるま市津堅島の畑に不時着する事故が発生した。

現場は民家から約120メートルしか離れていないことから、一步間違えば人命にかかわる重大な事故につながりかねず、島民はもとより県民に大きな衝撃と不安を与えている。

さらに、事故に対する説明や謝罪もない中で、不時着機と同型のヘリコプターにより事故現場への物資や人員の輸送を繰り返し、修理のため5日間にわたり事故現場に機体がとどめ置かれるなど、島民の不安や憤りを増幅させている。

今回の不時着機を含め米軍普天間飛行場に所属する軍用機は、これまでも、平成28年12月の名護市東海岸沖合におけるMV-22オスプレイの墜落事故や令和元年8月の沖縄本島東海岸沖合におけるCH-53Eヘリコプターの窓落下事故、さらには今回の事故現場に近いうるま市伊計島においても、平成29年1月及び平成30年1月の2度にわたりヘリコプターの不時着事故を起こすなど、同飛行場所属機による事故が繰り返されている。

本村上空も常時米軍機が飛び交い、いつ事故が起きるかもしれない状況にある。

今回の事故は本村の直近であり、目と鼻の先の津堅島で発生した。一步間違えれば本村に不時着したかもしれないことを考えると、村民の不安と怒りは計りしれないものがある。

本議会は、これまで米軍による事故等に対し、その都度、米軍や関係機関に対し事故原因の究明や再発防止策等を徹底するとともに、民間地上空での普天間飛行場所属の米軍機の飛行・訓練を中止するよう強く要請してきたところである。それにもかかわらず、今回の事故の発生は誠に遺憾であり、断じて容認できるものではない。

よって、本議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること。
- 2 保育園・学校・病院・住宅などの民間地上空での普天間飛行場所属の米軍機の飛行・訓練を中止すること。
- 3 米軍所属軍用機の整備・保守点検体制を徹底的に見直して、その結果を公表し、実効性のある安全管理と事故の再発防止を図ること。
- 4 航空機騒音規制措置に係る夜間飛行訓練制限の厳格な運用を図ること。
- 5 直ちに普天間飛行場の運用を停止し、閉鎖・撤去すること。
- 6 日米地位協定を抜本的に改定すること。特に、「日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」を廃止し、日本の航空法を遵守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月18日
沖縄県中城村議会

内閣総理大臣
外務大臣 宛て
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

以上でございます。

○議長 新垣博正 これでは提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第7号に対する質疑を行いますか。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第7号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第7号は委員会付託を省略します。これから意見書第7号の討論を行います。討論はありませんか。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは意見書第7号に賛成の立場から意見を述べます。連日連夜、米軍用機は何不自由なく沖縄県全域上空を飛行し、昼夜間の飛行時間にも何ひとつ制限がされず、本村上空においても傍若無人に飛行しております。沖縄返還協定調印より50年がたち、来年は沖縄復帰50年を迎えます。にもかかわらず日本政府は米軍基地施設使用継続を容認し、持続を容認し、米軍専用施設面積の7割以上が沖縄県に集中し、基地負担を強いられております。基地から発生する事件・事故が後を絶たず環境

汚染などの問題も発生し、県民は心身ともに疲弊させられている状況にあります。しかし、そのような状況下を打破するためにも私たち中城村議員団は全員が一丸となって、この新しくなった議場から声を出し、意見を持って要求書の実現のため、日本政府が誠意をもって取り組んでもらえるように何度でも声を上げ、県民・村民が安心・安全に暮らせる郷土を取り戻すためにも意見書第7号に賛成の立場から意見をいたします。

○議長 新垣博正 ほかに討論はありませんか。
大城常良議員。

○8番 大城常良議員 本意見書に賛成の立場で討論いたします。

度重なる米軍航空機ヘリコプターの事故、今回も事故発生後、沖縄防衛局から県への一報は3時間後、続報は14時間後、メディアに報道された後であります。復帰後、米軍機関連事故は826件にも上ります。このうちUH-1ヘリコプター18件にも及ぶ。沖縄では低空飛行訓練も日常的に行われ、大きな問題になっており、沖縄県も低空飛行訓練の情報収集を行い、県民にも情報提供を呼び掛けている。昼夜を問わない米軍機の訓練はもはや沖縄全体を米軍基地と錯覚しているのではないのでしょうか。日米が合意した騒音防止協定では午後10時から午前6時までの飛行は必要最小限に制限されている。しかし、現状は全く協定を無視した訓練が繰り返されている。日本政府も事故のたびに安全管理の

徹底、再発防止を求めています。飛行停止は一切求めない対応はまさに米国追従で主権国家として国民の命と財産を守る立場を放棄しているとしか思いません。意見書にある航空法の特例に関する法律を日本の航空法に改定することにより低空飛行訓練は禁止されるものと思います。日米地位協定第27条にあるいずれの政府もこの協定のいずれの条についてその改正をいつでも要請することができると思いますので、この協定に基づいてぜひとも日米地位協定の抜本的な改定をすることが県民・村民の民意、願いになるものと思われま。よって、本意見書に大賛成であります。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに討論はありませんか。
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 これで討論を終わります。
これから意見書第7号 うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着事故に関する意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。
したがって、意見書第7号 うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着事故に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。
したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで、本定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 (11時02分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 新 垣 博 正

中城村議会議員 安 里 清 市

中城村議会議員 新 垣 修